

○道路占用許可基準

平成元年 3月16日
道管第283号
土木部長から
各土木事務所長あて通知

| | | | |
|--------|--------------------|-----------|-------------------|
| 旧基準の制定 | 昭和57年10月1日 道管第249号 | | |
| 現基準の改正 | 平成2年3月31日 | 平成2年4月26日 | 平成2年6月18日 |
| | 平成3年1月1日 | 平成4年1月1日 | 平成4年1月17日 |
| | 平成6年4月1日 | 平成7年4月1日 | 平成9年4月1日 |
| | 平成11年6月1日 | 平成14年4月1日 | 平成17年4月1日 |
| | 平成19年4月1日 | 平成22年9月1日 | 平成25年3月27日 |
| | 平成26年3月17日 | 平成30年4月1日 | 令和元年11月29日 (最終改正) |

目 次

| 該当号 | 分類 | 名 称 | 許可類型 | 頁 |
|------|--------------------------|--|---------|------|
| 総 則 | | | | 5 |
| 法第1号 | 柱 | 電(話)柱 | 公益上認 | 9 |
| | | 光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱 | 公益上認 | 18 |
| | | ガス管防災ブロック施設用無線柱 | 公益上認 | 21 |
| | | 街(路)灯、防犯灯 | 要件で可 | 22 |
| | | カーブミラー | 要件で可 | 24 |
| | | 委任信号機柱 | 公益上認 | 26 |
| | | 防災行政無線柱 | 公益上認 | 27 |
| | | 線 | 電線 | 公益上認 |
| | 電話線 | | 公益上認 | 29 |
| | 有線音楽放送線 | | 要件で可 | 30 |
| | 登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備 | | 公益上認 | 31 |
| | 共同アンテナ用ケーブル | | 要件で可 | 34 |
| | イルミネーション | | 要件で可 | 35 |
| | その他の線類 | | 公益上認 | 36 |
| | 塔 | | 変圧塔、送電塔 | 公益上認 |
| | | 広報塔、交通安全塔、歓迎塔、時計塔 | 抑制 | 38 |
| | | 共同アンテナ塔、TVマイクロウェーブ塔 | 要件で可 | 39 |
| | 郵便差出箱 | 郵便差出箱、信書便差出箱 | 公益上認 | 40 |
| | 公衆電話所 | 公衆電話所(公衆電話ボックス) | 公益上認 | 41 |
| | 建物 | 地上変圧器(路上用低圧引込箱、多回路開閉器、低圧分岐装置等、電線地中化に際して必要となる路上設置用器材で、地上変圧器に類するものを含む) | 公益上認 | 42 |
| | | 地上光アクセス装置 | 公益上認 | 43 |
| | | 流量計ボックス | 公益上認 | 51 |
| | | ガス管防災ブロック施設用計器盤 | 公益上認 | 52 |
| | | 交番、派出所、駐在所、公衆便所、バス待合所、消防水防小屋、防災備蓄倉庫 | 原則不可 | 53 |

| 該当号 | 分類 | 名称 | 許可類型 | 頁 |
|----------------------|--------|-------------------------------------|-------|------|
| 法第1号 (続き) | 建物(続き) | あずまや(固定テーブルを含む。)、パーゴラ | 抑制 | 54 |
| | | バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋、ベンチ上屋 | 公益上認 | 55 |
| | | 消火ホース格納箱 | 抑制 | 59 |
| | | 消火器格納箱 | 抑制 | 60 |
| | 簡易設置物 | ベンチ、スツール | 要件で可 | 61 |
| | | 公衆用ゴミ容器、灰皿 | 抑制 | 62 |
| | | フラワーポット | 抑制 | 64 |
| | 碑 | 彫像、彫刻、記念碑、時計台 | 抑制 | 65 |
| | その他 | 花壇 | 抑制 | 66 |
| | | 家屋等 | 要件で可 | 67 |
| | | 道の駅関連施設 | 要件で可 | 68 |
| | | 基準点 | 公益上認 | 69 |
| | | 公衆電話ボックス内テレホンカード自動販売機 | 公益上認 | 70 |
| | | 無線基地局 | 公益上認 | 78 |
| | | 柱上光アクセス装置 | 公益上認 | 93 |
| | | 防犯カメラ | 要件で可 | 95 |
| | | 自動車ナンバー自動読取装置、交通流監視カメラ | 公益上認 | 96 |
| | | 地下駐車場に設置する売店等 | 要件で可 | 97 |
| | 法第2号 | 地下埋設管 | 地下埋設管 | 要件で可 |
| 排水管(合併処理浄化槽の道路側溝接続管) | | | 公益上認 | 114 |
| 光アクセス装置バッテリー設置台 | | | 公益上認 | 116 |
| 水位観測施設等 | | | 要件で可 | 118 |
| 熱交換器等 | | | 要件で可 | 119 |
| 法第3号 | 鉄道・軌道 | 鉄道・軌道 | 公益上認 | 120 |
| 法第4号 | 歩廊 | アーケード | 抑制 | 137 |
| | その他 | 日よけ(雨よけ) | 要件で可 | 145 |
| 法第5号 | 地下街 | 地下街 | 原則不可 | 147 |
| | 地下室 | 地下室 | 原則不可 | 159 |
| | 通路 | 一般通路 | 要件で可 | 160 |
| | | 通路橋 | 要件で可 | 162 |
| | | 上空通路 | 原則不可 | 164 |
| | | 地下通路 | 原則不可 | 173 |
| | 浄化槽 | 浄化槽 | 抑制 | 174 |
| | その他 | 地下駐車場 | 要件で可 | 175 |
| 法第6号 | 露店 | 露店 | 要件で可 | 177 |
| | 商品置場 | 商品置場 | 不可 | 178 |
| | その他 | 松かざり、七夕かざり | 要件で可 | 179 |
| | | 祭りかざり | 抑制 | 180 |
| 令第1号 | 看板 | 立看板 | 抑制 | 182 |
| | | 突出し看板、野立て看板 | 要件で可 | 184 |
| | | | | |

| 該当号 | 分類 | 名称 | 許可類型 | 頁 |
|--------------|-----------------|-------------------------------------|------|-----|
| 令第1号 (続き) | 看板(続き) | 電(話)柱又は消火栓標識の巻付看板、添加看板 | 要件で可 | 187 |
| | | 公共掲示板、町内案内図板、地域案内図板、公共交通案内板 | 要件で可 | 188 |
| | | 緊急自動車出動看板 | 要件で可 | 190 |
| | | バス停留所上屋の添加広告看板 | 要件で可 | 191 |
| | 標識 | 広域避難場所誘導案内標識・海拔表示標識 | 要件で可 | 196 |
| | | スクールゾーン標識 | 要件で可 | 197 |
| | | 消防水利標識 | 要件で可 | 198 |
| | | バス停留所標識 | 要件で可 | 200 |
| | | タクシー乗場標識 | 要件で可 | 204 |
| | | 駐車場案内標識 | 要件で可 | 205 |
| | | 震災避難誘導標識 | 要件で可 | 208 |
| | | 公共施設案内標識 | 要件で可 | 210 |
| | | 駐車場案内システム電光掲示板 | 公益上認 | 214 |
| | | 自転車放置禁止標識及び違法駐車等防止重点地域標識 | 公益上認 | 215 |
| | | 道路愛称標識 | 要件で可 | 216 |
| | | 旗ざお | 旗ざお | 不可 |
| | パーキング・メーター | パーキング・メーター等 | 要件で可 | 219 |
| | 幕 | 幕 | 抑制 | 228 |
| | | バナーフラッグ(旗・垂れ幕) | 要件で可 | 232 |
| | アーチ | アーチ(鳥居を除く。) | 原則不可 | 233 |
| その他 | 選挙運動用のポスター等 | 要件で可 | 234 | |
| 令第2号 | 太陽光発電設備、風力発電設備 | 太陽光発電設備、風力発電設備 | 要件で可 | 237 |
| 令第3号 | 津波避難施設 | 津波避難施設 | 要件で可 | 242 |
| 令第4号 | 工事用施設 | 工事用板囲、足場、落下防護用施設 | 抑制 | 242 |
| | | 詰所 | 抑制 | 246 |
| 令第5号 | 工事用材料 | 工事用材料置場 | 抑制 | 248 |
| 令第6号 | 特定仮設店舗等(仮設建築物) | 仮設建築物 | 原則不可 | 249 |
| 令第7号 | 特定仮設店舗等(一時収容施設) | 一時収容施設 | 原則不可 | 252 |
| 令第8号 | 利便増進施設 | 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設等 | 原則不可 | 253 |
| | | 特定連結路附属地に設ける食事施設、購買施設等 | 原則不可 | 254 |
| 令第9号 | トンネル上の施設 | トンネルの上に設ける施設 | 抑制 | 255 |
| | 高架道路路面下施設 | 高架道路の路面下における施設 | 抑制 | 256 |
| 令第10号 | 道路の上空に設ける施設 | 道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場 | 抑制 | 270 |

| 該当号 | 分類 | 名称 | 許可類型 | 頁 |
|-------|----------------------------|---------------------------------|------|-----|
| 令第11号 | 応急仮設建築物 | 応急仮設建築物 | 要件で可 | 271 |
| 令第12号 | 自転車等駐車器具 | 自転車、原動機付自転車及び二輪自動車の車輪止め装置その他の器具 | 抑制 | 274 |
| 令第13号 | 自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所 | 自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所 | 不可 | 286 |

総則

(基本方針)

第1条 道路占用の許可は、個別具体的に占用目的、占用形態、占用者等に関する諸要素を総合的に判断したうえで、次の各号及び個別基準に適合する場合に限り認めることができる。

- (1) 道路本来の機能を害さず、又は影響を与えない場合
- (2) 道路の構造を害さず、又は影響を与えない場合
- (3) 道路敷地外に余地がないためやむをえない場合
- (4) 公序良俗に反しないものであって、信義誠実に利用されるものである場合
- (5) 継続して維持管理することができる場合
- (6) その他の法令を遵守したものである場合

2 許可に当たっては、前項各号及び個別基準に適合しないと認められる場合には、申請者に対して具体的な指導を行うものとし、指導によっても適合しない場合及び指導に従わない場合は、許可を行わないものとする。

(道路部長協議)

第2条 道路占用許可基準（以下「基準」という。）の「方針」中「原則として認めない。」と規定された工作物、物件又は施設（以下総則において単に「物件」という。）の許可に当たっては、事前に道路部長に協議を行うものとする。

(極力抑制すべき物件の取扱い)

第3条 各物件の基準の「方針」中「極力抑制すべきであるので、」「真にやむを得ない場合に限り認めることができる。」と規定された物件の許可に当たっては、申請者に対して具体的な指導を行うものとし、その結果真にやむを得ないと認められる場合に限り許可を行うものとする。

(許可の対象物件)

第4条 道路占用物件は、限定列挙されたものであるもので、法律、政令及び基準に規定されている物件以外のものについて許可をしてはならない。ただし、類似する物件であつて道路管理課長が特に認めたものについては、この限りでない。

(神奈川県土地利用調整条例審査結果への配慮)

第5条 申請に係わる事項を含む開発計画（この条において、神奈川県土地利用調整条例第3条第1項に規定する開発計画のことをいう。）が同項の規定による協議を要する場合において、当該協議を了していないとき又は同条例第5条第1項に規定する審査結果通知書で当該開発計画を不相当としているときは、これらの内容に配慮したうえで、許可の判断を行う。

(地上に設ける一般工作物等の要件)

第6条 一般工作物等を地上に設ける場合においては、次の各号の全てに該当すること。

- (1) 一般工作物等の道路の地面に接する部分は、次のいずれかに該当する位置であること。
 - ア 法敷
 - イ 側溝上の部分

ウ 路端に近接する部分

エ 歩道等の車道（自転車道を含む。）に近接する部分

オ 分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分（一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合のみ）

(2) 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分がある場合においては、その最下部と路面との距離が4.5m以上であること。

(3) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、交差点等以外の道路の部分に設けるものであること。

（地下に設ける一般工作物等の要件）

第7条 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次の各号の全てに適合する場所であること。

(1) 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。

(2) 保安上又は工事实施上の支障のない限り、他の占用物件に接近していること。

(3) 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、当該一般工作物等の頂部が地面に接していること。

（トンネル上に設ける一般工作物等の要件）

第8条 一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネルの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場所であること。

（高架道路の路面下に設ける一般工作物等の要件）

第9条 一般工作物等を高架道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

（特定連結路附属地に設ける一般工作物等の要件）

第10条 一般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさない場所であること。

（地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い）

第11条 地域における公共的な取組み（以下、「地域活動」という。）に要する費用への充当を目的とする広告の添加、塗布は、個別基準に規定するもので、次の各号全てに該当する場合に限り認めることができる。

(1) 地域活動は、原則として、商店街組織、自治会その他これらに類する団体が行うものであること。

(2) 地域活動は、県管理道路の利便性の向上に寄与する活動又は事業であって、それに要する費用が不足し、かつ、そのための費用を捻出する手段が他にないものであること。

(3) 広告による収入は、その全額を地域活動に充当するものとし、かつ、地域活動に要する費用は、その全額が広告収入でまかなわれていないものであること。

(4) 音声及び動画を使用した広告は認めない。また、広告の取扱いに当たっては、他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮されているものであること。

2 許可に当たっては、事前に道路管理課長に協議を行うものとする。なお、原則として、

道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署、地元市民代表・団体等で構成する連絡協議会を開催し、広告物の取扱方針を策定するものとする。

(参考通知)

- 1 「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第22号)
- 2 「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第24号)

(景観行政団体への意見照会)

第12条 申請に係る道路が景観重要公共施設に位置づけられ、景観計画に景観基準が定められている場合、当該景観基準は、基準の一部となるため、審査に先立ち、景観行政団体へ意見照会を行うこと。ただし、申請書に景観行政団体からの意見書が添付されている場合はこの限りでない。

(占用特例の取扱い)

第13条 次の関係通知に基づいて占用特例を適用しようとする場合には、道路部長と協議を行うものとする。

(関係通知)

- 1 「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成23年10月20日付け国道利第22号)
- 2 「国家戦略特別区域法の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成26年4月1日国道利第39号)
- 3 「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成26年7月3日国道利第10号)

(道路占用許可の更新の取扱い)

第14条 基準改正前に許可した物件が、基準改正後に基準に適合しなくなった場合には、物件の存置中は許可を更新することができる。ただし、物件を取り替える際には、改正後の基準に適合しなければ許可することができない。

(国際的、国家的に重要なイベント等に係る特別の取扱い)

第15条 国際的、国家的に重要なイベント等の開催に伴い、道路部長が特別の取扱いを定めた場合は、基準の規定にかかわらず、当該取扱いを定めた通知をもって許可の判断を行う。

(その他)

第16条 この基準における用語の定義は、次表のとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 法第号 | 道路法第32条第1項第号 |
| 令第号 | 道路法施行令第7条第号 |
| 道路構造条例 | 神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例 |

| 用語 | 定義 |
|----------|---|
| 歩道等 | 歩道、自転車歩行車道及び自転車道 |
| 道路余地 | 車道、歩道等及び法敷以外の道路区域 |
| 緑地帯 | 専ら樹木及び草花が植栽されている道路区域であって、植樹帯を除く部分 |
| 道路広場 | 歩道等及び道路余地を含む区域であって、相当程度の広がりを持つ道路区域 |
| 歩道等の有効幅員 | 歩道等の幅員のうち、植樹帯、駒止及び占用物件の占める部分を除いたもので、実際歩行者の通行の用に供することのできる部分の幅員 |
| 交差点等 | 道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分 |
| 特定連結路附属地 | 自専道の区域のうち、自専道とその他の道路を連結する部分で、車道及び路肩に附属する土地。 |
| 国 | 占用主体の限定に係る「国」には、独立行政法人を含む。 また、指定管理者及びP F I事業者は、指定管理業務及びP F I事業に係る申請にのみ、発注元の国とみなす。 |
| 地方公共団体 | 占用主体の限定に係る「地方公共団体」には、地方独立行政法人を含む。 また、指定管理者及びP F I事業者は、指定管理業務及びP F I事業に係る申請にのみ、発注元の地方公共団体とみなす。 |
| 景観行政団体 | 景観法第7条第1項に規定する景観行政団体 |
| 景観重要公共施設 | 景観法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設 |
| 景観計画 | 景観法第8条第1項に規定する景観計画 |
| 景観基準 | 景観法第8条第2項第4号ハ(1)に規定する景観重要公共施設に関する基準 |
| 一般工作物等 | 電(話)柱、電線、公衆電話所、水管、下水管、ガス管、石油管、太陽光発電設備、風力発電設備(令第2号物件)、津波避難施設(令第3号物件)、仮設建築物(令第6号物件)、一時収容施設(令第7号物件)、利便増進施設(令第8号物件)、応急仮設建築物(令第11号物件)、自転車等駐車器具(令第12号物件)を除く占用物件 |
| 占用特例 | 都市再生特別措置法第62条、国家戦略特別区域法第17条及び中心市街地の活性化に関する法律第41条に規定する道路の占用の許可基準の特例 |

[一部改正：令和元年]

法第1号物件　－柱類－

電(話)柱(支線、支線柱を含む。)

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路法第37条の規定に基づく占用の制限がない区域にあつては、原則として、道路の新設、改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であるか、又は電線を地中化する場合の端部にあたり、電(話)柱の設置がやむを得ないものに限り認めることができる。なお、電(話)柱を新設又は建替える場合において、他の柱に共架することができる場合には、単独柱の占有は認めない。
- 2 道路法第37条の規定に基づく占用の制限がある区域にあつては、平成30年9月3日付け道路管理課長通知により、やむを得ないものに限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。
- 2 ただし、歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には次によるものとする。
 - (1) 植栽帯(施設帯)のある場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等へ離れた位置であつて、植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間。
 - (2) 植栽帯(施設帯)のない場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。
- 3 同一路線に係る電(話)柱を設ける場合は、交差点等を除き道路の同じ側に設けること。
- 4 歩道等を有しない道路に設ける場合において、その反対側に占有物件があるときは、これと8メートル以上の水平距離を保たせるものとする。
- 5 総則第7条から第10条までを準用する。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 2 電(話)柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けなければならない。
- 3 道路を横断する支線の高さは、路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 4 地面に接する支線には、危険防止のため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

(その他)

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると思われるので、道路敷地外に設けるよう指導すること。

- 2 市街地など電線類の無電柱化が可能な区域においては、極力地下化の検討をすること。
- 3 電(話)柱を新たに設置する場合には、既設他の占用物件の位置を考慮し歩行者等の通行の支障にならないよう指導するものとし、申請図面に他の占用物件の位置を明記するよう指導すること。

(関係通知)

- 1 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成31年4月1日付け国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号)
- 2 「道路法第37条の規定に基づく占用の制限に係る取扱いについて」(平成30年9月3日付け道路管理課長通知)

[一部改正：令和元年]

○道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場
所に関する技術的細目の取扱いについて

平成31年4月1日付け国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号
国土交通省道路局路政課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長から
各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長あて

道路法施行規則の一部を改正する省令（平成31年国土交通省令第32号。以下「改正省令」という。）が平成31年4月1日に公布・施行されることとなった。

本改正により、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「規則」という。）第4条の4の2に電線の占用の場所に関する技術的細目が追加され、道路占用許可制度の枠内において、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。）第12条前段の実効性が担保されることとなったが、改正省令による改正後の道路法施行規則（以下「改正規則」という。）第4条の4の2第1項の規定に基づく電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについては、下記のとおりとするので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、関係省庁及び関係事業者と調整済みであることを申し添える。

記

1 改正の概要

(1) 改正の趣旨

無電柱化法第12条前段において、道路上の電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。）の設置及び管理を行う事業者（以下「関係事業者」という。）は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第1号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。

この趣旨は、無電柱化法第12条に規定する事業が実施される場合に併せて電線を地中化することにより、掘削工事に要する費用を削減しつつ効率的に無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。）を実現しようとするところにある。

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第36条において、道路管理者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供する電線又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する電線について、道路の占用の許可の申請があった場合において、法第33条第1項の規定に基づく道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）で定める基準に適合するときは、道路の占用の許可を与えなければならないこととされている。

令で定める基準のうち電線の占用の場所に関する基準に係る令第11条の2第2項において準用する令第11条第1項第1号においては、「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。」と規定さ

れている。

無電柱化法の施行以降も、現行の占用許可基準では、どのような場合に電線を地上に設けてはならないのか、必ずしも明確ではなかった。そのため、規則第4条の4の2を改正して電線の占用の場所に関する技術的細目を新設することで、関係事業者が無電柱化法第12条前段に基づき電線を新たに設けないようにすることが適切な場合においては、令第11条第1項第1号の規定中「公益上やむを得ないと認められる場所」には該当しないとの解釈を明確化し、道路法令における無電柱化法第12条前段の実効性を担保することとした。

(2) 改正の内容

改正規則第4条の4の2第1項に電線の占用の場所に関する技術的細目を新設し、「道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第11条の2第2項において準用する令第11条第1項第1号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。」を追加した。

したがって、引き続き、電柱に架設される電線を地上に設けようとする道路の占用の許可の申請があった場合において、改正規則第4条の4の2第1項に規定する事業（以下「対象事業」という。）が実施されていないときは、引き続き、従前の基準に従って審査し、これを充足する場合は道路の占用の許可を与えなければならない。また、対象事業が実施されている場合であっても、同項に規定する「地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」への該当性を審査した上で、これが肯定される場合であって、従前の基準を充足するときは、道路の占用の許可を与えなければならない。

なお、改正規則第4条の4の2第1項の文末は「～限るものとする。」となっており、「公益上やむを得ないと認められる場所」への該当については、「技術的困難であると認められる場所」への該当の有無のみをもって判断されるものではなく、他の要件によっても「公益上やむを得ないと認められる場所」への該当が判断されるものであることについて留意する必要がある。

2 対象事業

(1) 改正規則第4条の4の2第1項に明記されている事業

改正規則第4条の4の2第1項の「道路の新設、改築又は修繕に関する事業」とは、法第2条第1項に規定する道路の新設、改築及び修繕に関する事業をいう。

また、「都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業」とは、次のアからキまでに掲げる事業をいう。

- ア 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業
- イ 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）による新住宅市街地開発事業
- ウ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）による工業団地造成事業
- エ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業
- オ 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）による新都市基盤整備事業
- カ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業
- キ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）

による防災街区整備事業

(2) (1)に類する事業

改正規則第4条の4の2第1項の「その他これらに類する事業」とは、無電柱化法第12条前段の趣旨を踏まえ、次のアからウまでに掲げる事業とする。

ア 公共事業関係費により道路の工事を行う事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に基づく道路の整備に関する事業、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号）第二の一に規定する住宅市街地総合整備事業における道路の整備に関する事業等）

イ 都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う同法第4条第12項に規定する開発行為等により道路を整備する事業

ウ 道路管理者以外の者が法第24条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業

3 地下埋設の困難性への該当性

改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」は、無電柱化法第12条前段の趣旨が電線地中化に伴う掘削工事に要する費用を削減しつつ効率的に無電柱化を実現することであることを踏まえ、具体的には、次の(1)から(4)までに掲げる場所とする。

(1) 道路を掘削する工事を行う場合であっても、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所

(2) 道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所

(3) 関係事業者の予算の確保、設計等の準備に要する最低限必要な期間として、道路を掘削する工事着手の2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所

(4) (1)から(3)までに掲げる場所以外で、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当すると認められる場所については、別途通知する。

4 その他

(1) 道路区域の決定と権原の取得

道路占用許可制度は、法第91条第2項の規定により、道路の区域が決定された後、道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後において準用されるものである。このため、2に掲げる対象事業が実施されている間、これらの事業と併せて電線の地中化が的確に図られるよう、適切な時期に道路の区域を決定し、上記権原を取得すること。

(2) 施行者等との事前協議

ア 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業並びに2(2)ア及びイに掲げる事業について、当該事業に係る工事の実施前の事前協議の段階から、施行者、開発事業者、関係事業者等に無電柱化の実施を求めること。

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業について、改正規則の施行日以前に当該事業に対する公共施設管理者の同意又は事業の認可がされた場合であっても、事業計画の内容、事業の進捗等を考慮し、事業計画の変更が困難であると認められるときは、改正規則第4条の4の2第1項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」に該当するものとして取り扱うものとする。

- (3) 2年前までに3(3)に定める通知がなされていない場所への対応
- ア 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業並びに2(2)ア及びイで掲げる事業について、施行者等から2年前までに3(3)に定める通知が可能であったにもかかわらず、これがなされなかった場合には、道路管理者は、当該事業による道路の管理を引き継ぐべきではない。
- イ 3(3)により、2年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所については、アに掲げる場合を除き地下埋設の困難性が認められることとなるが、こうした場所についても、道路管理者は、可能な限り無電柱化の実施がなされるよう施行者、開発事業者、関係事業者等との調整に努めること。
- (4) 関係事業者の事情の考慮
改正規則第4条の4の2第1項の規定に基づき道路の占用の許可を審査するに当たっては、関係事業者の事情も考慮しつつ個別具体の状況を踏まえ、判断すること。
- (5) 既設電線の取扱い
改正規則附則第2項において、「この省令の施行の際現に存する電線(工事中のものを含む。)に係る道路の占用の場所については、この省令による改正後の道路法施行規則第4条の4の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。」とされており、改正規則第4条の4の2第1項は、既設電線(改正規則が施行される平成31年4月1日より前になされた、法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電線をいう。以下同じ。)については適用されず、既設電線の更新についても適用されるものではないことに留意すること。
- (6) 電線の地下埋設が可能な場所における工事期間中の例外
道路事業等による工事が行われている期間のうち、電線の地下埋設工事が完了するまでに沿道施設等への電力・通信サービスが必要と認められる場合は、地下埋設工事が完了するまでの間は、当該サービスに必要な仮設の電柱に電線を設置することを認めるものとする。
- (7) 施行期日
この通達は、平成31年4月1日から施行する。

○道路法第37条の規定に基づく占用の制限に係る取扱いについて

平成30年9月3日

道路管理課長から各土木事務所長及び各センター所長あて通知

標記のことについて、本県における取扱いを別紙のとおり定めましたので通知します。

(別紙)

道路法第37条の規定に基づく占用の制限に係る取扱いについて

1 道路法第37条の趣旨

防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占有物件の倒壊などにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければならない。

このため、防災上の観点から重要な道路について、その効用を全うさせるために必要

と認める場合に、道路管理者が区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができるよう措置されたものである。

2 占用制限の対象物件

- (1) 道路上に設置されている電(話)柱(鉄道及び軌道の電(話)柱を除く。以下同じ。)を対象とする。
- (2) 対象とする電(話)柱には、電気事業者、電気通信事業者の電(話)柱のほか、その他の事業者の電(話)柱が含まれる。
- (3) 信号柱その他の警察が設置・管理する物件及び街灯は、電(話)柱に含まれない。
- (4) 電(話)柱の倒壊を防ぐための支線、支柱及び支線柱は対象としない。電(話)線も同様とする。
- (5) 電線共同溝の整備に伴い連系柱を新設する必要がある場合は、道路区域外への設置又は近接する既存の電(話)柱の移設により対応すること。

3 占用制限の対象区域

- (1) 県が道路法(以下「法」という。)に基づいて管理する緊急輸送道路のすべての区域とする。
- (2) 占用制限の指定をした緊急輸送道路の道路区域を変更した場合には、特段の手続を経ずに(※)、変更後の道路区域が占用制限の区域になるものとする。

※ 「緊急輸送道路における電柱による占用の禁止の運用ガイドラインについて」(平成28年2月26日付け国土交通省道路局事務連絡)の2(4)では、「拡幅工事等により道路区域を変更した場合、当該区域が緊急輸送道路に含まれるときは、その都度、占用制限をかける区域の指定を行うこと。なお、道路法第37条第2項の規定に基づく警察署長協議についても、その都度行うこと。」とされているが、本県では、指定手続の簡便化の観点から、最初の占用制限区域の告示において、占用制限の対象区域を「緊急輸送道路の道路区域(道路法第18条第1項の規定に基づく道路区域の変更により、今後道路区域となる箇所を含む。)」と指定することにより、道路区域の変更ごとの占用制限の指定手続(警察署長協議を含む。)を不要とする。ただし、新たに緊急輸送道路に指定された道路について占用制限を実施する場合には、占用制限の指定手続を要するものとする。

- (3) 占用制限の対象である道路区域が、旧道移管や廃道により県管理の道路区域から除外された場合には、占用制限区域の指定を解除する手続は不要とする。

4 占用制限区域を指定した後の電(話)柱の取扱い

(1) 既存の電(話)柱

既存の電(話)柱については、当面の間、認めることとする。当該電(話)柱の更新・移設についても、当面の間、認めることとする。

- ① 「既存の電(話)柱」とは、電(話)柱による道路の占用の制限を開始する日において現に存在し、又は同日より前に法第32条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可又は法第35条の規定に基づく協議による同意がなされた電(話)柱をいう。
- ② 「更新」とは、老朽化等を原因として既存の電(話)柱を除去することが必要となった場合に、更新前の電(話)柱と同一場所に新たな電(話)柱を設置することをいう。

- ③ 「移設」とは、移設元の電柱に近接する場所に、移設元の電(話)柱と同一のサービスの提供を行うための電(話)柱を設置することをいい、東京電力株式会社との「電気工作物等の移設工事等に関する基本協定書」(平成16年3月5日)に基づく協議等によるものを含む。なお、法第71条第2項の規定に基づく監督処分により移設される電(話)柱は、「新規の電(話)柱」として取り扱う。

(2) 新規の電(話)柱

新規の電(話)柱の占用は原則として認めないが、以下の①から⑤の場合であって、かつ、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合(※1)は、仮設の電(話)柱の設置を認めることとする。(原則最大2年間※2)

- ① 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合
 ② 宅地開発又は商業施設や工場の新規建設等が原因で、新たに電力・通信サービスが必要となった場合
 ③ 電線類の地中化工事を実施する場合であって、工事始期又は事業予定年次が明確である場合
 ④ 法第71条第2項の規定に基づく監督処分により電(話)柱が移設される場合
 ⑤ 信号機その他の警察が設置・管理する施設・設備の新設に当たって、当該施設・設備に電力を供給し、又は通信を確保するため、新たな電(話)柱の設置が必要な場合

※1 「直ちに道路区域外に用地の確保ができない」場合とは、電(話)柱を設置するために必要な用地の使用について、直ちに用地の所有者の了解が得られないと認められる場合(②の場合にあつては、用地の所有者が、新たに電力・通信サービスの供給を望む者と同一の場合を除くこととし、用地の所有者との全ての交渉記録等を要することとする。)、又は、物理的に電(話)柱を設置する場所が道路区域の他に存在しないと認められる場合とする。

※2 仮設電(話)柱の占用期間は原則最大2年間であるが、次のいずれかに該当する場合(以下、「延長事由」という。)には、占用期間の延長を認めるものとする。

- (1) 電線類の地中化工事を実施する場合であって、工事始期又は事業予定年次が明確であるときは、当該工事の完了までの間、占用期間の延長を認めることができる。
 (2) 占用者からの申出があり、真にやむを得ないと認められる場合(例：用地の所有者に対して、精力的な交渉が行われたにもかかわらず、引き続き用地の所有者の了解が得られない場合)、占用期間の延長を認めることができる。
 (最大2年間、再延長は認めない)

5 仮設の電(話)柱の占用に係る許認可事務について

- (1) 占用を許可する場合、一括更新許可の対象とせず、個別許可とする。また、許可にあたっては、許可書の占用物件の名称欄に電(話)柱番号を記載するものとする。
 (2) 占用期間は原則最大2年間であり、延長事由に該当する場合に限り、例外的に最大2年間の占用期間の延長を認めるものとする。この場合、占用者に対しては、早期に道路区域外への移設や地中化を求めることとする。
 (3) 当初の許可期間が2年未満の場合でも、延長事由に該当しない限り、占用期間の延長は認めないものとする。
 (4) 許可した仮設の電(話)柱については、別添様式「仮設電(話)柱管理表(道路法第37条関係)」により管理を行うこととする。

- (5) 仮設の電(話)柱に、ケーブルテレビ事業者等が電線等を共架することは、当該電(話)柱の許可期間に限り可能とする。

法第1号物件 ー柱類ー

光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱

(方針)

公益上やむを得ず、電(話)柱を新設又は建替えしない場合であって、次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路法第37条の規定に基づく占用の制限がない区域にあつては、電線地中化の予定が無く、光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱の設置がやむを得ないものに限り認めることができる。なお、光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱を新設又は建替えする場合において、他の柱に共架することができる場合には、単独柱の占用は認めない。
- 2 道路法第37条の規定に基づく占用の制限がある区域にあつては、平成30年9月3日付け道路管理課長通知により、やむを得ないものに限り認めることができる。この場合において、同通知中「電(話)柱」とあるのは「光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱」と読み替えて適用するものとする。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。
- 2 ただし、歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には次によるものとする。
 - (1) 植栽帯(施設帯)のある場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等へ離れた位置であつて、植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間。
 - (2) 植栽帯(施設帯)のない場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。
- 3 総則第7条から第10条までを準用する。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 2 電柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けなければならない。
- 3 支線及び支線柱には、危険表示を示すため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

(その他)

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると思われるので、道路敷地外に設けるよう指導すること。
- 2 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。

(関係通知)

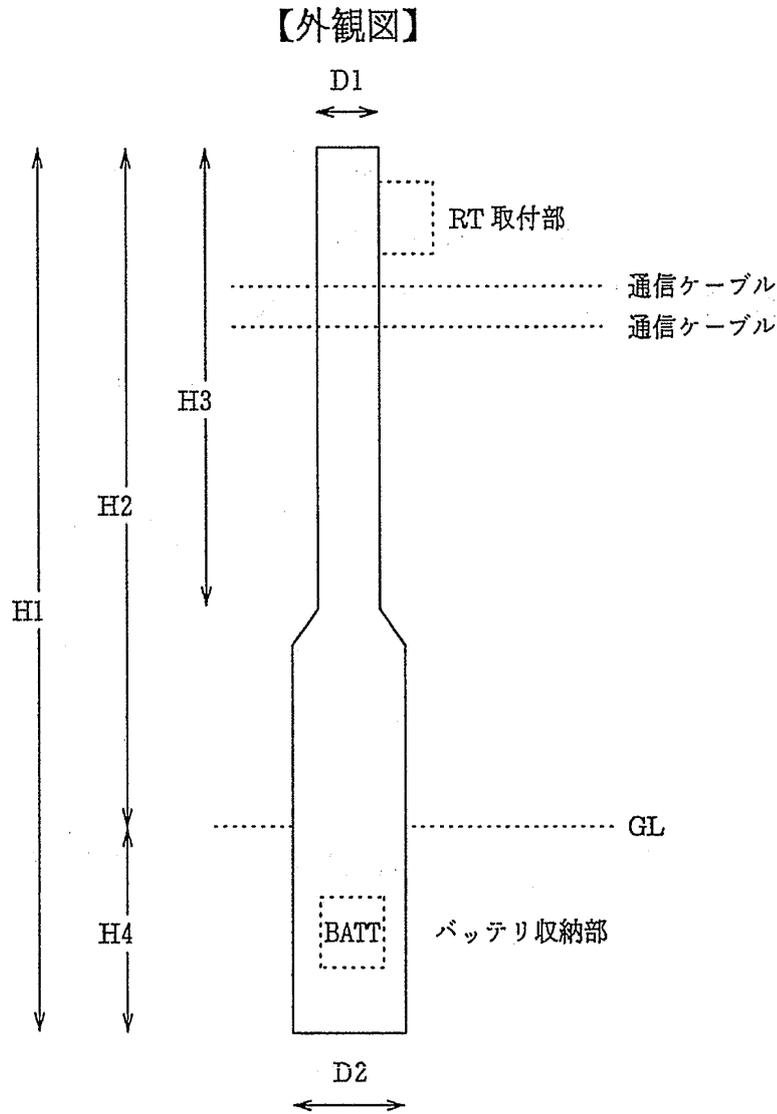
- 1 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目

の取扱いについて」(平成 31 年 4 月 1 日付け国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号)

2 「道路法第 37 条の規定に基づく占用の制限に係る取扱いについて」(平成 30 年 9 月 3 日付け道路管理課長通知)

[一部改正：令和元年]

柱上設置RTの仕様 (バッテリー内蔵型電柱)



| 諸元 | | 数値 | |
|------|----|----------------------------------|-------|
| 寸法 | 高さ | 全長 (H 1) | 9.00m |
| | | 地上部 (H 2) | 7.30m |
| | | 地上部 (H 3) | 5.00m |
| | | 地上部 (H 4) | 1.70m |
| | 直径 | 末口 (D 1) | 0.16m |
| 元口 | | 0.35m | |
| 重量 | | 約 370kg (バッテリーを含む総重量 : 454kg) | |
| 材質 | | 鋼材 (鋼管柱と同一) | |
| 適用地域 | | 腐食地域 (塩害・電食等) 以外の一般地域 | |
| 記事 | | 現行の電柱規格の範囲内 | |

法第1号物件 一柱類一

ガス管防災ブロック施設用無線柱（支線及び支線柱を含む。）

（方針）

公益上やむを得ず、ガス事業者が防災対策として設置する場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 ただし、歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることができない場合には次によるものとする。
 - (1) 植栽帯（施設帯）のある場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置であって、植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間。
 - (2) 植栽帯（施設帯）のない場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。
- 3 総則第7条から第10条までを準用する。

（構造）

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 2 無線柱の脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けなければならない。
- 3 支線及び支線柱には、危険表示を示すため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

（その他）

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると思われるので、道路敷地外に設けるよう指導すること。
- 2 無線受信装置は、一体のものとして取扱う。

法第1号物件 一柱類一
街(路)灯、防犯灯

(方針)

地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 灯柱は、道路敷地外の民地に設けるものとする。
- 2 やむを得ず道路敷地内に設ける場合には法敷(法敷がない場合は路端寄り)とする。ただし、歩車道等の区別がある道路にあつては歩道等の内の車道寄りに、植栽帯等を有する道路にあつては植栽帯等の内に設けることができる。この場合、歩車道等境界線等から0.25メートル以上の間隔をおき、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置とする。また、植樹帯内に設置する場合にあつては、植栽帯に空地がある場合等既植の樹木に影響を与えない場合に限るものとする。
- 3 道路照明の完備した場所での設置については、やむを得ない場合を除き認めない。
- 4 総則第7条から第10条までを準用する。

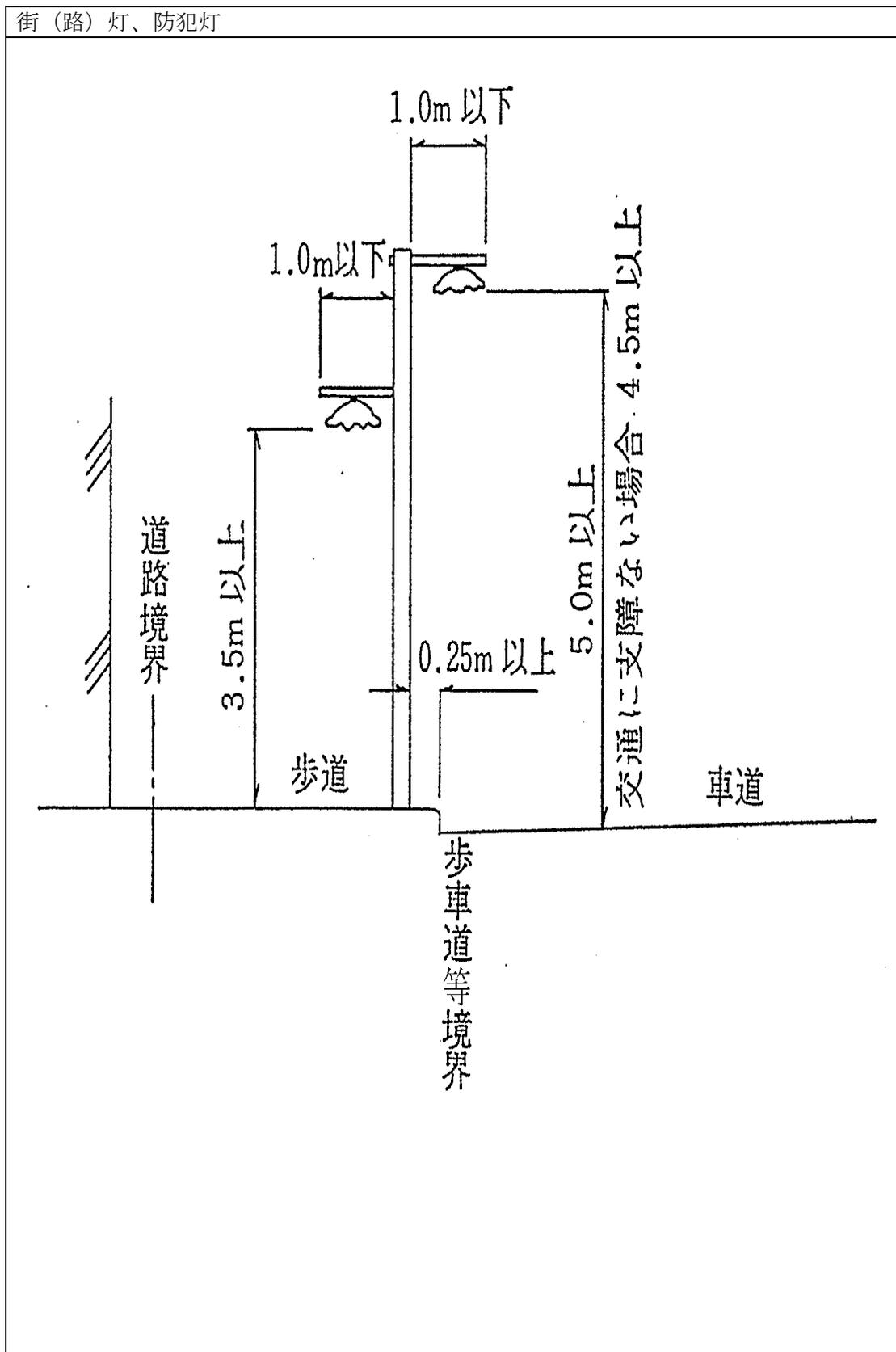
(構造)

- 1 灯具の最下部と路面との距離は5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合には4.5メートル以上(歩道上においては3.5メートル以上)とすることができる。
- 2 灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合、その出幅は一方向について上空占用1.0メートル以下とする。
- 3 灯柱は、金属製又は鉄筋コンクリート製の堅固なものとする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は、公衆に危険を与えるおそれの少ないものとする。
- 5 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。ただし、占有者が占有者名、商店会等の団体名、連絡先、又は道路名を表示した表示板を設ける場合若しくは祭礼、催物等のため一時的に設ける場合はこの限りでない。
- 6 占有者名は、灯柱の下部に巻付け又は塗装とすること。
- 7 5号ただし書きにより、灯柱に添加する表示板の幅及び長さは、それぞれ、取付け位置の直径の1.5倍以下、直径の4倍以下とする。
- 8 デザイン及び色彩は、美観、風致を十分考慮したものとする。
- 9 信号機、道路標識に類似した色彩形状は避ける。

(その他)

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると思われるので、道路敷地外に設けるよう指導すること。
- 2 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。

街（路）灯、防犯灯



法第1号物件 一柱類一
カーブミラー

(方針)

道路の構造又は地形上から、交通安全上必要と思われる場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 支柱は法敷又は道路余地に設けるものとする。法敷又は道路余地がない道路において、歩道等を有する場合には、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、歩行者等の通行に支障のない位置とする。
- 2 ミラー本体は、車道に突き出してはならない。
- 3 総則第7条から第10条までを準用する。

(構造)

- 1 ミラーの最下部と路面の距離は原則として2.5メートル以上とする。
- 2 物件には管理者名を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 3 広告の添加、塗布は認めない。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。

○カーブ・ミラー設置基準について

昭和 39 年 9 月 28 日 39 道補第 742 号土木
部長から土木事務所長あて通知

交通量の増加に伴って、事故防止のためカーブ・ミラー設置の機運が高まり、各業者においてスポンサー名付きで寄贈を申し出る者が見受けられるようになったが、その設置許可基準を別紙のとおり定めたので、取扱いについては遺憾のないよう期せられたい。

(別紙)

寄贈者名つきカーブ・ミラー設置基準

神奈川県が管理する道路上に寄贈者名を添加したカーブ・ミラーを設置する場合の許可基準は、次のとおりとする。

- 1 道路の構造又は地形上からみて、道路管理者及び公安委員会においてカーブ・ミラーの設置が必要であると認めた箇所であること。
- 2 道路幅員が 6.5メートル以上あるもので、設置の箇所は原則として道路の側溝外又は道路の法部とする。
- 3 歩車道の区別ある場合は、車道より縁石に接して設置するものとする。
- 4 設置するカーブ・ミラーについては、許可を受けた者が将来にわたって維持管理の責任を持つものでなければならない。
- 5 カーブ・ミラーに添加する寄贈者名の位置は、建設省道路局通達（昭和 37 年 7 月 7 日道発第 283 号）による道路標識に添加する広告物についての規定を準用するものとする。
- 6 カーブ・ミラーに寄贈者名を添加することができる区域及び場所は、神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）第 2 条第 1 項の区域（ただし、禁止指定道路を除く）及び同条第 2 項第 5 号により指定された道路とし、広告物の規格は、神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和 34 年神奈川県規則第 87 号）第 4 条第 1 項第 6 号（道路標識を利用するもの）の規格を準用するものとする。
- 7 神奈川県屋外広告物条例第 3 条に規定する禁止区域及び場所は、広告物を添加することはできない。
- 8 この基準は、昭和 39 年 9 月 29 日から実施する。

法第1号物件 一柱類一
委任信号機柱

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 公安委員会から信号機の設置及び維持管理の委任を受けた者が設置する場合で将来公安委員会が管理することが約定されている場合
- 2 設置場所について、公安委員会の承諾を得ている場合

(位置)

- 1 歩道等を有する道路にあつては車道寄りとし、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。
- 2 歩道等を有しない道路にあつては、法敷又は路端寄りとする。
- 3 (位置)第1項及び第2項によることが困難な場合又は不適當と認められる場合においては道路管理者が道路の構造に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場所とする。
- 4 信号機の最下部と路面との距離は4.7メートル以上とする。ただし、歩道等を有する道路の歩道等上においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 5 総則第7条から第10条までを準用する。

(構造)

相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

法第1号物件 一柱類一
防災行政無線柱

(方針)

国及び地方公共団体が防災対策として設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設けるものとする。
- 2 ただし、歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設置することが適当でない場合には次によるものとする。
 - (1) 植栽帯（施設帯）のある場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置であって、植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間。
 - (2) 植栽帯（施設帯）のない場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置であって、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置。
- 3 総則第7条から第10条までを準用する。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 2 脚ていは、路面から1.8メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けること。
- 3 無線柱から突出する受信機等の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。

法第1号物件 ー線類ー

電線（内包される保安通信線を含む。）（いわゆる電力線）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができるものとし、新設については、道路の新設、改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難な場合に限り認めることができるものとする。

（位置）

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。
- 3 総則第7条から第10条までを準用する。

（構造）

- 1 電線の高さは、路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

（その他）

- 1 電気事業法及び同関連法令を遵守したものであること。

（関係通知）

- 1 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（平成31年4月1日付け国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号）

| 用語 | 法第1号物件 ー線類ー 中での定義 |
|-------------|---|
| 路面 | 歩道のある道路においては車道の最も高い部分、歩道のない道路においては道路の最も高い部分、横断歩道橋上においては橋上、階段及びスロープの表面をいう。 |
| 技術上やむを得ない場合 | トンネル、橋りょう、高架等が物理的な障害となり架設できない場合をいう。 |

〔一部改正：令和元年〕

法第 1 号物件 一線類一

電話線（いわゆる電気通信線）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができるものとし、新設については、道路の新設、改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難な場合に限り認めることができるものとする。

（位置）

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。
- 3 総則第 7 条から第 10 条までを準用する。

（構造）

- 1 電線の高さは、路面から 5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

（関係通知）

- 1 「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（平成 31 年 4 月 1 日付け国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号）

〔一部改正：令和元年〕

法第1号物件　　－線類－
有線音楽放送線

(方針)

放送法第126条第1項の規定に基づく総務大臣の登録を要しない一般放送事業者が、その事業の用に供するために有線電気通信設備を設置する場合に限り認めることができるものとし、新設については、道路の新設、改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難な場合に限り認めることができるものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。
- 3 既存の電(話)柱に架設し得る場合にのみ認める。
- 4 増幅器、メッセージワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付け位置は、電(話)柱及び電(話)線の支持力、重量、大きさを勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。
- 5 総則第7条から第10条までを準用する。

(構造)

- 1 電線の高さは、路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街(路)灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。
- 3 電線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電(話)柱の倒壊、増幅器の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を要する。

(関係通知)

- 1 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成31年4月1日付け国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号)

[一部改正：令和元年]

法第1号物件 一線類一

登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備

(方針)

放送法第126条第1項の規定に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者が、その事業の用に供するために有線電気通信設備を設置する場合に限り認めることができるものとし、新設については、道路の新設、改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難な場合に限り認めることができるものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。
- 3 既存の電(話)柱に架設し得る場合にのみ認める。
- 4 増幅器、メッセージワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付け位置は、電(話)柱及び電(話)線の支持力、重量、大きさを勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。
- 5 総則第7条から第10条までを準用する。

(構造)

- 1 電(話)線の高さは、路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街(路)灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。
- 3 電(話)線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電(話)柱の倒壊、増幅器の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を要する。

(関係通知)

- 1 「登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備の道路占用の取扱いについて」(平成8年6月28日建設省道政発第60号：平成23年6月23日国土交通省国道利第5号により一部改正)
- 2 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成31年4月1日付け国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号)

[一部改正：令和元年]

○登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備の道路占用の取扱いについて

平成8年6月28日・建設省道政発第60号
各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合
事務局長、道路関係四公団の長、各都道府県
知事、各指定市長あて建設省道路局長通達
(平成23年6月23日国土交通省国道利第5号
により一部改正、平成23年6月30日改正施行)

放送法(昭和25年法律第132号)第126条第1項の規定に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者(以下「登録一般放送事業者」という。)がその事業の用に供するために設ける有線電気通信設備の道路占用については、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務の処理に遺憾のないようにされたい。

記

1 基本方針

(1) 登録一般放送事業者が道路に設ける有線電気通信設備は、いわゆる義務占有物件には当たらないが、その公益性にかんがみ、道路法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占有許可を与えるものとする。

ただし、電線類地中化が予想される道路においては、後述の「5. 許可の条件」に従い必要な条件を付する等、将来の電線地中化事業の推進に支障とならないよう特段の配慮をされたい。

(2) 放送法第133条の届出を行った一般放送事業者が設ける有線電気通信設備のうち難視聴対策のために設けるものについては、物件の設置目的の公益性にかんがみ、当該事業の用に供する有線電気通信設備の円滑な設置が行われるよう、占有の許可に当たって配慮するものとする。

2 占有の場所

(1) 電線は、電力柱又は電話柱等既存の電柱に架設し得る場合にあっては当該電柱に架設することとし、電力線及び電話線が地中化されている地域においては、地下に埋設すること。

(2) 電線を架設するため道路上に新規に独自の電柱を設置しないこと。ただし、当該既存の電柱の構造、既設電線の架設の状況から共架が困難な場合において、既存の電柱を建替える等の措置が講じられないことに合理的な理由があるときは、この限りではない。

(3) 電線等は、橋梁、横断歩道橋への添架についても、構造上等の観点から支障がない限り、原則として許可を与えられるものであること。

(4) 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付けの位置は、電柱及び電線の支持力、重量、大きさ等を勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。

3 占有物件の構造

占有物件の構造は、電線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電柱の倒壊、増幅器の落下等により道路の構造、交通又は景観に支障を及ぼさないものとする。

4 工事の実施方法

施設設置の工事施工者は、当該工事を行うのに必要な施工技術を有するものでなければならない。

5 許可の条件

許可に当たっては、一般的な条件の他に次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 架空線による施設設置は、将来、当該架空線が添加されている電柱の所有者に係る電線が地中化される場合には、自らの費用負担により地中化すること。
- (2) 所有者を明確にするため、電線等には所有者の明示を行うこと。

6 その他

「有線テレビジョン放送施設その他の有線テレビジョン放送事業に係る物件の道路占用の取扱いについて」（昭和60年9月26日付け建設省道政発第68号建設省道路局長通達）及び「有線テレビジョン放送施設その他の有線テレビジョン放送事業に係る物件の道路占用関係事務の処理について」（昭和60年11月30日付け建設省道政発第79号建設省道路局長通達）は廃止する。

法第1号物件　　－線類－
共同アンテナ用ケーブル

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 テレビ放送の難視聴地区において、住民、建築物所有者、建築物管理人等から難視聴対策用として許可申請がなされた場合。
- 2 占有者は、継続して維持管理できる者に限る。

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。
- 3 既存の電(話)柱に架設し得る場合にのみ認める。
- 4 総則第7条から第10条までを準用する。

(構造)

- 1 設置する共同アンテナ用ケーブルの高さは路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合はこの限りでない。
- 2 街路樹、街(路)灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を要する。
- 2 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。

法第1号物件　　－線類－
イルミネーション

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が設置する場合。
- 2 祭礼、催物等のため一時的に設置し、夜間の短時間のみ点灯するもの。

(位置)

- 1 樹木又は自らが占用の許可を受けているアーケード等への添架に限る。添架できる樹木は、高さ3m以上の樹木で、かつ、所長が支障ないと認めるものに限る。中央分離帯の樹木への添架は認めない。
- 2 イルミネーションの最下端は、路面から2.5メートル以上とする。
- 3 道路横断は認めない。
- 4 次の箇所から5.0メートル以内は原則として認めない。
横断歩道、橋りょう、トンネル、踏切、信号機、道路標識、火災報知機、消火栓及びバス停留所

(構造)

- 1 倒壊、落下、汚損等により美観を損ない、又は道路の見通し等、交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 2 広告の添架は認めない。
- 3 動光式、点滅式は認めない。
- 4 周囲の美観を損なうような色の電球は認めない。
- 5 設置時又は撤去時に樹木や枝を傷める行為は認めない。

(その他)

- 1 占用物件の維持管理にあたって、占用者の点検項目、点検回数、責任者及び緊急時の体制を記載した管理規程等を徴するものとし、支障が生じたときはただちに撤去できるものとする。

法第1号物件　　－線類－
その他の線類

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができるものとし、新設については、道路の新設、改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難な場合に限り認めることができるものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業を実施した箇所での道路横断は認めない。
- 3 既存の電(話)柱に架設し得る場合にのみ認める。

(構造)

- 1 線の高さは、路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街(路)灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、占用物件の使用目的のため、当該占用物件に架設するものはこの限りではない。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を要する。

(関係通知)

- 1 「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成31年4月1日付け国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号)

[一部改正：令和元年]

法第 1 号物件　　－塔類－
変圧塔、送電塔

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

総則第 6 条、第 8 条及び第 10 条に適合すること。

(構造)

- 1 脚柱は鉄骨等強固な構造とする。
- 2 工作物の周囲には危険防止柵を設ける。
- 3 倒壊、落下、剥離、汚損等により道路の構造または交通に支障を及ぼさないような構造とする。

法第1号物件　－塔類－

広報塔、交通安全塔、歓迎塔、時計塔

(方針)

極力抑制すべきであるので、継続して維持管理できる国、地方公共団体等が設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 分離帯、緑地帯その他これらに類する場所で直接交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 3 信号機、道路標識等の視界を妨げない位置とし、適正な視距の確保に努めるものとする。

(構造)

- 1 信号機、道路標識に類似した色彩、形状は避ける。
- 2 デザイン、表示内容は美観風致を損なわないもので、できるだけ簡略なものにする。
- 3 倒壊、落下、剥離等により道路の構造または交通に支障を及ぼさないような構造にする。
- 4 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。ただし、祭礼、催物等のために一時的に設けるものはこの限りではない。
- 5 占有者名の表示は、維持管理者が判明できる程度の大きさで添加または塗布できるものとする。
- 6 表示面積及び高さについては、神奈川県屋外広告物条例で規定する規格を準用する。

法第1号物件　　－塔類－

共同アンテナ塔、TVマイクロウェーブ塔

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

(位置)

総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。

(構造)

- 1 脚柱は鉄骨等強固な構造とする。
- 2 工作物の周囲には危険防止柵を設ける。
- 3 倒壊、落下、剥離等により道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。

法第1号物件　　－郵便差出箱－
郵便差出箱、信書便差出箱

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。
- 3 ただし、歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、歩道等の上に設けることができる。
- 4 歩道等の上に設置する場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置とし、かつ、歩行者等の通行に支障を及ぼさない位置とする。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満（自転車歩行者道においては3.0メートル未満）となる場所は認めない。

(構造)

倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

法第1号物件　　－公衆電話所－
公衆電話所（公衆電話ボックス）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 原則として法敷又は道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地がない場合は路端に設置するものとする。
- 2 ただし、歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、歩道等の上に設けることができる。
- 3 歩道等の上に設置する場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置とし、かつ、歩行者等の通行に支障を及ぼさない位置とする。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満（自転車歩行者道においては3.0メートル未満）となる場所は認めない。
- 4 総則第6条第3号及び第7条から第10条までを準用する。

（構造）

- 1 倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

（その他）

- 1 既に許可済みの公衆電話ボックス内に、公衆電話ボックスの機能を補完する備品（使用済みテレホンカード入れ、簡易腰掛け、テーブル、利用案内板等）が設置されるときは、それらが公衆電話ボックスと一体的に取扱われること及び躯体の外形寸法に大幅な変更を生じないことから、既許可の公衆電話ボックスの仕様の変更として取り扱うこととし、道路占用許可事項変更届（神奈川県道路占用規則第13条第1項）により処理すること。

法第1号物件　－建物類－

地上変圧器（路上用低圧引込箱、多回路開閉器、低圧分岐装置等、電線地中化に際して必要となる路上設置用器材で、地上変圧器に類するものを含む）

（方針）

電気事業者及び認定電気通信事業者が電線類の地中化に際して設置する場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 3 ただし、歩道等を有する場合において、法敷、道路余地に設けることができない場合は次によるものとする。
 - (1) 植栽帯（施設帯）のある場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置であって植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間
 - (2) 植栽帯（施設帯）のない場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。

（構造）

- 1 倒壊、破損等により道路の構造または交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りではない。

法第1号物件　－建物類－
地上光アクセス装置

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 3 ただし、歩道等を有する場合において、法敷、道路余地に設けることができない場合は次によるものとする。
 - (1) 植栽帯（施設帯）のある場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置であって植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間
 - (2) 植栽帯（施設帯）のない場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行車道においては3.0メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造条例で定める基準を下回らないこと。
- 4 原則として、1か所につき2基以下とするが、周辺地域の通信事情を勘案し、やむを得ない場合で、かつ、道路管理上支障がないと認められる場合には、1か所につき3基までとすることができる。

(構造)

- 1 規格（基礎台を含み、電力供給のための鋼管柱及び防御用施設は含まない。）は、幅1.5メートル、高さ1.5メートル、奥行き0.8メートル以下とする。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽のおそれがないよう又ははく離、老朽、汚損等により美観を損なうことがないようにすること。
- 3 本体には、広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。
- 4 本体の色彩は、周囲の環境と調和するものであること。
- 5 電力供給のための柱、電力供給のための柱と地上光アクセス装置本体を接続する電力用地下管路及び防護用施設については、地上光アクセス装置として一体のものとして扱う。
なお、地上光アクセス装置と既設の共架柱等を接続する通信用地下管路については、別途地下埋設管として扱うこと。

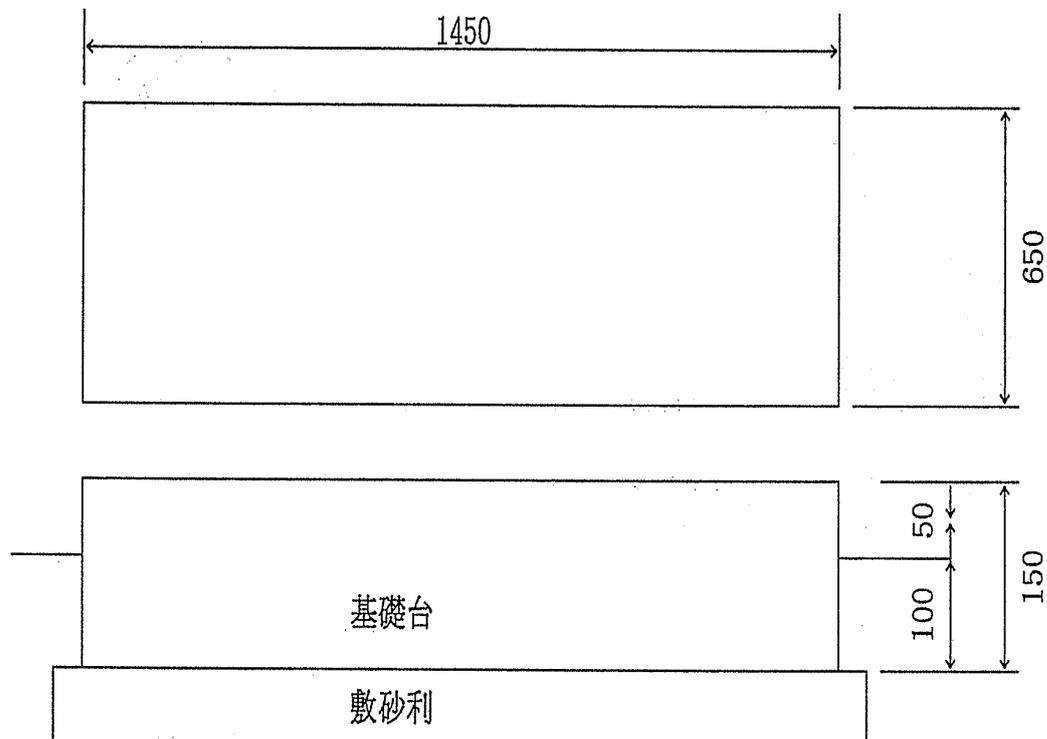
〔一部改正：平成26年〕

地上設置R Tの仕様
(1型)

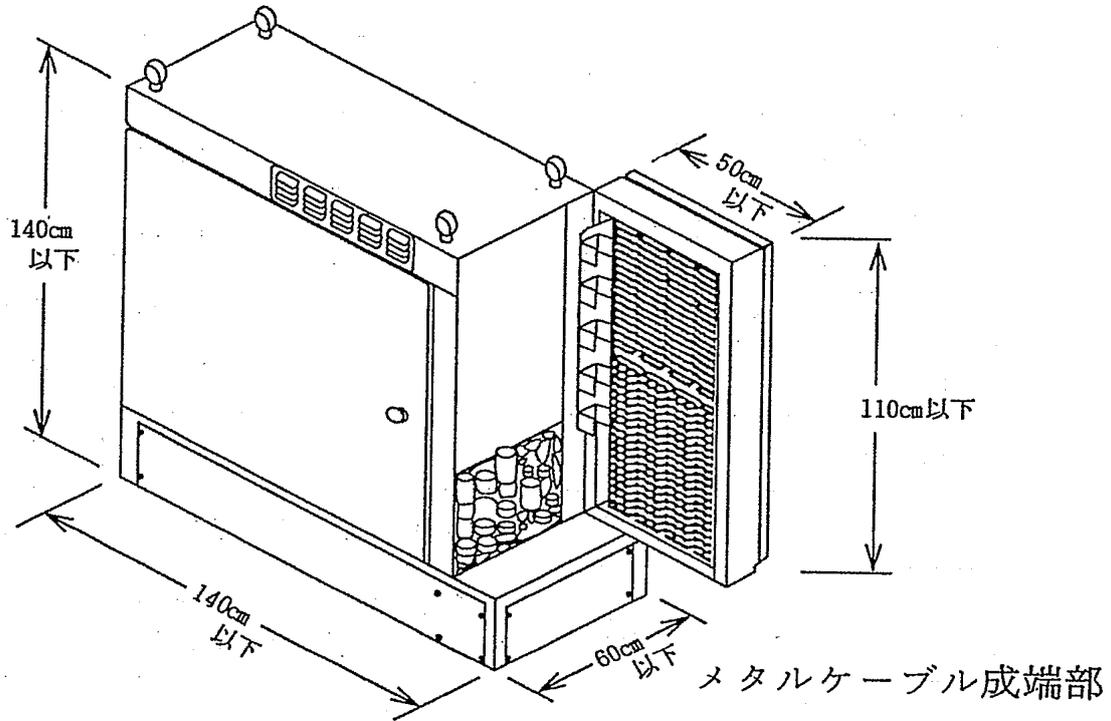
【主要諸元】

| 諸元 | | 数値 |
|-------|--------|---------------------------|
| 寸法 | 高さ(H) | 1.4m以下 |
| | 幅(W) | 1.4m以下 |
| | 奥行き(D) | 0.6m以下 |
| 重量 | | 700kg以下 |
| 収容回線数 | | 約400回線 |
| 給電 | | 商用電源(AC100V) |
| 塗装色 | | ダークブラウン又はベージュ (個別塗装可能) |

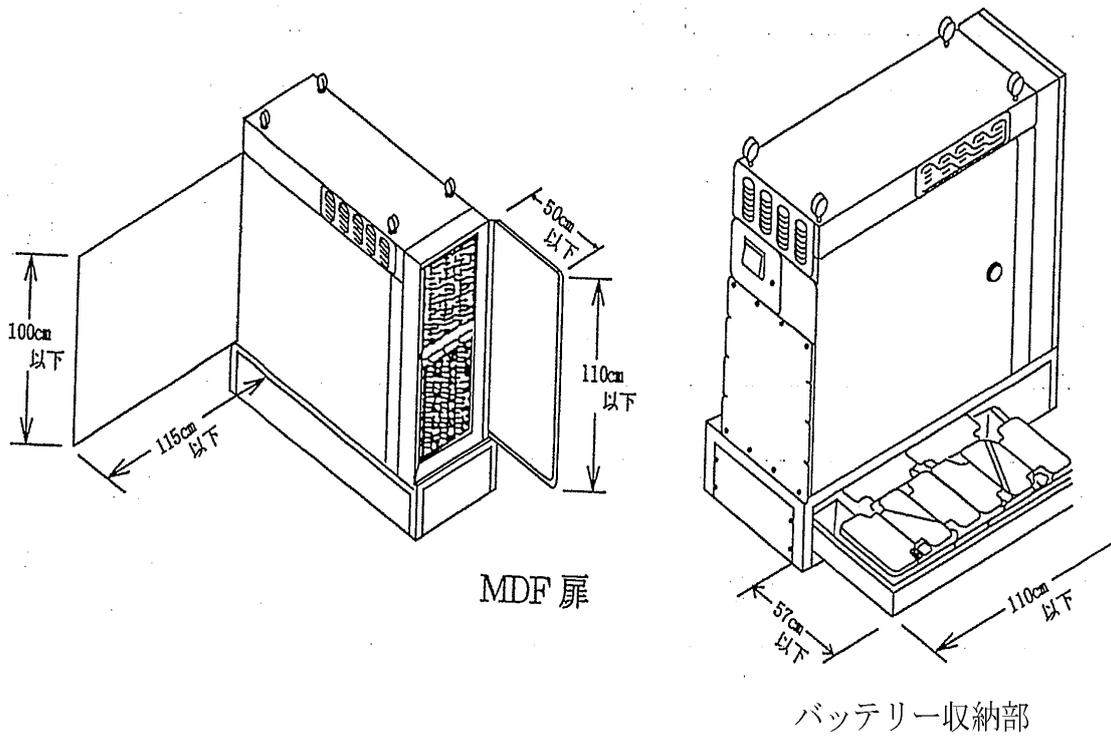
地上設置R Tの基礎台(単位・ミリメートル)



地上設置RTの外観図
(1型)



全面扉

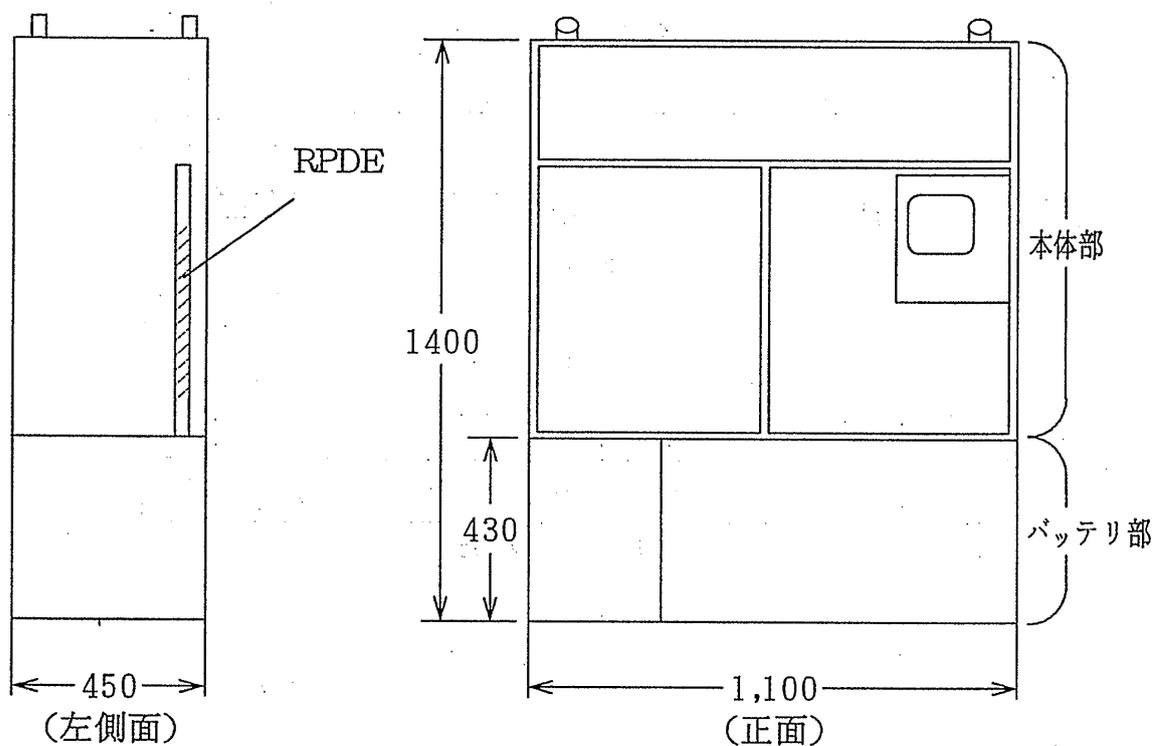


地上設置RT (2型)

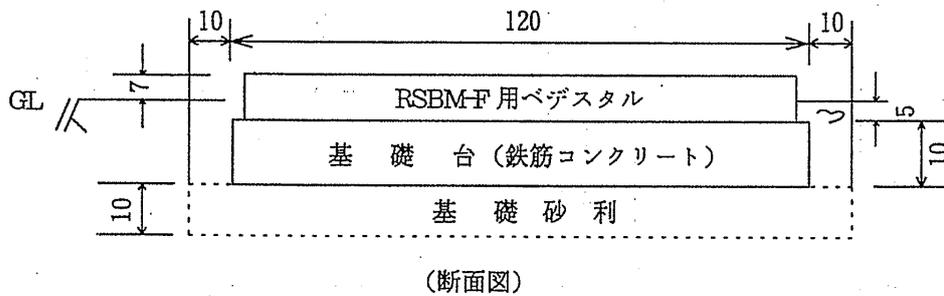
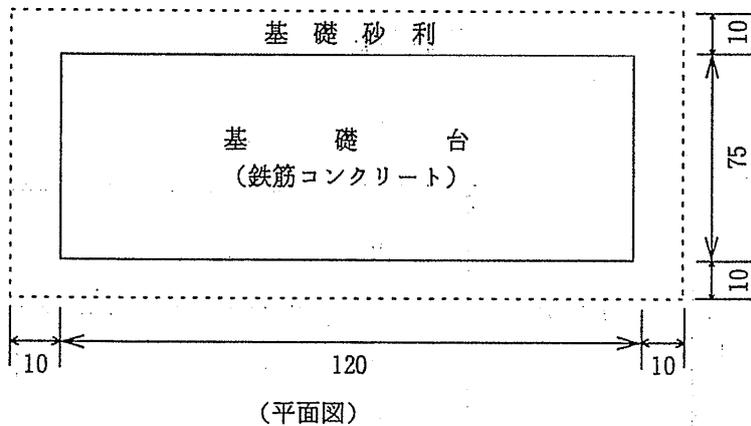
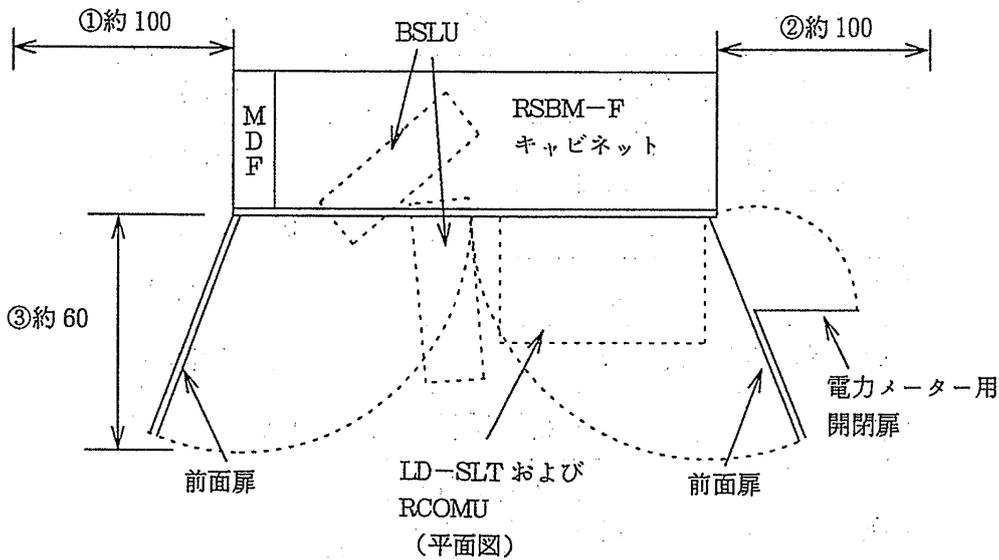
【主要諸元】

| 諸元 | | 数値 |
|-------|--------|---|
| 寸法 | 高さ(H) | 1.4m以下 |
| | 幅(W) | 1.4m以下 |
| | 奥行き(D) | 0.45m以下 |
| 重量 | | 610kg以下 |
| 収容回線数 | | 約512回線 |
| 給電 | | 商用電源(AC100V) |
| 塗装色 | | (本体部色) グレイストーンミディアム (バッテリー部色) グレイストーンダーク |

装置外観

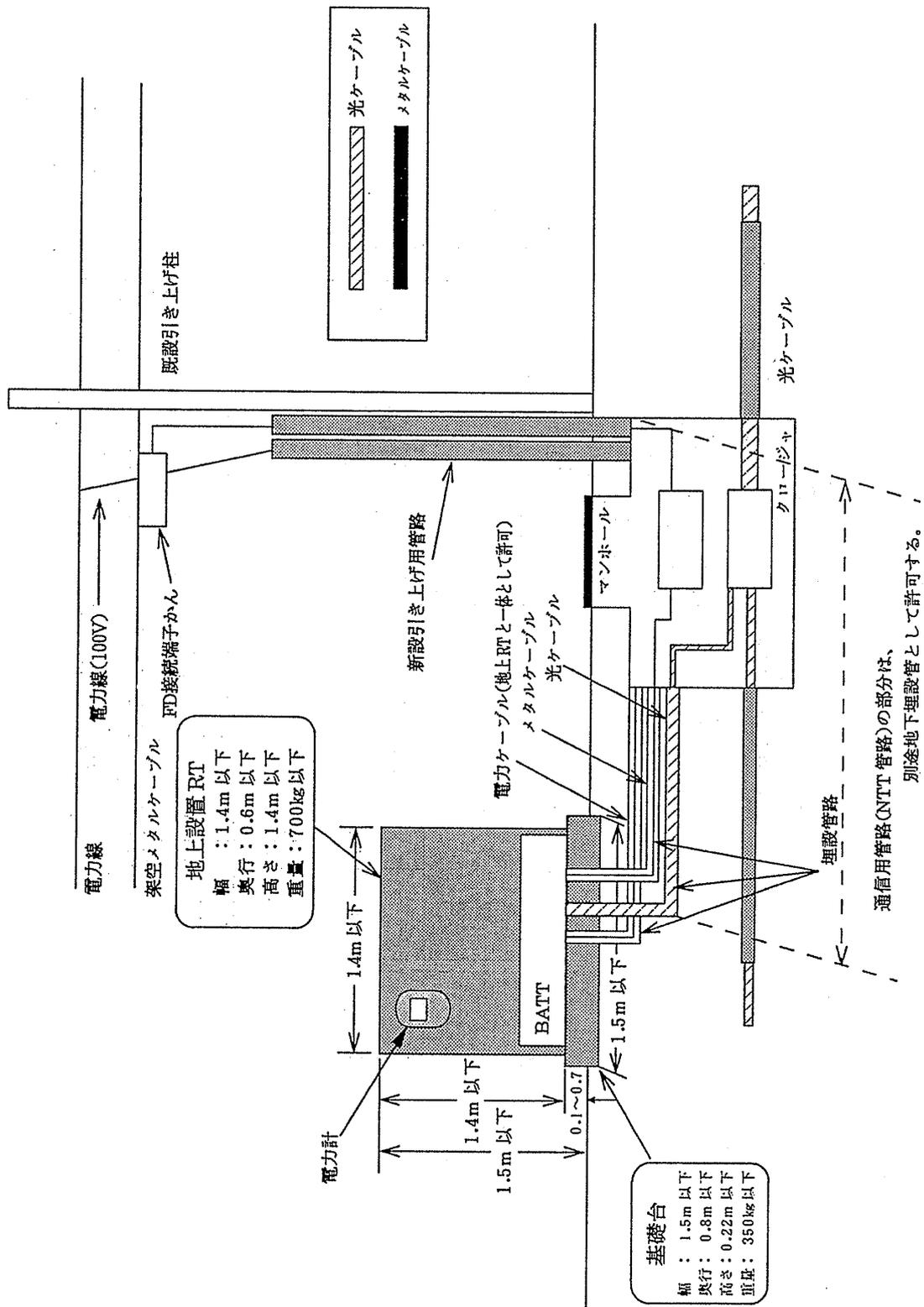


地上設置RT (2型) の基礎台

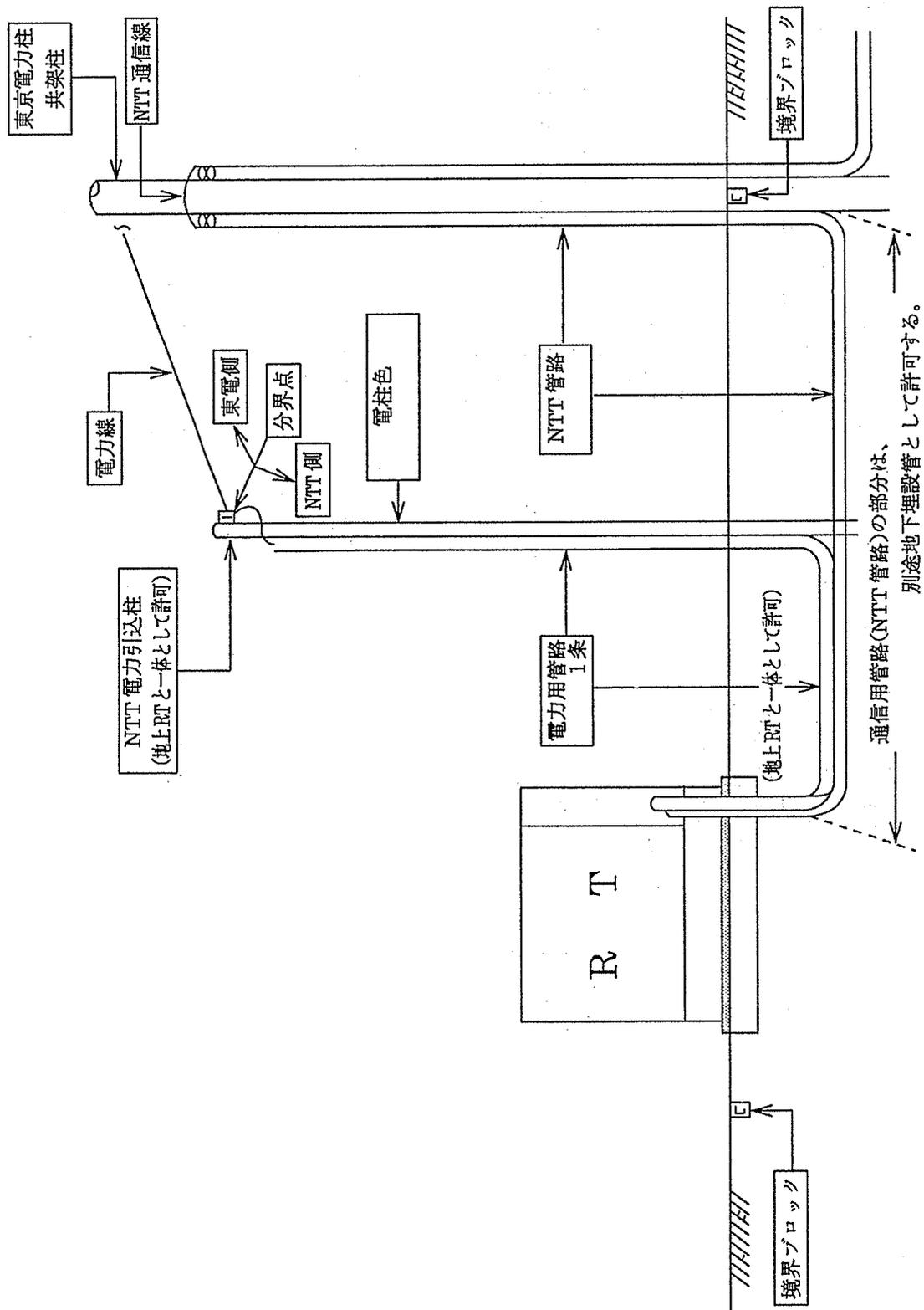


(単位：cm)

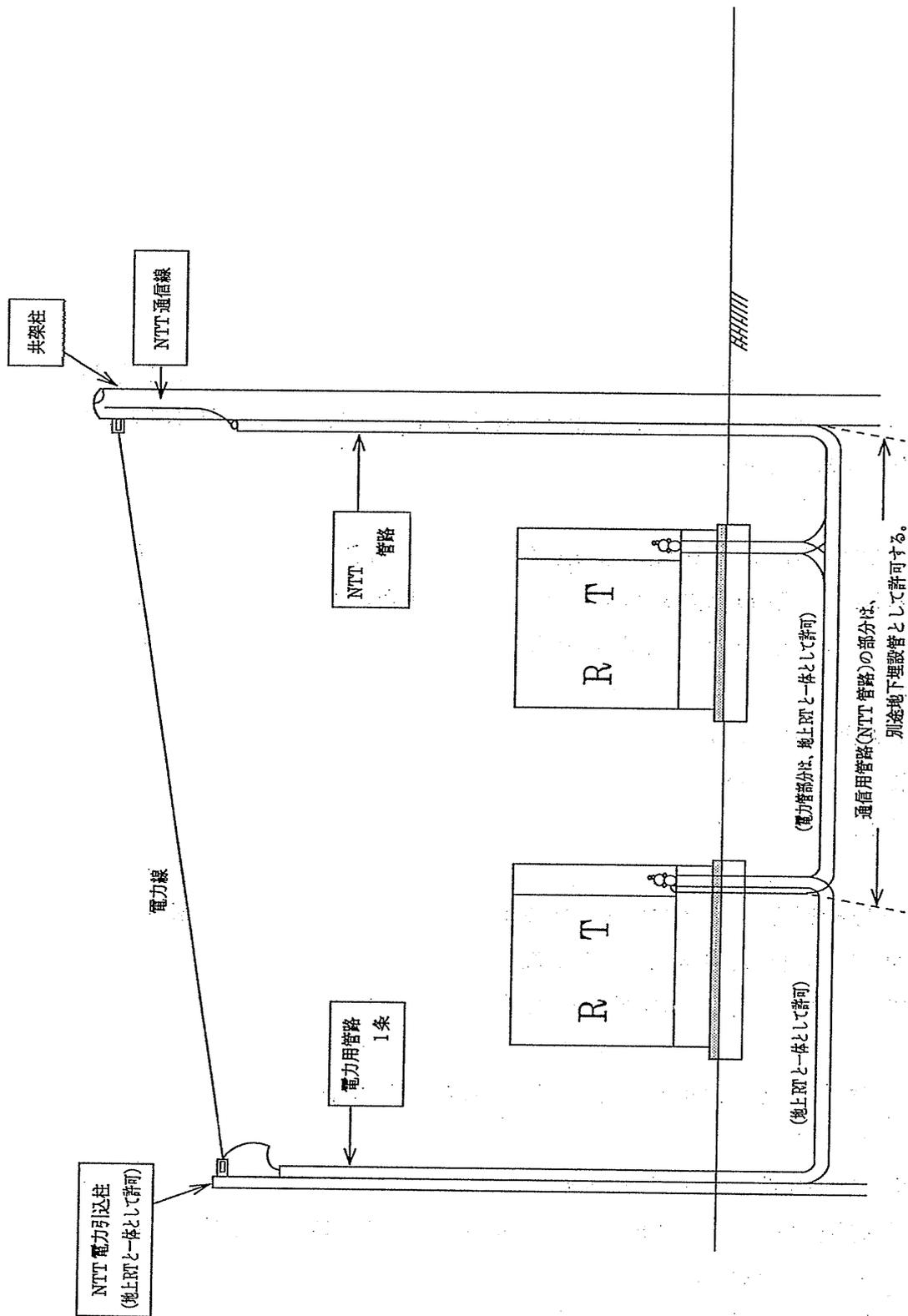
地上RTの設置形態 (1)



地上RTの設置形態 (2)



地上RTの設置形態 (3)



法第1号物件　－建物類－
流量計ボックス

(方針)

下水道管理者が設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 3 ただし、歩道等を有する場合において、法敷、道路余地に設けることができない場合は次によるものとする。
 - (1) 植栽帯（施設帯）のある場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置であって植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間
 - (2) 植栽帯（施設帯）のない場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行車道においては3.0メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造条例で定める基準を下回らないこと。

(構造)

- 1 倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

[一部改正：平成26年]

法第1号物件　－建物類－
ガス管防災ブロック施設用計器盤

(方針)

ガス事業者が防災対策として設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 3 ただし、歩道等を有する場合において、法敷、道路余地に設けることができない場合は次によるものとする。
 - (1) 植栽帯（施設帯）のある場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置であって植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間
 - (2) 植栽帯（施設帯）のない場合
歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行車道においては3.0メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造条例で定める基準を下回らないこと。

(構造)

- 1 倒壊、破損等により道路の構造または交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

〔一部改正：平成26年〕

法第1号物件　－建物類－

交番、派出所、駐在所、公衆便所、バス待合所、消防水防小屋、防災備蓄倉庫

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ず、道路部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 地方公共団体等（バス待合所についてはバス事業者も含む）が設置するものに限る。
- 2 高架道路の路面下に設ける場合は、令第6号物件とする。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとする。

(構造)

- 1 倒壊、破損等により道路の構造または交通に支障を及ぼさない構造とする。

(その他)

- 1 当該敷地を道路区域から除外することも勘案する。
- 2 将来の道路計画等を十分勘案する。
- 3 維持管理については、管理規程を徴し、管理の万全を期すものとする。

法第1号物件　－建物類－

あずまや（固定テーブルを含む。）、パーゴラ

（方針）

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が、道路広場、道路余地に設置する場合。
- 2 道路の整備計画に適合したものであること。

（位置）

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として道路広場、道路余地等に設けるものとする。

（構造）

- 1 材質は、腐朽、褪色しない堅固なものとし、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 色彩、デザインは美観を損なってはならない。
- 3 広告の添加、塗布は認めない。

（その他）

- 1 維持管理については、管理規程を徴し、管理の万全を期するものとする。

法第1号物件　－建物類－

バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋、ベンチ上屋

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1　バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者が、次に該当するものを設置する場合
 - (1) バス停留所又はタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室（以下、「バス停留所等」という。）に設置するもの
 - (2) 「第1号物件－簡易設置物－ベンチ」に付随して設置するもの
- 2　バス停留所上屋に付随して設けるバス利用者向けのロケーションシステムは、バス停留所上屋と一体のものとして許可することとする。

(位置)

- 1　総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2　歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合に設置することができる。ただし、隣接する民地を一部使用することにより、歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合はこの限りではない。
- 3　道の駅又は自動車駐車場に上屋を設置する場合は、自動車の駐車のために供されている以外の部分に設置することができる。
- 4　設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合、交差点の附近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所であること。
- 5　近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。）が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。
- 6　上屋を車道寄りに建てる場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以内(車道の建築限界内)に設置してはならない。また、上屋を民地寄りに建てる場合は、(位置)第2項の有効幅員は歩車道等境界線から0.25メートル分(車道の建築限界)を除いても確保できること。

(構造)

- 1　歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。
- 2　上屋の幅は、原則として2.0メートル以下とすること。
ただし、5.0メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場についてはこの限りでない。
- 3　上屋の高さは、原則として路面から2.5メートル以上とすること。
- 4　主要構造部は、鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽のおそれがないよう又ははく離、老朽、汚損等により美観を損なうことがないようにするものとする。
- 5　上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとする。
- 6　設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合には、道路管理上支障のないものに限ることとし、かつ、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。
 - (2) 壁面の面数は、三面以内であること。
 - (3) 壁面の材質は、透明なものであること。
 - (4) 上屋が設置される道路の状況を勘案し、必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- 7 上屋には広告物等の添加及び塗装又は装飾のための電気設備の設置は認めない(「令第1号物件 一看板類ー バス停留所上屋の添加広告看板」を除く)。
- 8 上記のほか次の事項に留意することとする。
- (1) 主要構造物は他の建築物に接続しないこと。
 - (2) 雨水処理を考慮すること。
 - (3) 歩道の有効幅員が2.0メートル、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できない場合に、隣接民地を使用して設置された上屋で民地使用が不可となった場合は撤去すること。
- 9 壁面には、総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。また、この場合においては、「令第1号物件 一看板類ー バス停留所上屋の添加広告看板」の(位置及び構造等)及び(その他)の規定に準拠すること。

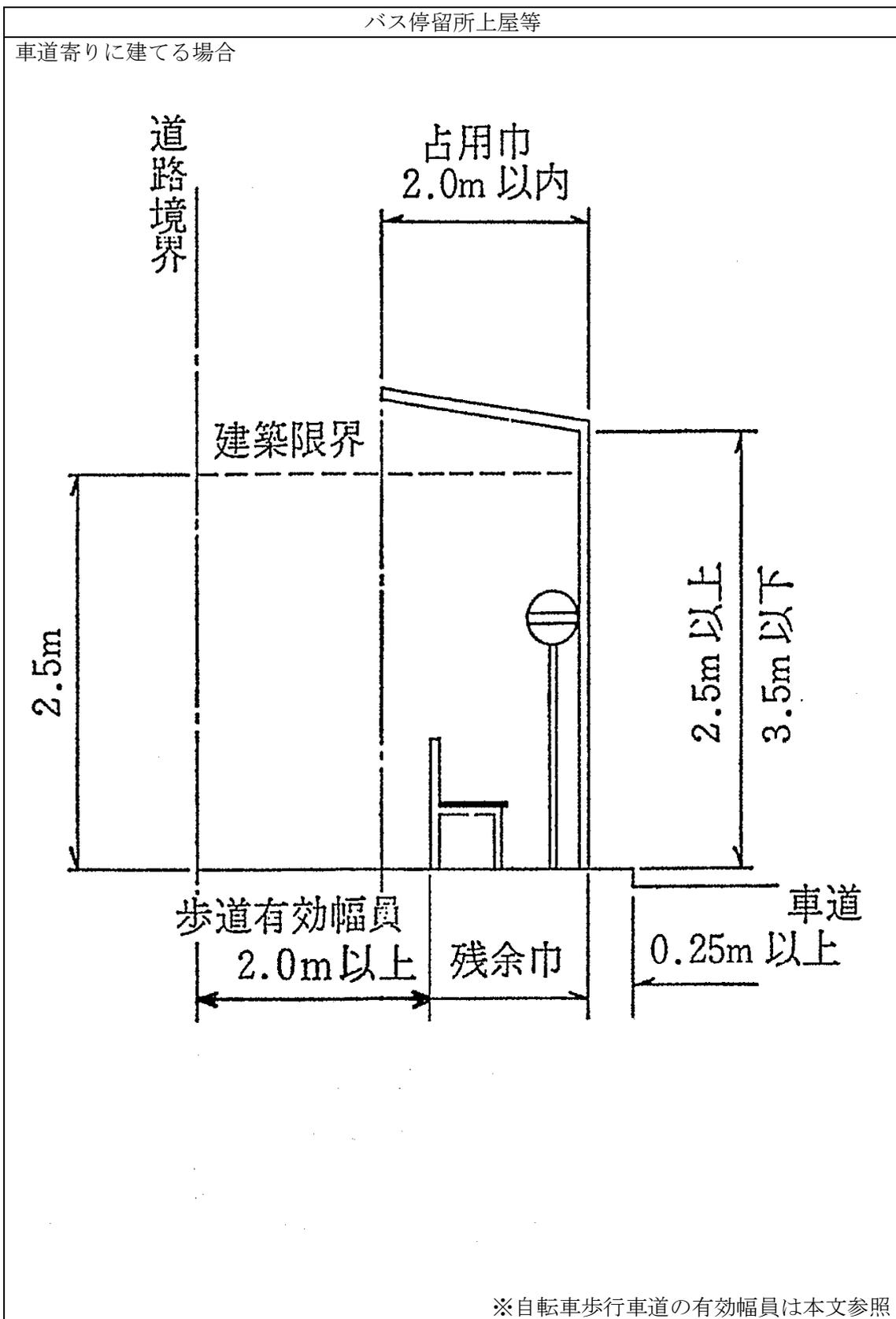
(その他)

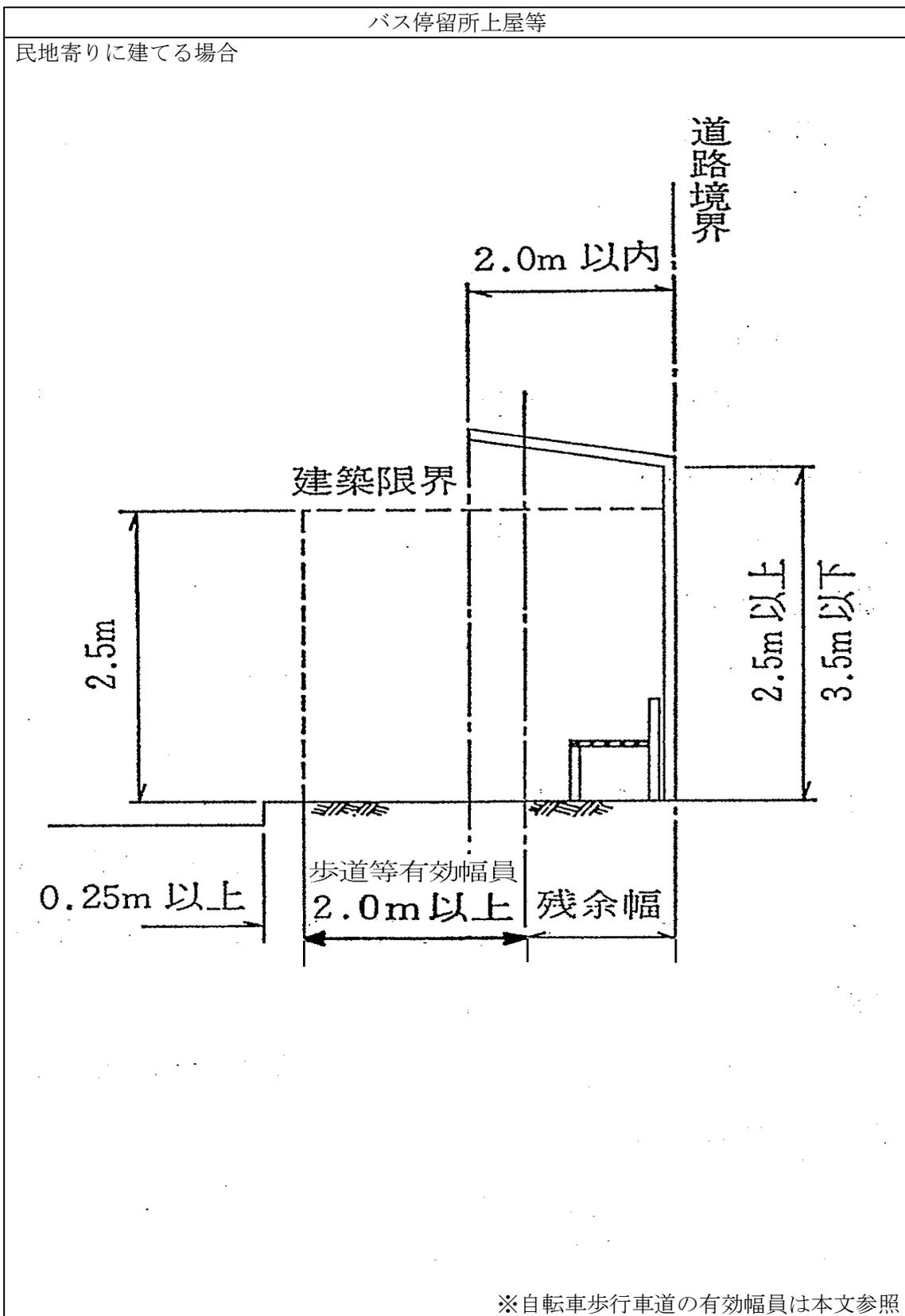
- 1 既設のバス停留所等の上屋に壁面を設置する場合には、道路法第32条第3項の規定に基づき、変更許可申請の手続きによることとする。
- 2 維持管理については、占有者から管理規程等を徴し、管理の万全を期するものとする。
- 3 自転車等駐車器具として上屋を設ける場合には、令第12号物件とする。

(参考通知)

- 1 「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の一部改正について」(平成25年3月6日付け国道利第14号)
- 2 「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」(平成25年3月6日付け事務連絡)

[一部改正：平成26年]





法第1号物件　－建物類－
消火ホース格納箱

(方針)

極力抑制すべきであるので、国又は地方公共団体が防災上の必要から設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷、道路余地に設けるものとする。
- 3 付近に消火栓が設置されていること。

(構造)

- 1 倒壊、破損等により道路の構造または交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。
- 3 格納箱の高さは1.5メートル以下とする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、管理の万全を期すものとする。

法第1号物件　－建物類－
消火器格納箱

(方針)

極力抑制すべきであるので、国又は地方公共団体が防災上の必要から設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 道路広場、道路余地、緑地帯等及び分離帯等、直接交通に支障を及ぼさない場所とする。

(構造)

- 1 倒壊、破損等により道路の構造または交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。
- 3 格納箱の高さは1.5メートル以下とする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、管理の万全を期すものとする。
- 2 消火器については、経年劣化による破裂等が起こることがないように耐用年数を超えたものは交換すること。
- 3 消火器を格納しないこととなった消火器格納箱は速やかに撤去すること。

[追加：令和元年]

法第1号物件　－簡易設置物－

ベンチ、スツール

(方針)

バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者が、次のいずれかに該当するものを設置する場合に限り認めることができる。

- (1) バス停留所及びタクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設に設置されるもの
- (2) 道の駅建設事業により設置されるもの
- (3) 道路広場、道路余地に設置するもの

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとする。ただし、有効幅員が2.0メートル以上の歩道、有効幅員が3.0メートル以上の自転車歩行者道及び自転車専用道路に限り設置することができる。
- 3 道の駅又は自動車駐車場に設置する場合は、自動車の駐車のために供されている以外の部分に設置すること。
- 4 歩車道等境界線から0.25メートル以内には設置してはならない。

(構造)

- 1 原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備し、腐朽、退色しないものとする。また、その構造及び色彩は周囲の環境と調和するものとする。
- 2 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。
- 3 占有者名又は管理者名を表示するものとし、その大きさは占有者名等を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 4 寄贈者名を表示する場合は、極力小さいものとする。

(その他)

- 1 ベンチとは2人以上が座れる椅子で背もたれの有るもの又は無いものをいう。スツールとは1人用の背もたれのない椅子をいう。
- 2 ベンチに付随して設置する上屋については「法第1号物件　－建物類－　バス停留所、タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋、ベンチ上屋」に該当するものとする。
- 3 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。

(参考通知)

- 1 「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の一部改正について」(平成25年3月6日付け国道利第14号)

[一部改正：平成26年]

法第1号物件　－簡易設置物－
公衆用ゴミ容器、灰皿

(方針)

極力抑制すべきであるので、地方公共団体、自治会、商店会、バス事業者又はこれらに準ずる団体が道路広場、道路余地及びバス停留所又はタクシー乗場の上屋又はその付近に設ける場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 交通に支障のない歩道等の上で、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置とすること。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル未満となる場所は認めない。

(構造)

- 1 色彩、デザインは美観を損なってはならない。
- 2 損壊しない構造とし、路面等に固定する。
- 3 広告の添加、塗布は認めない。
- 4 公衆用ゴミ容器、灰皿には管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。
- 2 昭和37年2月15日付け土木部長通知「地下ゴミ容器埋設の取扱いについて」による。

○地下ごみ容器埋設の取扱いについて

昭和37年2月15日・37道第153号
土木部長から 土木事務所長あて

1 設置できる場合

- (1) 他の適当な場所がないこと。
- (2) 歩車道の区別がありかつ歩道上に並木等が建植されている道路
- (3) 出水のおそれのない道路
- (4) ごみの収集が行われることが清掃当局により確認されたもの及び地元衛生管理当局において責任をもって維持等できる地内であること。この場合、地元市当局の意見書を添付のこと。
- (5) 道路工事施工上支障とならないところであること。
- (6) 街灯が整備されている道路であること。

2 構造

- (1) ごみ箱の幅は、植樹ますの幅をこえない程度の幅であること。
- (2) ごみ箱の路面上における構造は、一般交通に支障を及ぼさないものとするほか、ふたには鉄板を用いること。
- (3) 路面下における構造は、ごみの流下液の処理について万全を期せられたい。

3 管理

- (1) 1個ごとに管理責任者を明確にし、次のことを遵守すること。
 - ア 1箇月に1回以上必ず容器内の清掃及び消毒をなすこと。
 - イ ごみを捨てる時間は、人出の少ない時間を見計らい1日2回程度とし、歩行者に迷惑をかけないように注意すること。
 - ウ 危険物類等は、捨てないこと。
 - エ 腐敗しやすいもの又は悪臭の発するものを捨てる場合は、ビニール等により完全包装すること。
 - オ 在来路上ゴミ箱の存置を認めない。

4 占用料等

- (1) 占用料金は、免除しない。(法第32条の地下室、地下道で徴収する。)
- (2) 設置工事の際路面復旧工事については、申請者において原形復旧せしめること。

5 その他

本件は、試験的な設置であるので、将来占用を適当としなくなった場合又は道路工事等を行う場合は、占有者において当該地下式ごみ箱を撤去し、道路を原状に回復し、これに要する費用は占有者において負担すべき条件を付ける。

なお、申請の方法は、1街区を統一構造にてその街区の代表者が所轄市当局を經由し、土木事務所長に提出せしめること。

法第1号物件　－簡易設置物－
フラワーポット

(方針)

極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとする。ただし、有効幅員が2.0メートル以上の歩道、有効幅員が3.0メートル以上の自転車歩行者道及び自転車専用道路に限り設置することができる。
- 3 歩車道等境界線から0.25メートル以内には設置してはならない。

(構造)

- 1 材質は、コンクリート、プラスチック、又はこれらに類する堅固なものとする。
- 2 倒壊、汚損等により美観を損ない、又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 3 物件には、管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

(その他)

- 1 年間の植栽及び維持管理計画を提出させるものとする。

法第1号物件　－碑類－
彫像、彫刻、記念碑、時計台

(方針)

極力抑制すべきであるので、地方公共団体が設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 道路広場、道路余地、緑地帯等及び分離帯等、直接交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 3 信号機、道路標識等の視界を妨げない位置とする。

(構造)

- 1 信号機、道路標識に類似した色彩、形状は避けること。
- 2 デザイン、表示内容は美観、風致を損なわないものとし、特定の思想、信条を表示することを目的としておらず、地元の自治会、地方公共団体の理解が得られているものに限る。
- 3 倒壊、落下、剥離、汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造にすること。
- 4 広告の添加は認めない。

法第1号物件　－その他の物件－

花壇

(方針)

極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとする。ただし、有効幅員が2.0メートル以上の歩道、有効幅員が3.0メートル以上の自転車歩行者道及び自転車専用道路に限り設置することができる。
- 3 歩車道等境界線から0.25メートル以内には設置してはならない。

(その他)

- 1 花壇を道路区域外に跨がって設置する場合は、道路区域の境界線に縁石を置き、道路区域を明確にしておくものとする。
- 2 年間の植栽及び維持管理計画を提出させるものとする。
- 3 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。

法第1号物件　－その他の物件－
家屋等

(方針)

次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができるものとする。なお、新規に家屋等が道路を占有することは認めない。

- 1 過去において、道路管理者が占有を許可したと認められるもの。
- 2 道路管理者が権原を取得する以前から当該土地に存した家屋で、移転等の補償がなされなかったため、そのまま存置されているもの。
- 3 道路敷と民有地の境界が不明確であったため等の理由により家屋等が不法占有に至った経緯が真にやむを得ない事由によるものであると認められるもの。
- 4 上記1から3のいずれかに該当する場合であっても、次のものには認めないものとする。
 - (1) 車道または歩道の建築限界を侵しているもの。ただし、視距、有効幅員等の障害の程度及び態様からみて、一般通行への支障が予想されないものについてはこの限りでない。
 - (2) 当該箇所において、道路工事が3年以内に実施される計画があるもの。
 - (3) 耐用年数を超過しており、老朽化が甚だしい等のための倒壊等のおそれのあるもの及びその他粗悪建築で家屋等とは認め難いもの。
 - (4) 一般通行への支障が予想されないが、不法占有の経緯等からみて占有を許可することが適当でないと判断されるもの。

(構造)

- 1 耐用年数以内のもので、老朽化及び粗悪建築等により倒壊、落下、はく離のおそれの少ないもの。

(その他)

- 1 家屋等とは、家屋並びに家屋の一区画内にある軒、塀、物置及び庭園等（その一部も含む）をいう。
- 2 占有の許可に際しては、次に掲げる条件を附するものとし、かつ、占有の期間を3年以内として、家屋等の耐用年数の範囲内で更新を認めることができるものとする。
 - (1) 占有物件の建て替え、増・改築は一切認めないものとし、違反した場合は、許可を取り消し、除去を命ずることがある。
 - (2) 占有許可を行うに際しては、占有物件の耐用年数を判定するものとし、更新（3年ごと）はこの範囲内に止める。
 - (3) 占有物件に関し、所有権の移転等を行おうとするときは、道路管理者の承認を受けること。
- 3 耐用年数の定め方については、減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令、市町村における固定資産税評価基準等を参考として定めるものとする。
- 4 建築の始期の確認は、建築基準法第6条に規定する建築確認通知による他、市町村における固定資産税台帳からの確認、またこれらにより難しい場合は本人の申出によるものとする。
- 5 家屋等の維持修繕の範囲は、壁、屋根等の部分的な補修とし、大規模な改修は認めないものとする。なお、修繕等を行った場合であっても当初の耐用年数は変更しないものとする。

法第1号物件　－その他の物件－
道の駅関連施設

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 県が設置した道の駅で、市町村又はこれに準ずる団体と管理委託契約を結んだ施設(休憩所、便所、管理棟等)である場合
- 2 地方公共団体又はこれに準ずる団体が設置する場合
- 3 厨房、飲食施設、売店、情報施設、自動販売機など、利用者の利便を増進させる物件である場合

(位置)

- 1 県が設置した道の駅施設内に設置するものとする。

(構造)

- 1 占用物件の配置によって、当該施設の安全性が害されないようにすること。
- 2 利用者の利便及び交通の安全を図るよう十分に配慮すること。

法第1号物件　－その他の物件－
基準点

(方針)

国又は地方公共団体が、測量法の規定に基づき設置する場合又は公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条の各号に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとする。
- 3 歩道等に設置する場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置とする。

(構造)

- 1 はく離、老朽、汚損等により交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 2 占用物件には、占用者名、又は占用者を判別できるマーク等を明示すること。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。

法第1号物件　－その他の物件－
公衆電話ボックス内テレホンカード自動販売機

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 公衆電話ボックスの設置者である日本電信電話株式会社が設置するもの。
- 2 当該電話ボックスの周辺民地において、カード式自動販売機の設置場所を確保する余地がない場合であること。

(位置)

- 1 公衆電話ボックス内で、かつ、電話の使用に際して最も支障の少ない場所とすること。

(構造)

- 1 カード自動販売機の外形寸法は、現行機種種の規格(高さ1,420mm×幅250mm×奥行250mm若しくは高さ450mm×幅350mm×奥行300mm)以下とすること。
- 2 広告の添加は認めない。
- 3 カード自動販売機の設置に起因して、公衆電話ボックスの規格の大型化は認めない。
- 4 販売するテレホンカードは、日本電信電話株式会社発行の一般カードとする。

(関係通知)

- 1 昭和62年12月22日付け建設省道政発第79号路政課長通達
- 2 平成4年6月10日付け建設省道政発第47号路政課長通達

○公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について

昭和62年12月22日建設省道政発第79号の2
道路関係四公団担当部長、各都道府県担当部長、各
区指定担当局長あて建設省道路局路政課長通達

標記について、九州地方建設局道路部長から別添1のとおり、照会があったところ、別添2のとおり回答したので、今後、照会に係る物件については、これにより処理することとされたい。

別添1

公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について

昭和62年12月16日建設相建九道政発第490号
建設省道路局路政課長あて九州地方建設局道路部長照会

自動販売機の道路占用は、道路交通に与える支障が大きいことから、原則として許可しないこととして取り扱っているところであるが、今般、日本電信電話株式会社九州総支社から標記について、別紙のとおり要望があり、検討した結果、下記により取り扱うこととしたいが、如何。

1 テレホンカード自動販売機の占用の取扱い

テレホンカード自動販売機については、以下の理由により道路占用許可を行うこととする。

- (1) カード使用公衆電話の普及及び長距離通話の増大等電話の利用形態の変化等に伴い、カード使用公衆電話の機能を補助する密接な関連性のある設備として、公衆電話ボックスの設置目的に付随して設けられること。
- (2) カード使用公衆電話の普及状況及び利用形態等にかんがみ、カード自動販売機を設置する相当の必要性が認められること。
- (3) カード自動販売機は、電話ボックス内の利用者に支障を及ぼさないスペースに設置されるものであり、新たな道路空間の占用を生じるものでないことから、道路交通に影響を与えることはほとんどなく、また、構造、重量等が道路構造に影響を与えることもほとんど考えられないこと。
- (4) 構造的に機能が限定されており、他の物品等の販売に使用される恐れがないこと。
- (5) 日本電信電話株式会社が占有者となることから公衆電話ボックスの占有者と同じものが占有者となるため、電話ボックスと一体として適切な管理が期待できるとともに監督処分等についても、一体的な処分が可能であること。

2 道路占用手続

道路法第32条第1項第1号に該当する物件の「その他の工作物」に該当する施設として取扱い、占用料の額については、道路法施行令別表の「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」欄の「その他のもの」の項中「占用面積1平方mにつき1年」の項を適用し、テレホンカード自動販売機の面積により、別表備考により計算することとする。

3 占用許可条件について

占用許可にあたっては、下記の条件を付すこととする。

- (1) 当該公衆電話ボックス周辺において、カード自動販売機の設置場所を確保する余地がない場合であること。

- (2) カード自動販売機の設置主体は、公衆電話ボックスの設置者である日本電信電話株式会社であること。
- (3) カード自動販売機の設置に起因して、公衆電話ボックスの規格の大型化が生じないこと。
- (4) 公衆電話ボックス内の設置場所は電話の使用に際して最も支障の少ない場所とすること。
- (5) カード自動販売機の外形寸法は、現行機種の種類（1,420mm×250mm×250mm）以下とすること。
- (6) カード自動販売機には、広告物の掲出は、一切行わないこと。
- (7) 販売するテレホンカードは、日本電信電話株式会社発行の一般カードとすること。
- (8) 監督処分により公衆電話ボックスの撤去等が必要とされる事態が生じたときは、公衆電話ボックス内に設置されている処分対象以外のカード自動販売機についても、同時に撤去されることについて承諾すること。

別紙

公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について

昭和62年12月14日九営第443号
建設省九州地方建設局長あて日本電信電話
株式会社九州総支社長依頼

弊社の事業につきましては、平素からご理解ご協力を戴きありがとうございます。

さて、弊社では、遠距離通話を利用される方の利便の向上と、100円公衆電話の釣銭問題の解決の一助としてカード公衆電話機の設置に努めているところであります。カード公衆電話機の普及に伴い、テレホンカードの利用も年々増加しており、利用者の方々からカードを容易に取得できるようにすることを求める声が強くなっております。

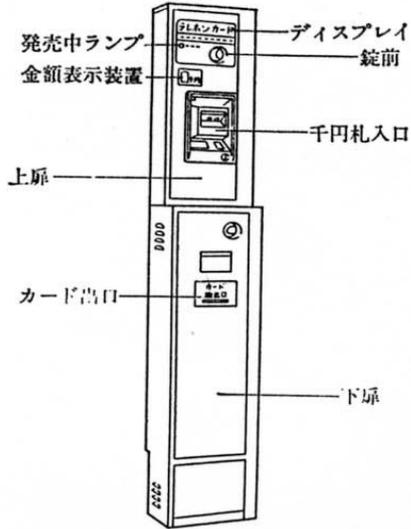
このため、弊社では、販売代理店の拡大や民有地における自動販売機の設置を行ってきたところであります。

しかし、カード公衆電話機の普及とともに、電話機の設置場所周辺に自動販売機の設置場所を確保できないケースが生じており、また一方では、社会活動の終日化に伴い、早朝・深夜におけるテレホンカードのニーズも増大しているところであり、これに対応するため24時間稼働可能な自動販売機の設置の増大が要望されているところであります。これらの問題に対応し、公衆電話利用者の利便向上を図るためには、電話ボックス内に自動販売機を設置することが、最も有効な方法であると考えられるところであります。

このため、弊社では、公衆電話ボックス内に設置可能なテレホンカード自動販売機の開発に努めておりましたが、この度、製品を完成するに至りました。今後、その設置をすすめてまいりたいと考えておりますが、つきましては、道路上の公衆電話ボックス内においても、利用者の利便性の向上を図りたく、テレホンカード自動販売機を設置したいと存じます。

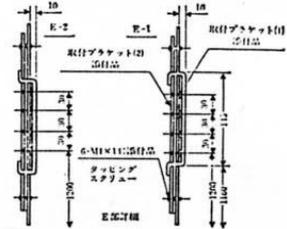
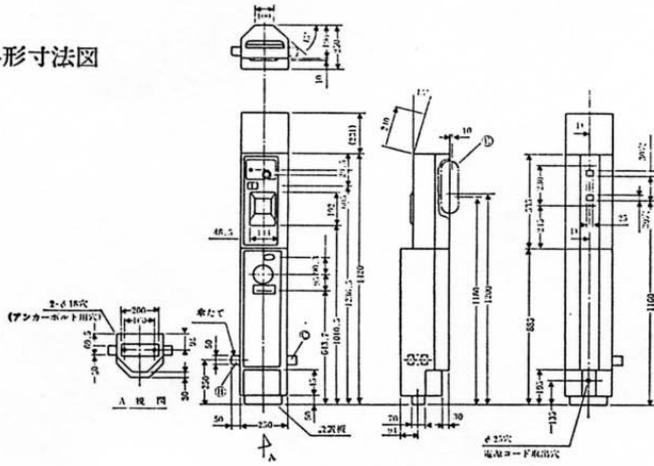
別添の資料と併せて審査のうえ、よろしく道路占用許可手続についてご指摘賜りますようお願いいたします。

別 添



仕様
 型式名称 TCV-300L
 (外形寸法) 高さ1,420mm×幅250mm×奥行250mm
 約42kg
 錠前 上扉3点ロック方式(電子ロック)、下扉3点ロック方式
 サンプル表示 (販売機能)
 使用金種 千円紙幣
 最大投入金額 1,000円
 カード販売種類 500円、1,000円のうち1種類
 カード収容枚数 1品種、300枚
 カード収容方法 専用カセットボックス使用
 カード払出方式 スライドベアアウト方式
 紙幣収容数 約400枚
 発売中表示 有
 投入金額表示 有 7セグメントLED1桁のみ
 テストベンド機能 有 払出しユニットのテストベンドSW onによる
 売上管理機能 有 制御ユニットパネル部LED点灯により表示
 警報装置 有 防犯ブザー
 (環境および電気関係)
 電源 AC100V±10V 50Hz/60Hz
 定格消費電力 待機時約19.2W 動作時約46.8W
 絶縁抵抗 5MΩ以上(電源入力端子とアース端子間)

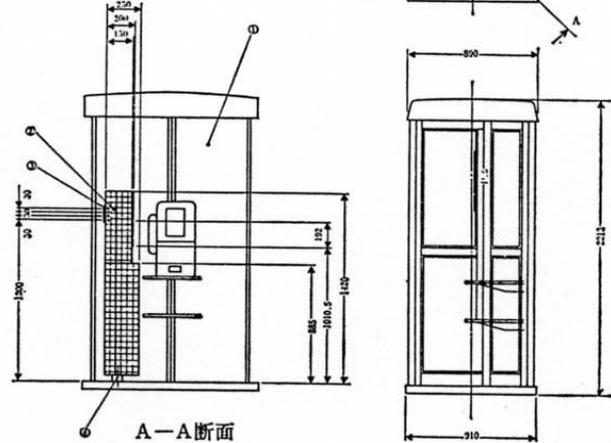
外形寸法図



- 注 記
- 1 指示板、TCVステッカーはオプション部品である。
 - 2 金たてはB位置、C位置の2ヶ所に取付け可能である。
 - 3 E部詳細図は取付ブラケット(1)、(2)を取付けたときのD-D断面図である。
 - 4 取付ブラケット(1)は図E-1、E-2の2方面取付可能です。

テレホンカード
自動販売機部分

| 記号 | 品名 | 記号 |
|----|----------|----|
| 1 | 公衆電話ボックス | 1 |
| 2 | TCV300L | 1 |
| 3 | 取付ボルト | 4 |
| 4 | アンカーボルト | 2 |
| 5 | | |
| 6 | | |



別添 2

公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について

昭和62年12月22日建設省建九道政発第75号
九州地方建設局道路部長あて建設省道路局路政課長回答

昭和62年12月16日付け建九道政発第490号で照会のありました標記については、
貴見のとおり処理してさしつかえない。

○公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について

平成4年6月10日付建設省道政発第47号
各地方建設局道路部長、北海道開発局建設部長、
沖縄総合事務局開発建設部長、道路関係四公団
担当部長、各都道府県担当部長、各指定市担当
部長あて建設省道路局路政課長通達

標記については、昭和62年12月22日付け建設省道政発第79号等により処理され
ているところであるが、今般、日本電信電話株式会社より別添1のとおり照会があり、別
添2のとおり回答したので、今後はこれにより取り扱われたい。

なお、都道府県におかれては、貴管下各道路管理者(地方道路公社を含む。)に対しても、
この旨周知徹底を図られたい。

別添 1

平成4年6月5日電設第189号
建設省道路局長あて日本電信電話
株式会社代表取締役社長照会

弊社の事業運営につきましては、平素からご理解ご協力を戴き有り難うございます。

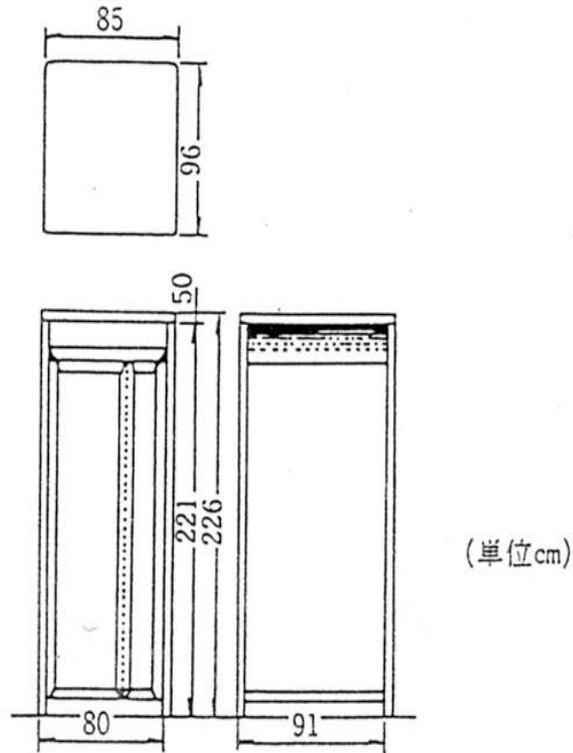
また、公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用につしま
しては、先の九州支社からの申請に基づき全国的に道路占用を戴いているところであり、
重ねてお礼申し上げます。

さて、弊社では高度情報化社会に対応して、パソコン等も接続できるデジタル公衆電
話サービスを提供するにあたり、公衆電話ボックス内装置変更が必要となり、その一環と
して先に道路占用許可をいただいているところのテレホンカード自動販売機の外形寸法を
変更したいと存じます。

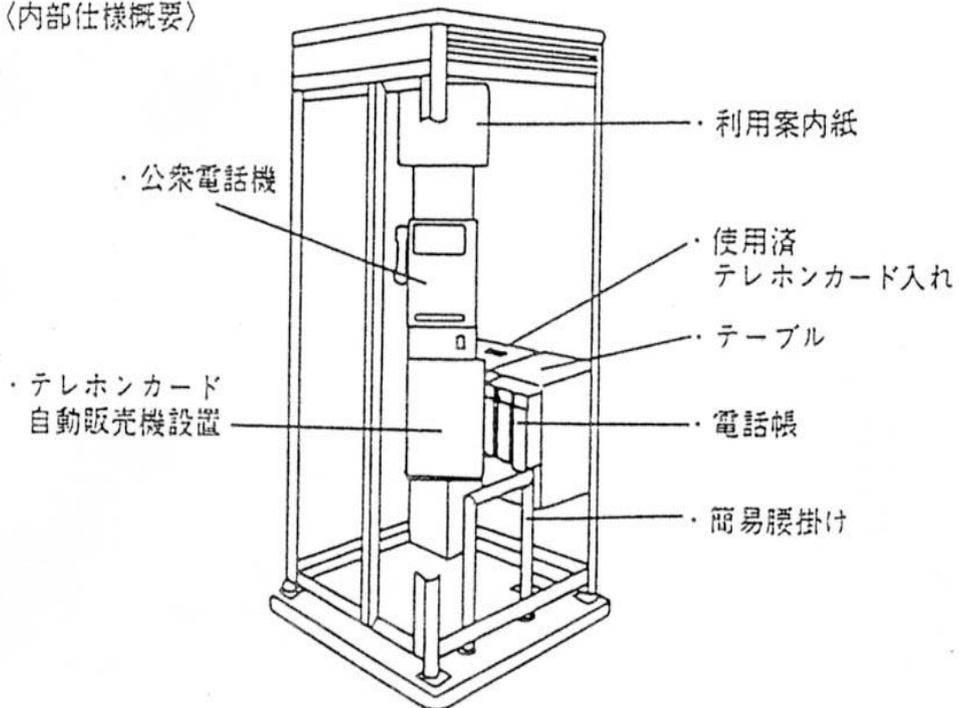
つきましては、別添の資料とあわせて審査の上、道路占用許可手続き等について、ご指
導賜ります様よろしくお願いいたします。

なお、今後とも公衆電話ボックスの占用にあたりましては、道路管理業務上支障の無い
よう努めてまいり所存でございますので、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げま
す。

別添-1
〈外観仕様概要〉



〈内部仕様概要〉



別添 2

テレホンカード自動販売機

1 寸法変更理由

(1) ボックス内スペースの効率化

公衆電話ボックスの規格の大型化は生じさせず、公衆電話ボックス内のスペース効率を高めるためテレホンカード自動販売機の設置位置を電話機横から電話機の下に変更する。

(2) 操作性の向上

公衆電話機の下に設置することでの操作性を考慮し、「紙幣入口」「カード取り出し口」をできるだけ上部とする。(紙幣選別機構とカード選別機構を従来の上下から左右の位置に変更)

また、「紙幣入口」と「カード取り出し口」を上下配置とすると、保安器及び電源の保守がしにくくなる。

(3) 一体的なデザイン

ボックス内を一体化したデザインとするため、電話機とテレホンカード自動販売機の幅及び奥行きをほぼ同一とする。

2 仕様概要

| 項目 | 現行の機種 | 新機種 |
|-----------|---|--|
| (1)外形寸法 | 幅 250mm 以内 奥行 250mm 以内 高さ 1420mm 以内 | 幅 350mm 以内 奥行 300mm 以内 高さ 450mm 以内 |
| (2)重量 | 約42kg | 約20kg |
| (3)カードの種類 | テレホンカード専用 | 同左 |
| (4)電源 | AC100V (50Hz/60Hz) | 同左 |

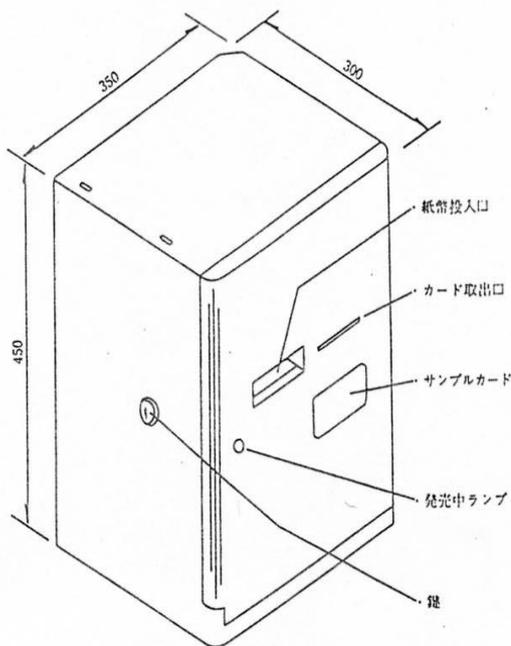
3 占用許可条件上の外形寸法

| 現行 | 新たに追加したい許可条件 |
|---|--|
| 幅 250mm 以内 奥行 250mm 以内 高さ 1420mm 以内 | 幅 350mm 以内 奥行 300mm 以内 高さ 450mm 以内 |
| 備考：建設省道政発第79号 (62. 12. 22) | |

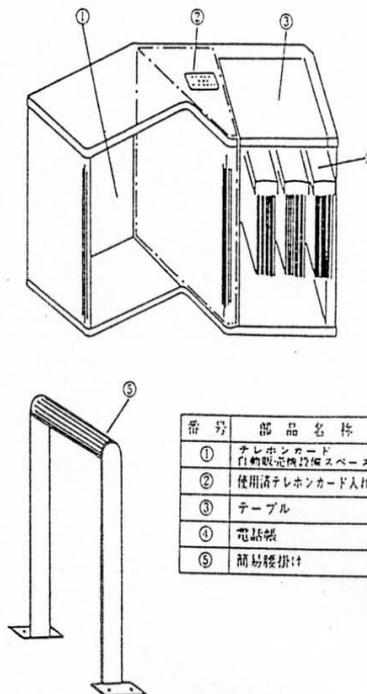
4 設置場所

本テレホンカード自動販売機については、お客様の利便向上を図るために設置するものであり、テレホンカード導入の需要が見込める公衆電話ボックスに設置すること。

別添-3 テレホンカード自動販売機(例)



参考 ボックス内内装部品概要



| 番号 | 部品名称 |
|----|-----------------|
| ① | テレホンカード自動販売機ベース |
| ② | 使用済テレホンカード入れ |
| ③ | テーブル |
| ④ | 電話帳 |
| ⑤ | 簡易懸掛け |

別添2

平成4年6月10日建設省東道政発第12号
日本電信千話株式会社代表取締役社長あて建設省道路局長回答

平成4年6月5日付け電設第189号で照会のあった、公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の外形寸法の変更については、公衆電話ボックス内の有効利用を図るためになされると認められることから、差し支えない。

法第1号物件　　－その他の物件－
無線基地局

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

なお、電(話)柱、公衆電話ボックス、街灯、信号機柱、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下鉄及び地下通路出入口を管理する者から添架の承諾を受けた場合に限る。

(位置)

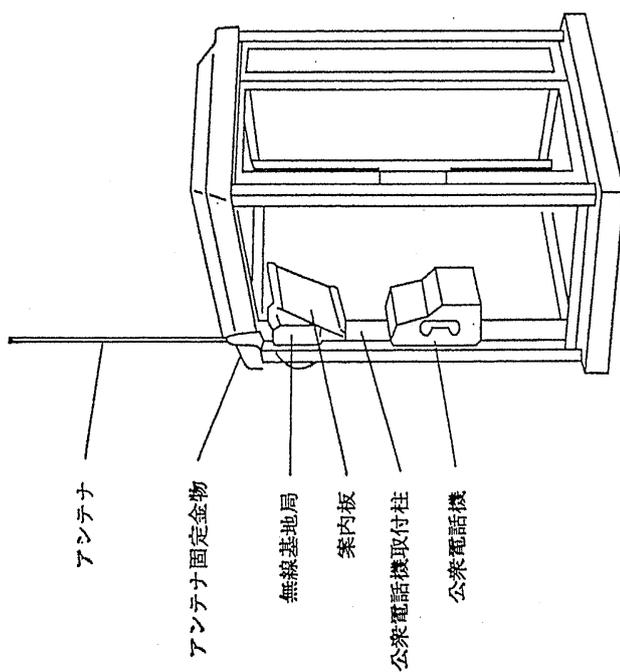
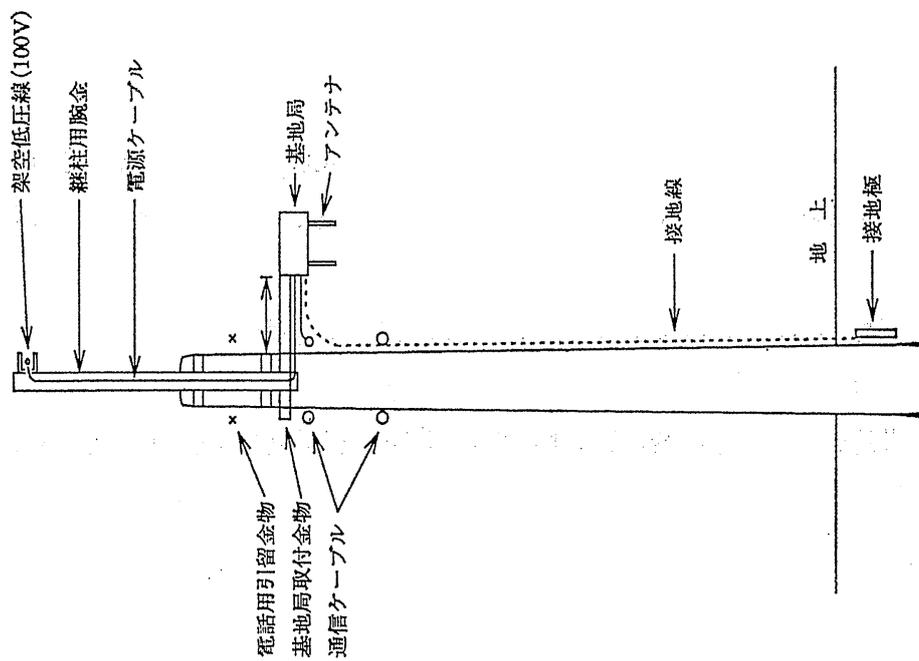
- 1 電(話)柱、公衆電話ボックス、信号機柱、道路標識柱(片持ち式の大型案内標識を支持する標識柱に限る。)、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下鉄、地下通路出入口並びに無電柱化事業施工中又は完了後においてはこれに加えて街(路)灯(原則として、占用物件であるものに限る。)又は横断歩道橋に添架できるものとし、専用柱の設置は認めない。
- 2 1の柱類等に添架できる基地局は1基とする。複数の事業者の基地局を同一の柱類等に添架する場合は共用基地局を設置すること。
- 3 信号機柱に添架する場合で、信号機本体と柱の管理者が異なるときは、双方の管理者から添架の承諾を受けた場合限り添架できるものとする。
- 4 他に添架可能な物件がなく、かつ、添架できないことで周辺地域におけるパーソナル・ハンディホン・システムの使用が著しく困難になると見込まれる場合限り、道路管理者が管理する街灯に添架できるものとするが、この場合においては、添架対象の街灯が荷重に耐えられることを証する書面を添付して道路部長に協議すること。
- 5 横断歩道橋に添加する場合は、歩行者の手の届かない場所に設置すること。

(構造)

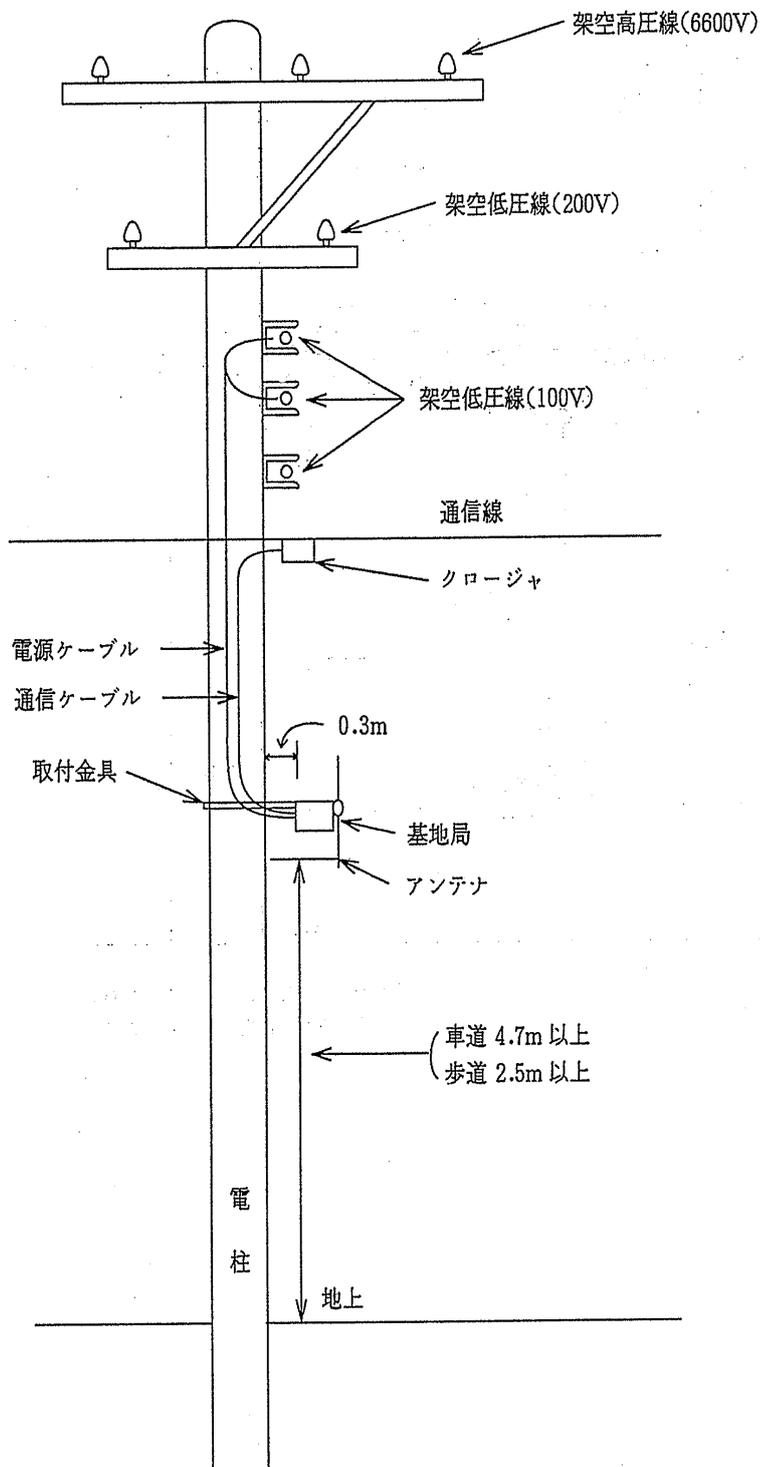
- 1 基地局の規格は、幅0.4メートル、高さ0.25メートル、奥行き0.16メートル、重量12キログラム以下(アンテナ部分を除く。)とする。
- 2 突き出し幅(アンテナ部分を含む。)は0.7メートルまでとすること。ただし、電(話)柱添架看板の上層に設置する場合もしくはアンテナ部分のみを電柱頂部に設置する場合は1.2メートルまでとすること。
- 3 本基準「(方針)」の「なお書き」に規定する施設に無線基地局を設置する場合において、当該施設の管理者が有する共架基準等に適合する場合には、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 4 柱類等に設置する場合において、基地局の下端(アンテナ部分を含む。)は、路面から4.7メートル以上とすること。ただし、歩道においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 5 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽のおそれがないよう又ははく離、老朽、汚損等により美観を損なうことがないようにすること。
- 6 基地局には、広告物の添加及び広告を目的とした塗装は一切行わないこと。

(その他)

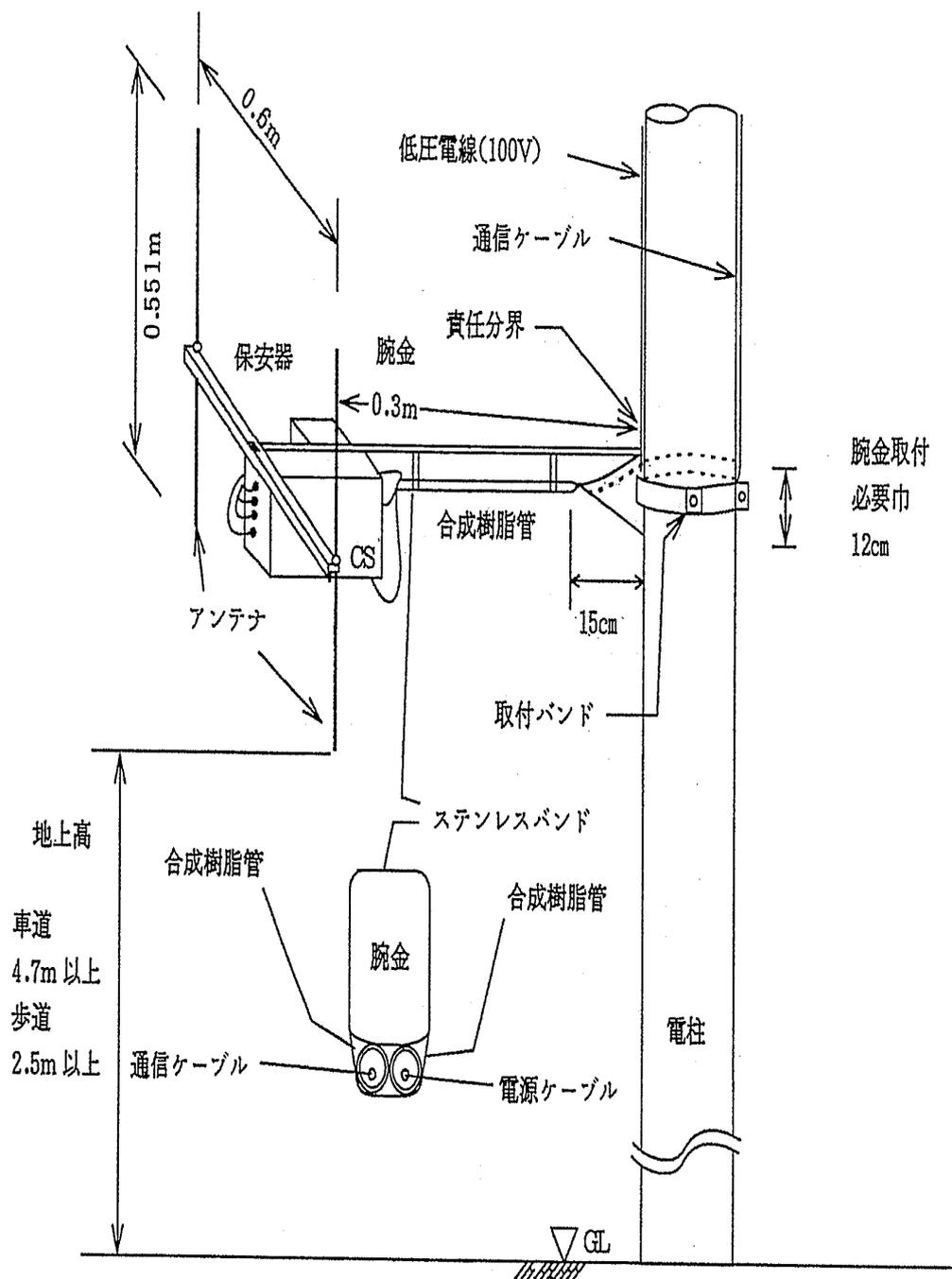
- 1 基地局をビルの屋上等に設置する場合、道路の上空占用は認めないこととする。
- 2 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。



基地局取付図 (標準)
(100mW中間部)
通常設置の場合 (アンテナが上下のもの)

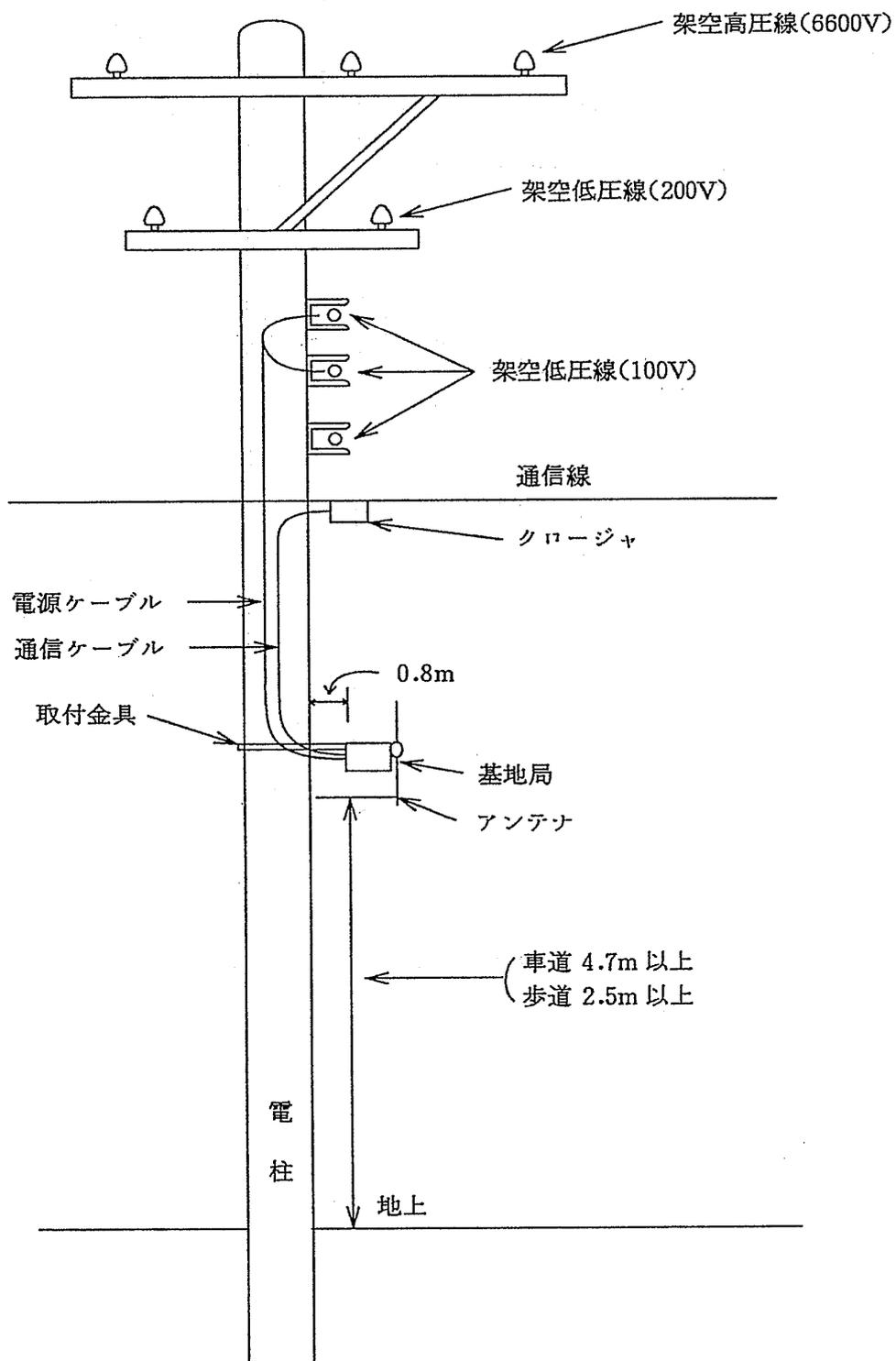


東京電力・NTT長尺柱への取付
 (100mW中間部)
 通常設置の場合 (アンテナが上下のもの)

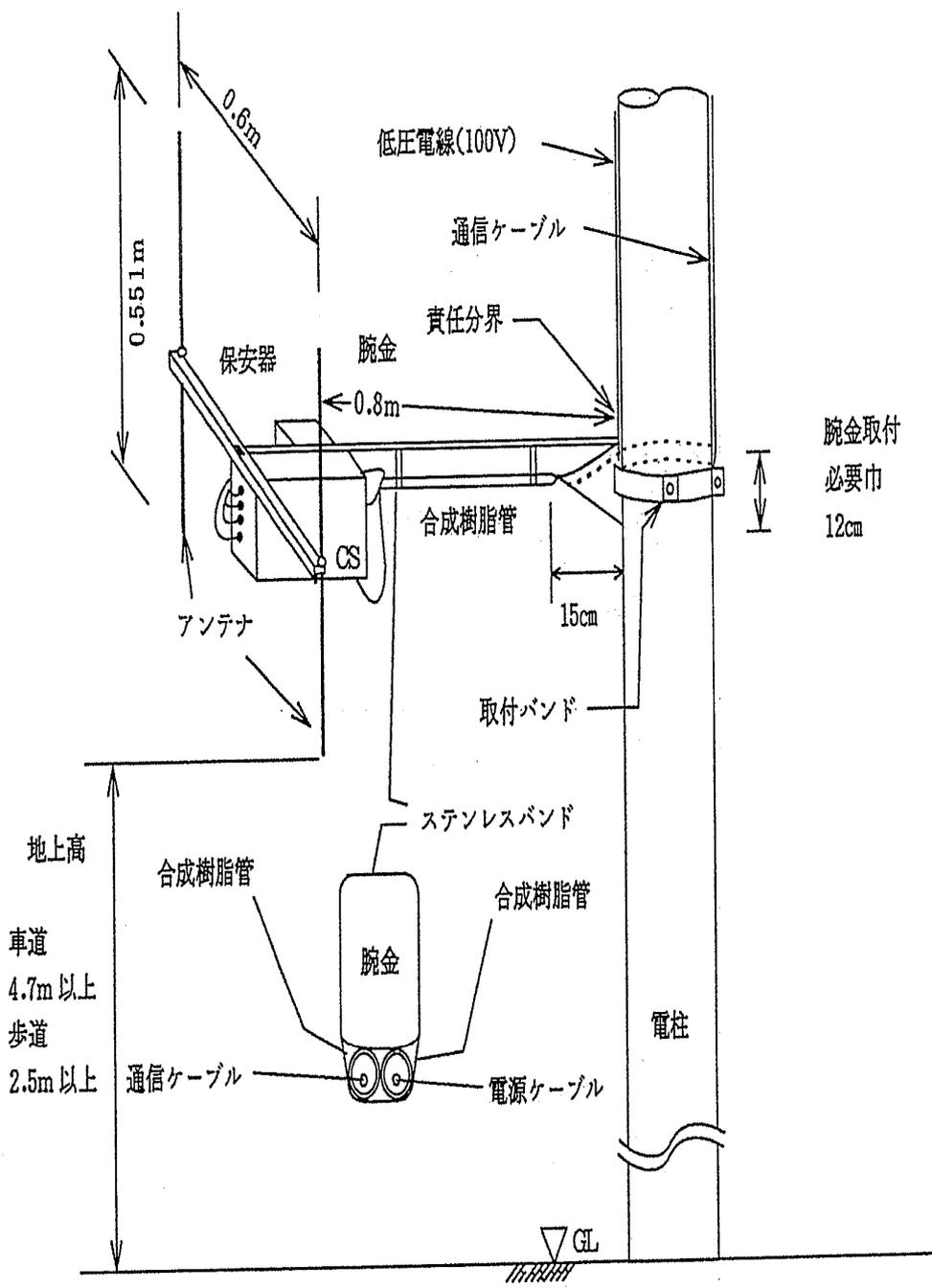


基地局から電柱に向かって右側が電源ケーブル
 基地局から電柱に向かって左側が通信ケーブル

基地局取付図 (標準)
(100mW中間部)
電柱添架看板上層設置の場合 (アンテナが上下のもの)



東京電力・NTT長尺柱への取付
 (100mW中間部)
 電柱添架看板上層設置の場合 (アンテナが上下のもの)

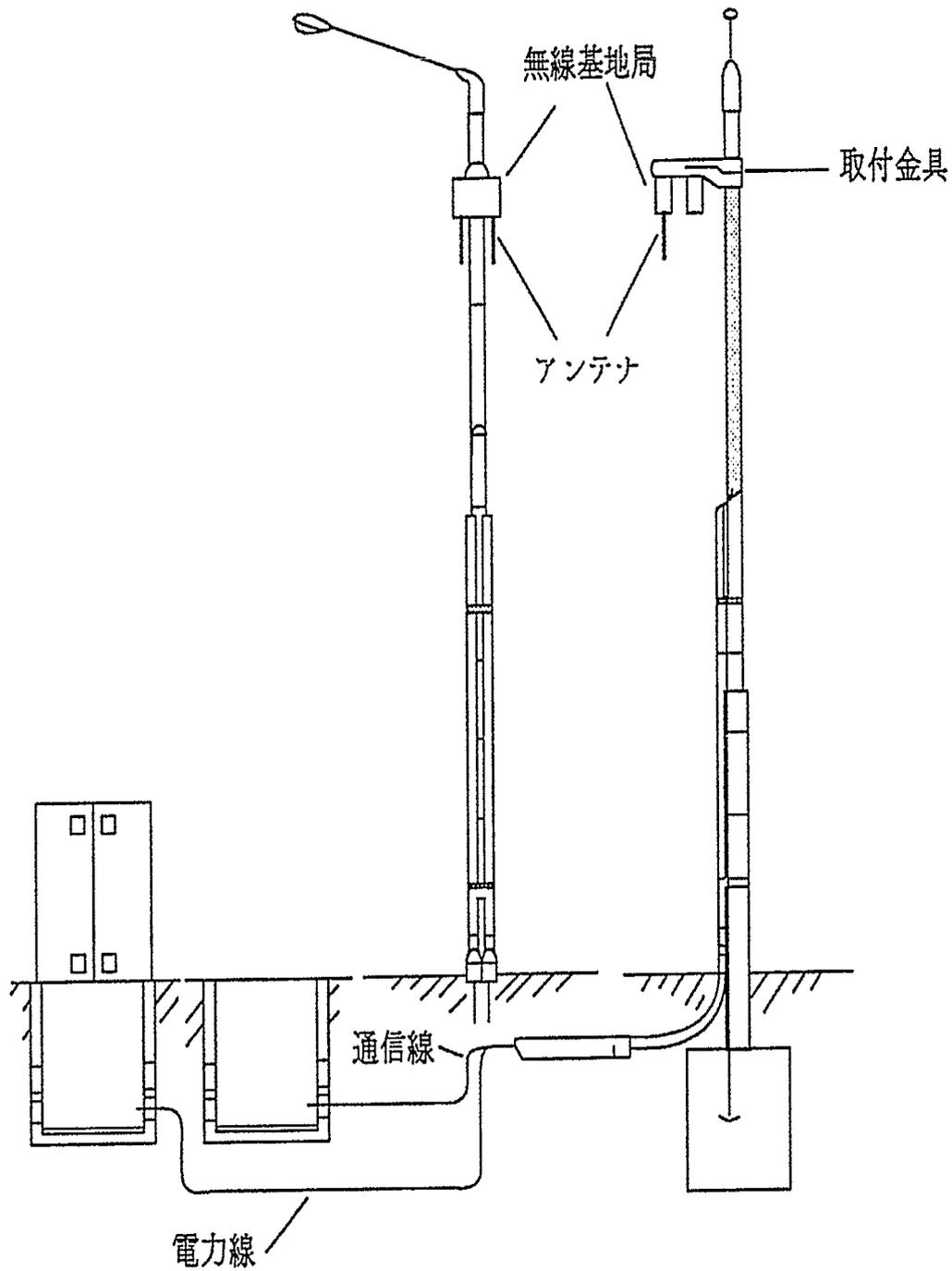


基地局から電柱に向かって右側が電源ケーブル
 基地局から電柱に向かって左側が通信ケーブル

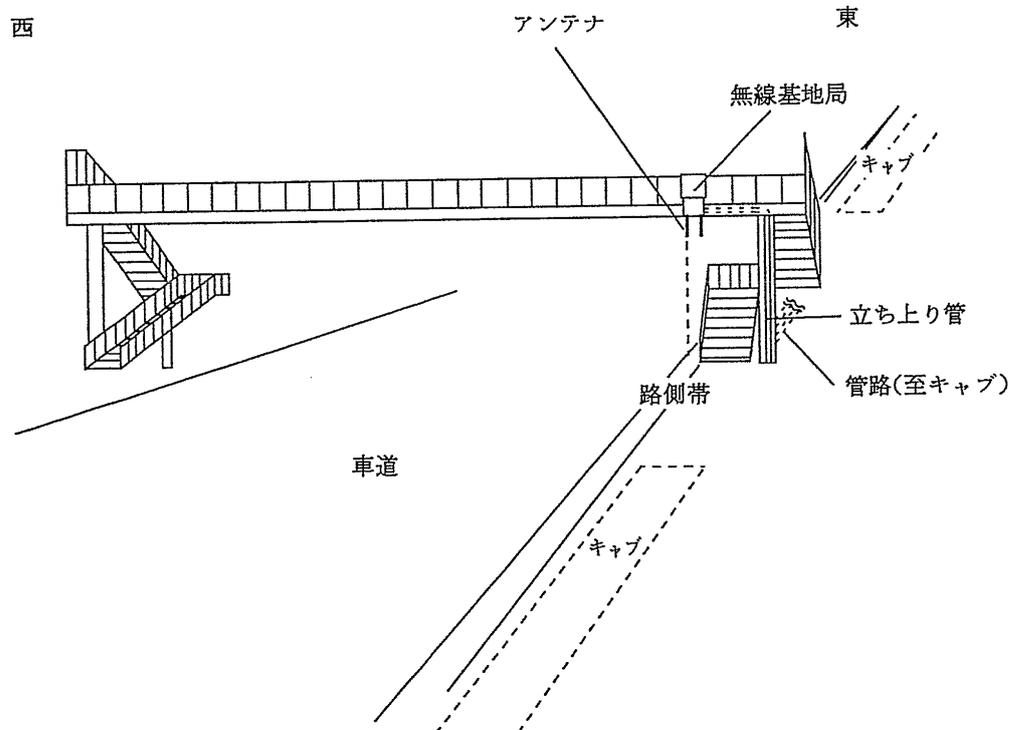
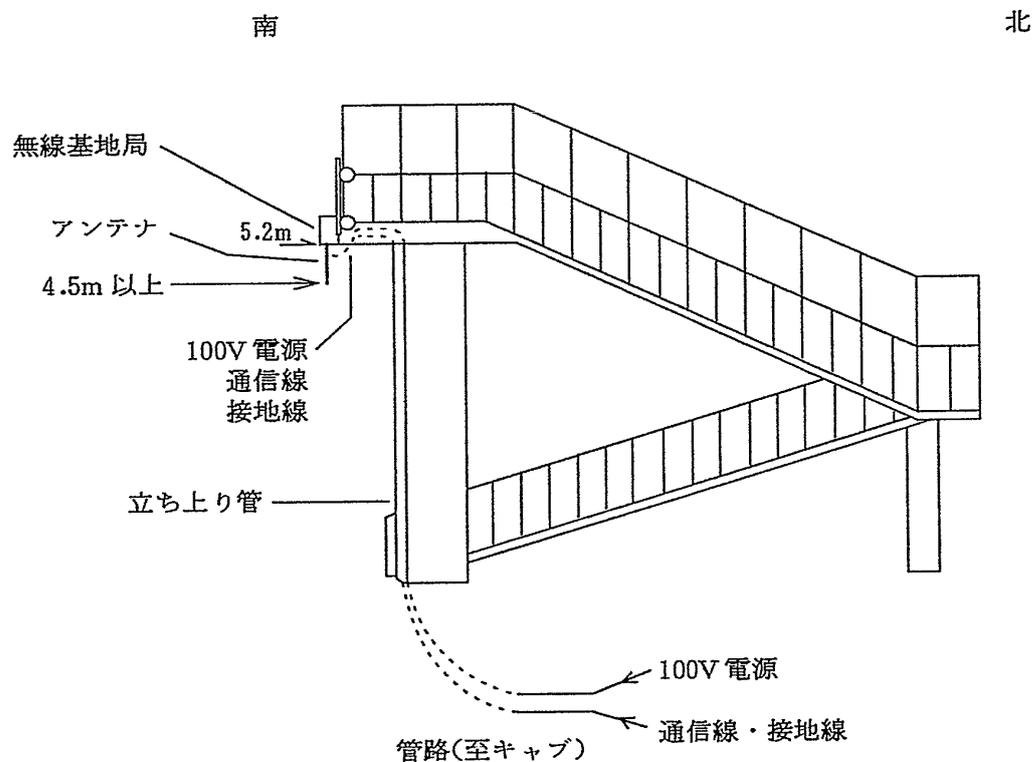
街灯への添架例

(正面)

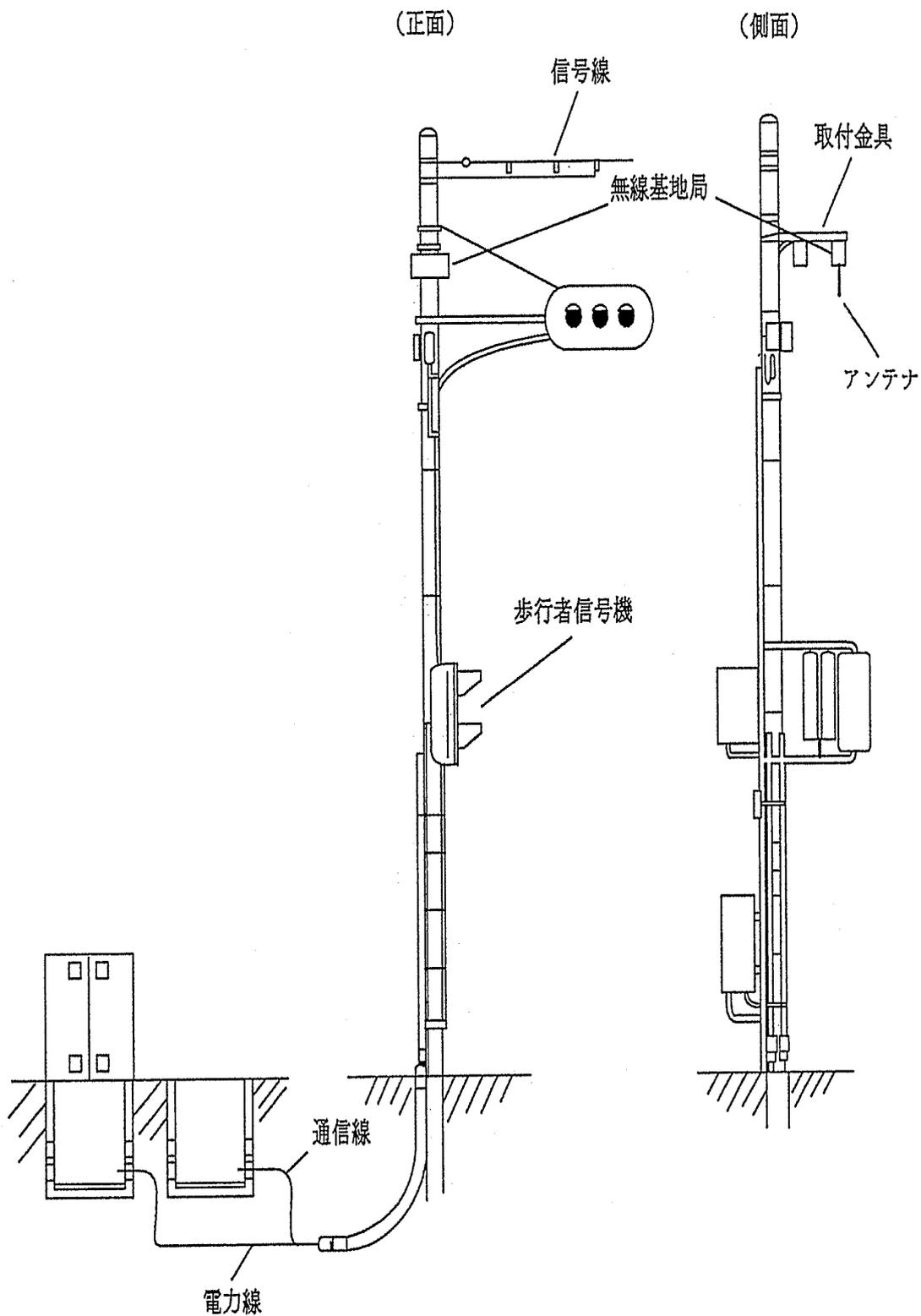
(側面)



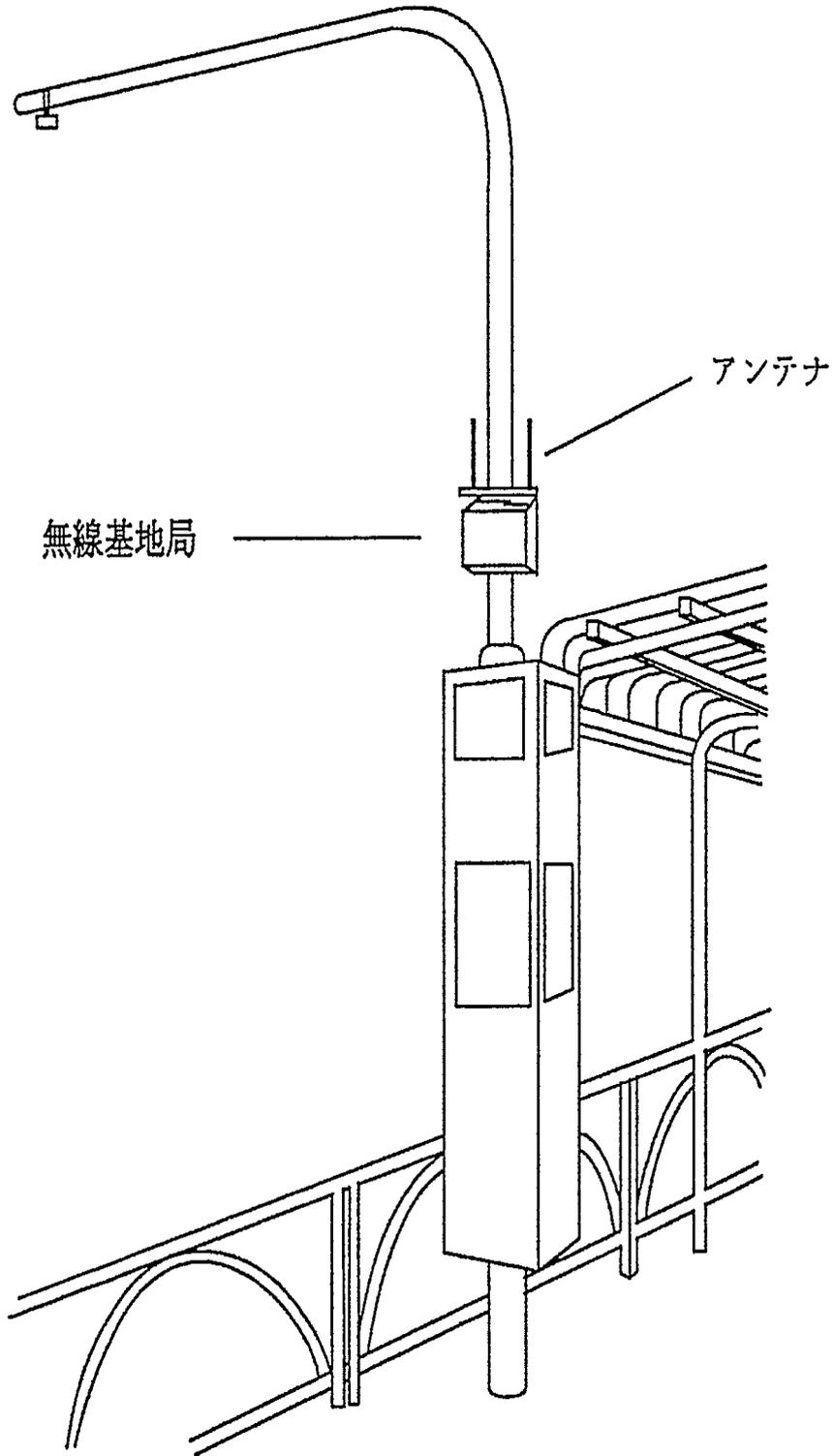
横断歩道橋への添架例



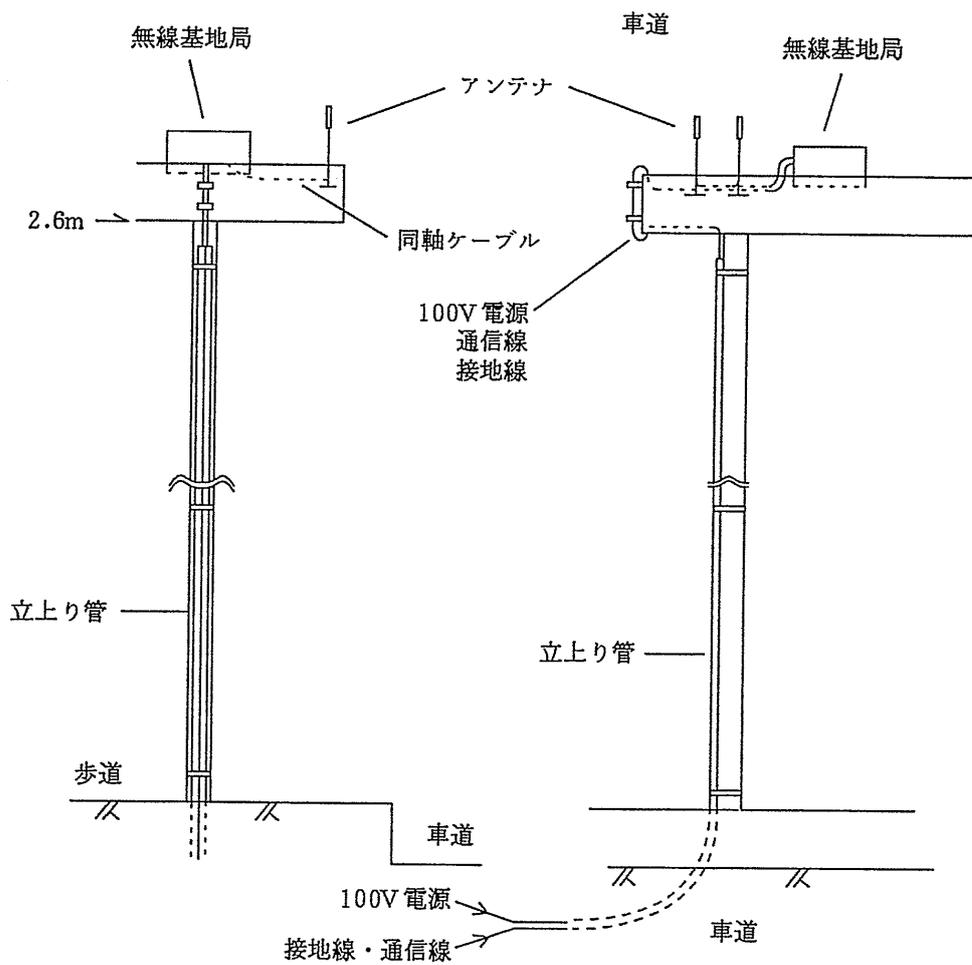
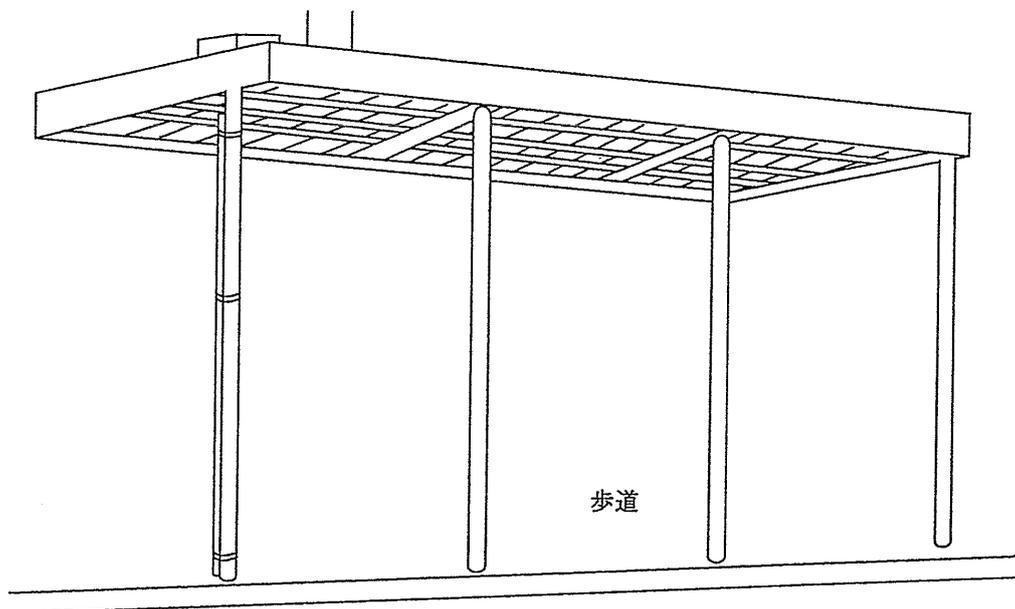
信号機柱等への添架例



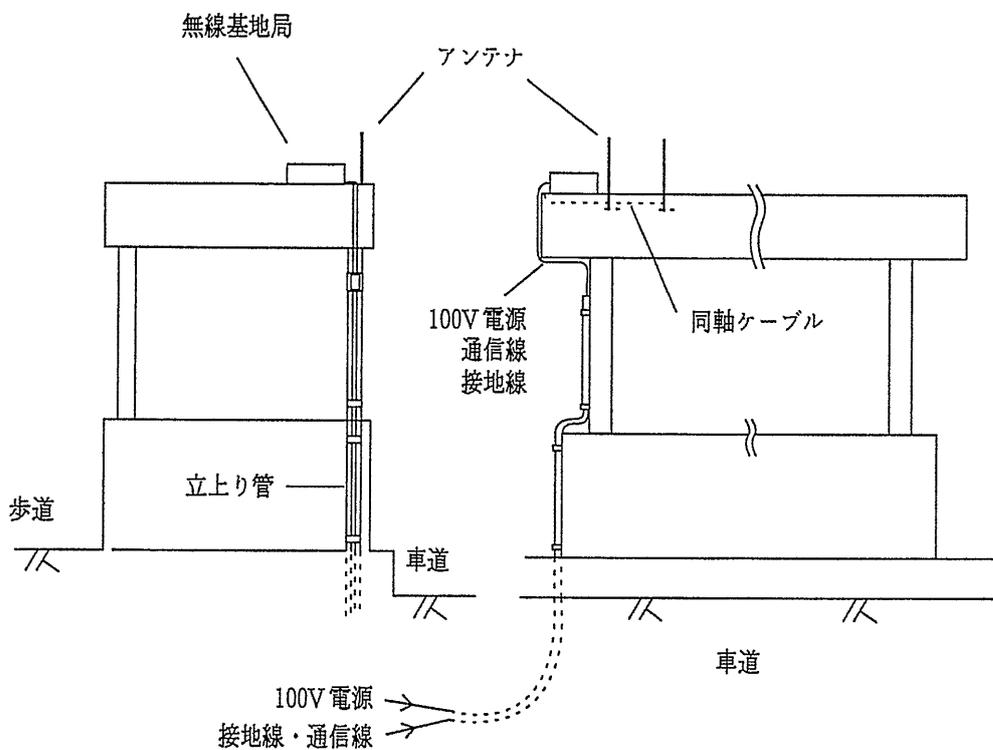
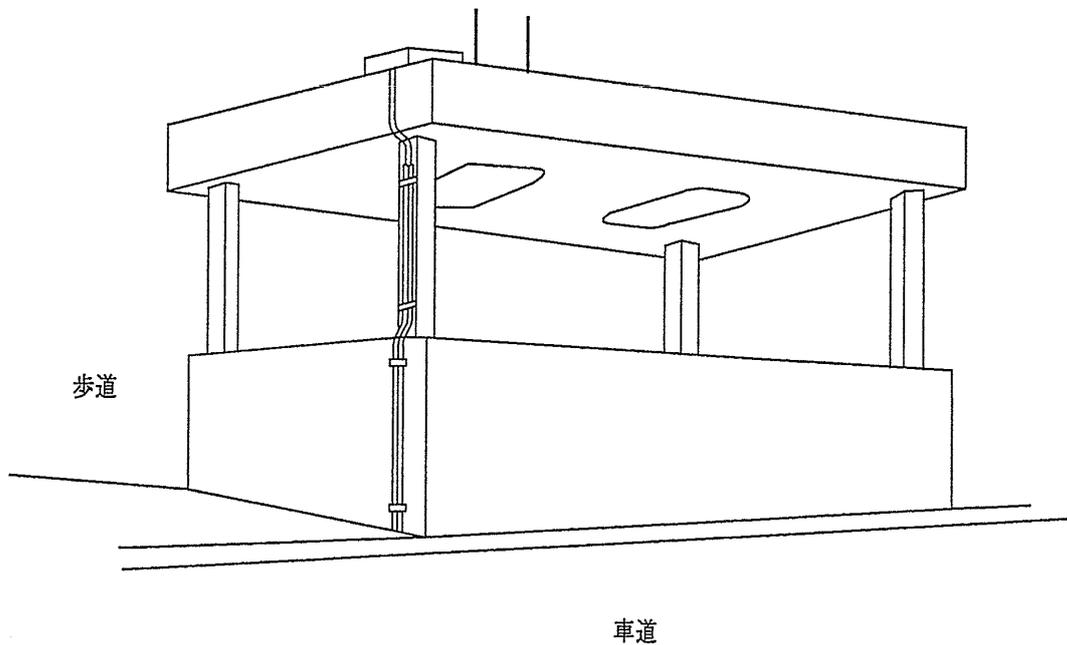
照明式バス停留所標識への添架例



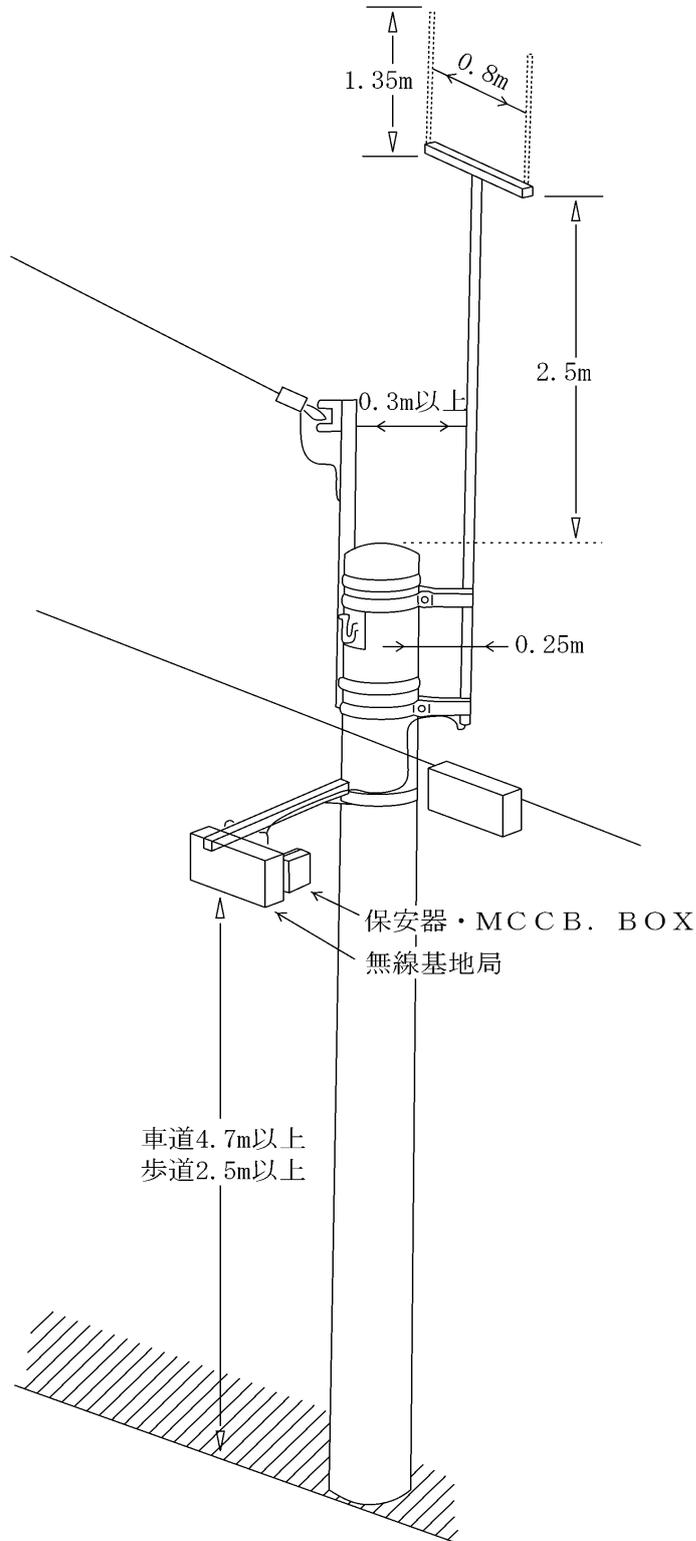
バス停留所上屋等への添架例



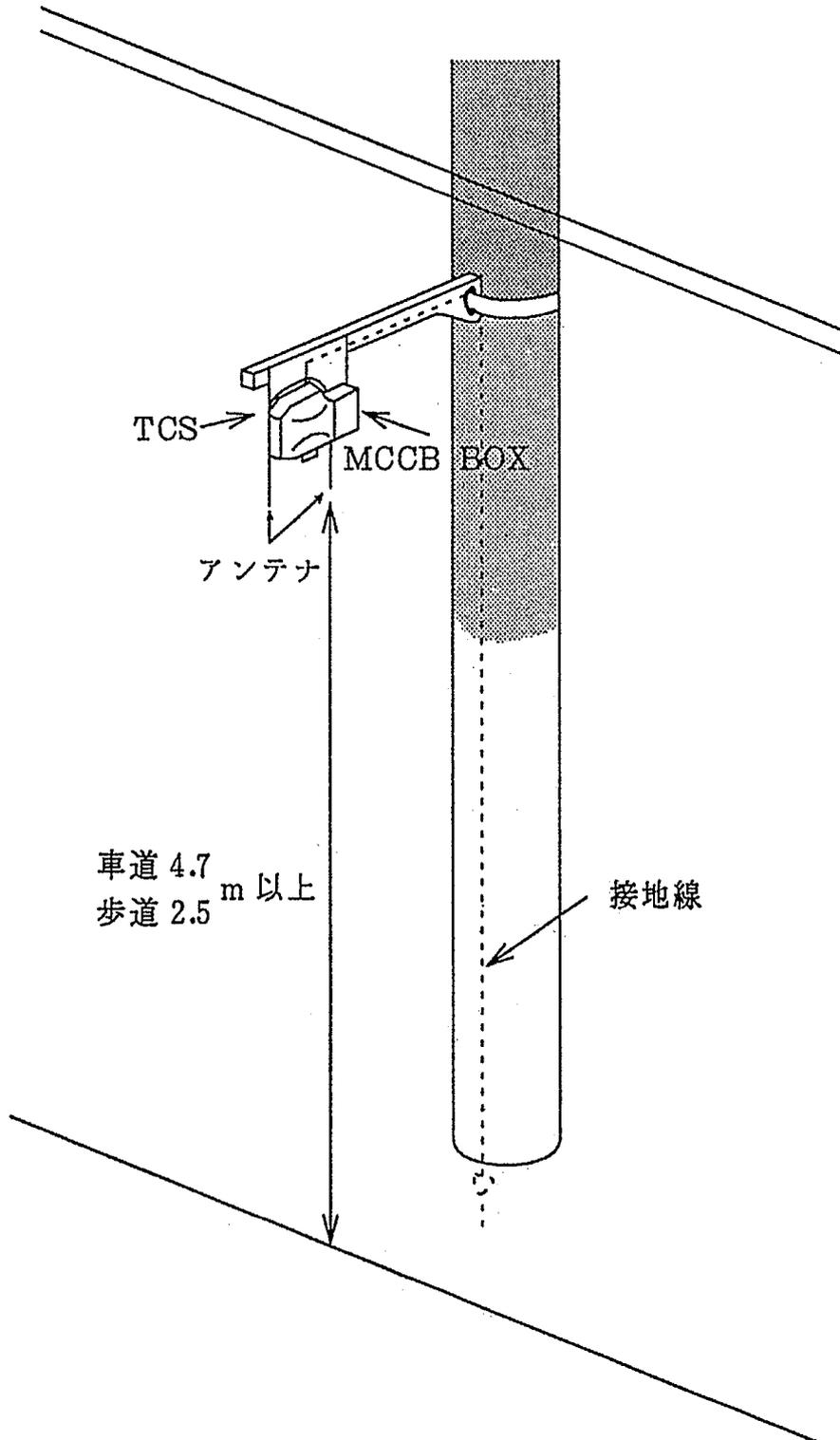
地下通路出入口への設置例



高出力型



TCS (テールエンド無線基地局)



法第1号物件　－その他の物件－
柱上光アクセス装置

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 電(話)柱に設置する場合は、次によるものとする。
 - (1) 添加する電(話)柱は、新規若しくは既存の電(話)柱又は既存の電(話)柱から建替えを行ったバッテリー内蔵型電(話)柱とする。
 - (2) 光アクセス装置バッテリー設置台を地下に埋設する場合は、法第2号物件とする。

(構造)

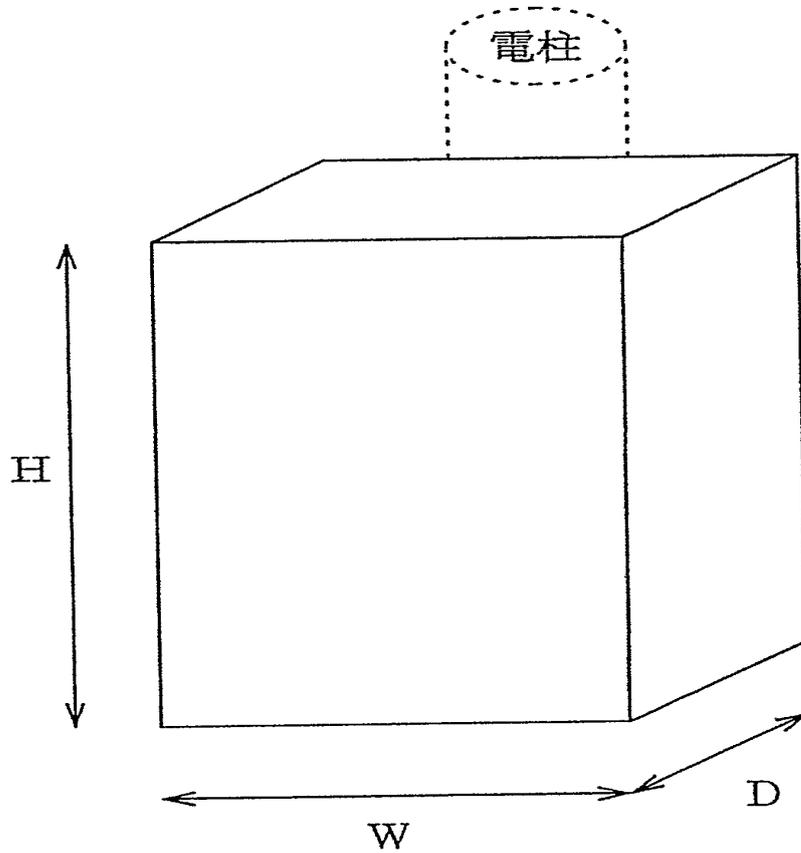
- 1 柱上に設置する場合の本体の規格は、幅0.61メートル、高さ0.77メートル、奥行き0.37メートル、重量110キログラム以下とする。
- 2 柱上に設置する場合において、本体の下端は、路面から4.7メートル以上とし、かつ通信線の上部に設置するものとする。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽のおそれがないよう又ははく離、老朽、汚損等により美観を損なうことがないようにすること。
- 4 本体には、広告物の添加及び広告を目的とした塗装は一切行わないこと。
- 5 本体の色彩は、周囲の環境と調和するものであること。

(その他)

- 1 電(話)柱架線部に設置する架空光アクセスユニット(ONU、いわゆる「πシステム」)については、架線の一部とみなす。
- 2 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。

柱上RTの仕様 (RT本体)

【外観図】



【主要諸元】

| 諸元 | | 数値 |
|-------|---------|---------------|
| 寸法 | 高さ (H) | 0.77 m |
| | 幅 (W) | 0.61 m |
| | 奥行き (D) | 0.37 m |
| 重量 | | 約110 kg |
| 収容回線数 | | 約30回線 |
| 給電 | | 商用電源 (AC100V) |

法第1号物件　－その他の物件－
防犯カメラ

(方針)

地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として、自らが管理するアーケード、街(路)灯等に設置することとし、交通の支障とならない位置とする。

(構造)

- 1 防犯カメラの最下端は路面から5.0メートル以上とする。ただし、歩道においては2.5メートル以上とすることができる。

(その他)

- 1 設置・管理にあたっては、所轄警察署に相談し、指導を受けるものとする。
- 2 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。

法第1号物件　－その他の物件－
自動車ナンバー自動読取装置、交通流監視カメラ

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国又は地方公共団体が設置する場合。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として法敷又は道路余地に設けるものとする。
- 3 歩道等に設置する場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置とする。
- 4 建柱位置は、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。

(構造)

- 1 構造物の最下端は路面から4.7m以上とする。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

[一部改正：令和元年]

法第 1 号物件　－その他の物件－
地下駐車場に設置する売店等

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路附属物地下駐車場において、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）又は自治会、商工会若しくはこれらに準ずる団体で指定管理者が認めるものが設置する場合
- 2 売店、情報施設、自動販売機など、利用者の利便を増進させる物件である場合
- 3 火気の使用は認めない。

(位置)

- 1 道路附属物地下駐車場の機能及び通行に支障を及ぼさないような位置に設置すること。

(構造)

- 1 占用物件の配置によって、当該施設の安全性が害されないようにすること。
- 2 利用者の利便及び交通の安全を図るよう十分に配慮すること。

[一部改正：平成 26 年]

法第2号物件　　－地下埋設管－
地下埋設管

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 次の者が占有する場合。
 - (1) 水道、工業用水道、下水道、ガス、電気、電気通信又は石油に関する法律に基づく事業を行う者若しくは温泉事業者
 - (2) 道路運送法に定める自動車道、林道又は農道の管理者若しくは水路の管理者
 - (3) 無電柱化促進事業により管路を埋設する自治体
(無電柱化促進事業とは、原則として神奈川県無電柱化協議会が決定する無電柱化計画に基づき実施される事業をいう。)
 - (4) 有線一般放送事業者については、地下埋設管の維持管理能力があると認められる者
 - (5) 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)の規定に基づき熱供給事業を行う者又は同法の規定以外の熱供給導管により道路を占有しようとする地方公共団体若しくは当該事業について地方公共団体から支援を受けている者
- 2 前項第1号の事業者が埋設した管に接続する各戸引込管の占有は、事業者が行うことを原則とするが、生活上必要であり、継続して維持管理できると認められ、真にやむを得ないと判断されるものに限り、個人、法人に認めることができる。
- 3 不要となる既設管は、原則として速やかに撤去すること。
- 4 電気通信設備等の共同収容については、「電気通信設備等の道路占有の取扱いについて」(平成9年4月1日付け土木部長通知)及び「電気通信設備等の共同収容のうち占有の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(平成13年3月7日付け県土整備部長通知)によるものとする。

(定義)

本定義中「管径」は、いわゆる「呼び径」を含むものとする。

<特定管路>

(1)電気事業

- ・鋼管(JIS G 3452) 管径250mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管(JIS A 5350) 250mm以下のもの
- ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS K 6741) 300mm以下のもの
- ・コンクリート多孔管(管財曲げ引張強度54kgf/cm²以上)
φ125×9条以下のもの
- ・合成樹脂製可とう電線管(JIS C 8411) 28mm以下のもの
- ・電力ケーブル600V CVQケーブル(より合せ外径64mm)
- ・電力ケーブル600V CVQケーブル(より合せ外径27mm)

(2)電気通信事業等(有線音楽放送事業、有線テレビジョン放送事業を含む)

- ・硬質塩化ビニル管(JIS K 6741) 175mm以下のもの
- ・鋼管(JIS G 3452) 250mm以下のもの
- ・合成樹脂製可とう電線管(JIS C 8411) 28mm以下のもの
- ・波付硬質ポリエチレン管(JIS C 3653 附属書1) 30mm以下のもの
- ・通信ケーブル(光) 40SM-WB-N(12mm)
- ・通信ケーブル(光) 1SM-IF-DROP-VC(2.0×5.3mm)

- ・通信ケーブル（メタル）0.4mm 50対 CCP-JF（15.5mm）
- ・通信ケーブル（メタル）2対-地下用屋外線（5.5mm）
- ・通信ケーブル（同軸） 12AC（16mm）
- ・通信ケーブル（同軸） 5CM（8mm）

(3)水道事業

- ・鋼管（JIS G 3443） 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6742） 300mm以下のもの
- ・水道配水用ポリエチレン管（引張降伏強度204kgf/cm²以上）
200mm以下で
外径の厚さ=11以下のもの
- ・水道用塩化ビニルライニング鋼管（JWWA K116） 300mm以下のもの
- ・水道用ステンレス鋼管（JWWA K115） 300mm以下のもの
- ・一般配管用ステンレス鋼管（JIS G 3448） 300mm以下のもの
- ・水道用ポリエチレン二層管（JIS K6762 1種二層管）
50mm以下のもの

(4)ガス事業

- ・鋼管（JIS G 3452） 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） 300mm以下のもの
- ・ポリエチレン管（JIS K 6774） 300mm以下のもの

(5)下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） 300mm以下のもの
- ・ヒューム管（JIS A 5303） 300mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管（JIS A 5350） 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管（JIS K 6741） 300mm以下のもの
- ・陶管（JIS R 1201） 300mm以下のもの

<特定外管路>

上記特定管路に掲げる管以外の管をいう。

- (1) A管とは、各戸引込み管をいう。
- (2) B管とは、各戸引込み管と直接接続した内径1,000ミリメートル未満の管をいう。
- (3) C管とは、各戸引込み管とは直接接続しない内径1,000ミリメートル未満の管をいう。
- (4) D管とは、内径1,000ミリメートル以上の管をいう。

ただし、特定管路と同等以上の強度を有するものについては、当該特定管路として掲げるものの管径を超えない範囲において、特定管路と同等以上の強度を有することを道路管理者に示させたいえ、特定管路と同様の措置を行うことができる。

(位置)

<特定管路>

- (1) 本基準の「(定義)」中、「(1)電気事業」の「コンクリート多孔管」及び「(3)水道事業」から「(5)下水道事業」までに掲げる地下埋設管については、次の基準を適用する。
 - ア 管を車道の地下に設ける場合

管の頂部と路面との距離は、当該管を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル。下水道本管及び、外圧1種ヒューム管を用いる下水管にあつては1.0メートル）以下としないこと（別図1左参照）。

ただし、当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等からこれによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。

イ 管を歩道等の地下に設ける場合。

当該歩道等と接する車道部端の路面の高さと管の頂部の高低差は、占用の許可後に切り下げが設けられる場合を考慮し、0.6メートル以下（下水道本管及び、外圧1種ヒューム管を用いる下水管にあつては1.0メートル以下）としないこと。やむを得ず、0.6メートル以下となる場合には当該管を設ける者に防護措置を講じさせること（別図1右図参照）。

ただし、大型車が通行する切り下げ部においては当該切り下げ部の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以下としないこと。やむを得ず、当該切り下げ部の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以下となる場合には、当該管を設ける者に切り下げ部の地下に設ける管につき所要の防護措置を講じさせること。なお、占用の許可後に大型車が通行する切り下げ部が設けられる場合には、切り下げを行う者の負担により必要な防護措置を講じさせること。

- (2) 「(定義)」中、「(1)電気事業」に掲げるもの（コンクリート多孔管を除く。）及び「(2)電気通信事業等」に掲げるもの（以下、「電線」という。）については、次の基準を適用する。

ア 電線を車道の地下に設ける場合

電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下としないこと。

ただし、当該道路の舗装構成（現状交通量区分と整合がとれていない場合等）、土質の状態（明らかに軟弱地盤である箇所等）、交通状況（周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等）及び気象状況等からこれによることが不適切であると認められる場合は、これを適用せずその状況に適した埋設の深さとする。

イ 電線を歩道等の地下に設ける場合

当該歩道等と接する車道部端の路面の高さと電線の頂部の高低差は、占用の許可後に切り下げ部が設けられる場合を考慮し、0.4メートル以下としないこと。やむを得ず、0.4メートル以下となる場合には当該管を設ける者に防護措置を講じさせること。

ただし、大型車が通行する切り下げ部においては当該切り下げ部の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下としないこと。やむを得ず、当該切り下げ部の舗装の厚さに0.1メートルを加えた値以下となる場合には、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき所要の防護措置を講じさせること。なお、占用の許可後に大型車が通行する切り下げ部が設けられる場合には、切り下げを行う者の負担により必要な防護措置を講じさせること。

<特定外管路>

総則第7条から第10条までを準用する。

- (1) A管

ア 歩道等のある場合（A管と接続する管が歩道の中にある場合）

路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。ただし、次の場合は、A管と接続する管との接続部において0.6メートル以上、道路境界において0.6メートル以上とすることができる（別図3下図右参照）。

(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合

(イ) 電話線、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合

(ロ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占有する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合

ただし、現地の状況により上記基準により難しい場合は、この限りではない。

(エ) 自治体が無電柱化促進事業で管路を埋設する場合

なお、上記(ア)において、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は1.2メートル以上とする（別図3上図右参照）。

イ 歩道等のある場合（A管と接続する管が車道の中にある場合）

路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする（別図4上図参照）。ただし次の場合は、歩車道等境界部において1.2メートル以上、道路境界において0.6メートル以上とすることができる（別図4下図参照）。

(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合

(イ) 電話線、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合

(ロ) 電線共同溝の整備に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占有する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合

(エ) 自治体が無電柱化促進事業で管路を埋設する場合

なお、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、歩道部については1.2メートル以上、車道部においては1.5メートル以上とする。

ウ 歩道等のない場合

路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とする（別図3上図左参照）。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、道路境界において1.2メートル以上とすることができる（別図3下図左参照）。

なお、下水道管として硬質塩化ビニール管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。

エ 法敷または道路余地の場合

法敷または道路余地の土質状況及びこの部分の将来の道路計画を勘案し、上記ア、イ、ウに準じた取扱いをするものとする。

オ 岩盤等特異な土質箇所の場合

地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記ア、イ、ウにより行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記ア、イ、ウの限りではない。

(2) B管

ア 歩道等のある場合

歩道等のある場合は歩道に設置するものとする。路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする(別図3上図右参照)。ただし、次の場合は、路面と埋設管頂部との距離を0.6メートル以上とすることができる(別図3下図右参照)。

(ア) 既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合
(イ) 電(話)、有線音楽放送線及び有線テレビジョン放送線事業者が無電柱化促進事業で線類を地中化する場合

(ウ) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占用する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合

ただし、現地の状況により上記基準により難しい場合は、この限りではない。

(エ) 自治体が電線地中化促進事業で管路を埋設する場合

なお、上記(ア)において、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は1.2メートル以上とする(別図3上図右参照)。

イ 歩道等のない場合

歩道等がなくやむを得ず車道に設置する場合は、できる限り路端寄りとし、路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とするものとする(別図4上図参照)。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、埋設部の土質等を十分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる(別図4下図参照)。

なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。

ウ 法敷または道路余地の場合

埋設部分の土質状況及びこの部分の将来の道路計画を勘案し、上記ア、イに準じた取扱いをするものとする。

エ 岩盤等特異な土質箇所の場合

地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記ア、イにより行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記ア、イの限りでない。

(3) C管

ア 車道に設置するものとし、路面と埋設管頂部との距離は1.5メートル以上とするものとする。(別図5上図参照)。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、埋設部の土質等を十分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる(別図5下図参照)。

なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、車道を縦断又は横断するときは1.5メートル以上とする。

イ 岩盤等特異な土質箇所の場合

地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記により行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記の限りではない。

(4) D管

ア 車道に設置するものとし、路面と埋設管頂部との距離は3.0メートル以上とするものとする(別図5上図参照)。ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと

認められる場合は、埋設部の土質等を十分に考慮し、支障がないと認められれば路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とすることができる(別図5下図参照)。

なお、下水道管として硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管であって、管径300ミリメートルをこえる管を使用する場合の路面と埋設管頂部の距離は、3.0メートル以上とする。

ただし、既設管との関連で、真にやむを得ないと認められる場合は、路面と埋設管頂部との距離は、車道を横断又は縦断するときは1.5メートル以上とすることができるが、管内径2,200ミリメートル以上の管を埋設する場合は2.0メートル以上とする。

イ 岩盤等特異な土質箇所の場合

地盤が岩盤等特異な土質箇所において、上記により行うことは膨大な経費を要する等真にやむを得ないと認められる場合は、路面と管頂部との距離は上記の限りではない。

(その他)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が整備した電線共同溝を占有する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合及びやむを得ず電線共同溝の上部を横断する管路を埋設する場合であって、現地の状況により上記の位置基準により難しい場合にはこの限りではない。

(防護措置)

- (1) 既設管との関連、あるいは橋梁、暗渠、立体交差箇所に取り付けのために、前項基準の路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合はコンクリート胴締め等により防護措置を行うものとする。

ただし、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき道路管理者が整備した電線共同溝を占有する者が当該電線共同溝から分岐する管路を埋設する場合で、当該管路が歩道に埋設される場合は、この限りではない。

- (2) 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が前項基準により行われなかった箇所についてはコンクリート胴締め等により防護措置を行うものとする。
- (3) 下水道管として管内径2,200ミリメートル以上の強化プラスチック複合管を使用する場合で、前項基準の路面と埋設管頂部との距離がやむを得ず確保できないときは、コンクリート胴締め等の防護措置と合わせ、管の浮き上がり等が発生しないよう十分な措置を行うこと。

(構造)

- (1) 埋設管は堅固で耐久力を有するものとし、道路構造及び地下にある他の占有物件に支障を及ぼさない構造とする。
- (2) マンホールその他これに類するもの(マンホール内簡易機器を含む。)、地盤沈下測定棒及び光アクセス装置バッテリー設置台(別に基準あり)の設置については次によるものとする。
 - ア 破損及びびずれの生じない堅固な構造とする。
 - イ 蓋は平板とし、路面と同一勾配とする。
 - ウ 今後予想される占有物件を考慮した構造寸法とするものとする。
 - エ マンホール内簡易機器とは、下水用流量計測装置、汚水送水ポンプ及びそれに付

随するケーブル線等の下水道用マンホールポンプ施設とする。なお、ポンプ電源引込柱（付属施設を含む）は法第1号物件（電(話)柱）として、ポンプ電源引込柱とマンホール内簡易機器を接続する管については法第2号物件・地下埋設管として、別途取り扱うこと。

- (3) 地下埋設管の位置を表示するための鉋等は、歩道等に設置することができる。破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

(使用材料)

(1) 水道、工業用水道管

鋼管、鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管、ステンレス鋼管及び硬質塩化ビニル管とする。

硬質塩化ビニル管については、次により認めることができる。

- ア 車道部に設置することは認めない。
- イ 路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上確保すること。
- ウ 日本工業規格(JIS)K-6742と強度が同等以上であること。

(2) 下水道管

シールド工法による管、ヒューム管、ボックスカルバート、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管とする。

硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管については、次により認めることができる。

ア 硬質塩化ビニル管

- (ア) 日本工業規格(JIS)K-6741と強度が同等以上であること。
- (イ) 管内径は800ミリメートル以下とすること。
- (ウ) その他については、「下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針」（財団法人国土開発技術センター発行）を参考にする。

イ 強化プラスチック複合管

- (ア) 日本工業規格(JIS)A-5350と強度が同等以上であること。
- (イ) 管内径は3,000ミリメートル以下とすること。
- (ウ) その他については、「下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針」（財団法人国土開発技術センター発行）を参考にする。

(3) ガス管

鋼管、鋳鉄管及びガス用ポリエチレン管とする。

ガス用ポリエチレン管は次により認めることができる。

- ア 日本工業規格(JIS)K-6775に適合するもの。
- イ 低圧(1kg/c㎡未満)のガス管に使用すること。
- ウ 埋設箇所は位置明示を行うこと。
- エ 管口径200ミリメートル以下とする。

(4) 電気、電気通信線、有線音楽放送線、登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備、自治体管路

鋼管、鋳鉄管、ヒューム管、FRP管、強化プラスチック複合管、地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管とする。

地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管は次により認めることができる。

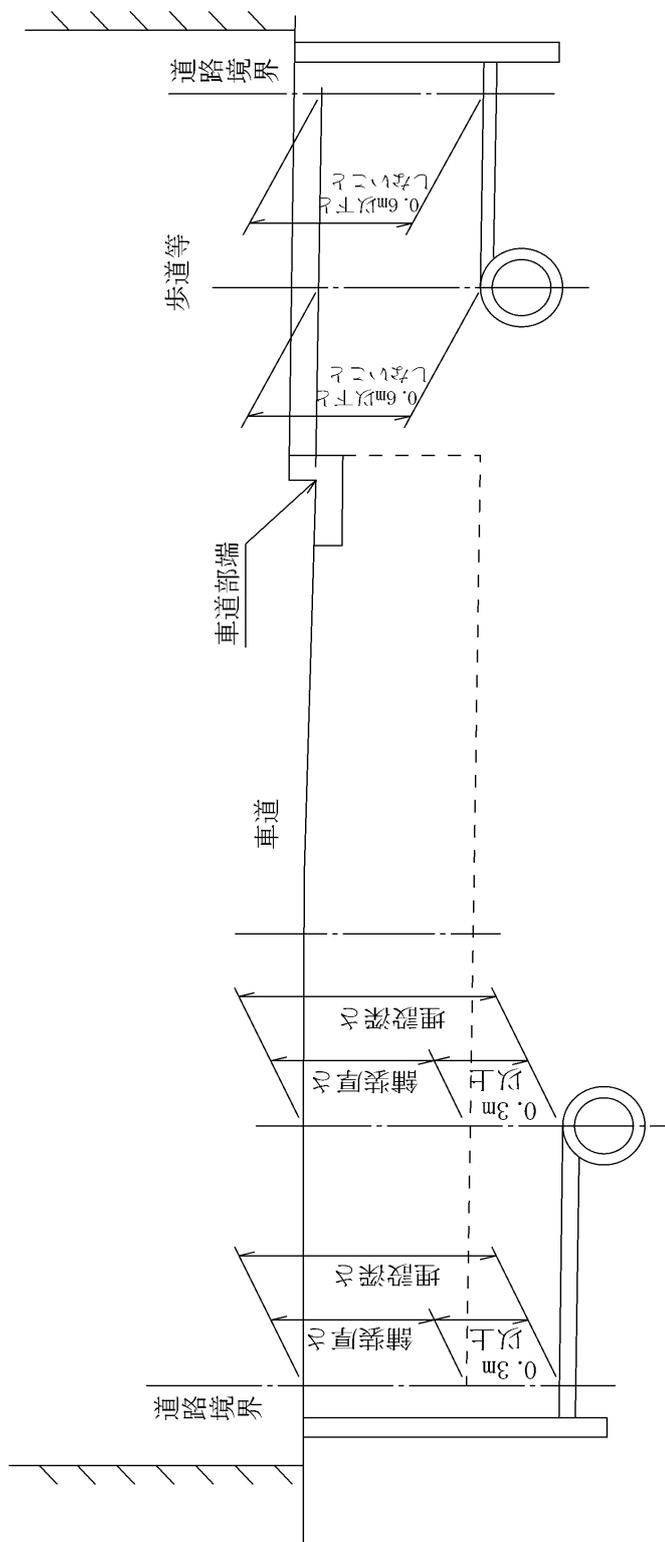
ア 地中線用耐衝撃性硬質塩化ビニル管

- (ア) 日本工業規格(JIS)K-6741 と強度が同等以上であること。
- (イ) 管内径は130ミリメートル以下とすること。
- イ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管
 - (ア) 日本工業規格(JIS)K-6741 と強度が同等以上であること。
 - (イ) 管内径は75ミリメートル以下とすること。
- (5) 石油管
 - 道路管理課長へ協議すること。
- (6) 温泉管
 - 鋼管、合成樹脂管及び陶管とする。
 - ア 車道内はコンクリート胴締め等により防護措置をすること。
 - イ 陶管は日本工業規格(JIS)R-1201 と強度が同等以上であること。
 - ウ 管内径は300ミリメートル以下とする。
- (7) 熱供給道管
 - 鋼管とする。
- (8) その他管類
 - ヒューム管、PC管及びボックスカルバート(函渠) とする。

[一部改正：令和元年]

別図1

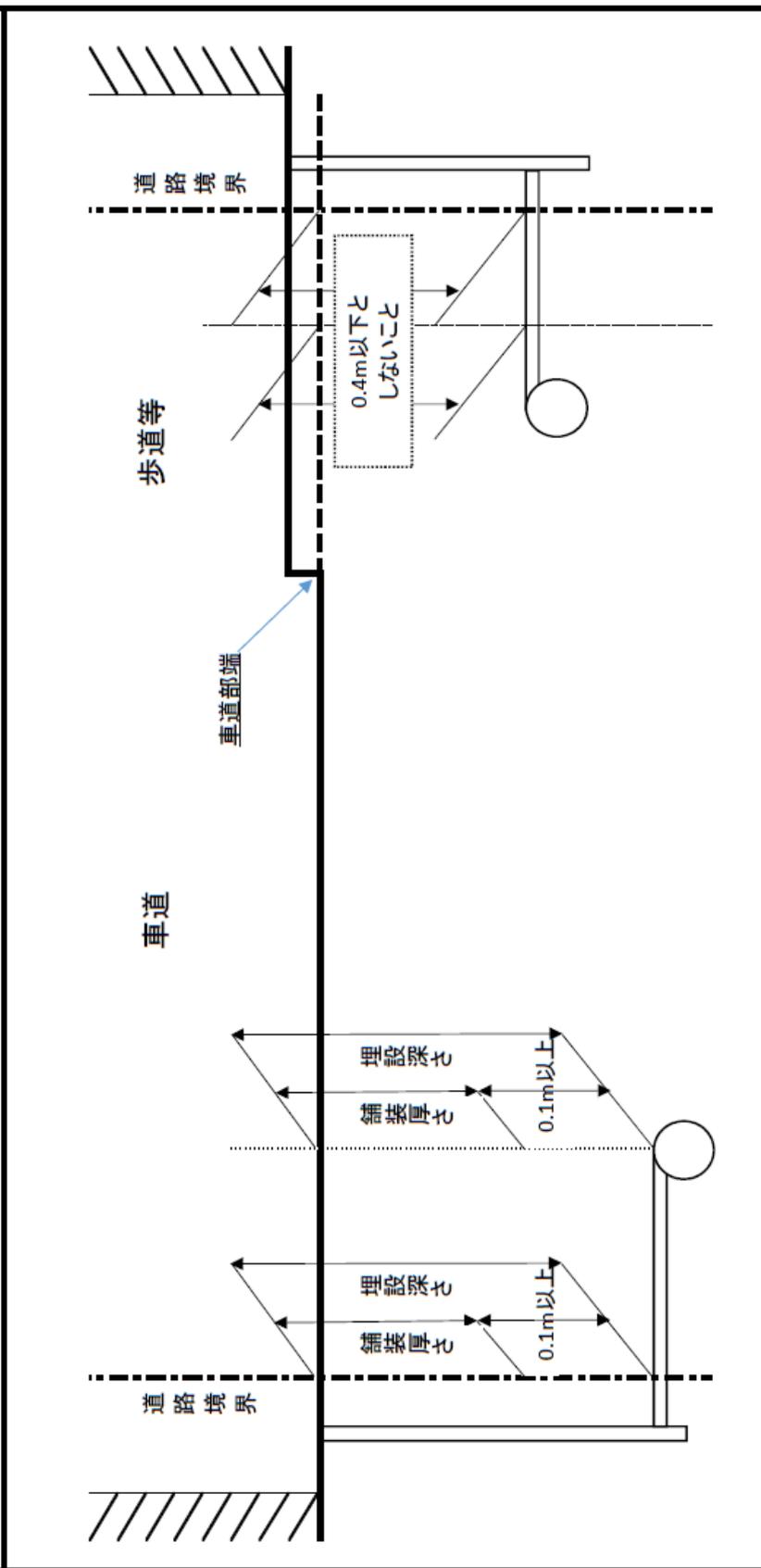
電気事業・水道事業・ガス事業の特定管路（電気事業の場合はコンクリート多孔管に限る。）



〔車道の地下に設ける場合〕
埋設深さは0.6m以下としないこと

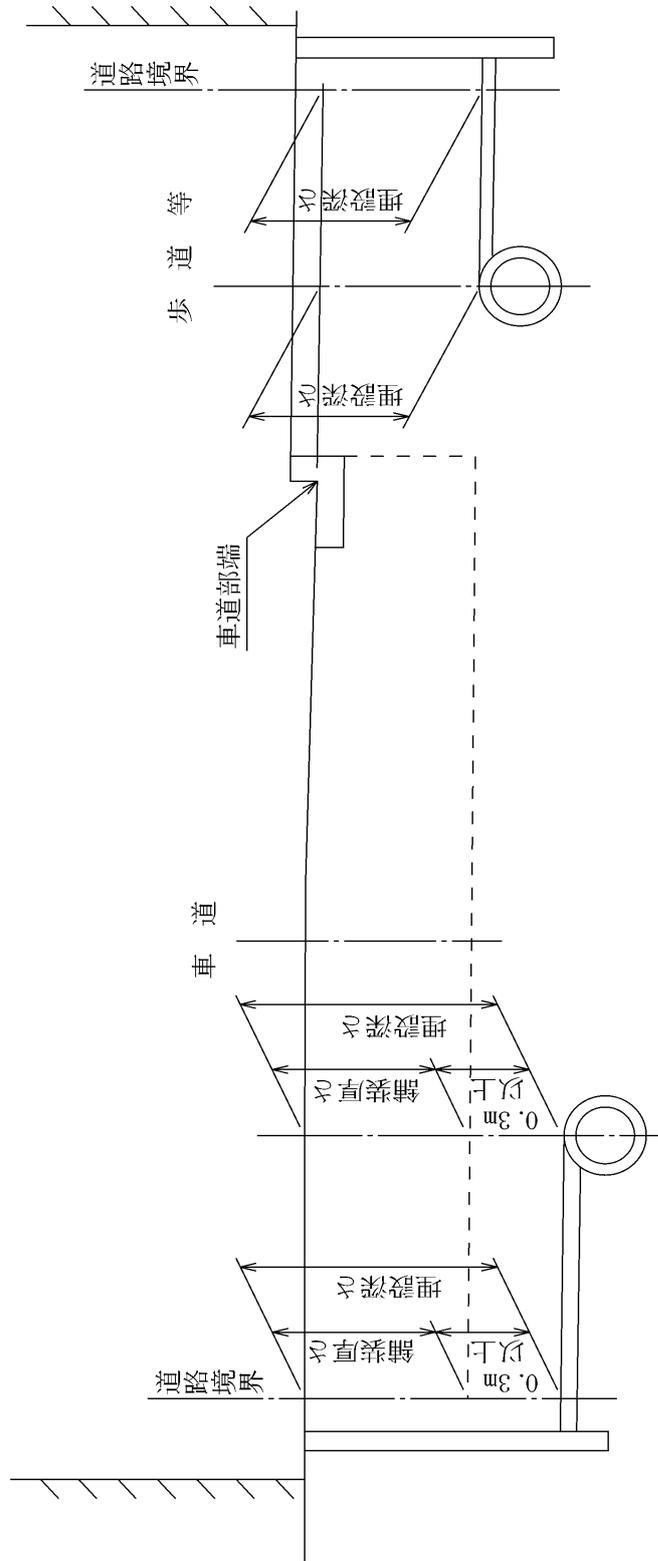
別図1-2

電気事業・電気通信事業等（電線を地下に設ける場合）※コンクリート多孔管は別図1による



別図 2

下水道事業の特定管路



[車道の地下に設ける場合]

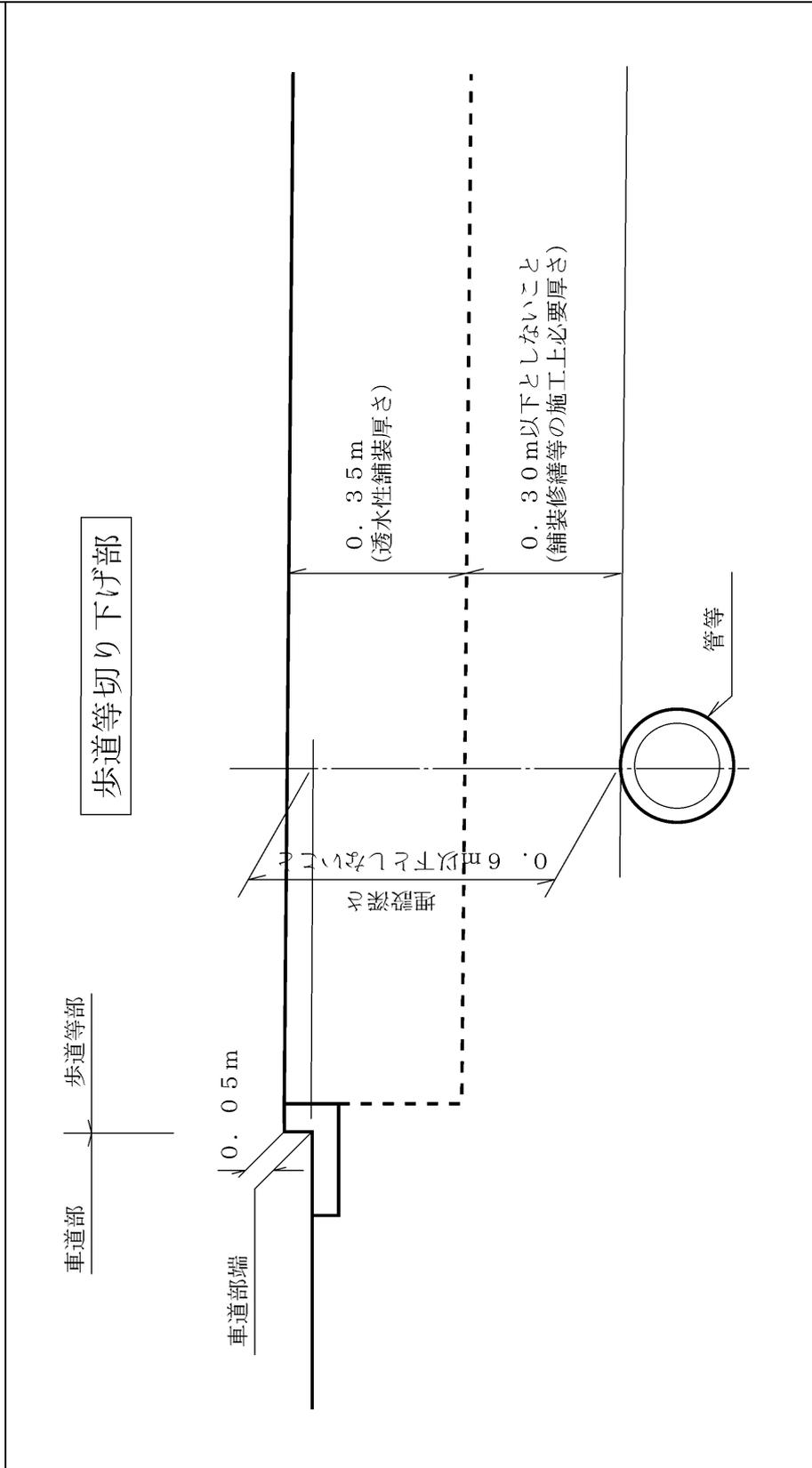
- 本管を設ける場合は埋設深さを 1 m 以下としないこと
- 本管以外の管 (外圧 1 種ヒューム管を除く) を設ける場合は埋設深さを 0. 6 m 以下としないこと
- 外圧 1 種ヒューム管を使用する場合は埋設深さを 1 m 以下としないこと

[歩道等の地下に設ける場合]

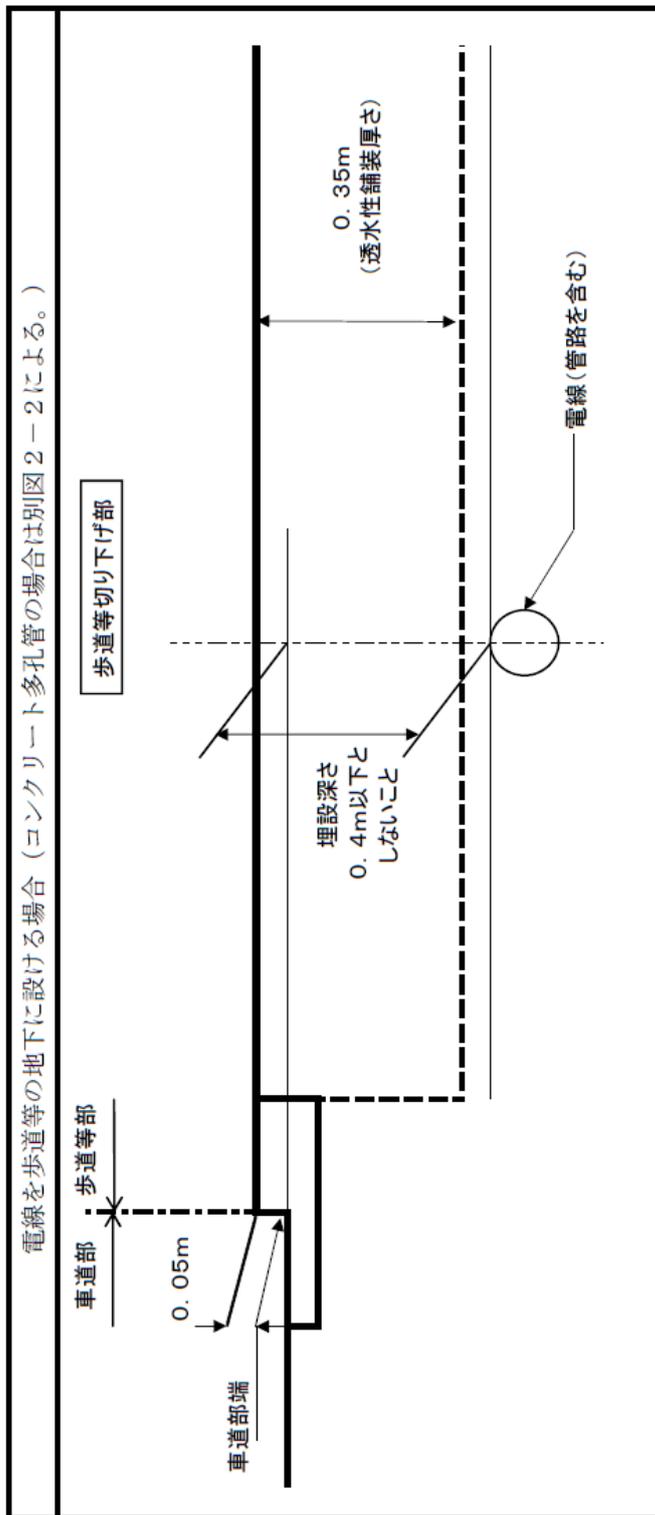
- 本管を設ける場合は埋設深さを 1 m 以下としないこと
- 本管以外の管 (外圧 1 種ヒューム管を除く) を設ける場合は埋設深さを 0. 6 m 以下としないこと
- 外圧 1 種ヒューム管を使用する場合は埋設深さを 1 m 以下としないこと

別図 2-2

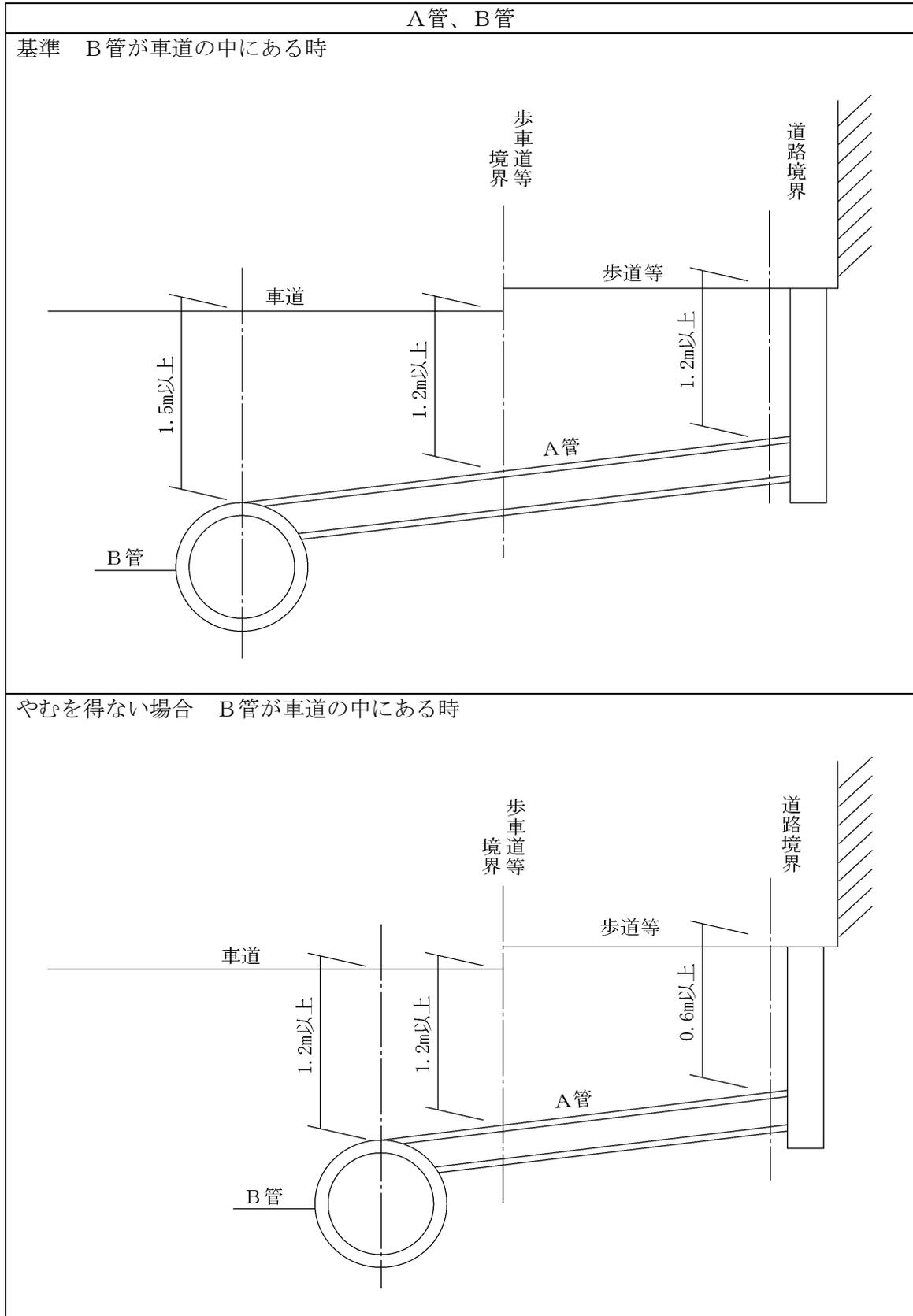
特定管路（下水道の本管を設ける場合及び下水道管として1種外圧ヒューム管を使用する場合及び電線を設ける場合を除く）を歩道等の地下に設ける場合に「車道部端の高さと管等の頂部の高さとの高低差を0.6m以下にしないこと」とした根拠



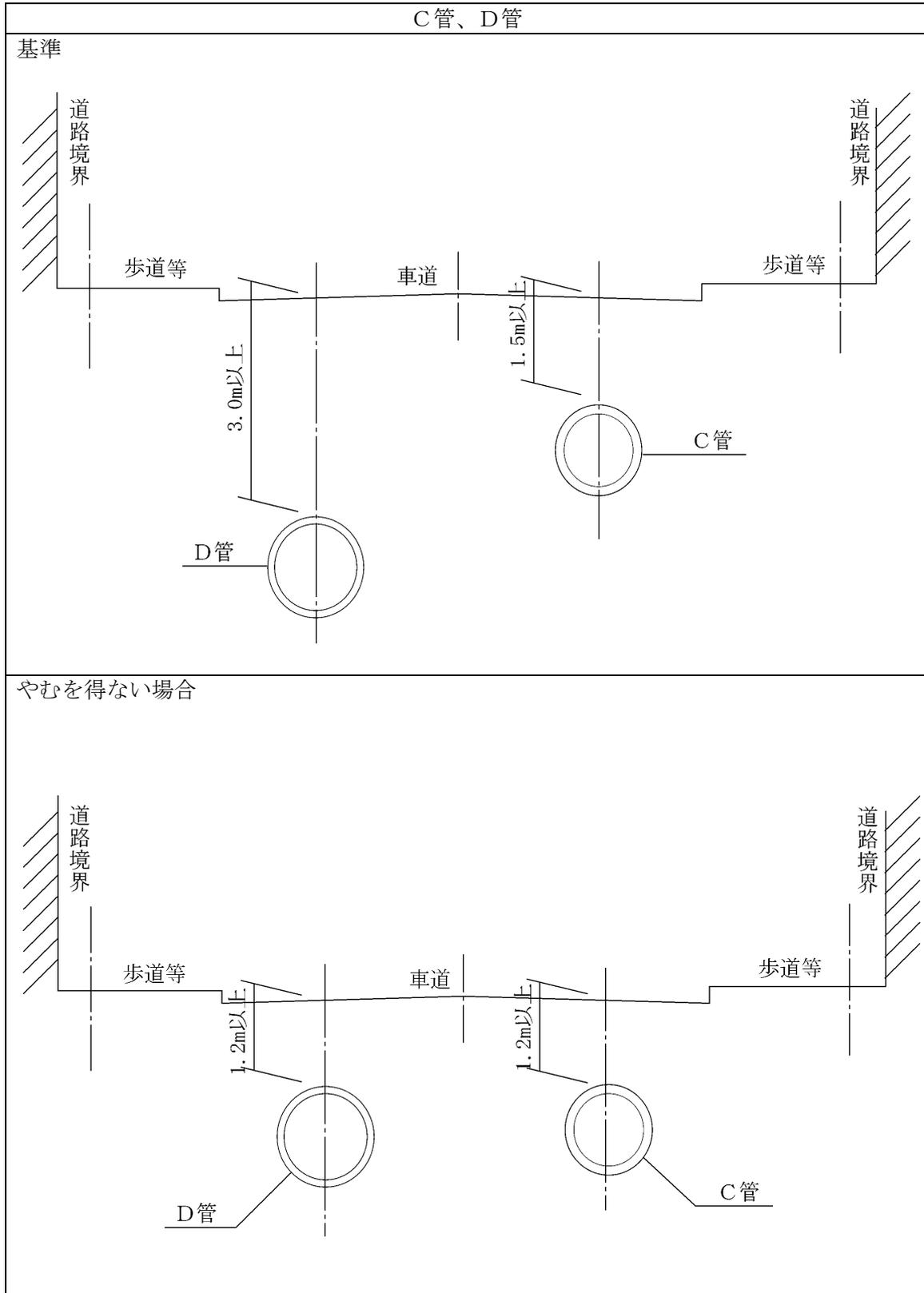
別図 2-3



別図4



別図 5



法第2号物件 ー地下埋設管ー
排水管（合併処理浄化槽の道路側溝接続管）

（方針）

公益上やむを得ず、次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 丹沢湖及び宮ヶ瀬湖の集水域（水源地域）内に存する県管理道路の側溝に接続する場合。
- 2 近い将来、公共下水道が整備される見込みがなく、かつ、他に放流先がない場合
- 3 次に該当する浄化槽である場合。
 - (1) 原則として一戸建て住宅に設置する合併処理浄化槽であること。
 - (2) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定に適合しているもの
 - (3) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD日間平均値が20mg/l以下の機能を有すること。
 - (4) 「合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針」（厚生省）に基づき、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録されている合併処理浄化槽、又は「神奈川県合併処理浄化槽整備事業実施要綱」で認められた合併処理浄化槽であること。

（位置）

- 1 原則として民地側に設置されている道路側溝（別紙B及びC）及び歩道等に埋設されている排水管路（別紙D）で、側溝断面が300mm×300mm以上ある流末の確保が可能な側溝に接続するものとする。
- 2 道路を横断しての設置は認めない。
- 3 通常の雨量により道路浸水等が起こる箇所では認めない。
- 4 法敷または道路余地に設置する場合は、将来の道路計画を勘案し、真にやむを得ないと判断されるものに限り認めるものとする。
- 5 総則第7条から第10条までを準用する。

（構造）

- 1 取り付け管の口径は、内径100mm以下とする。

（その他）

- 1 占用申請にあつては、次の事項を記した市町村の副申書を徴すること。
 - (1) 当該地の下水道管の有無
 - (2) 他の放流先の有無
 - (3) 浸透式排水等宅地内処理の検討
 - (4) 下水道管の敷設時期

法第2号物件　－地下埋設管－
光アクセス装置バッテリー設置台

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路余地がない場合で、歩道等のある場合は歩道等に設置するものとする。引上管の路面と埋設管頂部との距離は0.6メートル以上とする。
- 2 歩道等がなくやむを得ず車道に設置する場合は、できる限り路端寄りとし、引上管の路面と埋設管頂部との距離は1.2メートル以上とする。
- 3 総則第7条から第10条までを準用する。

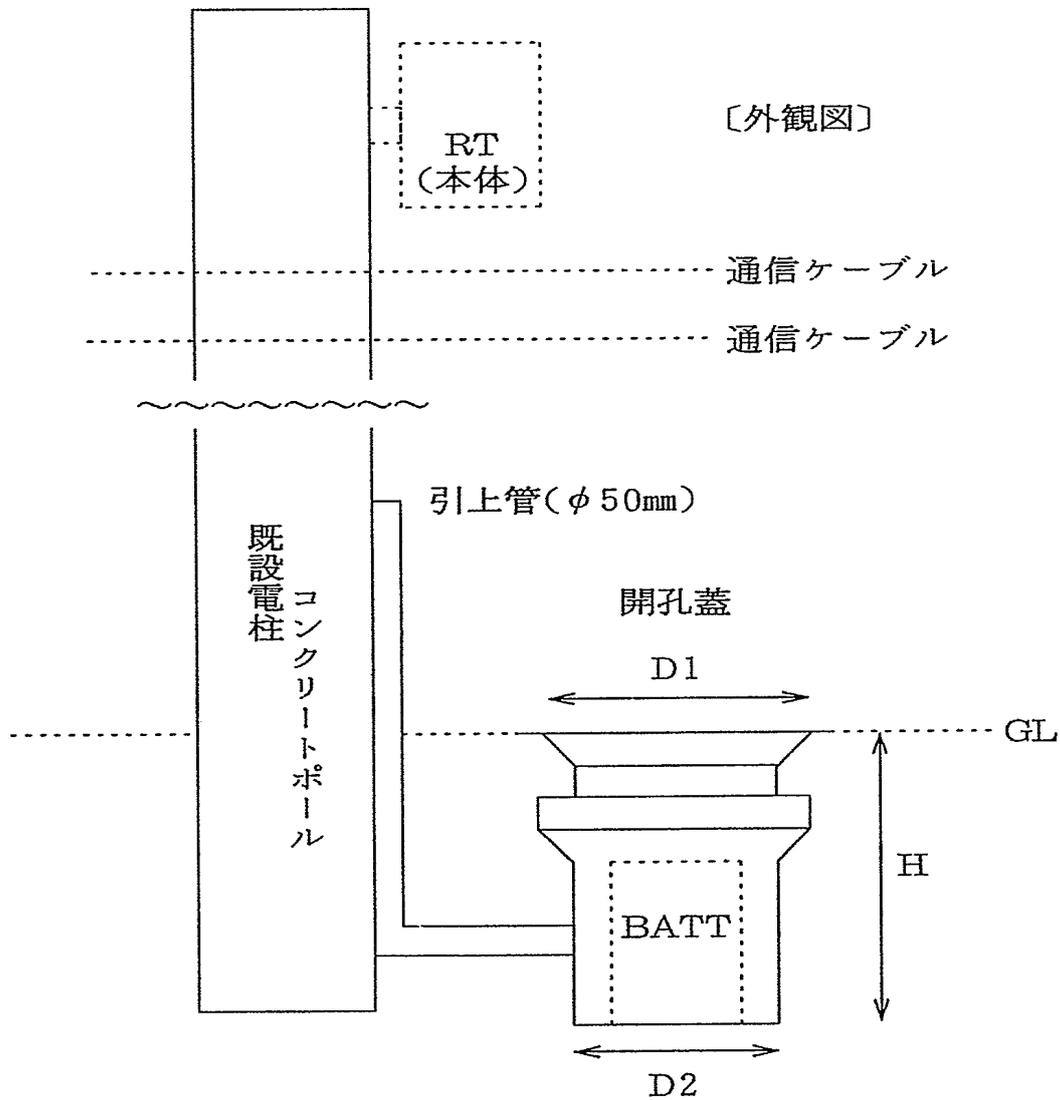
(構造)

- 1 光アクセス装置バッテリー設置台を地下に埋設する場合の規格は、直径0.82メートル、高さ1.8メートル以下とする。
- 2 引込管の内径50ミリメートル以下とする。
- 3 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
- 4 開孔蓋は平板とし、路面と同一勾配とする。

(その他)

- 1 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。

柱上設置RTの仕様 (バッテリー設置台)



【主要諸元】

| 諸元 | | 数値 |
|------|-----------|--------------------------------------|
| 寸法 | 高さ (H) | 1.70～1.80 m (蓋高調整範囲) |
| | 最大直径 (D1) | 0.82 m |
| | 最小直径 (D2) | 0.35 m |
| 重量 | | 躯体本体約170 kg (バッテリーを含む総重量: 254 kg) |
| 材質 | | 鋼材 (躯体部)、鋳鉄 (蓋) |
| 適用地域 | | 腐食地域 (塩害・電食等) |
| 記事 | | 円柱形状 25 t 荷重設計 |

法第2号物件　―地下埋設管―
水位観測施設等

(占有許可の範囲)

水位観測施設等には、水位観測施設を支持し、又は保護するための工作物を含むものとする。

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 水防法第2条第3項に定める水防管理者又は同法第10条第3項に定める量水標管理者が、公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設（以下「下水道暗渠等」という。）に設置する場合であること
- 2 各下水道管理者の許可基準等に適合していること

(位置)

水位観測施設等を構成する機器のうち、検出器（センサー）及びこれを支持又は保護するための工作物以外のもの（データ記録装置、データ通信装置、電源等）については、真にやむを得ない事情がない限り、道路区域外に設置すること。

(その他)

下水道管理者が既に道路の占有許可を受けて敷設した下水道施設の暗渠等に水位観測施設等を新たに設置させようとする場合には、下水道管理者は、当該下水道施設に係る道路の占有目的を変更することについて許可を受けなければならない。

法第2号物件 ー地下埋設管ー
熱交換器等

(占用許可の範囲)

熱交換器(構造上同等であり一体とみなせる熱源配水管を含む。)等には、熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物を含むものとする。

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 次のいずれかの者が設置する場合であること
 - (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 熱供給事業者
 - (3) 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すると下水道管理者が認めた者
- 2 各下水道施設の管理者の許可基準等に適合していること

(その他)

下水道管理者が既に道路の占用許可を受けて敷設した下水道施設の暗渠等に熱交換器等を新たに設置させようとする場合には、下水道管理者は、当該下水道施設に係る道路の占用目的を変更することについて許可を受けなければならない。

法第3号物件　　－鉄道・軌道－
鉄道・軌道

(方針)

次により処理するものとする。

- 1 踏切道については、道路の占用になるが、この場合踏切道の新設又は改築に関しては、道路法第32条の許可に替え、法第20条及び法第31条の規定により、道路管理者と鉄道事業者の協議によるものとする。
- 2 鉄道が道路の上空又は地下を横断する場合及び鉄道が道路を縦断する場合は、道路法第32条の占用許可を要する。

(関係通知)

- 1 「道路法の施行に伴う踏切道の取扱いについて」(昭和27年12月5日鉄総第924号)
- 2 「日本国有鉄道の民営化及び鉄道事業法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」(昭和62年3月31日道政発第24号の4)
- 3 「鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令」(昭和62年3月27日政令第78号)
- 4 「鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令」(昭和62年5月6日建設省令第9号)
- 5 「鉄道事業法第61条第1項ただし書きの許可について」(平成13年3月16日国道政発第11号)
- 6 「道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定」(昭和63年5月31日成立)
- 7 「道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省細目協定」(昭和63年5月31日成立)

○道路法の施行に伴う踏切道の取扱いについて

昭和27年12月5日付け・鉄総第924号
各陸運局長、各地方建設局長、北海道開発局長、
各都道府県知事、五大市長、日本国有鉄道総裁
あて運輸事務次官、建設事務次官通知

道路法（昭和27年法律第180号）の施行に伴い、踏切道について、運輸事務次官及び建設事務次官の協議によって、下記のとおり取り扱うこととなったから了知されたい。

記

- 1 道路に鉄道を交さずる場合には、道路の占用になるが、この場合踏切道の新設又は改築に関しては、道路法第32条の許可に替え、法第20条及び第31条の規定により、道路管理者と地方鉄道事業者との協議によるものとする。
- 2 鉄道に道路を交さずる場合には、鉄道用地の使用になるが、この場合既設の日本国有鉄道又は地方鉄道と交さずる道路の新設又は改築に関しては、新たに踏切道となる鉄道用地について当該鉄道と道路管理者との協議をもって使用承認に替えるものとする。

○日本国有鉄道の民営化及び鉄道事業法の施行に伴う道路占用関係事務の取扱いについて

昭和62年3月31日付け・道政発第24号の4
建設省道路局長から

昭和62年4月1日に日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）が施行されることに伴い、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の事業及び業務（以下「事業等」という。）が分割され、6の旅客鉄道会社（以下「旅客会社」という。）、日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）、新幹線鉄道保有機構（以下「保有機構」という。）、鉄道通信株式会社等の承継法人に引き継がれ、残る業務等を行うため国鉄が日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）に移行するとともに、「日本国有鉄道改革法等施行法」（昭和61年12月4日法律第93号。以下「施行法」という。）による道路法の一部を改正する規定が施行される。合わせて、「日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令」（昭和62年3月20日政令第54号）による道路法施行令の一部を改正する規定が施行される。

また、国鉄の経営する鉄道事業が民営鉄道事業になることから、地方鉄道法が廃止され新たに鉄道事業に関する一元的な法制度として鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）が同じく4月1日から施行されることとなった。

これらに伴う道路の占用に関する事務の取扱については、下記事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

なお、都道府県に置かれては、貴管下各道路管理者にもこの旨周知徹底方お取り計らい願いたい。

（注）日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人は、次のとおりである。

- ① 北海道旅客鉄道株式会社
- ② 東日本旅客鉄道株式会社
- ③ 東海旅客鉄道株式会社

- ④ 西日本旅客鉄道株式会社
- ⑤ 四国旅客
- ⑥ 九州旅客鉄道株式会社
- ⑦ 日本貨物鉄道株式会社
- ⑧ 新幹線鉄道保有機構
- ⑨ 鉄道通信株式会社
- ⑩ 鉄道情報システム株式会社
- ⑪ 財団法人鉄道総合技術研究所

記

- 第1 国鉄の行っていた事業等を承継する法人の事業等に係る道路の占用の取扱い
- 1 国鉄の承継法人の行う事業等のための占用の許可で昭和62年4月1日以降において行うものの取扱い
- (1) 道路法の一部改正
- ① 従来、国鉄の行う事業のための道路の占有は、改正前の道路法第35条の規定により道路管理者との協議に基づく占有とされていたが、新たに設置される旅客会社、貨物会社等の承継法人及び清算事業団（以下「承継法人等」という。）の行う事業等のための道路の占有は、今後道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可に基づく占有とされることとなった。（施行法第158条の規定による35条の改正）
- ② (イ) 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者である旅客会社及び貨物会社（旅客会社及び貨物会社は、施行法第3条第1項の規定により第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業の免許を受けた鉄道事業者とみなされる。）が鉄道事業法の規定に基づいて設ける公衆の用に供する鉄道及び保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道については、改正後の道路法第36条が適用されることになる。（施行法第158条の規定による道路法第36条の改正）
- (ロ) 鉄道通信株式会社が電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者として同法の規定に基づいて設ける電柱、電線であってその事業の用に供するものについては、改正後の道路法第36条が適用されることとなった。
- (2) 昭和62年3月31日までに提出された協議書の取扱い
- 昭和62年3月31日以前に道路管理者が改正前の道路法第35条の規定により、国鉄から協議を受けたものについては、極力、同日までに処理されたいが、やむを得ずその処理が4月1日以降になる場合は、提出された協議書を道路法第32条第2項の規定に基づき提出された申請書とみなして処理されたい。
- 2 昭和62年3月31日までに国鉄との間で占用の協議が成立している占用の取扱い
- (1) 道路法の一部改正に伴う経過措置
- ① 国鉄が改正前の道路法第35条の規定により、道路管理者とした協議に基づく占有は、改正後の道路法第32条第1項及び第3項の規定により承継法人等に対して道路管理者がした許可に基づく占有とみなされることとされている。（施行法付則第39条）
- ② 国鉄が改正前の道路法第35条の規定により、道路管理者とした協議に基づく占有のうち鉄道事業法第61条第1項ただし書きの許可を受けべき形態の鉄道線路の敷設は、当該許可に基づく敷設とみなされることとされている。（施行法第11条及び第13条）

- ③ 昭和62年4月1日において現に存する占用物件（改正前の道路法第35条の協議に基づく占用物件で、工事中のもの及び協議は既に整っているが、工事を開始していないものを含む。）で、承継法人等の行う事業等のための道路の占用に係るものについては、当該協議に係る占用の場所、占用物件の構造、工事実施の方法、工事の時期及び道路の復旧方法に適合していれば当該占用物件についての一般的な許可の基準に適合しているものとして取り扱うこととする。
- (2) 保有機構が保有する新幹線鉄道にかかる占用
 保有機構が保有する新幹線鉄道に係る鉄道施設が旅客会社に貸与される場合における当該鉄道施設の占用は保有機構とする。
- (3) 一括更新の取扱い
 (1)に掲げる物件（道路法第20条に基づく「兼用工作物」又は同法第31条に基づく「道路と鉄道とが相互に交差する場合の鉄道施設」を除く。）については、占用料徴収その他道路占用事務の簡素化に資するため、(1)の措置にかかわらず、昭和62年4月1日をもって、占用許可の一括更新を行うものとする。
 この場合において、承継法人等から占用の始期を昭和62年4月1日とする占用許可申請書を速やかに提出させ、遅滞なく占用許可を行うこととする。
 なお、申請書に添付する図面等は、協議において既に提出されている図面等を用いることとするが、なお、事務の便宜のため、その写しを提出させることとする。また、協議において図面等の提出がなされていない場合にあつては、当該承継法人等と打合せのうえ、平面図、縦断面図、横断面図等必要な図面を可及的速やかに提出させることとし、占用許可が遅延することのないようにされたい。
- (4) 一括届出の取扱い
 道路法第20条に基づく「兼用工作物」又は同法第31条に基づく「道路と鉄道とが交差する場合の鉄道施設」についての道路の占用については、「道路と鉄道の交差に関する建設省・日本国有鉄道協定」等による国鉄と建設大臣または道路管理者との協議により得た国鉄の地位が承継法人に承継されるため将来にわたってとくに占用の許可手続を必要としないものである。しかし、占用物件が複数の承継法人に承継される場合もあるため、道路管理者にとっては占用者が不明確になり、道路管理上支障が生ずるおそれがある。
 そこで、占用者を明らかにし、道路管理の万全を期すため、これらの物件については、承継法人から速やかに昭和62年4月1日における占用者を明らかにした届出書（様式は、別紙のとおり。）を提出させることとする。
 届出書には、必要に応じて図面を添付させることとする。添付図面は占用物件が複数の承継法人に承継される場合は一途及び当該承継法人の占用に係る鉄道施設の範囲を明確にする図面（平面図及び必要に応じて縦断面図、横断面図）、それ以外の場合は、位置図とする。なお、協議において図面等の提出がなされていない場合は、当該承継法人と打ち合わせのうえ、可及的速やかに提出させることとする。
- (5) なお、上記(3)及び(4)の措置については、国鉄と合意済みである。

第2 占用料の取扱い

鉄道事業法の規定に基づく鉄道事業に係る占用物件及び保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設に係る占用料の取扱いについては、標記についての別添地方建設局長あて通達中第2（占用料の取扱い）による運用と均衡を失しないよう留意のうえ、その運用に遺憾のないようされたい。

第3 道路法第36条の一部を改正する規定について

改正前の道路法において、地方鉄道法の規定による地方鉄道事業の免許を受けた地

方鉄道業者が、第32条及び第36条の規定に基づき道路管理者から許可を受けることとされている地方鉄道の占有は、改正後の道路法においては、鉄道事業法の規定による鉄道事業（第一種又は第三種）の免許を受けた鉄道事業者が、第32条及び第36条の規定に基づき、道路管理者から鉄道の占有の許可を受けることとされているが、地方鉄道法の記手による免許を受けていた地方鉄道業者は、鉄道事業法の規定による免許を受けた鉄道事業者とみなされており、また、法形式、法手続も一切の変更がないことから、特に鉄道事業者による鉄道の占有の許可に係る経過措置がとられなかったものである。

第4 施行期日

この通達は、昭和62年4月1日から施行する。

別紙

番 号
昭和 年 月 日

交差施設等届出書

道路管理者
○○○○殿

○○旅客鉄道株式会社
○○○○

下表の道路占有物は、日本国有鉄道の改革に伴い、昭和62年4月1日から当○○が承継したので届出ます。

| 番号 | 道路の路線名 | 交差施設等の名称 | 占有場所 | 占有面積 | 占有期間 |
|----|--------|----------|------|------|------|
| | | | | ㎡ | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(記載要領)

- 1 申請者については、道路占有許可関係事務及び占有物件たる施設の処分について、内部的に権限が出先機関の長等の下部機関に委任されている場合には、承継法人の名称のほか、当該受任者の所属、役職及び氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさはB5とする。

○鉄道線路の道路への敷設の許可手続きを定める政令

(昭和62年3月27日 政令第78号)

内閣は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第61条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

(許可の申請等)

第1条 鉄道事業法第61条第1項ただし書きの規定による許可を受けようとする者は、申請書に建設省令で定める書類及び図面を添付し、申請に係る鉄道路線が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事を経由して、これを建設大臣に提出し

なければならない。

2 前項の場合に係る鉄道路線が敷設される道路の区間が二以上の都道府県の区域にわたる場合においては、同項の都道府県知事は、当該鉄道路線の最も起点に近い部分が敷設される道路の区間の存する都道府県を統括する都道府県知事とする。

3 鉄道路線が敷設される道路の区間が二以上の都道府県の区域にわたる第1項の申請があった場合においては、都道府県知事は、申請に関する事項を他の関係都道府県知事に通知しなければならない。

(申請書の進達)

第2条 都道府県知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、遅滞なく、申請に係る鉄道路線が敷設される道路の道路管理者の意見を聴き、当該聴取した道路管理者の意見を記載した書類を同項の申請書に添付し、かつ、当該申請に対する意見を付して、これを建設大臣に進達しなければならない。

(建設省令への委任)

第3条 この政令で定めるもののほか、この政令を実施するために必要な事項は、建設省令で定める。

附則

この政令は、昭和62年4月1日から施行する。

○鉄道路線の道路への敷設の許可手続に関する省令

(昭和62年5月6日 建設省令第9号)

鉄道路線の道路への敷設の許可手続を定める政令(昭和62年政令第78号)第1条第1項及び第3項の規定に基づき、鉄道路線の道路への敷設の許可手続に関する省令を次のように定める。

鉄道路線の道路への敷設の許可手続に関する省令

(許可の申請手続き)

第1条 鉄道路線の道路への敷設の許可手続を定める政令(以下「令」という。)第1条の鉄道路線の道路への敷設の許可の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 鉄道路線の道路への敷設がやむを得ない理由
- 三 鉄道路線が敷設される道路の区間並びに当該道路の種類及び路線名
- 四 道路に敷設される鉄道路線に係る鉄道の種類
- 五 道路に敷設される鉄道路線に係る施設の概要で次に掲げる事項
 - イ 構造物の形態
 - ロ 単線、複線等の別
 - ハ 動力(電気を動力とする鉄道にあつては、交流又は直流の別及び電車線の標準電圧)
 - ニ 普通鉄道にあつては、軌間
 - ホ 設計最高速度及び設計通過トン数
 - ヘ 駅を設置する場合には、その位置及び名称
- 六 鉄道路線が道路に敷設される区間において経営する鉄道事業の種別
- 七 第三種鉄道事業を経営する場合には、鉄道路線を譲渡するか又は使用させるかの別並びにその相手方の氏名又は名称及び住所

- 2 令第1条に規定する建設省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- 一 次に掲げる事項（第三種鉄道事業を経営する場合には、ロ及びハに掲げる事項を除く。）を記載した書類
 - イ 線路の起点及び終点並びに主要な経過地
 - ロ 鉄道線路が道路に敷設される区間における業務の範囲
 - ハ 1日当たりの計画供給輸送力
 - ニ 期間を限定して免許を受けている場合には、その期間
 - ホ 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法
 - ヘ 鉄道線路の道路への敷設にかかる建設費
 - 二 第三種鉄道事業を経営する場合には、鉄道線路を譲渡し、又は使用させる相手方に係る前号ロからホまでに掲げる事項を記載した書類
 - 三 道路に敷設される鉄道線路に係る線路予測図
 - 四 線路予測平面図
- 3 前項第三号の線路予測図は次の2種とする。
- 一 平面図 縮尺は、5千分の1以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - イ 鉄道線路が敷設される道路の区間並びに当該道路の種類及び路線名
 - ロ 駅を設置する場合には、その位置及び名称
 - ハ 鉄道線路の中心線及びその2百メートルごとの追加距離
 - ニ 地形及び主要な地物
 - ホ 付近の道路、鉄道及び軌道（計画中のものを含む。）並びにこれらの路線名又は線名
 - ヘ 縮尺及び方位
 - 二 縦断面図 縮尺は、横を5千分の1以上、縦を5百分の1以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - イ 鉄道線路の中心線に係る地面及び施工基面の2百メートルごとの地点の高さ
 - ロ 鉄道線路の中心線のこう配
 - ハ 駅を設置する場合には、その位置及び名称
 - ニ 主要なトンネル及び橋りょうの位置及び長さ
 - ホ 縮尺
- 4 第2項第四号の路線予測平面図は、縮尺を2万5千分の1以上とし、前項第一号ニからヘまでに掲げる事項を記載しなければならない。
- （申請の時期）
- 第2条 手右道事業法（昭和61年法律第92号。以下「法」という。）第61条第1項ただし書きの許可の申請は、道路に鉄道線路を敷設する必要があると認めたときは、速やかに行うものとする。
- （提出すべき申請書等の部数）
- 第3条 法第61条第1項ただし書きの規定による許可を受けようとする者が令第1条第1項の規定により提出すべき申請書並びに添付すべき書類及び図面の部数は、正本1通並びに関係都道府県知事及び関係道路管理者の数と同一の部数のその写しとする。
- （道路管理者の意見の聴取）
- 第4条 都道府県知事は、令第2条の規定により道路管理者の意見を聴こうとするときは、道路管理者が意見を提出すべき期限を指定することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定した期限までに道路管理者の意見が提出されないときは、当該鉄道線路の道路への敷設について支障がない旨の道路管理者の意見の提出を受けたものとみなすことができる。

(処分の通知)

第5条 建設大臣は、法第61条第1項ただし書きの規定による許可の申請について処分したときは、遅滞なく、これを当該申請を経由した都道府県知事及び関係道路管理者に通知しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(地方鉄道法第4条ただし書きによる線路敷設の許可手続の廃止)
- 2 地方鉄道法第4条ただし書きによる線路敷設の許可手続(明治43年内務省令第27号)は、廃止する。

○鉄道事業法第61条第1項ただし書きの許可について

平成13年3月16日付け・国道政第11号
神奈川県知事あて国土交通省道路局長通知

鉄道事業法(昭和61年法律第92号。以下「法」という。)第61条第1項ただし書きの許可については、「鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令」(昭和62年政令第78号。以下「政令」という。)及び「鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令」(昭和62年建設省令第9号。以下「省令」という。)に基づき実施しているところであるが、本許可を受けた鉄道施設の工事施工及びその変更にあたっては、都市の再生・再構築のための土地利用の変化への対応や高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進等の観点から、迅速な対応が必要となっている状況等に鑑み、手続の簡素化のため、今後は下記のように解釈・運用することが望ましいと考えられるので通知する。

また、これに伴い「鉄道事業法第61条の施行について」(S62.5.6 道路局長通達)は廃止する。

なお、貴管下道路管理者及び関係鉄道事業者に対しても周知方取り計らい願いたい。

記

- 1 法第61条第1項ただし書きの許可(以下「法61条許可」という。)について
法61条許可を受けることを要するのは、鉄道線路を道路に縦断的に敷設する場合であり、本許可を得た後に、道路法(昭和27年法律第180号)第32条に基づく道路管理者の占用許可を要することとする。鉄道線路を道路に横断的に敷設する場合は、道路法第32条の許可のみを要することとなる。
なお、法61条許可の対象となる道路は、(イ)鉄道線路が敷設される道路の中心線とその鉄道線路の中心線が並行又は重なる道路、(ロ)(イ)の道路に連続又は接続する道路である。
第一種又は第三種鉄道事業者が法61条許可を受けて敷設した鉄道線路を譲渡した場合には、譲渡された鉄道事業者は新たに当該鉄道線路について法61条許可に係る手続を行わなければならない。
- 2 法61条許可の申請手続について
(申請書等の記載事項)
省令第1条第1項第4号でいう鉄道の種類とは、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号。以下「規則」という。)第4条で定める鉄道の種類と同一のものとする。
省令第1条第1項第5号イでいう構造物の形態とは、地表式、かさ上式(高架式、盛

土式、)地下式(開削式、シールド式、山岳トンネル式)、堀割式をいう。

省令第1条第1項第5号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘは、それぞれ規則第5条第1項第2号で定めるものと同じのものをいう。

省令第1条第1項第6号でいう鉄道事業の種別とは、法第2条第1項で定める鉄道事業の別と同じとする。

省令第1条第2項第1号イは、規則第3条で定めるものと同じとする。

省令第1条第2項第1号ロでいう業務の範囲は、旅客運送及び貨物運送をいう。

省令第1条第2項第1号は、規則第5条第1項第4号で定めるものと同じとする。

省令第1条第2項第1号ホでいう資金の総額及びその調達方法は、規則第2条第2項第3号で定めるものと同じとする。

省令第1条第2項第1号ヘでいう建設費は、規則第2条第2項第3号で定めるものとする。

(申請の時期)

省令第2条でいう法61条許可の申請時期は、特段の事情がある場合を除き、遅くとも法第8条の工事の施工の認可申請の前までとする。

3 都道府県知事及び道路管理者の事務について

(道路管理者の意見聴取について)

政令第2条の規定に基づき、申請書の提出を受けた都道府県知事は、関係道路管理者に当該申請について意見を聴かなければならないが、その際に都道府県知事が期限を指定しようとするときは、道路管理者の事務処理に要する時間等を勘案し、不当に短い期限が指定されないようその適正な運用に配慮されたい。

道路管理者とは、高速自動車国道にあつては、国土交通大臣(道路整備特別措置法(昭和37年法律第7号)第16条の2第1項に規定する日本道路公団の管理する高速自動車国道にあつては日本道路公団)、高速自動車国道以外の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者(同法第12条本文の規定により国土交通大臣が新設又は改築を行う同法第13条第1項に規定する指定区間外の一般国道にあつては国土交通大臣、道路整備特別措置法第17条第1項に規定する公団等の管理する一般国道等にあつては、それぞれ、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社)をいう。

(道路管理者の所轄警察署長との協議について)

道路管理者と所轄警察署長との協議については、従前は都道府県知事から意見を聞かれたときに実施していたが、今回の手続変更に伴い、今後は道路管理者が道路法第32条の許可を与えようとするときに同条第5項の規定に基づき実施するものとする。

4 経過措置について

(既に処分がなされているものの取扱いについて)

本通知の適用前に法61条許可の更新時に道路法第32条の許可を求めることとする。また、今後、工事施工に係る手続木(変更に係る手続を含む。)をしようとする場合は、道路法第32条の占有許可を求めることとし同条に基づいて事務を処理するものとする。

[参考]

鉄道事業法第61条第1項ただし書きの許可(以下「法第61条許可」という。)についての、従来の手続からの変更のポイント及び留意点

- 1 従前は法61条許可の許可書の条件で工事の施行について大臣の承認を得ることとしていたが、今後は、手続の簡素化のため、工事施行承認手続は必要としないこととする。

- 2 これに伴い、従前は法61条許可を受けた場合には道路法第32条の道路管理者の許可は不要としていたが、今後は、法61条許可により鉄道線路の道路への敷設禁止が解除された後、別途、道路法第32条の許可を受けるものとし、以降は同条の手続により、鉄道事業者と道路管理者間で事務を処理するものとする。
- 3 法61条許可に関する道路管理者と所轄警察署長との協議については、従前は都道府県知事から意見を聞かれたときに実施していたが、今回の手続変更に伴い、今後は他の占用物件と同様に道路法第32条の許可を与えようとする際に同条第5項の規定に基づき実施するものとする
- 4 都道府県知事から意見を聞かれた場合における道路管理者の議会の意見聴取については、特段必要としないものとする。
- 5 法61条許可の申請書の内容に大規模な変更が生じた場合のみ、国土交通大臣の承認を必要とすることを法61条許可の許可条件とする。ただし、以下のようなものはその対象としない。

(許可条件として示す予定)

エレベータ、エスカレータの設置

駅施設の模様替え

出入口、通風口の変更

通常の維持管理工事

路線名の変更等鉄道施設の変更を伴わない形式的な変更 等

○道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省協定

昭和63年5月31日成立

運輸大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官、

建設省都市局長、建設省道路局長

(目的)

第1条 この協定は、道路と鉄道とが相互に交差する場合等における道路側と鉄道側との協議事項について、その基準を定め、もって交通の安全及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)による道路及び都市計画法(昭和43年法律第100号)により都市計画決定された道路をいう。

(2) 鉄道 鉄道側が経営する鉄道をいう。

(3) 道路側 道路法等の規定に基づき道路を管理する者及び都市計画法の規定に基づき都市計画事業を施行する者をいう。

(4) 鉄道側 第1種鉄道事業の免許を受けた者としての旅客会社及び貨物会社(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)に規定する旅客会社及び貨物会社をいう。)をいう。

(5) 管理 所有又は支配し、並びに改築、取替、修繕及び維持することをいう。

(相互の協力及び実施のための指導)

第3条 道路側及び鉄道側は、道路と鉄道とが交差する場合における工事等の円滑な実施を図るため、相互に協力する。

2 道路と鉄道との立体交差化等及びこの協定の実施が円滑に行われるよう、運輸省は鉄道側を、建設省は道路側を、それぞれ指導する。

(新たに交差を設置する場合の費用負担)

第4条 道路の新設若しくは改築又は鉄道の新設若しくは改良に関する工事により新たに道路と鉄道との交差を設置する場合においては、当該工事の計画者が交差に要する工事費の全額を負担する。

(交差の増改築等の場合の費用負担)

第5条 前条の規定は、道路の拡幅、鉄道線路の増設等に関する工事(以下「増設工事」という。)により、既設の交差を増改築する場合における当該増改築に要する工事費の負担について準用する。

2 前条の規定は、既設の平面交差を立体交差とするともに増設工事を行う場合における当該増改築工事に係る工事費の負担について準用する。

(立体交差化又は付替により踏切道を除却する場合の費用負担)

第6条 道路を高架化若しくは地下化することにより既設の踏切道を除却する場合における工事費については、鉄道側は応分の費用を負担し、道路側は残余の費用を負担する。

2 前項の場合において、既設の踏切道に係る部分の道路が廃止されないときは、鉄道側は前項の工事費を負担しない。ただし、踏切道の種別を変更その他の理由により鉄道側に受益がある場合においては、鉄道側は応分の費用を負担する。

3 鉄道を高架化若しくは地下化することにより既設の踏切道を除却する場合又は道路と交差しないように改良することにより既設の踏切道を除却する場合における工事費の負担については、道路側と鉄道側が協議して定める。

(重複工事の費用負担)

第7条 道路の新設又は改築及び鉄道の新設又は改良の計画が確定しており、当該計画が同時に実施される場合においては、当該計画に係る交差の設計が重複するときは、その重複する部分に係る工事については、第4条又は第5条の規定にかかわらず、道路側及び鉄道側はそれぞれこれに要する費用の2分の1を負担する。

(増加工事の費用負担)

第8条 道路と鉄道の交差等に関する工事に伴い次条に規定する新技術的基準を超える施設の整備又は既設施設の著しい改築若しくは改良に関する工事(以下「増加工事」という。)を行うことを要求したときは、当該増加工事に係る工事費は要求者においてその全額を負担する。

(技術的基準)

第9条 道路と鉄道との交差等に関する技術的基準は、道路構造令(昭和45年政令第320号)、普通鉄道構造規則(昭和62年運輸省令第14号)、新幹線鉄道構造規則(昭和39年運輸省令第70号)及びこれらに準ずる諸基準による。この場合において、当該工事完成後の道路又は鉄道はそれぞれの従前の機能を阻害しない範囲内のものとする。

(工事費)

第10条 道路と鉄道との交差等に要する工事費は、前条に規定する技術的基準に適合する構造を有する道路、鉄道等を設けるのに必要な費用とし、その範囲は、こ線橋費、付替道路費、付替線路費、取付道路費、取付線路変更費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費、物件移転費、補償費並びに雑費とする。

2 前項に規定する費用の額は、道路側と鉄道側が協議して定める。

(工事の実施等)

第11条 道路と鉄道との交差等に関する工事は、当該工事に係る費用負担の額が多い側が実施する。ただし、鉄道側の運転保安上若しくは施設の維持管理上又は道路側の施設の

維持管理上これによらないことが必要であることを双方が協議のうえ当該工事に係る費用負担の額が多い側が決定した部分については、この限りでない。

- 2 前項の工事の設計は、原則として当該工事の完成後当該施設を管理する側が行い、細部についてはその都度協議する。

(こ線橋及びこ道橋の管理)

第12条 こ線橋は原則として道路側が管理する。ただし、こ線橋の架線防護装置等は鉄道側が管理する。

- 2 こ道橋は原則として鉄道側が管理する。ただし、こ道橋下の道路の舗装、排水設備、こ道橋に設置している道路の照明設備等は道路側が管理する。

- 3 前2項に規定する管理に要する費用は、原則として、その管理を行う者が負担する。(踏切等の管理)

第13条 踏切道は、鉄道側が管理するものとし、その費用は、鉄道側が負担する。

(土地の管理)

第14条 道路側又は鉄道側が、道路と鉄道とが交差する場合に、相手方の所有する土地を必要とする場合においては、これを有償で譲り受ける。ただし、当該土地を道路の敷地として存置する必要があるとき又は当該土地が鉄道用地として鉄道事業上必要なものであるときは、施設の存続中無償で使用することができる。

- 2 前項の規定により、道路側と鉄道側とが相互に相手方からその所有する土地を譲り受ける場合は、それぞれ交換により処理することができる。

- 3 既設の平面交差を立体交差とすることにより又は道路若しくは鉄道を付け替えることにより不要となる道路の敷地又は鉄道用地はそれぞれ管理していた側に帰属することを原則とする。

- 4 前各項に規定する処理方法の細部については道路側と鉄道側とが協議して定める。

(廃棄物等の処理)

第15条 道路と鉄道の交差等に関する工事において発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側のものとする。

- 2 工事の実施上購入し、又は設備した物件で、工事完成後残存するものは、その評価額を工事費の負担割合により精算する。

第16条 この協定を円滑に運用するため道路鉄道交差協議会を設ける。

(細目協定への委任)

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、細目協定で定める。

- 2 細目協定は、運輸大臣官房国有鉄道改革推進部長並びに建設省大臣官房技術審議官(都市局担当)及び道路局次長が定める。

付則

- 1 この協定は、昭和63年6月1日から適用する。ただし、この協定の適用の日前に道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道協定(昭和31年12月18日成立)、道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道細目協定(昭和33年3月31日成立)、高速自動車国道と鉄道との立体交差に関する建設省・日本国有鉄道協定(昭和46年3月16日成立)、新幹線鉄道と道路との立体交差に関する建設省・日本国有鉄道協定(昭和46年3月16日成立)等に基づき締結した個々の工事施行の協定は、なお有効とする。

- 2 昭和62年3月31日以前に建設省と日本国有鉄道との間に取り交わされた覚書、道路鉄道交差協議会決定事項、申し合わせ等の取扱いについては、必要に応じ道路側と鉄道側で協議する。

3 この協定は、道路と鉄道が交差する場合における工事等の円滑な実施を図るための暫定協定とする。

○道路と鉄道との交差に関する運輸省・建設省細目協定

昭和63年5月31日成立

運輸大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官、
建設省大臣官房技術審議官、建設省道路局次長

(趣旨)

第1条 道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道協定(昭和63年5月31日成立。以下「協定」という。)を実施するための細目については、別に定めのある場合を除き、この協定による。

(定義)

第2条 細目協定における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 道路の幅員 道路の路端から路端までの幅(のり面の幅を除く。)をいう。ただし、歩道と車道の区別のある線橋(下路橋)においては、歩道の外側にある地覆の内側の幅をいい、副道を有する道路にあっては、副道と主道路との間ののり敷等を含め、一方の副道の外方の路端から他の副道の外方の路端までの幅をいう。
- (2) 踏切道の幅員 踏切道の敷板または敷石の縁端から縁端までの幅をいう。なお、踏切道の幅員は、道路方向に対し直角に計るものとする。
- (3) 鉄道の敷幅 施工基面の幅をいう。ただし、施工基面が2以上ある場合は、外側の施工基面の外方の縁端から他の外側の施工基面の外方の縁端までの幅をいう。
- (4) 副道 鉄道と立体交差となる道路の側面に接して、当該道路と異なった縦断こう配又は路面の高さをもって設けられる幅員3メートルを超える道路をいう。

(立体工事等の推進等)

第3条 道路側及び鉄道側は、交差工事等についてそれぞれ協議の申し入れがあった場合には、できる限り速やかに協議に応じるとともに当該工事の円滑な実施が図られるよう協力しなければならない。

(平面交差とすることのできる場合)

第4条 新たに道路と鉄道との交差を設置する場合において、当該交差を平面交差とすることができる場合は、道路側と鉄道側が協議して定める場合のほか、協定第16条の規定に基づく道路鉄道交差協議会において定める場合とする。

2 前項の規定は、道路の拡幅又は線路の増設等のため、既設の踏切道を増改築(舗装、重軌条変換、電化による絶縁装置の取替等に伴う増改築を除く。)する必要を生じた場合に、当該踏切道を立体交差としないことができる場合について準用する。

(増設分等の工事費の算定方法)

第5条 協定第5条第2項に規定する増設工事(鉄道の電化に対応する部分を除く。)の工事費の算定方法は次式による。

増設部分の工事費=増設工事の対象となる工事費×A/(A+B)

増設工事の対象となる工事費:道路の拡幅の場合には取付道を含む工事費、鉄道線路の増設の場合には取付道を含まない工事費

A:道路の拡幅幅員又は鉄道の増設敷幅

B:道路の既設幅員又は鉄道の既設敷幅

2 協定第5条第2項に規定する増設工事のうち、鉄道の電化に対応する部分(以下「電

化部分」という。)の工事費は、電化しない場合の仮想工事費と電化する場合の工事費との差とするただし、取付道路の構造が盛土構造の場合の電化部分の工事費の算定方法は次式による。

$$\text{電化部分の工事費} = \text{電化工事の対象となる工事費} \times (A - B) / A$$

電化工事の対象となる工事費：取付道を含む全体の工事費から電化に伴う増設工事に直接関係のない費用（こ線橋上部造工、道路路面工、道路路盤工、線路工、電気通信線その他支障物の移転等による費用）を除いたもの

A：電化する場合の基準レール面からけた下までの高さ

B：電化しない場合の基準レール面上からけた下までの高さ

(鉄道側の負担額)

第6条 協定第6条第1項に規定する応分の費用の額は、当分の間、協定第10条第2項の規定により定めた額を上限として次表により算定する。ただし、駅構内、支線等の交差箇所、次表により応分の費用の額を算定することが不適当な場合には、道路側と鉄道側とが協議して定める。

2 協定第6条第2項に規定する応分の費用の額は、当分の間、協定第10条第2項の規定により定めた額を上限として既設踏切道と残存踏切道のそれぞれについて次表により算定した額の差とする。

3 前2項に規定するもののほか、鉄道側の所有する土地等に著しい受益が生じる場合には、協議によりその額を鉄道側の負担額に加算することができる。

(単位：百万円)

| 踏切種別 | 道路 | | | |
|------|----------|-------|--------------|--------------|
| | 鉄道 | 2車線以下 | 3車線又は 4車線 | 2車線増す ごとに |
| 一種有人 | 複線 | 3 3 6 | 3 3 8 | 2 |
| | 複々線 | 3 4 3 | 3 4 6 | 3 |
| | 1車線増すごとに | 3 | 4 | |
| 一種自動 | 単線 | 1 0 | 1 3 | 3 |
| | 複線 | 1 9 | 1 6 | 4 |
| | 複々線 | 1 2 | 2 4 | 5 |
| | 1車線増すごとに | 3 | 4 | |
| 三種 | 単線 | 7 | 8 | 1 |
| | 複線 | 9 | 1 1 | 2 |
| | 複々線 | 1 6 | 1 9 | 3 |
| | 1車線増すごとに | 3 | 4 | |
| 四種 | 単線 | 1 | 2 | 1 |
| | 複線 | 2 | 4 | 2 |
| | 複々線 | 4 | 7 | 3 |
| | 1車線増すごとに | 1 | 1 | |

注) (1) 本表は、昭和63年における踏切道に係る経費等を基本に作成したものである

(2) 価額補正に用いる指数は、道路側と鉄道側とで協議する。

(平面交差を立体交差とすることに伴い2箇所以上の踏切道が除却される場合等の鉄道側の負担額)

第7条 平面交差を立体交差とする場合において、2箇所以上の踏切道が除却される場合又は主体の道路の踏切道が除却され他の平面交差が踏切道の種別の変更その他の理由により鉄道側に受益がある場合は、立体交差されるべき主体の道路及び他の廃止される道路又は踏切道の種別の変更等のある道路の平面交差についても前条の規定を準用する。

(重複工事の取扱い)

第8条 協定第7条に規定する「道路の新設又は改築及び鉄道の新設又は改良の計画が確定しており、当該計画が同時に実施される場合」とは、当該交差部分についての協議の結果、相互に新設、改築又は改良の予算措置を講じうるときとする。

2 重複工事部分に要する費用は次の各号による。

(1) 相互に新設することにより、立体交差とする場合。

交差部分及び取付部分に要する工事費から、当該交差がないものと仮定した場合の当該交差部分及び取付部分に要する工事費(交差部分の用地費、物件移転費及び補償費を除く。)を減じた額とする。

(2) 既設の道路の改築又は鉄道の改良及び道路又は鉄道の新設により立体交差とする場合

道路の改築又は鉄道の改良による増設部分と道路又は鉄道の新設部分との重複する部分を細目協定第5条に規定する算定敷きにより算定した額とする。

(踏切道の撤去等)

第9条 協定第6条第1項に規定する工事に伴う踏切道の撤去については鉄道側が、実施するものとし、その費用は鉄道側が負担する。

2 前項に規定する場合以外における踏切道の撤去等については、道路側と鉄道側とが協議して定める。

(工事中の損失の補償)

第10条 協定第6条(鉄道側に受益がない場合を除く。)及び第7条に規定する工事にあつては、直接工事に伴い工事中に生じる損失の補償については、道路側及び鉄道側はそれぞれ要求しない。

ただし、それ以外の工事にあつてはこの限りではない。

(工事費の範囲)

第11条 協定第10条第1項に規定する工事費には、直接工事費のほか、次の各号に掲げる費用を含む。ただし、間接経費(間接費割掛、これに相当する事務雑費並びに調査、設計及び監督に直接従事する職員(一般職員と同様の事務を取り扱う者を含む。)の旅費以外の人件費をいう。以下同じ。)は、含まない。

(1) 道路側又は鉄道側がおのおの当該工事に直接労務を提供する工事費支弁の職員の人件費及び旅費(一般職員と同様の事務を取り扱う者を含む。)

(2) 調査、設計及び監督に直接従事する職員(一般職員と同様の事務を取り扱う者を含む。)の測量又は監督の旅費

(3) 試すいその他調査に要する費用(この場合の費用には、前号の旅費は含まない。)

(4) 工事用車両使用料及び鉄道運賃

(5) 工事用機械の購入費、修繕費及び使用料

(6) 工事用材料品の一時使用料

(7) 工事係員詰所等の費用

(8) 不可抗力の原因によって生じた工事の費用

(9) 公務災害補償、労働者災害補償保険料、健康保険料等法令によって規定された諸経費

(事務費の取扱い)

第12条 道路と鉄道の交差等に関する工事の受委託に係る事務費の取扱いについては、次の各号による。

(1) 道路側又は鉄道側は、協定第6条(鉄道側に受益がない場合を除く)及び第7条に規定する工事については、直接経費(間接経費以外の経費をいう。)に限って要求でき

る。

(2) 前号に規定する工事以外の工事に係る事務費の負担方法については、道路側と鉄道側とが協議して定める。

(踏切道の拡幅等)

第 13 条 協定第 1 3 条の規定にかかわらず、踏切道の幅員が当該踏切道に接続する道路の幅員に満たない場合において、当該踏切道の幅員を当該道路の幅員まで拡幅するときの、その工事に要する費用は、当該踏切道の幅員を当該道路の幅員に満たないことに至らしめたことについて責を有する者が負担し、その者が不明の場合においては、道路側と鉄道側とがそれぞれ 2 分の 1 を負担する。

2 協定第 1 3 条の規定にかかわらず、踏切道を拡幅又は新設する場合には、当該部分の舗装修繕に要する費用については、協議により鉄道側は道路側に負担を求めることができる。

(踏切道の消融雪設備の設置に要する費用負担)

第 14 条 協定第 1 3 条の規定にかかわらず、踏切道の融雪設備の設置に要する費用の道路側と鉄道側との負担割合は、次のとおりとする。

(1) 構造改良済みの踏切道に消融雪設備を設ける場合

| 道路側負担 | 鉄道側負担 |
|-------|-------|
| 1 / 2 | 1 / 2 |

(2) 道路改良と同時に消融雪設備を設ける場合

| | 道路側負担 | 鉄道側負担 |
|-----|-------|-------|
| 現道部 | 1 / 2 | 1 / 2 |
| 改良部 | 2 / 2 | 0 |

(3) 線増と同時に消融雪設備を設ける場合

| | 道路側負担 | 鉄道側負担 |
|-----|-------|-------|
| 現道部 | 1 / 2 | 1 / 2 |
| 改良部 | 0 | 2 / 2 |

(4) 踏切道の構造改良と同時に消融雪設備を設ける場合

| | 負担 | 鉄道側負担 |
|-----|-----------------|-----------------|
| 現道部 | 2 / 3 (1 / 3) | 1 / 3 (1 / 2) |
| 改良部 | 3 / 3 | 0 |

注) () 内は、人口 5 0 万人以下の市町村の市町村道の踏切道に係る負担分とする。

(添架)

第 15 条 道路側又は鉄道側は、道路の交通上又は鉄道の事業上必要とする施設を相手方の管理するこ線橋又はこ道橋に無償添加することができるものとし、その実施に当たっては、その都度協議する。

(用地の使用)

第 16 条 道路と鉄道との交差等に関する工事のため、道路側又は鉄道側が相手方の所有する土地をやむを得ず使用する必要が生じた場合は、協議により無償使用することができる。

(道路鉄道交差協議会の構成)

第 17 条 協定第 1 6 条の規定による道路鉄道交差協議会 (以下「協議会」という。) の委員は、運輸大臣官房国有鉄道改革推進部長並びに建設省大臣官房技術審議会 (都市局担当) 及び道路局次長とする。

2 協議会の幹事は、運輸省大臣官房国有鉄道改革推進部施設課長並びに建設省都市局街路課長及び道路局路政課長とする。

付則

- 1 この細目協定は昭和63年6月1日から適用する。
- 2 この細目協定に規定していない事項は、道路側と鉄道側とで協議する。

法第4号物件 一歩廊一
アーケード

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 アーケードの設置許可に関する連絡調整を行うための道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長若しくは消防署長からなる連絡協議会を設け、その協議会において各機関の意見が一致した場合。
- 2 構造等が、「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発第2号)に定める設置基準に適合すること。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。

(その他)

- 1 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。

(関係通知)

- 1 「アーケードの取扱いについて」(昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発第2号)

○アーケードの取扱いについて

昭和30年2月1日付け・国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号
国家消防本部長、建設事務次官、警察庁次長から都道府県知事、都道府県公安委員
会委員長、五大市公安委員会委員長あて

標記に関し、別紙のとおりアーケードの設置基準を定めたから、左記の事項にご留意の
上事務の処理に遺憾のないようにせられたい。

おって、貴管下各当該機関に対しても、この旨指導、ご連絡願いたい。

記

- 1 アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。従ってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- 2 この基準は、建築基準法第44条第1項但書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、消防法第7条に規定する同意、道路法第32条第1項第4号に規定する「歩廊、雪よけ、その他これらに類する施設」の許可、道路交通取締法第26条第1項第4号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。なお、この基準に適合するアーケードについては、消防法第5条に基づく措置を命じないこと。
- 3 この基準に定めるアーケードの外、アーケード類似のものは認めないこと。
- 4 この基準に対する制限の附加、アーケードの設置禁止区域等（基準第1項第5号及び第2項第1号（ホ））は、アーケードの申請があった際に定めても差支えないができ得れば、あらかじめ第5項の連絡協議会で決定して、適宜の方法によって周知しておくことが望ましいこと。
- 5 アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- 6 連絡協議会は、アーケードの設置の申請があったときに開催すれば足りるが、その設置が予想されるような都市においては、あらかじめ開催し、第4項の事務打合わせ等を行っておくことが望ましいこと。
- 7 各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して責任を有すると共に、他の機関の所管部分に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとする。
- 8 アーケードのうち、がんぎについて公益上の必要性により特に基準を緩和しているので、冬季人の通行を確保するため欠くことのできない場合以外は認めないこと。
- 9 アーケードが設置されたときは、市町村長は消防法第8条の規定により「防火責任者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物又は工作物」としてアーケードを指定すること。
- 10 アーケードが設置されたときは、ややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防火活動を著しく阻害する恐れがあるので、このようなことのないように厳重に取り締めること。
- 11 アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、当然

許可を要するものであるが、その外消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。

- 12 適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合するよう指導するものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には撤去を励行させること。
- 13 仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは、撤去を励行させること。
- 14 次の通知は当然廃止されること。

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱について(昭和26.11.13 住発第551号各都道府県知事宛住宅局長通知)

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱に関する件(昭和26.12.13 道発第196号各都道府県知事宛道路局長通知)

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱について(昭和26.11.21 国消管住発第213号各都道府県消防主務部長宛国消総務課長通知)

別紙

アーケードの設置基準

目次

1 通則

- (1) 定義
- (2) 公共性
- (3) 交通
- (4) 美観
- (5) 制限の附加
- (6) 変更又は緩和

2 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

- (1) 設置場所及び周囲の状況
 - イ 車馬の通行禁止道路
 - ロ 国道又は主要道路
 - ハ 通行の障害
 - ニ 都市計画上の支障
 - ホ 消防危険区域
 - ヘ 防火地域及び準防火地域
 - ト 側面建築物の構造
- (2) 構造
 - イ 車道への突出禁止
 - ロ 道路中心の保有空間
 - ハ 高さの限度
 - ニ 材料
 - ホ 階数
 - ヘ 壁の禁止
 - ト 天井の構造
 - チ 木造側面建築物による支持
 - リ 主要な部分の強度

- ヌ 柱の径
 - ル 側面建築物の避難障害
 - ヲ 電氣的絶縁
 - (3) 屋根
 - イ 幅の限度
 - ロ 車道への突出禁止
 - ハ 切断又は断層部
 - ニ 垂れ壁
 - ホ 消火足場
 - ヘ 開放部分
 - (4) 柱の位置
 - イ 道路の有効幅員
 - ロ 消防施設等との関係
 - ハ 側面建築物の避難障害
 - (5) 添加物等
 - イ 装飾物等
 - ロ 電気工作物
 - 3 道路全面又は大部分をおおうアーケード
 - イ 道路幅員
 - ロ 背面構造
 - ハ 側面道路
 - ニ 側面建築物の構造
 - ホ 側面建築物の避難施設等
 - ヘ 火災通報設備
 - ト 高さの限度
 - チ 排煙施設
 - リ 登はん設備等
 - ヌ 消火足場
 - ル 交さ部分
 - 4 屋根が定着していないアーケードの特例
 - 5 仮設日よけの特例
 - イ 設置期間
 - ロ 設置場所
 - ハ 屋根の材料
 - ニ 構造
 - ホ 屋根の構造
 - 6 がんぎの特例
- 1 通則
- (1) この基準において「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
 - (2) アーケードは、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、且つ、相当の公共性を有するものでなければならない。
 - (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。

- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) 現地各機関は、アーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所用の制限を附加することができる
- (6) この基準において現地各機関の裁量を認めているものを除く外、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準の一部を適用する必要がない場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ中央機関に連絡の上、その処理を行うものとする。
- 2 道路の一侧又は両側に設けるアーケード
- (1) 設置場所及び周囲の状況は、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
- ロ 車道の幅員(軌道敷を除く。以下本号中に同じ。)が11メートル未満の一級国道若しくは二級国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9メートル未満の主要な都道府県道若しくは市道でないこと。
- ハ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
- ニ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。
- ホ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
- ヘ 防火地域内又は準防火地域内であること。
- ト アーケードに面する建築物(以下「側面建築物」という。)のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。
- (2) 構造は、左の各号によらなければならないものとする
- イ 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。
- ロ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内に又はその部分に突き出して設けないこと。但し構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
- ハ 地盤面からの高さ4.5メートル以下の場合には、柱以外の構造部分を設けないこと。但し、歩車道の区別のある道路の歩車道部分に設ける場合で、且つ、側面建築物の軒高が一般的に低く2階の窓から避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3メートルを下らない範囲内で緩和することができる。
- ニ アーケードの材料には不燃材料を用いること。但し、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。
- ホ 階数は、一であること。
- ヘ 壁を有しないこと。
- ト 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。
- チ 木造の側面建築物に支持させないこと。
- リ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。
- ヌ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。
- ル 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

- ヲ アークードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するように努めること。
- (3) 屋根は、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は、3メートル以下とすること。
- ロ 歩車道の区別のない道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突き出さないようにすること。
- ハ 屋根には、アークードの延長50メートル以下ごとに、桁行0.9メートル以上を開放した切断部又は高さ0.5メートル以上を開放した桁行1.8メートル以上の断層部を設けること。但し、屋根にアルミニウム等の火災の際とけやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。
- ニ 屋根の下面には、アークードの延長おおむね12メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。但し、前号但書の部分等ではほのほの伝送のおそれがない場合は、この限りではない。
- ホ 屋根面上は、おおむね6メートルごとに、火災の際その上部で行う活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6メートル以上とし、且つ、その部分に着色等の表示をすると共に要すればすべり止め及び手すりを設けること（以下これらの部分を「消火足場」という。）
- ヘ 屋根面（消火足場で0.8メートル以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を地上から簡便且つ確実に開放しうる装置を設けること。但し、屋根（天井を有するときは天井面）が4分の1以上の勾配で側面建築物に向かって下って居りその水平投影幅が3メートル以下であって、且つアークードの下の排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。
- (4) 柱の位置は、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 道路に設置する場合にあつては路端寄りに設けること。
但し、歩車道の区別のある道路であつて歩道幅員3メートル未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員3メートル以上の場合には歩道内の車道寄りにも設けることができる。
- ロ 消防機械器具、消火栓、火災報知器等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路の隅切部分に設けないこと。
- ハ 側面建築物の非常口の直前及び両端から1メートル以内で避難の障害となるおそれのある位置には設けないこと。
- (5) 添加物等は、次の各号によらなければならないものとする。
- イ 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。
但し、アークードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で不燃材料のみで構成され、アークードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りではない。
- ロ 電気工作物は、アークードの軒先から0.2メートル以内又は消防用登はん設備から1メートル以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。
- 3 道路の全面又は大部分をおおうアークード
道路の全面をおおい、又は道路中心線から2メートル以内に突き出して設けるアークードは、前項各号（第1号ロ、ト、第2号イ、ロ、ハ及び第3号イを除く。）によるの外、左の各号によらなければならないものとする。

- イ 道路の幅員が4メートル以上且つ8メートル以下であること。
- ロ 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向2.5メートル以内に幅員4メートル以上の道路若しくは公園、広場の類があること。但し、前段に規定する距離が50メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。
- ハ 側面建築物の延長おおむね50メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。但し、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。
- ニ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、且つ、それらの部分にある開口部には防火戸が設けられていること。但し、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。
- ホ 側面建築物は既存のものについても、建築基準法第114条及び第5章第1節並びに火災予防条例の規定に適合していること。
但し、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。
- ヘ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置並びにアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね150メートル以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知器が設けられていること。
- ト 柱以外の構造物の高さは、地盤面から6メートル以上であること。但し、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ4.5メートルを下らない範囲内で緩和することができる。
- チ 屋根面は、断層部分又は消火足場と交さる部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の八分の一以上を常時開放しておくこと。但し、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。
- リ アーケードを設置しようとする道路の縁と湯50メートル以下ごとに屋根面上に登はんできる消防侵入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。但し、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。
- ヌ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。
- ル その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交ささせるときは、交さる部分を開放し、又は高さ0.5メートル以上を開放した断層部とすること。
- 4 屋根が定着していないアーケードの特例
屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用しその全部を簡単に撤去することができ、且つ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては第2項中第2号ニ、第3号ロ、ハ、ニ、ホ及び第3項中イ、チ、リ、ヌは適用しない。
- 5 仮設日よけの特例
夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、第2項中第1号イ、ハ、ホ、第2号中イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル、第3号イ、ロ、ハ、第4号全部及び第3項中ト、ルの規定のみを適用する外、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 設置期間は6月から9月までの4箇月以内であること。
- ロ 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。
但し、歩車道の区別のない道路にあってアーケードの延長及び幅員並びに附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、

この限りでない。

ハ 屋根の材料は、ビニール、葦簀、天幕等計量で、且つ、延焼の媒体となるおそれの少ないものであること。

ニ 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡単なものであること。

ホ 延長12メートル以下ごとに少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

6 がんぎの特例

がんぎについては、第2項中第1号イ、ロ、ハ、第2号イ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、第3号イ、ロ、ニ、第4号全部及び第5号全部のみを適用する。但し、地方の特殊事情によりこれらの規定の一部又は全部を適用しないことができる。

法第4号物件　－その他－

日よけ（雨よけ）

（方針）

生活上又は営業上、自己の店舗等の間口の範囲内に戸別に設けることが必要であると認められる場合に限り認めることができる。

（位置）

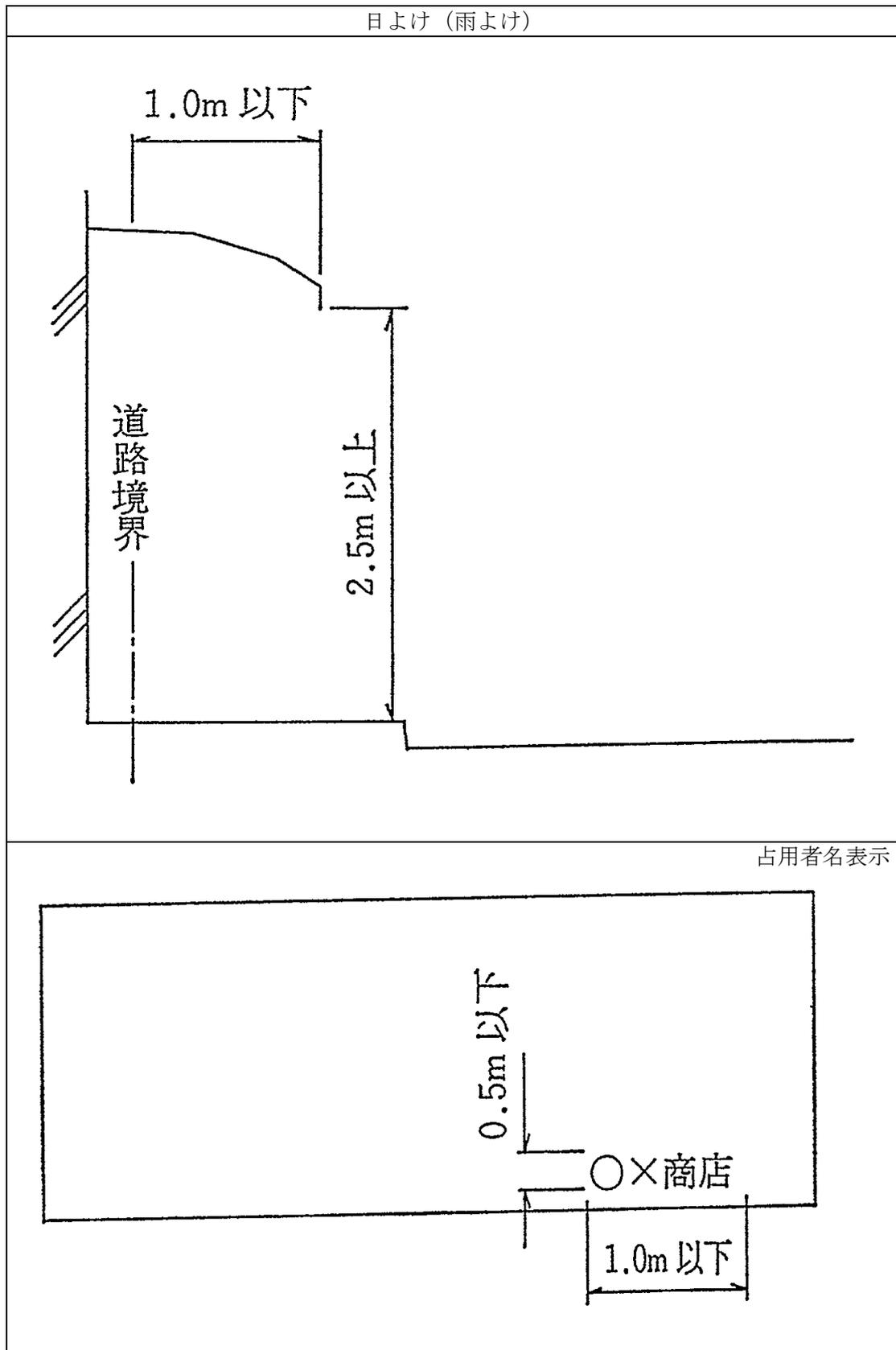
- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として幅員2.0メートル以上の歩道又は幅員3.0メートル以上の自転車歩行車道の上に設けるものとする。
- 3 信号機、道路標識などの効用を妨げるおそれの少ない場所に設けるものとする。

（構造）

- 1 日よけの高さは2.5メートル以上とする。この場合の高さとは、路面と日よけ（付帯物を含む。）を突き出した際の最下端部の距離をいう。
- 2 日よけの歩道等への突き出し幅は、1.0メートル以下とする。
- 3 支柱の設置は認めない。
- 4 梁は耐火性を有するものとする。
- 5 相当強度の風雨、地震などに耐える強固なものとし、倒壊、落下、剥離、飛散、老朽、汚損等により美観を損ない、又は、交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 6 占用物件には、広告・文字等を表示してはならない。ただし、自家用看板を設置しない占用者については、占用者名を縦0.5メートル、横1.0メートルの範囲で表示することができる。
- 7 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観・風致を損なわないもので公衆に不快感を与えないものとする。

（その他）

- 1 占用物件の下の路上に商品、自転車、張出物等を置かぬ旨誓約書を提出させることとする。
- 2 相当の区間一体のものとして連続して設けられる日除けについては法第4号物件「アーケード」に該当するものとする。



法第5号物件　　－地下街－
地下街

(方針)

原則として認めない。

- 1 地下街の設置は、公共の用に供される道路又は駅前広場の管理上及び将来の利用計画
上支障となるのみでなく、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点からも問題が
多いので、その新設又は増設は、原則として認めない。
- 2 ただし、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円
滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合
であって、かつ、地下街の設置が必要やむを得ないときは、許可することができるが、
道路部長と事前に協議を行うこと。
- 3 設置にあたっては、神奈川県地下街連絡協議会の構成機関が支障ないと認められた場
合に許可するものとする。

(構造)

- 1 構造等は、「地下街に関する基本方針について」(昭和49年6月28日建設省都計発
第60号)によるものとする。

(関係通知)

- 1 「道路の管理に関する取扱いについて」(昭和32年5月29日建設省道発第147号
の2)
- 2 「地下街の取扱いについて」(昭和48年7月31日建設省都計発第71号)
- 3 「地下街の取扱いについて」(昭和55年10月9日建設省都計発第110号)
- 4 「地下街に関する基本方針について」(昭和49年6月28日建設省都計発第60号)

○道路の管理に関する取扱いについて

昭和32年5月29日付け・建設省道発第147号の2
各都道府県土木部長、5大市各局長、各地方建設局長、北海道開発局長あて建設省道路局路政課長通達

道路の管理については、証左32年5月29日道発第147号をもって別途通知されたが具体的には左記事項によらるたい。

記

一 占用関係

1 地下占用の取扱いについて

(イ) 地下街、地下室、地下通路その他これらに類する施設の占用（以下「地下占用」という。）については、道路交通及び道路の構造に及ぼす影響が大であるから、事前に当局に協議すること。

(ロ) 地下占用は、原則として地上交通の緩和的施設に限ること。

(ハ) やむを得ず地下街等を許可するような場合は、車道下を避けること。

(ニ) 地下道、地下室等の出入口は、原則として道路敷内に設けないこと。ただし、歩車道の区別のある歩道については、この限りでない。この場合といえど歩道の幅員が狭小とならないようにせしめること。

(ホ) 地下占用工事に際しては、道路交通に支障を及ぼさないよう必要な指示をあたえることは勿論、常に現場監督を怠らないようにすること。

2 上空占用及び仮設店舗等占用について

道路法施行令の改正により占用物件として認められ得る上空通路及び仮設店舗等については特に慎重な処分をなすこと。

なお、上空通路の許可方針及び許可基準は別途通知される。

二 その他の一般管理関係

1 道路の区域決定について

従来からの慣習で道路工事を施行する場合、道路の区域を決定せず工事を開始する例が多いが道路の区域を決定しないときは工事の過程において工法上の効果を期待し得ず、従って道路法の適用がなく、特に補償事務にも支障を及ぼすおそれがある。よって工事計画を樹立した場合は、直ちに区域を決定すること。

2 不用物件の処理について

事実上、道路の不用物件であるにもかかわらず、所要の手続き未済のため、旧道路敷が相当件数放置されている事例が多く、特に不用物件が国有財産である場合には、国有財産の適正な使用が要望されている現在、速やかに手続を執るよう措置すること。

3 制限こ道橋について

高さを制限しているこ道橋については、指導標識を設置するとともに鉄道側が管理しているこ道橋の改築については充分協力すること。

三 道路管理のP・R運動

本年度建設週間には、特に道路管理強化のためのP・R運動を展開すること。

(参考)

地下鉄施設内における店舗の取扱いについて

(道路局内規)

地下鉄施設内に設置する店舗は、既存の地下鉄施設を利用する点において本来の地下街とは趣を異にするので、地下街占用許可基準（昭和41年11月17日道路局内規）によらず、今後、別紙基準により処理するものとする。

別紙

地下鉄施設内における店舗の占用許可基準

[1] 趣旨

地下鉄施設内の店舗の占用については、占用の場所、占用物件の構造、占用の形態等において他の占用物件とは著しく異なるものがあることにかんがみ、この占用許可基準に従い、公正厳格な占用許可を行い、道路管理の適正を期するものとする。

[2] 店舗の設置

- 1 地下鉄施設内の店舗の占用は、次に掲げるスペースに設けられる場合であって、かつ、地下鉄利用者の利便を増進させると認められるものでなければ許可してはならない。
 - (1) 地下鉄の計画上暫定的に生じている余裕スペース
 - (2) 地下鉄建設の工法上、経済上の理由によりやむを得ず生じた余裕スペース
 - (3) 主として、路上交通の処理のため一体として設けられた通路施設における余裕スペース
- 2 地下鉄施設内の店舗は、地下鉄施設の機能を阻害しないような規模、配置、構造でなければならない。
- 3 店舗は、道路管理者に準ずる管理能力を有する者に一括して占用させるものとする。

[3] 店舗の構造等

- 1 店舗の構造については、建築基準法その他関係法令の定めるところによるほか、次の基準によるものとする。
 - (1) 地下鉄施設の構造及び地下鉄利用者の通行に支障を与えないこと。
 - (2) 地上道路の構造及び路上交通に支障を与えないこと。
 - (3) 排水、換気照明等良好な環境を維持するために必要な施設を完備すること。
 - (4) 避難階段、方向指示板、防火施設、排煙施設その他安全を確保するために必要な施設を完備すること。
- 2 店舗の営業種目は、新聞、雑誌、タバコ、簡易なみやげ物の販売、軽飲食、喫茶等地下鉄利用者の利便を増進させるものを中心としなければならない。

○地下街の取扱いについて

昭和48年7月31日付け建設省都計発第71号・消防安1号、警察庁乙交発第5号鉄総代304号

都道府県知事、指定都市市長、都道府県公安委員長、日本国有鉄道総裁宛建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官、資源エネルギー庁長官通達

最終改正 昭和63年8月3日

地下街については、一般的に防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から問題が多いのみならず、これを道路、駅前広場、その他公共施設の地下に設ける場合には、当該公共施設の管理上の支障を生じまた将来の利用を制約するおそれがあるので、かねてからその設置を厳に抑制してきたところである。

しかるに、地下街の新たな設置、増設等の要望があとを絶たないのみならず、既設のものについても、防災、衛生及び発生する交通の処理等に関して改善の必要性を指摘されるものが増加していることにかんがみ、今般地下街の規制に関する取扱方針を下記のとおり定めたので、貴職に置かれては、これを十分配慮のうえ、その処理について遺憾のないようにされたい。

おって、貴管下各関係機関に対しても、この旨周知徹底方御配慮願いたい。

記

- 1 道路、駅前広場その他の公共施設等に係る地下街（「地下街」とは、一般公共の用に供される地下工作物内の道（地下道）に面して設けられた店舗、事務所その他これに類する物（通常の建築物の地階とみなされるものを除く。）の一团（地下道を含む。）をいう。以下同じ。）の新設又は増設は、今後厳に抑制するものとする。

ただし、公益上真にやむを得ないものについては、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から、設置計画及び管理運営方法に関して、あらかじめ十分な措置を講ぜしめるとともに、供用開始後の指導監督を強力に行うものとし、とくに既存の地下街の増設にかかる場合にあつては、既存部分に関する改善措置に留意するものとする。

- 2 道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる既存の地下街については、増設等が行われない場合にあつても、極力防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から所要の改善を行わせるものとする。

なお、とくに緊急に防災上の改善を行う必要がある既存の地下街については、早急に関係行政機関を中心に必要に応じて学識経験者を加えて現地査察を行い、所要の改善指導を行うものとする。

- 3 上記1及び2の措置の実効の確保、さらに今後必要とされる道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街に関する基本方針の策定（運用及び制度の両面に関するものを含む。以下別記において単に「基本方針の策定」という。）その他に関して関係行政庁等の連絡調整を図るため、当面は、別記のと通りの運用方法によるものとする。

(別記) 地下街に関する運用方法

1 地下街連絡協議会

- (1) 道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街（以下本運用方法中に限り単に「地下街」という。）の指導監督に関する連絡調整を行うため、各都道府県及び各指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に地下街連絡協議会を設けるものとする。
- (2) 各都道府県に設ける地下街連絡協議会は、建設省地方建設局道路部、通商産業省通商産業局公益事業部、運輸省地方運輸局鉄道部（ただし、鉄道事業法に基づき工事施行の許可又は変更を要することになる場合に限る。）都道府県の都市計画、道路、建築及び消防主管部並びに都道府県警察本部の交通及び防災警備主管部により構成し、鉄道事業者（ただし、当該鉄道事業者の財産の貸付け、譲渡又は交換に係る場合に限る。）をオブザーバーとするものとし、その事務局は、都道府県の都市計画主管課に置くものとする。
- 指定都市に設ける地下街連絡協議会は、各都道府県に設ける地下街連絡協議会の構成機関中、都道府県の都市計画、道路、建築及び消防主管部に替えて指定都市の当該各部をもって構成し、その事務局は、指定都市の都市計画主管課に置くものとする。
- (3) 地下街連絡協議会は、地下街の設置に関する申請が当該協議会の構成機関になされた場合において都市計画決定、道路占用許可等の行政処分在先だつて、または地下街の設置が予想される場合その他必要な場合に開催し、当該地下街の取扱いに関して、所要の連絡調整を行うものとする。
- (4) 地下街連絡協議会を構成する各機関は、それぞれ自己の所管部門に関して責任を持つとともに、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、地下街に関する都市計画決定、道路占用許可等の行政処分は、原則として当該協議会の構成機関が支障ないと認めた場合に限り行われるよう配慮するものとする。
- (5) 地下街連絡協議会は、大規模な地下街（駐車場部分を除く延べ面積が、3,000平方メートル以上のものをいい、増設または用途変更により当該規模となるものを含む。）について連絡調整を行おうとする場合にあっては、あらかじめ次の2に掲げる地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

2 地下街中央連絡協議会

- (1) 基本方針の策定 1の(5)による意見のとりまとめ、その他地下街の指導監督に関する連絡調整を行うために、地下街中央連絡協議会を設置するものとする。
- (2) 地下街中央連絡協議会は、建設省、消防庁、警察庁、運輸省及び資源エネルギー庁により構成するものとし、その事務局は、建設省都市局都市計画課に置くものとする。

3 その他

地下街中央連絡協議会は、基本方針の策定を可及的速やかに行うものとする。

地下街中央連絡協議会は、規定方針の策定がなされるまでの間は、1の(5)にかかわらず、地下街について連絡調整を行う場合には、原則としてあらかじめ地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

○地下街に関する基本方針について

昭和49年6月28日付建設省都計発第60号、道政発第53号、住指発第554号
地方建設局長、北海道建設局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事、指定市長宛、建設省
都市局長、道路局長、住宅局長通達

最終改正 昭和63年8月3日

標記について、昭和48年7月31日付建設省都計発第71号、消防安第1号警察庁
乙交発第5号、鉄総第304号による建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務
次官通達に基づき、今般、地下街中央連絡協議会において、別紙写しの通り定め、地下街
連絡協議会宛通知し、今後これにより地下街連絡協議会及び地下街中央連絡協議会におけ
る地下街に関する連絡調整を行うこととしたので、都市計画の決定、道路占用の許可及び
建築の確認についても、これにより処理されたい。

なお、都市計画の決定及び道路占用の許可に係る事前打ち合せ及び事前協議については、
従前通りの取扱いとする。

(別紙)

地下街に関する基本方針について

昭和49年6月28日付け・建設省都計発第58号

都道府県・指定市地下街連絡協議会宛・地下街中央連絡協議会通知

最終改正 昭和56年4月21日

標記について、昭和48年7月31日付け、建設省都計発第71号、消防安第1号、警
察庁乙交発第5号、鉄総第304号による建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸
事務次官通達「地下街の取扱いについて」記3及び別記3に基づき、同通達の趣旨に則り、
今般別紙のとおり定めたので、今後これにより地下街に関する連絡調整を行われたく、通
知する。

(別紙)

地下街に関する取扱方針

第一 地下街の規制に関する取扱方針

一 地下街(第二、一に規定する地下街をいう。以下同じ。)の設置は、公共の用に供され
る道路又は駅前広場の管理上及び将来の利用計画上支障となるのみでなく、防災、衛生、
発生する交通の処理その他の観点からも問題が多いので、その新設又は増設は、厳に抑
制するものとし、原則として認めないものとする。

二 したがって地下街の新設又は増設は、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行
者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に
整備しなければならない場合であって、かつ、地下街の設置が必要やむを得ない場合に
限るものとする。この場合において、地下街の新設又は増設に関する計画は、次の基本
的な考え方によるものとし、その具体的措置は、第二に示すところによる。

1 当該地域の土地利用計画及び公共公益施設の整備計画等に支障を及ぼすおそれがな
いよう措置すること。

2 公共地下歩道又は公共地下駐車場の整備計画を中心とし、地下街としての計画は、

これに付随して認められるべきものであることから、店舗部分は極力小規模にとどめること。

- 3 地下街と他の建築部の地下階との接続は、災害の拡大防止等の観点から好ましくないので、原則として禁止すること。
 - 4 建築基準法、消防法等に定めるところによるほか、防止、救急、衛生、発生する交通の処理等のため必要と認められる設備を設けること。
 - 5 事業主体は、将来にわたり適切な管理運営を行いうると認められる者であること。
- 三 地下街の管理について、関係行政庁は、建築基準法、消防法、道路法、ガス事業法等に基づく指導、監督、検査等を強力に行い防災その他に関して管理の適正を期するものとする。
- 四 第二に基準に適合しない既設の地下街については、極力改善措置を講じさせるほか、特に、この基本方針に適合するものとして、増設（他の地下街又は他の建築物の地下階と接続する場合を含む。）を認める場合は、既設部分についても所要の改善措置を講じさせるものとする。

第二

（定義）

- 一 この基準において「地下街」とは、公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場（土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域に係るものとする。ただし、地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これに類する施設が、駅務室、機械室等もっぱら公共施設の管理運営のためのもの、移動可能なもの又は仮設的なものみの場合は、地下街として扱わないものとする。

（適用）

- 二1 この基準は、地下街を新設し、又は増設する場合のほか、既設の地下街を相互に接続し、又は既設の地下街に他の建築物の地下階を接続しようとする場合にも適用する。
- 2 地下駅の改札口外の通路、コンコース等に係る地下街にあつては、四（但し、5を除く。）及び五是適用しない。

（制限の付加）

- 三 各地下街連絡協議会又はその構成機関は、必要と認めるときは、本基準の規定を下らない範囲において本基準と異なる定めをし、又は所要の制限を付加することができるものとする。

（計画）

- 四1 地下街の設置は駐車場整備地区若しくは自動車発着数及び駐車場需要の増加が著しい駅前広場における公共地下駐車場又は商業地域内の地上交通が著しく輻輳する地区において鉄道の主要駅、主要バスターミナル等の主要交通施設相互間若しくはそれらと周辺を連絡する公共地下歩道で、（ア）から（ウ）までの要件を満たすものを併せて建設するものであり、かつ、これらの公共地下駐車場又は公共地下歩道の管理の万全と利用効率の向上を図る等のためには地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。

（ア）都市計画として決定され、平面的整備の完了した道路又は駅前広場であつて、その立体的整備が都市計画として必要と認められるものの区域に係るものであること。

（イ）地上交通の安全と円滑を図るため、緊急に整備する必要のあるものであること。

（ウ）当該地域の状況又は交通の状況から、道路等の区域外又は上空に設けることが著

しく困難又は不相当と認められること。

- 2 前項の公共地下駐車場又は公共地下歩道は、都市計画として決定し、五の規定に該当する者が都市計画事業として一体として整備するものとする。
- 3 地下街の計画は、当該地区及び周辺地域の用途地域などの都市計画に合致したものであり、特に道路、都市高速道路、上下水道その他の都市施設及び市街地開発事業に関する計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障を及ぼす恐れのないものとする。
- 4 公共地下歩道及び公共地下駐車場の配置及び構造は、地上の道路又は駅前広場の計画と調和し、一体として構成され、その機能を十分発揮するよう計画するとともに、それらの規模は、当該地域の長期的な開発整備の見通しに基づき計画するものとする。
- 5 全各項により計画する地下街の規模は、(ア)及び(イ)に規定する範囲内で公共地下歩道または公共地下駐車場を適正に管理し、利用するのに必要最小限のものとする。この場合において、「公共地下歩道」には地下広場及び地上への避難階段を含み店舗内通路を含まないものとする。

(ア) 公共地下駐車場を併設する地下街にあっては、公共地下駐車場の部分を除く地下街の延べ面積は、公共地下駐車場の部分の延べ面積を超えないこと。

(イ) 地下街の店舗等(地下街の公共地下駐車場の部分又は附置義務駐車場及び公共地下歩道を除いた部分をいう。)の延べ面積は、公共地下歩道の延べ面積を超えないこと。

(事業主体)

- 五 1 地下街を設置する者は、(ア)及び(イ)に該当すると認められるものでなければならない。

(ア) 地下街の設置及び管理に関し、確実かつ適正な計画を有するものであること。

(イ) 地下街の設置及び管理を適正に遂行するにたる十分な資金計画、安定した経営基盤、技術的能力及び管理能力を有するものであること。

- 2 前項の目的を達成するため、地下街の設置者は、原則として国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人(駅前広場に設ける地下街にあっては、当該駅前広場に係る鉄道事業又はバスターミナル事業を営む法人を含む。)又はこれからおおむね3分の1以上の出資を受けている法人でなければならない。

(構造及び設備)

- 六 地下街の構造及び設備は、建築基準法、消防法、駐車場法その他の関係法令の定めるところによるほか、次によるものとする。

(公共地下歩道等)

- 1 (ア) 公共地下歩道の配置等地下街の全体計画は、利用者の利便及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とすること。

(イ) 公共地下歩道の幅員は、次の算定式によって定めるものとし、その数値が6メートルに満たない場合には、6メートルにすること。ただし、公衆便所、機械室、防災センター等への通路については、この限りではない。

$$W = P / 1600 + F$$

ただし、W：公共地下歩道の有効幅員(メートル)

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおよそ20年後の予想最大1時間当たり歩行者数(人)(店舗等又は駐車場により誘発される歩行者数、及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。)

F：2メートルの余裕幅員。ただし、店舗等のない部分においては1メートルとする。

- (ウ) 地上に通ずる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (エ) 地上に通ずる階段の出口を歩道に設ける場合には、原則として3メートル以上の歩道部を確保すること。
- (オ) 原則として公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50メートル以内となる位置に、防災上有効な地下広場を設けること。なお、地下街を増設する場合にあっては、既存部分との接続部は、公共歩道の端部とみなすものとする。
- (カ) 地下広場には、当該地下広場が分担する店舗等の床面積に応じて、防災上必要な排煙、採光等のための吹抜け等を設け、かつ直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。
- (キ) 公共地下歩道及び地下広場には、噴水、池その他避難上支障となるおそれのあるものを設けないこと。

(地下街と他の施設との接続)

- 2(ア) 原則として地下街と他の建築物の地下階とは、接続させないこと。ただし、接続が次の(i)及び(iv)の要件を満たし、かつ、各地下街連絡協議会が地下街中央連絡協議会の意見を聴いて(ii)および(iii)の要件を満たすものと同等以上の安全性があると認める場合を含む。)は、この限りでない。
 - (i) 接続が、公共性からみて明らかに必要であると認められること。
 - (ii) 当該建築物の地下階が、5の条件に適合する構造であること。
 - (iii) 接続部の構造は、当該建築物の地下階側に直接地上に通ずる階段及び排煙設備を有する附室を、地下街側に吹き抜け又は排煙設備を有する直接地上へ通ずる階段を、それぞれ設けるものであること。
 - (iv) 接続した場合においても、全体として六、1、(ア)の条件を満足するものであること。
- (イ) 地下街と地下鉄(地下に設けるバスターミナルを含む。以下(ウ)において同じ)とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、それぞれの利用者の流れを考慮し、円滑な通行を確保できるよう公共地下歩道を配置すること。
- (ウ) 地下街と地下駅とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、地下鉄と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とすること。この場合、地下駅より直接地上へ通ずる2以上の階段を確保すること。

(地下駐車場と地下街の他の部分との接続)

- 3 地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防災性能を有する施設を設けるものとする。なお、地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

(地下街の配置)

- 4 地下街の改装は、一層に限るものとする。ただし、駐車場、機械室、荷さばき場、倉庫及び消火用水貯水槽については、この限りでない。

(各構えの防火区画)

- 5 各構えは、相互に床面積200㎡以内ごとに耐火構造の壁で区画すること。ただし、各地下街連絡協議会が地下街中央連絡協議会の意見を聞いて、同等以上の安全性を有すると認める場合は、この限りではない。

(附帯施設、設備等)

- 6(ア) 公共地下駐車場を設けない地下街にあっては、駐車場法第20条に基づく駐車場附置義務条例(駐車場附置義務条例が制定されていない場合にあっては、標準駐車

場条例（平成2年6月11日建設省都再発第58条、一部改正平成3年11月1日建設省都再発第103号）による建築物附置義務駐車施設を設置すること。この場合において、駐車場法第20条及び第20条の2の延べ面積については、地下街の全面積（当該駐車施設部分を除く。）を算出対象とすること。

- (イ) 駐車場の有無にかかわらず、地上の交通に支障を与えない場所に荷さばき場を設けること。
- (ウ) 地下街全体の状況を把握しやすい位置に、他の部分と完全に防火、防煙区画がなされ、かつ、地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けること。なお、一団の地下街でその管理が二以上の者にわたる場合にあっては、当該一団の地下街の防災管理が一の防災センターで行えるよう中央防災センターを設けること。この場合にあっては、中央防災センター以外に各管理主体ごとの防災センターを設ける必要はない。
- (エ) 地上と無線交信を可能とする設備を設けること。
- (オ) 地下街には、原則としてすべての部分を対象としてスプリンクラー設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、連結送水管、排煙設備その他の消防用設備等を設けること。
- (カ) 地下街には、防災センターと消防機関、警察機関及びガス事業者（ガスを使用しない地下街にあってはガス事業者を除く。）との間で即時に通話できる設備を設けること。
- (キ) 地下街と地下駅等が接続している場合には、相互の防災センター間において同時に通話できる設備を設けること。
- (ク) 非常電源設備として、保安上必要な電力が供給できる蓄電池設備又は自家発電設備を設けること。
- (ケ) 地下街の空気調和設備は、公共地下歩道の部分と店舗等の部分とを別系統のものとする。
- (コ) 吸排気孔等の地上に設ける工作物は、極力道路の区域外に設け、地上の交通及び景観等に支障を与えないものとする。
- (サ) 地下街の消防用設備等及びその他の設備は、地震、火災、水害などの災害に対して十分な措置を講ずること。

(内装等)

七 地下街の通路、階段、店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料を用い、看板、広告物、装飾品、陳列台等すべてについて不燃材料を用いなければならない。

(店舗等の制限)

八 地下街には、次に掲げる営業内容の店舗を設けてはならない。

- (ア) 大型の商品を取り扱うもの等公共地下歩道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- (イ) 爆発性の物件若しくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、又は設置し、公共地下歩道の一般歩行者に危険を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの。
- (ウ) 風俗営業等公共地下歩道の風紀を損なうおそれのあるもの。
- (エ) 宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの。

(火気の制限及び火気使用店舗の配置)

九 1 店舗等においては、原則として裸火を使用してはならない。ただし、都市ガス等を配管方式で使用する場合で、火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気使用部分の周辺を防火上有効な構造とした場合で消防長又は消防署長が認めたものについては、この限りでない。

2 火気を使用する店舗等は、他の店舗等と防火区画された区域に集中配置しなければならない。

(ガス保安対策)

十 地下街においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

(ガス漏れ防止対策)

1 (ア) 地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。ただし、移動式燃焼器(強制給排気式ストーブを含む。)にあっては、ゴム管(両端に迅速継ぎ手の付いたもの又は通過流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。)を用いて接続することができる。

(イ) 地下街に設置する燃焼器は、原則として、立ち消え安全装置付きのものとする。

(ウ) 地下街へのガスの引込管は必要最小の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を講ずること。

(エ) ガスの主要配管が天井裏に配置される場合には、これらを保守管理するための点検口を設けること。

(ガス漏れ発生時対策)

2 (ア) 地下街には、防災センターで常時監視することができるガス漏れ(火災)刑法設備を設けることとし、ガス漏れが発生した場合には、その情報を防災センターに集中するシステムとすること。

(イ) 地下街には、危急の場合に地下街へのガスの供給を防災センターにおいて直ちにしゃ断することができる緊急ガスしゃ断装置を設けること。

(管理)

3 地下街の設置者は、ガス保安対策について、関係者の教育及び訓練に関する事項、ガス施設の保守管理に関する事項並びに緊急時の措置に関する事項を管理規定に定めなければならない。

(広告等の掲出の制限)

十一 地下公共歩道においては、誘導灯及び歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる公告、看板等を設けてはならない。

(管理規程)

十二 1 地下街の設置者は、消防計画、駐車場管理棟に関し、消防法、駐車場法等の定めるところによるほか、当該地下街の供用開始に先だって、地下街に関する管理規程を定め、地下街連絡協議会に提出しなければならない。

2 前項の管理規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(ア) 公共地下歩道に関する事項

- 1 供用時間等に関する事項
- 2 防災保安に関する事項
- 3 維持補修に関する事項
- 4 広告等の掲出に関する事項
- 5 禁止すべき行為に関する事項

(イ) 店舗等に関する事項

- 1 営業等に関する事項
- 2 防災保安に関する事項
- 3 保健衛生に関する事項
- 4 建物管理に関する事項

- 3 地下街の設置者は、別途地下街中央連絡協議会が定める様式の地下街台帳を当該地下街の新増設のとき、道路占用の許可の更新のとき及び地下街連絡協議会が必要と認めるときに作成し、地下街連絡協議会に提出しなければならない。

○地下街の取扱いについて

昭和55年10月9日付け・建設省都計発第110号、消防予第209号、警察庁乙備発第13号、鉄総代682号、55資庁第12279号
都道府県知事、指定都市市長、都道府県公安委員長、日本国有鉄道総裁、通商産業局長あて建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官、資源エネルギー庁長官通達

道路、駅前広場その他公共施設等に係る地下街の取扱いについては、去る昭和48年7月31日付け建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長及び運輸事務次官から通達されているところであるが、昭和55年8月16日発生した静岡駅前ゴールデン外におけるガス爆発事故にかんがみ、これらの地下街におけるガス保安対策のより一層の充実を図るため、道通達による地下街中央連絡協議会の意見に通商産業省ガス保安主管部局長を加えることとし、「地下街に関する基本方針」（昭和49年6月28日付け地下街中央連絡協議会通知）中、ガス保安対策強化のための設備の基準等の改正については、関係省庁における専門的な検討を受けて、別途、地下街中央連絡協議会から地下街連絡協議会あて通知することとしたので承知されたい。

なお、今後における地下街の取扱いについては、前記通達によるほか下記事項に特に留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

おって、貴管下各機関に対しても、この旨徹底方御配慮願いたい。

記

- 1 道路、駅前広場その他の公共施設等に係る地下街（昭和48年7月31日付け前記通達にいう地下街をいう。以下同じ。）の新設又は増設は厳に抑制するものとする。
- 2 既設の地下街については、その管理運営の適正を図るとともに、特に、既設の地下街であって建築物の地下階に直接接続し、当該地下階で発生した災害が地下街に及ぶおそれのあるものについては、関係行政機関を中心に当該建築物の管理者の協力を得て、所要の改善指導を行うものとする。
- 3 地下街の存する県又は指定都市において地下街連絡協議会を設置していないところが見うけられるが、未設置の県又は指定都市においては早急にこれを設置し、所要の連絡調整を行うこと。

法第5号物件　　－地下室－
地下室

(方針)

原則として認めない。

ただし、真にやむを得ず、道路部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

(位置)

- 1 車道下は避けること。
- 2 出入口は、原則として道路敷地内に設けないこと。ただし、歩車道等の区別のある歩道等についてはこの限りでない。この場合、歩道等の幅員が狭小とならないようにすること。

(関係通知)

- 1 「道路の管理に関する取扱いについて」(昭和32年5月29日建設省道発第147号の2)

法第5号物件 一通路一

一般通路

(定義)

一般通路とは、上空通路及び地下通路以外の通路をいう。

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 占有は、原則として法面に設ける場合のみとし、側溝及び路肩部は、道路法第24条の承認工事扱いとする。
- 2 他に出入りする道路への通路が設けられない場合に限り占有を認めることができる。

(位置)

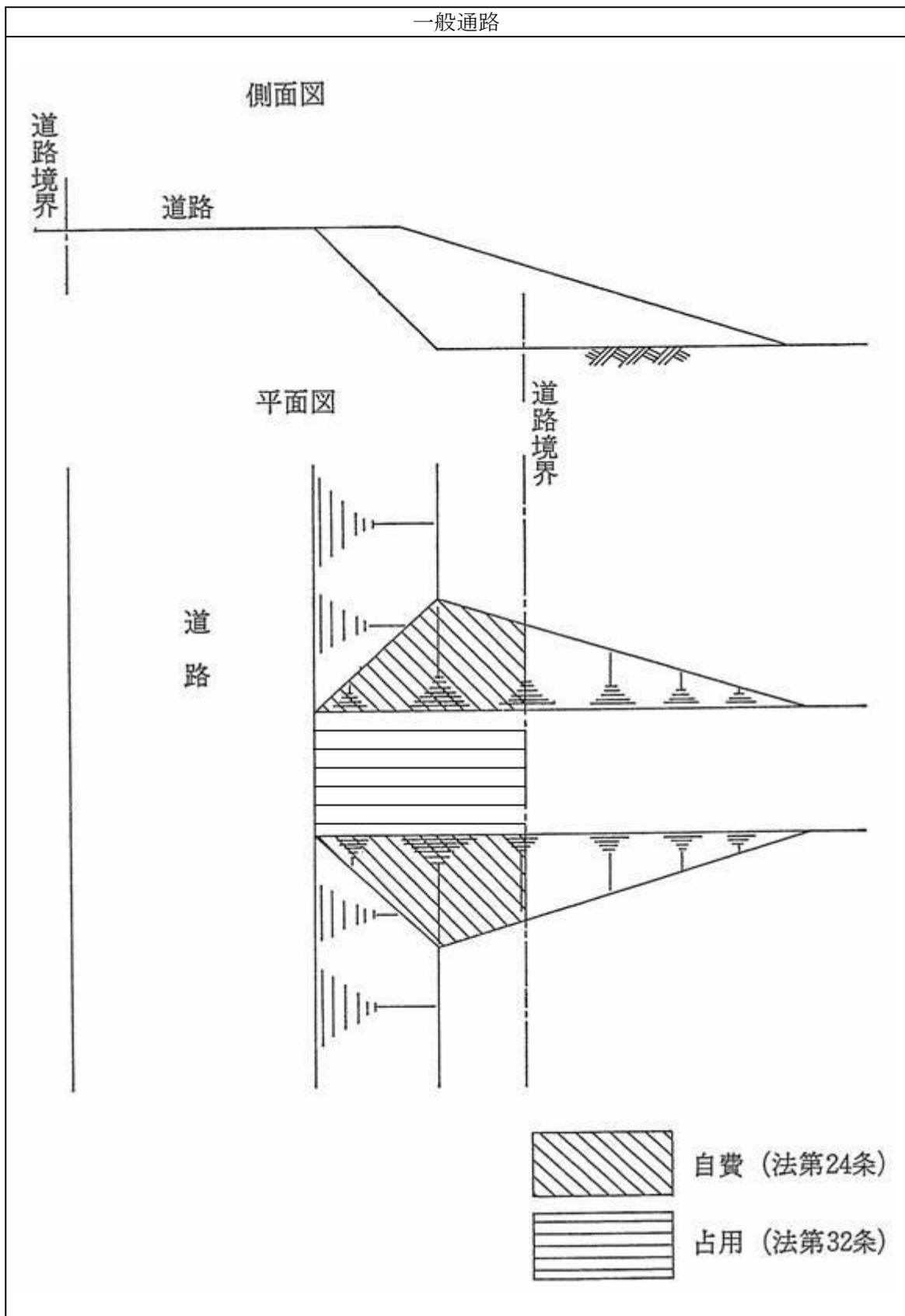
- 1 車道及び歩道等の占有は認めない。
- 2 歩行者及び車両の通行に支障を及ぼさない位置とする。

(構造)

- 1 道路区域内には門柱等の設置は認めない。
- 2 幅は原則として人の通行の用に供するものは2.0メートル以内、普通自動車の通行の用に供するものは4.2メートル以内、大型自動車の通行の用に供するものは6.0メートル以内とすること。ただし、自動車の回転のためこれにより難しい場合は、車両の軌跡により、必要最小限とすることができる。
- 3 原則として1施設2箇所以内とし、このうち1箇所を車両出入口とすることができる。ただし、車両出入口を分離する必要がある施設等特別な事情がある場合は、2箇所とも車両出入口とすることができる。
- 4 複数車両の駐車のために供するため、2台以上の駐車箇所を設ける場合で、敷地の形状から当該車両が敷地内において転回が著しく困難であるときは、幅は必要最小限の区間(両端に車止めを設置するものとし、かつ、幅が8.4メートルを超える場合にあつては、両端に加えて区間内に車止めを設置するものとし、車止め間が8.4メートル以内となるようにすること。)とすることができるが、この場合は、車両出入口は1箇所に限り認めるものとする。
- 5 消防法、危険物の規制の政令及び神奈川県建築基準条例等、他の法令により出入口の幅が規定されている場合は、その幅とすることができる。
- 6 道路区域と民地との境界が明確になる措置を講ずること。
- 7 通路は原則として舗装すること。
- 8 通路の設置に伴い、民地内の雨水排水等が道路区域内に流入しないよう留意するとともに、必要に応じ通路部の排水措置を講ずること。
- 9 占有場所と隣接地とに段差が生じる場合には転落防止等について留意するものとする。

(その他)

- 1 歩行者の通行、車両の待避又は方向転換等一般通行の用に供される可能性の高いものは道路法第24条の承認工事として扱う。
- 2 通路の設置に伴い盛土又は切土を行う場合は、道路法第24条の承認工事として扱い、そのうち通路部分のみを占有として扱う。
- 3 他の法令による許可等を要する場合は、申請にあたり当該法令に基づく許可申請書又は許可書の写しを添付するものとする。



法第5号物件 一通路一
通路橋

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 通路橋は、道路管理上、安全上等問題が多いので、他に出入りする道路がなく、止むを得ない場合。

(位置)

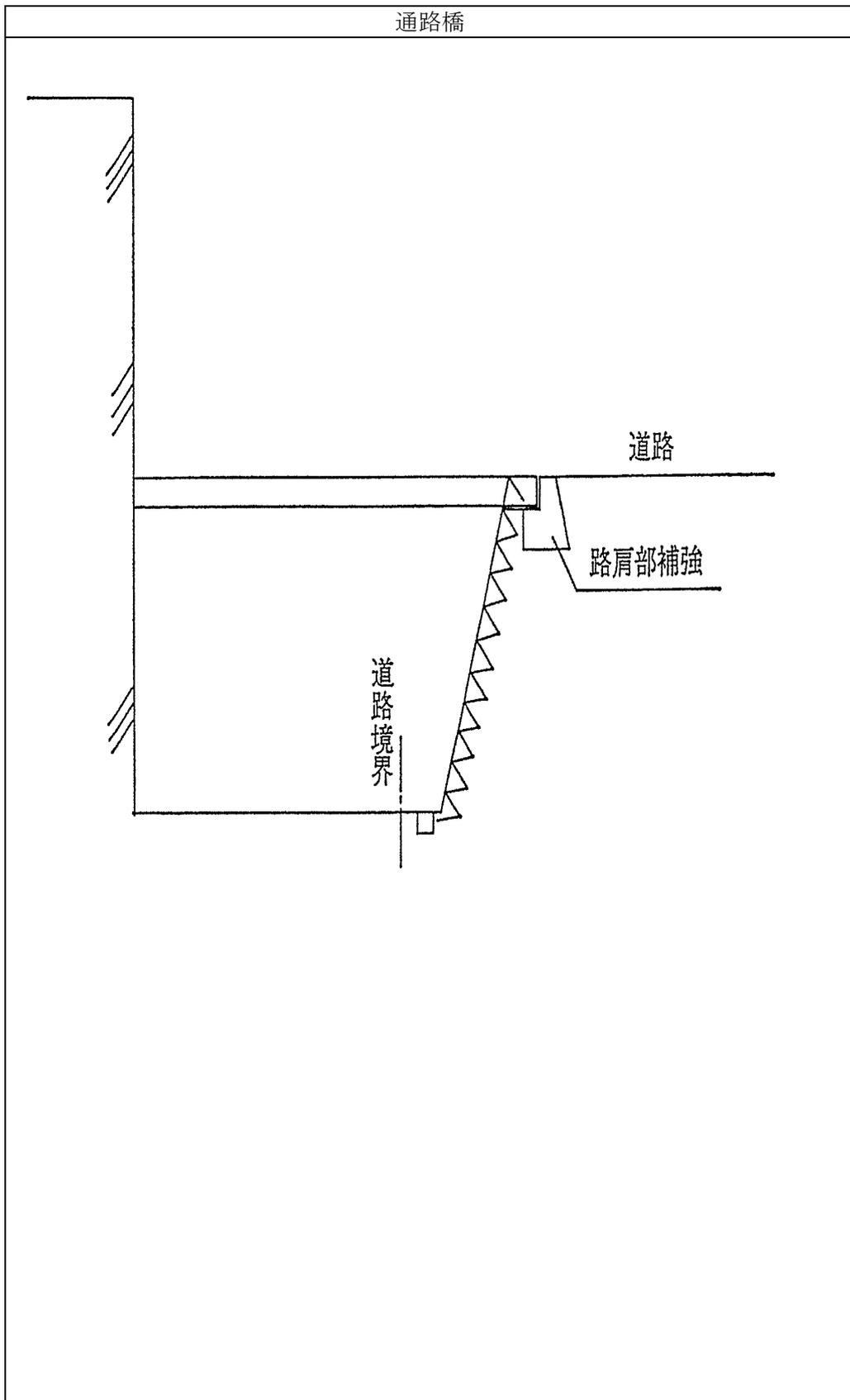
- 1 一般通路の基準に拠る。

(構造)

- 1 橋台の一侧は道路敷外へ設け、他方は路肩部を補強して使用目的に耐える構造とする。
- 2 既設路側壁等を橋台として使用しないこと。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、荷重等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものであること。
- 4 路面とフラットになるよう摺り付けること。
- 5 前4項のほか、一般通路の基準に拠る。

(その他)

- 1 一般通路の基準に拠る。



法第 5 号物件 一 通路一
上空通路

(定義)

上空通路とは、道路の上空を占有して設置する渡り廊下その他の通路をいう。

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で道路部長との協議が整ったものについてはこの限りではない。

- 1 原則として地上交通の緩和的施設であること。
- 2 建築基準法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する建築物に該当し、同法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可を得て道路の上空に設けるもの（以下、「渡り廊下等」という。）については次によるものとする。
 - (1) 建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
 - (2) 交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれの少ないものとし、適切に管理が行われるものであること。
 - (3) 売り場、店舗、商品置き場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
 - (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
 - (5) 道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設け、道路占有許可に関する事務の連絡及び調整を十分に図ること。
- 3 渡り廊下等に該当しないものについては、通路設置時における道路橋示方書等の構造基準に適合した構造であり、かつ、道路利用者の見透しを妨げないなど、通行の支障とならないものであること。

(位置)

- 1 渡り廊下等の設置数及び設置場所は次によるものとする。
 - (1) 同一建築物について 1 箇所を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2 箇所以上とすることができる。
 - (2) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所に設置してはならない。
 - (3) 信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害してはならない。

(構造)

- 1 渡り廊下等の規模は、次に掲げるところによること。
 - (1) 階数は、1 階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、2 階以上とすることができる。
 - (2) 幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。
- 2 渡り廊下等の防火装置は次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合はこの限りでない。
 - (1) 通路を設ける建築物から 5.0 メートル以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。
 - (2) 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

- 第112条第14項第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
- (3) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適切な措置を講ずること。
 - (4) 通路には建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適切な排煙の措置を講ずること。ただし、2(2)に定める特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。
- 3 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさない高さとする。
 - 4 通路の柱は、原則として、道路内に設けないこと。
 - 5 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適切な構造とする。
 - 6 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
 - 7 通路には、適切な雨どいを設けること。
 - 8 広告物、装飾物の添加は認めない。
 - 9 通路にはガス管、排水管、水管、蒸気管及び高圧電線等を添架しないこと。ただし、通路設置と同時に設ける場合で、事前に構造計算書を提出し、道路管理者の指導を受けたものはこの限りでない。

(関係通知)

- 1 「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成30年7月11日国道利第8号)
- 2 「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」(平成30年7月11日国道利第7号)
- 3 「道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について」(平成30年7月11日消防予第423号)
- 4 「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて」(平成30年7月11日警察庁丁規発第84号)
- 5 「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について」(平成30年7月11日国住指第1201号、国住街第80号)

[一部改正：令和元年]

○道路の上空に設ける通路の取扱いについて

平成 30 年 7 月 11 日付け・国道利第 8 号
各都道府県担当部長、各指定市担当局長あて
道路局路政課長から

道路の上空に設ける通路の取扱いについては、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号)において許可基準を、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(平成 8 年 3 月 19 日付け警察庁丁規発第 32 号、建設省道政発第 44 号、建設省住指発第 90 号、建設省住街発第 30 号、消防予第 39 号)において占用の許可基準に係る取扱いを定めていたところです。

今般、建築物及び道路の利用実態等を踏まえた関係省庁の調整により「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号)が廃止され、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第 7 条の同意の運用について(通知)」(平成 30 年 7 月 11 日付け消防予第 423 号)、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)」(平成 30 年 7 月 11 日付け警察庁丁規発第 84 号)及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成 30 年 7 月 11 日付け国住指第 1201 号、国住街第 80 号)について、別紙のとおり各地方整備局等あて通知しましたので、参考までに送付します。

なお、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(平成 8 年 3 月 19 日付け警察庁丁規発第 32 号、建設省道政発第 44 号、建設省住指発第 90 号、建設省住街発第 30 号、消防予第 39 号)の廃止については別途通知するほか、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」(昭和 46 年 10 月 11 日付け建設省道政発第 107 号)については、廃止します。

都道府県におかれましては、貴管内道路管理者(指定市を除く。)あてこの旨通知願います。

○道路の上空に設ける通路の取扱いについて

平成 30 年 7 月 11 日付け・国道利第 7 号
各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長あて道路局路政課長から

道路の上空に設ける通路の取扱いについては、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号)において許可基準を、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(平成 8 年 3 月 19 日付け警察庁丁規発第 32 号、建設省道政発第 44 号、建設省住指発第 90 号、建設省住街発第 30 号、消防予第 39 号)において占用の許可基準に係る取扱いを定めていたところである。

今般、建築物及び道路の利用実態等を踏まえた関係省庁の調整により「道路の上空に設ける通路の取扱等について」(昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号)が廃止され、「道路の上空に設ける通路に係る消防法第 7 条の

同意の運用について(通知)」(平成30年7月11日付け消防予第423号)、「道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて(通達)」(平成30年7月11日付け警察庁丁規発第84号)及び「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成30年7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号)について、別紙のとおり通知されているので、道路占用許可を行うに当たっては、下記に留意の上、引き続き弾力的運用に努められたい。

なお、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(平成8年3月19日付け警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住街発第30号、消防予第39号)の廃止については別途通知するほか、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて」(昭和46年10月11日付け建設省道政発第107号)については、廃止する。

記

- 1 道路の上空に設ける通路について道路占用許可を行うに当たっては、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会を設け、道路占用許可に関する事務の連絡及び調整を十分に図ること。
- 2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項第1号及び第44条第1項に規定する建築物に当たらないものとして、同法第44条第1項第4号の規定に基づく許可を要しない道路の上空に設ける通路においては、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないことについて個別に審査の上、道路占用許可を行うこと。

○道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について

平成30年7月11日付け・消防予第423号
各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あて
消防庁予防課長から

道路の上空に設ける通路については、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(昭和32年7月15日付け建設省発注第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号。以下「基準通知」という。)において消防法第7条の同意(以下「同意」という。)の基準を、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」(平成8年3月19日付け警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住街発第30号、消防予第39号)において当該基準に係る取扱いを定めていたところです。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、道路の上空に設ける通路に係る同意の運用について、下記のとおり整理したので、執務上の参考としていただきますようお願いいたします。

また、上記の各通知については、別途廃止されていますが、道路の上空に設ける通路に係る同意にあたっては、これまで基準通知で定められていたとおり、道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設け、同意に関する事務の連絡や調整を十分に図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であること、また、本通知に併せて、国土交通省住宅局、道路局及び警察庁においても、別添のとおり、各関係部局あてに通知していることを申し添えます。

記

1 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第 28 条第 1 項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。
- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

2 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路は、同一建築物について一個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。
 - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離 10m 以内の場所

3 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - ア 通路を設ける建築物から 5 m 以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりには耐火構造とすること。
 - イ 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 1 号又

は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。

ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適切な措置を講ずること。

エ 通路には、建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適切な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建築基準法施行令第112条第14項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。

(2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととする。

(3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適切な構造とすること。

(5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(6) 通路には、適切な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。

(7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

4 その他

(1) 上記1から3までについては、道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。

(2) 必要があると認める場合は、従前の運用と変わらず、通路とこれを設けた建築物とを一の防火対象物として消防法第8条の規定を適用すること。

○道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の取扱いについて

平成30年7月11日付け・警察庁丁規発第84号
警視庁交通部長、各道府県警察本部長あて
警察庁交通局交通規制課長から

見出しの件については、これまで、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号。以下「昭和32年通達」という。）において許可基準を、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成8年3月19日付け警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住街発第30号、消防予第39号。以下「平成8年通達」という。）において、当該基準に係る取扱いをそれぞれ定めていたところである。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、昭和32年通達及び平成8年通達を別途廃止した上、国土交通省住宅局建築指導課長及び市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長宛てに別添1のとおり通知（以下「国土交通省住宅局通知」という。）が発出されたことを受け、道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可については、下記のとおり対応することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達に関しては、国土交通省住宅局、同省道路局及び消防庁と調整済みである

こと並びに国土交通省道路局路政課長から各地方整備局道路部長等に対し別添2の通知が、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し別添3の通知がそれぞれ発出されていることを申し添える。

記

1 連絡協議会における適切な対応

国土交通省住宅局通知のとおり、今後も、道路の上空に設ける通路について特定行政庁に建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号の許可の申請があった場合には、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会が設けられることから、警察署長は、同協議会において交通の安全と円滑を確保する観点から必要な参画を行い、道路使用許可の運用について十分な調整を図ること。

2 道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の判断要領

道路の上空に設ける通路に係る道路使用許可の可否の判断に際しては、1の連絡協議会等を通じて当該通路の設置が国土交通省住宅局通知に適合するものであるかを確認し、同通知に適合するものである場合には、原則として、必要な条件を付して当該通路の設置を許可すること。この際、国土交通省住宅局通知に掲げられた事項のうち、交通の安全と円滑に係る事項については、警察署長において主体的に審査を行うこと。

○道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について

平成30年7月11日付け・国住指第1201号、国住街第80号
各都道府県建築行政主務部長あて国土交通省住宅局
建築指導課長市街地建築課長から

道路の上空に設ける通路については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）において許可基準を、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱等について」（昭和47年1月22日付け建設省住指発第904号）、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成8年3月19日付け警察庁丁規発第32号、建設省道政発第44号、建設省住指発第90号、建設省住街発第30号、消防予第39号）において、当該基準に係る取扱いをそれぞれ定めていたところである。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可の運用について、下記のとおり整理したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、執務の参考として頂くようお願いする。

また、上記の各通知については、別途廃止されているが、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可にあたっては、これまで「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）で定められていたとおり、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会を設け、許可に関する事務の連絡や調整を十分に図られたい。

なお、本通知に併せて、警察庁、消防庁及び道路局においても、別添のとおり、各関係

部局宛てに通知していることを申し添える。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知されたい。

記

一 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第 28 条第 1 項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画思想上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。
- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

二 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路は、同一建築物について一個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、(ロ)の水平距離を縮小することができる。
 - (イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - (ロ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離 10m 以内の場所

三 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - (イ) 通路を設ける建築物から 5m 以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりには耐火構造とすること。
 - (ロ) 通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。

- (ハ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適切な措置を講ずること。
- (ニ) 通路には、建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適切な排煙の措置を講ずること。ただし、(ロ)において建築基準法施行令第112条第14項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。
- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととすること。
- (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適切な構造とすること。
- (5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (6) 通路には、適切な雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を設けること。
- (7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

四 その他

上記一から三までについては、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。

法第5号物件 一通路一
地下通路

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で道路部長との協議が整ったものについてはこの限りではない。

- 1 原則として地上交通の緩和的施設であること。

(位置)

- 1 地下通路の出入口を設ける場合においては、法敷又は歩道等の内の車道寄りに設けることとし、かつ歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の一側が通行することができるようにすること。この場合において、当該歩道等の通行することができる路面の部分の幅員は、歩道にあつては3メートル以下、自転車歩行者道にあつては3.5メートル以下としないこと。
- 2 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものが埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。
- 3 地下通路の頂部と路面との距離は、3.5メートル（公益上やむを得ないと認められる場合にあつては、2.5メートル）以下としないこと。

(構造)

- 1 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。
- 2 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。
- 3 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。
- 4 排水溝その他の適当な排水施設を設けること。

法第5号物件　　－浄化槽－
浄化槽

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 下水道処理区域又は下水道予定処理区域は認めない。(市町村下水道担当課に照会し、確認すること。)
- 2 車道部分は認めない。
- 3 歩道等の部分については、やむを得ず許可する場合には、事前に道路部長協議を要するものとし、次の条件全てに合致する場合に限り認める。
 - (1) 道路区域外に設置する余地が真にないと認められる場合。
 - (2) 既設の道路施設及び公益性のある占用物件並びにこれらの将来計画に支障がないこと。
 - (3) 構造基準に適合すること。

※(1)の「真にないと認められる場合。」とは、

既存の浄化槽の取り替えに伴い建築物の建て替え又は大幅な改築を行わないと自己敷地内に浄化槽設置の余地が生み出せない場合で、道路区域外に余地がない場合等(したがって、建築物の新築、増築、改築に伴う場合は認めない。)

(構造)

- 1 構造等は、当面、道路土工「カルバート工指針」及び「擁壁工指針」等に準拠するものとする。
- 2 管路については浄化槽の一部とし、県管理道路側溝への排水管の接続は認めない。

法第5号物件　－その他－
地下駐車場

(方針)

駐車場法第10条に定める路外駐車場として都市計画決定されたものに限り認めることができる。

(構造)

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある占用物件の構造に支障を及ぼさないこと。
- 2 車道に埋設する場合には、道路の強度に影響を与えないものであること。
- 3 「駐車場設計・施行指針について」(平成4年6月10日付け建設省道企発第40号)第3編第1章から第3章の規定に適合すること。

(関係通知)

- 1 「地下駐車場の道路占用について」(平成2年11月20日建設省道政発第61号)
- 2 「自動車駐車場の道路占用について」(平成4年6月10日建設省道政発第46号)

○地下駐車場の道路占用について

平成2年11月20日付け・建設省道政発第61号
各地方建設局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、道路関係四公団担当部長、地方道路公社理事長、都道府県担当部長、指定市担当局長あて・建設省道路局路政課長通達

標記については、証左32年5月29日付け建設省道発第147号の2路政課長通達「道路の管理に関する取扱について」により、占用許可にあたってはあらかじめ当局に協議することとしているところであるが、占用許可事務の簡素化を図るため上記通達のうち地下駐車場の占用については、当局への事前協議は廃止することとしたので了知されたい。

なお、都道府県にあつては、管下市町村（政令指定市を除く。）にもこの旨周知徹底願いたい。

○自動車駐車場の道路占用について

平成4年6月10日付け・建設省道政発第46号
各地方建設局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、道路関係四公団担当部長、都道府県担当部長、指定市担当局長あて・建設省道路局路政課長通達

今般、道路附属物としての駐車場整備の指針として「駐車場設計・施工指針」（「駐車場設計・施工指針について」（平成4年6月10日付け建設省道企発第40号））が策定されたので、今後、自動車駐車場の道路占用許可の審査に当たっては、同指針の第1編、第2編、第3編第4章及び第4編の規定を参考にするとともに、第3編第1章から第3章の規定については、地下駐車場に係る道路法施行令第14条第2項第1号及び第2号の基準とされたい。

なお、都道府県におかれては、管下市町村（地方道路公社も含む。）に対しても周知徹底されたく願います。

法第6号物件　　－露店－
露店

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼、催物等のため一時的に設置するもの。
- 2 土地に定着せず簡単に取り払えるもの。
- 3 信号機、バス停留所、消火栓、道路標識等の機能を阻害しない位置及び物件とする。

(位置)

- 1 一般の通行に支障を及ぼさないような位置に設置し、交通の安全には万全を期すこと。

法第6号物件 一商品置場一
商品置場

(方針)

1 認めない。

法第6号物件　－その他－

松かざり、七夕かざり

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼、縁日等の際し、恒例として一時的に設けるもの。
- 2 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう措置するものとする。
- 3 国、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が行う場合。
- 4 催物の期間終了後直ちに撤去できるものに限る。

(位置)

- 1 信号機、バス停留所、消火栓、マンホール、道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

(構造)

- 1 道路施設、信号器、道路標識、電柱・電話柱等への添加は認めない。
- 2 倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。

(その他)

- 1 維持管理にあたっては、管理規程等を徴し、万全を期すものとする。

法第6号物件　－その他－
祭りかざり

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 祭礼、縁日等の際し、恒例として一時的に設けるもの。
- 2 国、地方公共団体、自治会、商店会又はこれらに準ずる団体が行う場合。
- 3 催物の期間終了後直ちに撤去できるもの。

(位置)

- 1 原則として、支柱は、法敷、道路余地又は路端に設置するものとする。ただし、やむを得ない場合は歩車道等の区別のある道路にあつては歩道等の内の車道寄りに、植栽帯等を有する歩道等にあつては植栽帯等の内に設けることができる。この場合、歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた位置に設置し、かつ、歩行者等の通行に支障のない位置とする。また、植栽帯内に設置する場合にあつては、植樹間に空地がある等既植の樹木に影響を与えない場合に限る。
- 2 信号機、バス停留所、消火栓、マンホール、道路標識等の機能を阻害しない位置とする。

(構造)

- 1 道路施設、信号器、道路標識、電柱・電話柱等への添加は認めない。
- 2 飾りの最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 3 倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 4 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう措置するものとする。

(その他)

- 1 占用物件の維持管理にあたって、占用者の点検項目、点検回数、責任者及び緊急時の体制を記載した管理規程等を徴するものとし、支障が生じたときは撤去できるものとする。

法第6号物件　－その他－
宝くじ売り場

(方針)

- 1 認めない。ただし、平成9年3月31日以前に土木部長協議により許可を受けている物件については、この限りでない。

令第1号物件　　－看板類－
立看板

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援（以下「主催等」という。）する催物に係る交通規制及び交通誘導の周知のため、一時的に設置する場合。
- 2 交通規制及び交通誘導の周知のため、国又は地方公共団体及びこれらに準ずる団体が十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が、一時的に設置する場合。
- 3 設置期間は、催物の期間中とする。ただし、必要と認められるときは、催物の開催の概ね1ヶ月前から、催物の終了後、概ね1週間が経過した日まで設置を認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 地面に接する部分の位置は、原則として道路余地、法敷又は路肩とする。歩道等に設置することは歩行者等の通行に支障を及ぼすので、極力抑制するものとする。
- 3 次の工作物、物件及び施設には添加及び設置はできない。
 - (1) 橋りょう、隧道、地下道、高架構造物（歩道橋を含む）及び分離帯
 - (2) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵及び照明灯
 - (3) 消火栓、火災報知機、郵便差出箱（郵便ポスト）、公衆電話所（電話ボックス）、変圧塔その他これらに類する物件
- 4 前項の規定に関わらず、次の場合に限り、立看板の添加及び設置を認めることができる。
 - (1) 橋りょう、地下道、高架構造物（歩道橋を含む）、街路樹、防護柵及び照明灯については、国又は地方公共団体が主催等する催物の交通誘導のために一時的に設ける立看板で、催物の規模、現地の状況等から安全管理上設置が不可欠と考えられる場合
 - (2) 信号機、道路標識については、前号の条件を満たす立看板で、所管警察署が設置を認めた場合
- 5 次の箇所から5.0メートル以内は原則として設置を認めない。
横断歩道、橋りょう、隧道、踏切、信号機、道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所
- 6 前項の箇所のうち、橋りょうについては、(位置)第4項第1号の条件を満たす立看板について、それらの箇所から5.0メートル以内の設置を認めることができる。

(構造)

- 1 大きさは、縦2.0メートル、横1.0メートル以下とする。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐えうる堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 3 信号機、又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 4 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 5 電球、LED、液晶等により文字やイラストを表示するもの（以下「電光式」という。）、

- 動光式のもの、反射式のもの、外照式のもの及び看板内部の照明器具により看板面の文字やイラストを内側から照らして表示するもの（以下「内照式」という。）は認めない。
- 6 （位置）第4項及び第6項に該当するものについては、上記に加え、材質は軽量なものとし、大きさは縦2.0メートル、横1.0メートル以下で必要最小限の大きさになるよう努めること。

〔一部改正：令和元年〕

令第1号物件　－看板類－
突出し看板、野立て看板

(定義)

突出し看板とは、建物、塀等の建築物に添加する看板をいい、野立て看板とは、建柱して看板を取り付けたものをいう。

(方針)

- 1 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないもの限り認めることができる。
- 2 突出し看板は、営業又は事業を行う者が、自己の営業所又は事業所に添加する自己の店名、屋号、商標、自ら販売製作する商品名又は自己の営業、事業の内容を表示するもの、ないしは駐車場への誘導を表示するものに限る。
- 3 野立て看板は、次の場合に限る。
 - (1) 道路交通の安全、道路の美化推進等道路管理上有益と認められるもので、国、地方公共団体又は道路交通の安全、道路の美化推進等の趣旨を目的とする団体が設置するもの。
 - (2) 事業所、営業所等の敷地内に建柱するもので、看板の表示が上記(方針)1の内容であるもの。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。

(構造)

- 1 設置個数は、1営業所(敷地を含む。)等につき2個以内(国又は地方公共団体が設置するもの若しくは切手の販売を表示する0.5平方メートル以下のものは除く。)とする。
ただし、貸ビルにおいて、その賃借人が自ら設置する場合又はその所有者が賃借人のために設置する場合には、最終利用形態から判断して1賃借人につき1個を限度に看板の設置を認めることができる。
- 2 看板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 3 路面への突き出し幅は、1.0メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損などにより美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 電光式のもの、動光式のもの、反射式のものと及び内照式のものは認めない。ただし、電光式又は内照式であって光源の照度を落とすためのカバー又は半透明の看板面を使用すること等により道路交通に支障のないものにあつては、この限りでない。
- 6 外照式のものは、看板面のみに照明があたるものであつて、当該照明が動き、又は点滅等をしない場合に限り認めることができる。
- 7 回転式等看板が動くものと及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。

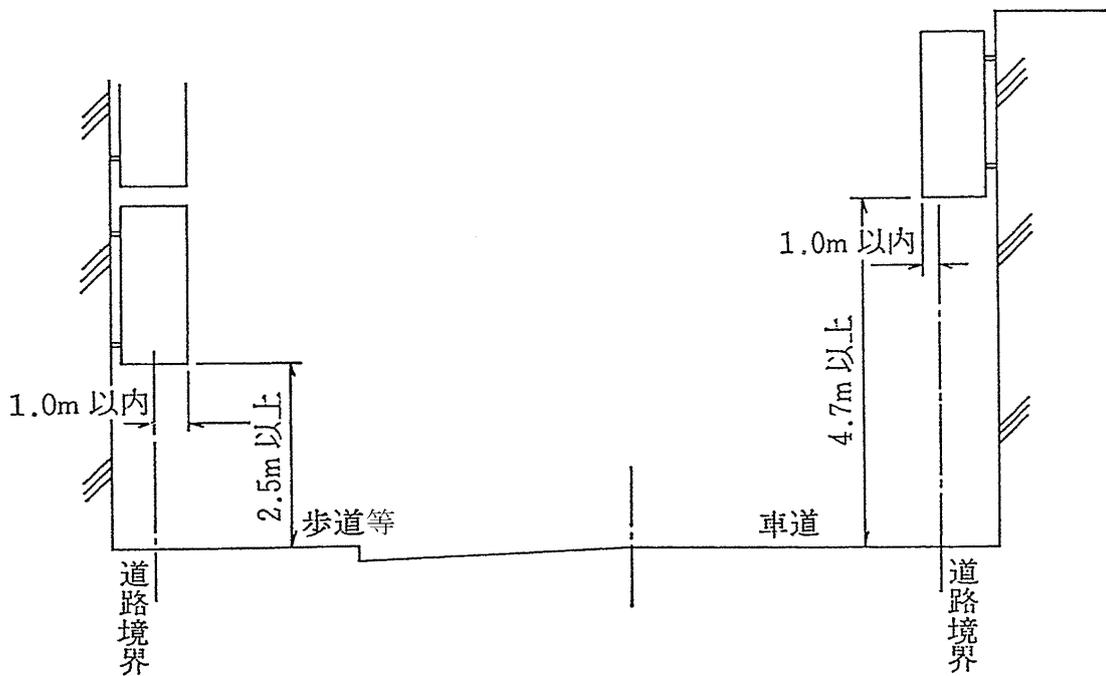
(その他)

- 1 貸ビル所有者が表示内容について白地で申請する場合に当たっては、表示内容が借借人の自家用看板に限る旨、及び表示内容が決定、変更した場合にはその都度速やかに変更申請をする旨の誓約書を提出させることとする。

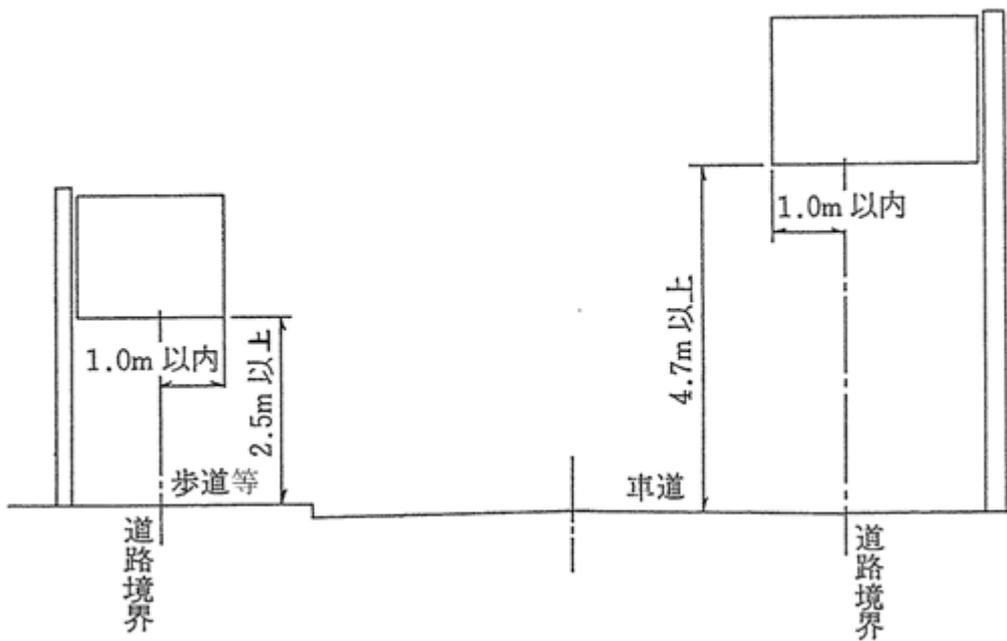
[一部改正：令和元年]

突出し看板、野立て看板

突出し看板



野立て看板



令第1号物件 一看板類一

電(話)柱又は消火栓標識の巻付看板、添加看板

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 電(話)柱管理者又は消防機関から添加の承認を得た看板
- 2 巻付看板及び添加看板は、それぞれ1柱につき1個とする。ただし、巻付看板については、1個を2面として取り付けることができる。
- 3 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないこと。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。

(構造)

- 1 添加看板の大きさは次のとおりとする。
電(話)柱の巻付看板……………1平方メートル以下
電(話)柱の添加看板……………縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下
消火栓の添加看板……………縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下
- 2 巻付看板相互間及び添加看板相互間の距離は、道路一侧につき20.0メートル以上とし、添加位置、形状を統一する。
- 3 巻付看板の添加位置は、路面から1.2メートル以上、3.0メートル以下とする。
- 4 添加看板の下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 5 電(話)柱の添加看板の突出し幅は、0.6メートル以下とし、突出し方向は道路の中心線の反対側を原則とする。
- 6 信号機が設置されている電(話)柱には添加を認めない。
- 7 落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 8 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 9 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとし、看板の地色は原則として白又は淡色とする。
- 10 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 道路占用許可申請にあたっては、電(話)柱の管理者の同意を得ておかななくてはならない。

令第1号物件 一看板類一

公共掲示板、町内案内図板、地域案内図板、公共交通案内板

(方針)

各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないものであって、国、地方公共団体、自治会、商店会、公共交通事業者又はこれらに準ずる団体が、広報その他の公共的目的のために設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 歩道等を有する道路においては、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とし、歩行者等に支障を及ぼさない位置とする。
- 3 歩道等を有しない道路においては、法敷、道路余地に設ける。
- 4 掲示板は、道路の方向と平行に設けるものとする。
- 5 次の箇所から5メートル以内は、原則として認めない。
横断歩道、橋りょう、隧道、踏切、信号機、道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所
- 6 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には、(位置)第1項から第4項までは適用しない。

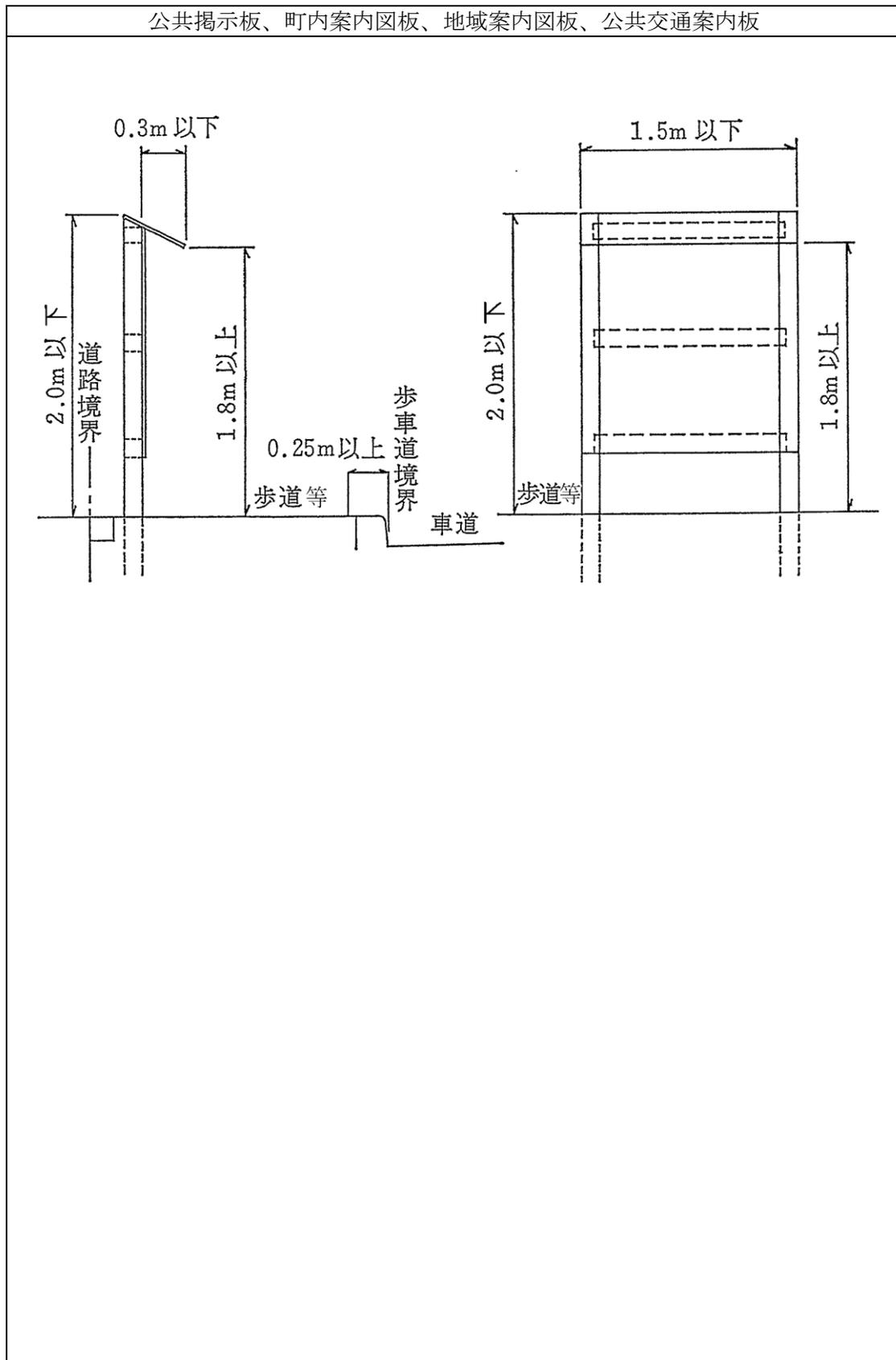
(構造)

- 1 高さは2.0メートル以下、長さは1.5メートル以下とする。ただし、掲示板・案内図板の上に、案内図板等の存在を知らせる旗状の補助標識を設置する場合は、補助標識に係る分として別途0.8メートルの高さを加えることができる。
- 2 ひさし、手すり及び補助標識を設ける場合は、その出幅は0.3メートル以下とする。
- 3 ひさしの最下部と路面との距離は、原則として1.8メートル以上とする。
- 4 支柱は埋込式とし、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。
- 6 掲示板には管理者名を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 9 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には、(構造)第1項から第4項までは適用しない。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すものとする。

[一部改正：令和元年]



令第1号物件　－看板類－
緊急自動車出動看板

(方針)

道路交通法施行令第13条に定める緊急自動車の出動にあたって通行車両や歩行者に注意を喚起し、安全を確保するために設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 支柱は原則として道路敷地外に設けるものとする。
- 3 やむを得ず道路敷地内に設ける場合には法敷、道路余地又は路端に設置するものとする。ただし、歩車道等の区別のある道路にあつては歩道等の内の車道寄りに、植栽帯等を有する歩道等にあつては、植栽帯等の内に設けることができる。この場合、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置に設置し、かつ歩行者等に支障のない位置とする。また、植栽帯内に設置する場合にあつては、植樹間に空地がある等既植の樹木に影響を与えない場合に限るものとする。
- 4 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 出動看板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 2 道路敷地外に建柱した看板の突き出し幅は、1.0メートル以下とし、道路上に建柱する場合の突き出し幅は1.7メートル以下とする。
- 3 看板の大きさは、縦0.8メートル、横1.2メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 広告の添加、表示は認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 出動看板には、点滅灯及びスピーカー（以下「点滅灯等」という。）を設置することができるものとし、点滅灯等の落下、点滅灯等の設置に起因する看板の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

令第1号物件　－看板類－
バス停留所上屋の添加広告看板

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 バス利用者の日常生活における利便性の向上並びに高齢者及び身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図る観点から、バス停留所上屋（以下「上屋」という。）の新たな整備及び適切な維持管理を行うため、上屋に添加する広告板（以下「添加広告板」という。）を用いた広告事業により得る収入を次に掲げる工作物又は物件の整備又は維持管理に要する費用に充当する場合に限り認めることができる。

(1) 上屋

- (2) 上屋に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム、ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）

- 2 上屋の占用許可を受けている者又は受けようとする者（以下「上屋管理者」という。）と添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）が異なる場合においては、前項に加え、次に掲げる事項の合意がある場合に限り認めることができる。

- (1) 上屋を使用する権利は、当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず、上屋管理者が有すること。

- (2) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が、上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。

- (3) 上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、それぞれの占有者である上屋管理者又は広告事業者が、その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また、この場合における各占有者と道路管理者との間及び両占有者の相互間の連絡通報関係並びに各占有者における責任の所在が明確であること。

- (4) 道路管理者が上屋管理者に対し、監督処分等により上屋の移設、撤去等を命ずる場合には、当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても、添加広告板の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。

- (5) 上屋の占用を廃止するときは、当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。

- (6) 添加広告板の占用を廃止する場合における、上屋の存置の可否及び権利関係について、上屋管理者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

(位置及び構造等)

- 1 添加広告板の設置場所は、上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は、壁面に相当する位置を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる部分とする。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。

(1) 車道側に壁面がある上屋の場合

車道から上屋に正対して正面の壁面の内側並びに右側の壁面の外側及び内側

(2) 民地側に壁面がある上屋の場合

車道から上屋に正対して正面の壁面の内側及び外側並びに右側の壁面の外側

- (3) 車道側に壁面がある上屋の場合で、車道から上屋に正対して右側に壁面を設けると歩道等の有効幅員を確保できない等により第1号によることが適当でない場合

車道側の開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、次項による安全策が十分に講じられるときには、車道から上屋に正対して正面の壁面の外側に添加広告板の設置を認めることができる。

- 2 添加広告板により生ずる死角から車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分講じられるものであること。
特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。ただし、防護柵等の設置その他の手段により十分な安全策が講じられているものと認められる場合は、この限りでない。
- 3 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内であること。
- 4 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- 5 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。
- 6 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。
なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、内照式とすることができる。
- 7 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 8 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2.0㎡以内であること。
なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。
- 9 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても車両又は歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対する直接の訴求の対象とならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。
- 10 添加広告板を用いて掲示する広告物は、次によること。
 - (1) 広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。
 - (2) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - (3) 広告物は、反射材料式でないこと。
 - (4) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - (5) 広告物は、各地方公共団体の定める屋外広告物に関する条例の許可を受けたものであること。

(その他)

- 1 添加広告板は、広告事業者が新規の占有許可申請を行うものとする。この場合の広告事業者には、上屋管理者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における上屋管

理者も含まれる。

なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについては添加広告板として取り扱うものとする。

- 2 上屋の設置と同時に添加広告板を設置する場合の添加広告板の占用許可申請は、上屋の占用許可申請と同時に行わせること。

なお、添加広告板を設置することを主たる目的として上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて上屋の占用がなされる場合には、当該上屋の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

- 3 添加広告板の占用許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制及び管理の方法を定めた管理規程等（上屋の占用許可に際し、既に管理規程等を徴している場合を除く。）並びに（方針）第2項に掲げる事項の合意を確認できる書類（上屋及び添加広告板の設置、管理及び運用に係る当事者間の契約書等）を添付させること。

- 4 添加広告板の占用許可をする際には、一般的な条件のほか、次の条件を附すること。
 (1) 占用許可申請に添付した管理規程及び契約書等に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容又は事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

- 5 上屋等整備・管理計画の提出等について

(1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、占用許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所並びにその構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造、設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）を上屋管理者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署及び景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、上屋管理者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図るものとする。

(2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、前号の手続きに準じるものとする。
 ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合はこの限りでない。

(3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、上屋管理者及び広告事業者は、当該計画に沿って占用許可申請を行うものとする。

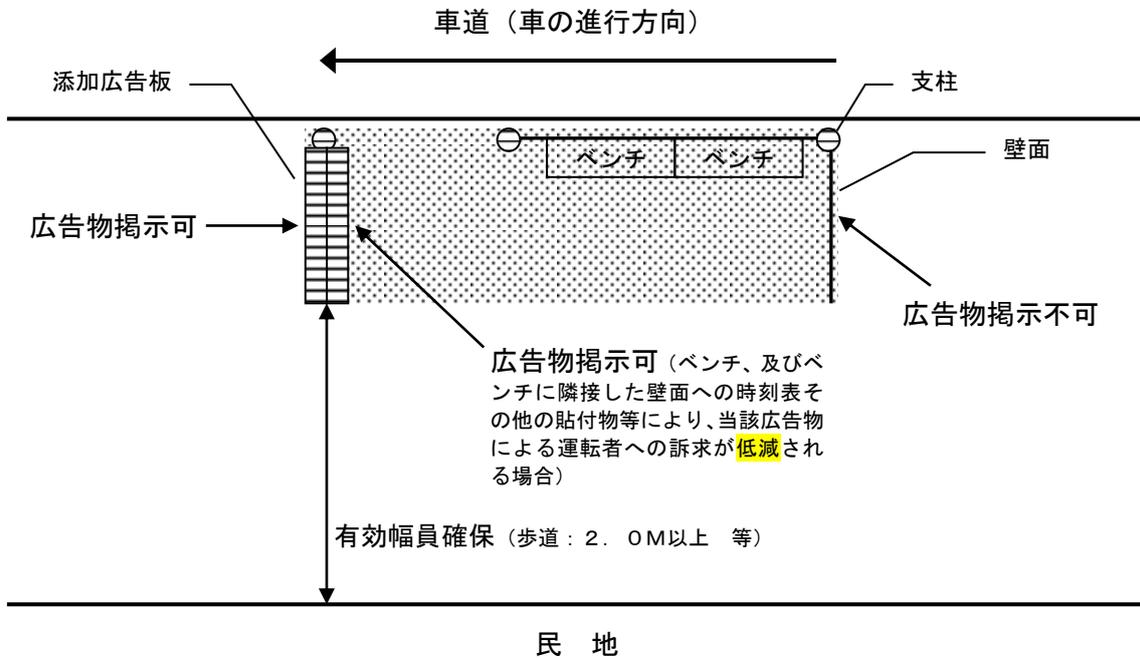
(参考通知)

- 1 「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日付け国土交通省道路局路政課長国道利第26号、最近改正：平成26年4月10日国道利第2号）

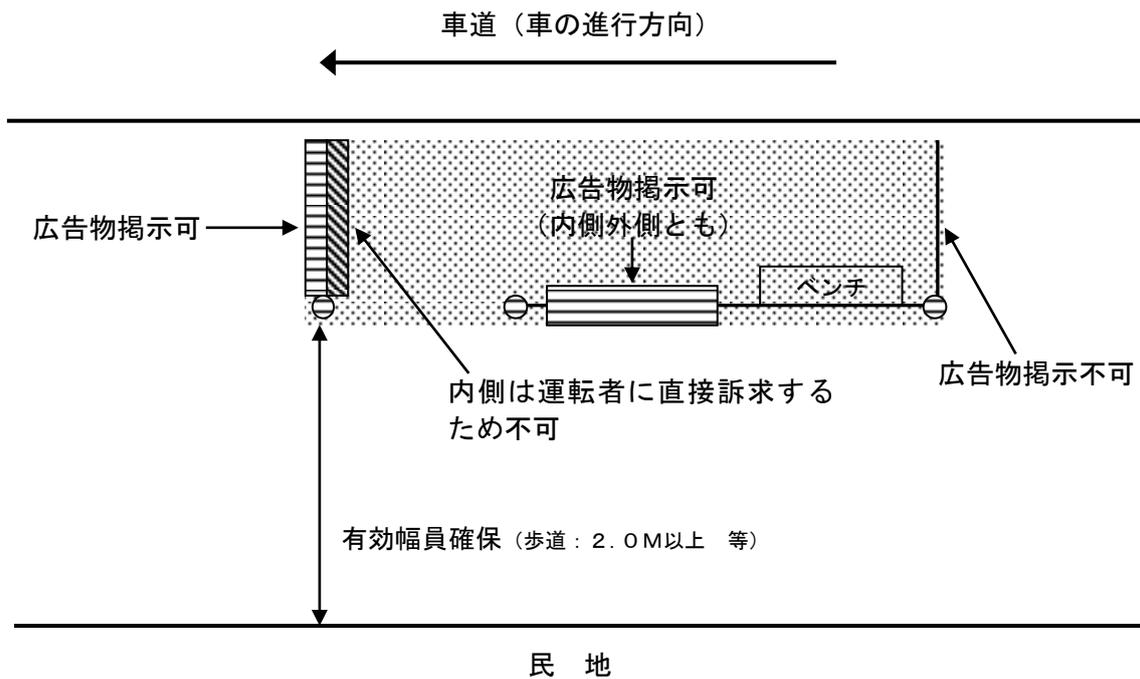
[一部改正：平成30年]

別紙

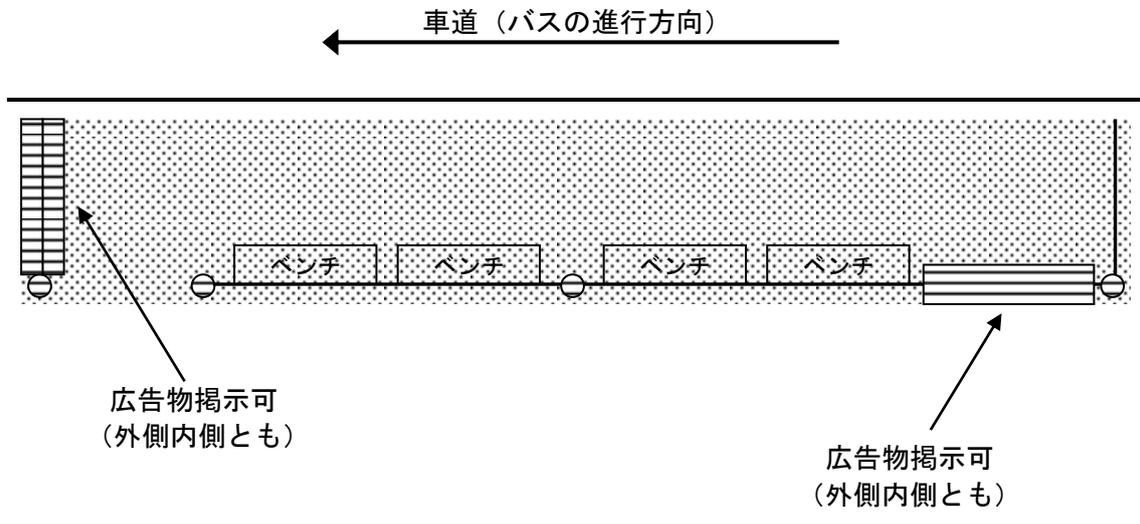
設置例 1 (車道側に壁面がある上屋の場合)



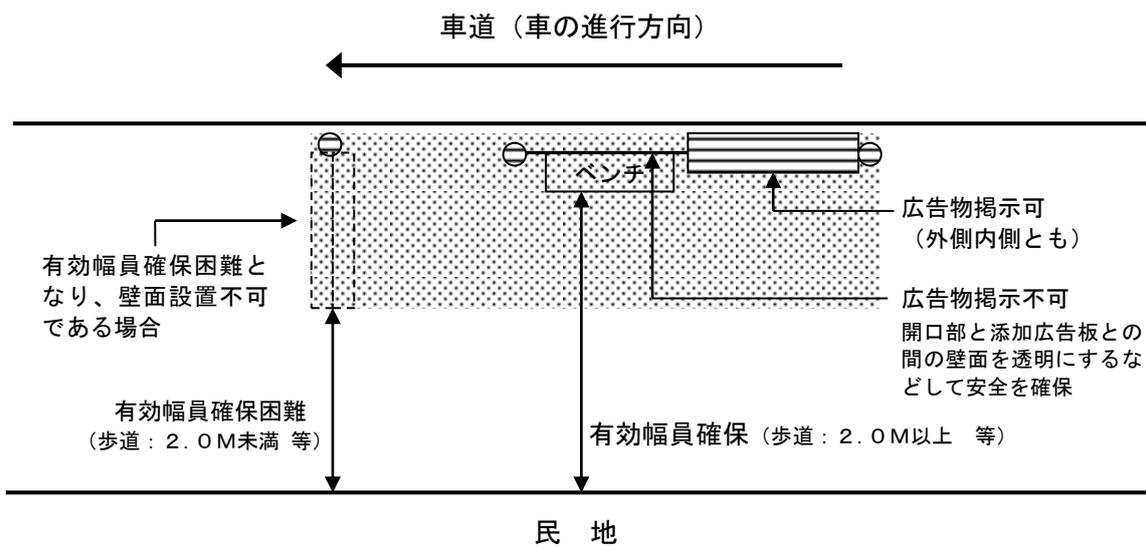
設置例 2 (民地側に壁面がある上屋の場合)



設置例 3 (駅前広場等の島式乗降場の場合)



設置例 4 (車道側に壁面がある上屋で有効幅員が確保できない場合の特別措置)



令第1号物件 ー標識類ー

広域避難場所誘導案内標識・海拔表示標識

(方針)

国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。

(構造)

- 1 広域避難場所誘導案内標識相互間及び海拔表示標識相互間の距離は、道路一側につき20.0メートル以上とし、添架位置はできる限り統一する。
- 2 信号機が設置されている電(話)柱には添架を認めない。
- 3 落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 4 回転式等標識が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 6 電光式、動光式、反射式、外照式又は内照式は認めない。

(その他)

- 1 道路占用許可申請に当たっては、電(話)柱の管理者の同意を得ておかなければならない。
- 2 巻付方式によるものとし、1柱につき1個に限るものとする。ただし、1個を2面として取り付けることができる。

令第1号物件 ー標識類ー
スクールゾーン標識

(方針)

国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。

(構造)

- 1 大きさは、縦0.4メートル、横0.33メートル以内とする。
- 2 スクールゾーン標識相互間の距離は、道路一侧につき20.0メートル以上とし添架位置はできる限り統一する。
- 3 信号機が設置されている電(話)柱には添架を認めない。
- 4 落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損なわず、かつ、通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 回転式等標識が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式又は内照式は認めない。

(その他)

- 1 道路占用許可申請に当たっては、電(話)柱の管理者の同意を得ておかなければならない。
- 2 巻付方式によるものとし、1柱につき1個に限るものとする。ただし、1個を2面として取り付けることができる。

令第1号物件 一標識類一
消防水利標識

(方針)

消防機関が設置するもの又は消防機関が認めた場合であって消防機関に委託された者が設置するものに限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 設置場所は、原則として消防水利から5.0メートル以内の位置で道路余地、法敷とし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置できるが、歩車道等境界より0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等に支障を及ぼさない位置とする。
- 3 信号機若しくは道路標識の効用を害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 3 占用者名、連絡先を表示した表示板を設置することができる。
- 4 回転式等標識が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 6 電光式、動光式、反射式、外照式又は内照式は認めない。

(関係通知)

- 1 昭和45.9.3建関道政第257号の4道路部長通達「消火栓標識及び同添加看板の占用許可基準について」

○消火栓標識及び同添加看板の占用許可基準について

昭和45年9月3日付け・建関道政第257号の4
関係事務所長あて・道路部長から

標記については、昭和44年9月22日付け建関道政第321号及びその運用について同号の2をもって通知されたところであるが、同運用通達第7関係(3)の「別に定めるもの」のうち、消火栓標識等につき別紙のとおり定められたので、今後の取扱に遺漏のないよう留意されたい。

(別紙)

消火栓標識及び同添加看板の占用許可基準

1 消火栓標識について

(1) 設置位置等

- (イ) 歩車道の区別のある道路にあつては、歩道上に限るものとし、歩車道の区別のない道路にあつては、路端若しくは法敷に限って認めるものとする。
- (ロ) 歩道幅員が3メートル以上の場合にあつては、車道寄りに設けるものとし、突出し方向は、民地側とする。
- (ハ) 歩道幅員が3メートル未満の場合にあつては、民地寄りに設けるものとし、突出し方向は、車道中央側とする。
- (ニ) 路端若しくは法敷に設ける場合の突出し方向は、原則として民地側とする。
- (ホ) 消火栓から消火栓標識までの距離は、おおむね5メートル以内とする。
- (ヘ) 信号機、道路標識等の効用を妨げ、その他道路管理上支障となる場所を避けること。

(2) 道路占用許可申請手続き

申請手続きは消防機関(庁、局、本部、署、団)が行うものとする。

2 消火栓標識添架看板について

昭和44年8月20日付け建設省道政第52号道路局長通達「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」によるもののほか次によるものとする。

(1) 添架方法

- (イ) 標識への取付位置は、標識板の下部とし、突出し方向は、標識と同一方向とする。
- (ロ) 添架看板の大きさは、縦0.4メートル以内、横0.8メートル以内とする。
- (ハ) 添架数量は、標識1柱につき1個(両面使用)に限るものとする。

(2) 道路占用許可申請手続き

申請手続きは、広告業者が行うものとする。

3 設置方法

標識突出し部の最下部(広告付きとなる場合は、当該広告板の最下部)と路面との距離は、歩道上にあつては、2.5メートル以上とし、車道上にあつては、4.7メートル以上とするものとする。

4 既設の占用物件の取り扱いについて

既設の占用物件でこの基準に適合しないものについては占用許可更新の際に、この基準に適合させるよう強力に指導するものとし、おおむね3箇年後(本年度を含む。)には完了させるものとする。

令第1号物件 一標識類一
バス停留所標識

(方針)

バス事業者又はバス事業者の団体が設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 非照明式の場合
 - (1) 歩道等を有する道路においては、歩道等上の車道寄り、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置に設けることができる。
 - (2) 歩車道等の区分のない道路においては、路端に設けることができる。
 - (3) 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識の効用を害するおそれの少ない場所で、かつ通行に支障のない場所とする。
- 3 照明式の場合
 - (1) 歩道等、待避所等で交通に支障のない場所とする。
 - (2) 歩道等に設置する場合は、歩道等上の車道寄りとし、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道にあつては3.0メートル未満となる場所は認めない。
 - (3) 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識の効用を害するおそれの少ない場所で、かつ通行に支障のない場所とする。

(構造)

- 1 非照明式の場合
 - (1) 倒壊、はく離、汚損等により通行に支障を与えるおそれの少ないものとする。
 - (2) 歩道等に設置する場合は、原則として埋め込み式とする。
 - (3) 広告の添加、表示は認めない。ただし、停留所名の副名称を標識の一部に表示する場合はこの限りではない。
- 2 照明式の場合
 - (1) この標識の構造は、1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ(路面から照明表示ボックスの最下部までの支柱の高さをいう。以下同じ。)と照明表示ボックスの高さの合計は3.0メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とする。また支柱の高さは、標識全体の高さのおおむね4分の1とする。
 - (2) 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に掲載できるものとする。広告面の面積は、照明表示ボックスの各表示面の面積の3分の1以下で、その位置は照明表示ボックスの最下段とする。
 - (3) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
 - (4) 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
 - (5) デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとし、照明表示ボックスの地色は原則として白又は淡色に限る。

(6) 電源としての太陽電池を設置する場合で前記に拠れないものは、本課協議とする。

(その他)

- 1 照明式のものについては、前記に拠るほか「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占有について」（昭和49. 2. 1建設省道政発第5号）によるものとする。

(関係通知)

- 1 「照明式バス停留所標識（広告付）の道路占有について」（昭和49年2月1日建設省道政発第5号）

○照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について

昭和49年2月1日建設省道政発第5号
地建局長あて道路局長から

標記については、昭和48年12月20日付け自旅第403号で運輸省自動車局長から別添写しのとおり依頼があったところであるが、これはバス輸送改善対策の一環としてバス利用者の利便を図るためのものであり、事情やむを得ないものと考えられるので、本件に関する道路の占用の許可の基準については、下記の基本方針によることとしたが、細部については、貴職において地域ごとに統一的な占用基準を定め、道路管理上支障のないよう取り計らわれたい。

なお、広告物の取り扱いについては、屋外広告物法及び屋外広告物条例との関連があるので、これらの関係機関と十分な連絡調整のうえ、適正な処理を行うこととされたい。

追って、貴職より貴管下道路管理者に対しても周知方お取り計らい願いたい。

記

1 設置場所

歩車道の区分のある道路の歩道上または歩車道の区分のない道路における待避所等で交通に支障のない場所とする。

2 規格

標識は1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ（路面から照明表示ボックスの最下端部までの支柱の高さをいう。以下同じ。）と照明表示ボックスの高さの合計は、3.0メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とする。

また、支柱の高さは、標識全体の高さのおおむね4分の1とする。

3 広告

広告は、進行車両の非対称面及び歩道面の2面に限定するものとし、広告面の広さは、照明表示ボックスの各表示面の広さの3分の1以下で、その位置は、照明表示ボックスの最下段とする。

4 管理主体

バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者とする。

別紙

電飾停留所標識の設置促進についての協力方依頼について

昭和48年12月20日付け・自旅第403号
道路局長あて運輸省自動車局長から

常日頃、貴職におかれましては、バス輸送の改善に対し理解と協力をいただき感謝しております。

運輸省としては、目下バス輸送改善対策の一環として、バスを利用しやすいものとするために電飾式停留所標識の設置を促進しているところではありますが、この電飾式停留所標識は明瞭な駅名、時刻表、路線図の表示により乗客に対するサービスの向上が図られること、遠方からでも停留所確認が容易で夜間の安全運行と事故防止に役立つこと等の利点を持つため、バス利用者、運転手はもちろん一般市民からもたいへん好評を得ております。

つきましては、こんごさらに電飾式停留所標識の設置を促進することとしておりますので、これが設置の許可につき格段の候便宜を図られるとともに道路管理者への指導方宜しくお願いいたします。

また現在のバス事業者の経営状況からみて、電飾式停留所標識の維持費を全面的にバス事業者に負わすことは極めて困難でありますので、その維持費に充当するための広告の掲載についても宜しく御配慮方お願いいたします。

照明式バス停留所標識（広告付）の道路占用について

昭和49年3月7日事務連絡
道路管理担当課長あて道路部路政課長から

標記について、昭和49年3月2日付け建関道政第46号で局長から通知されたところであるが、同道路局長通達のうち記4管理主体については、下記により取り扱われるよう通知する。

記

地方公営企業の場合には、バス停留所標識と広告物の占用主体を別個にして取り扱って差しつかえない。

令第1号物件 一標識類一

タクシー乗場標識

(方針)

タクシー事業者の団体又は公益機関が設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 駅前広場等で停車スペースが十分確保され、通行に支障を及ぼさない場所とする。
- 3 歩道等を有する道路の歩道等上に設置する場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた場所とする。
- 4 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識等の効用を害するおそれの少ない場所とする。

(構造)

- 1 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。
- 3 電光式、動光式、反射式、外照式又は内照式は認めない。

令第1号物件　－標識類－
駐車場案内標識

(方針)

次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項を遵守できる場合に限り認めることができる。

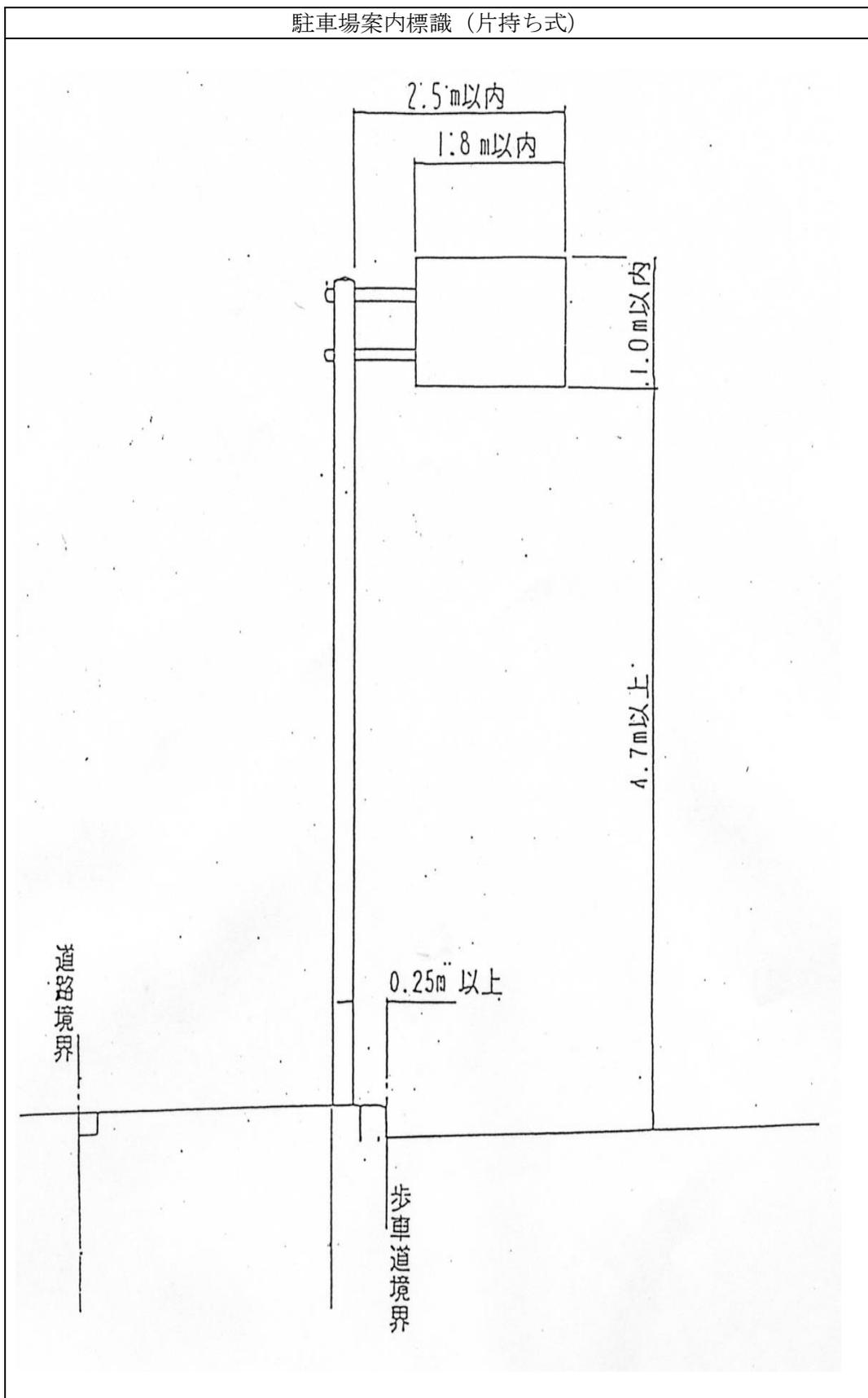
- 1 駐車場法第2条第2号に規定する駐車場で、駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の駐車場を管理するものが設置する場合
- 2 50台以上駐車可能な駐車場で、国、地方公共団体又は地方道路公社が設置する場合
- 3 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しない場合

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 原則として、道路余地、法敷又は路肩に設置することとし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置できる。この場合、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた場所で、歩行者等の通行に支障を及ぼさない場所とする。
- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 設置箇所は、原則として駐車場入口から100メートル以内に2箇所以下とする。
- 2 片持ち式標識の大きさは、縦1.0メートル、横1.8メートル以下とし、板を出す出幅は2.5メートル以下とする。
- 3 路側式標識の大きさは縦横それぞれ0.6メートル以下とする。
- 4 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 5 標識板の表示は、駐車場の位置を案内する内容に限り、広告及び広告物の添加、塗布は認めない。
- 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式又は内照式は認めない。



令第1号物件 一標識類一
震災避難誘導標識

(定義)

震災避難誘導標識とは、大震災時に地域住民等を避難場所へ誘導する目的で設置するものをいう。

(方針)

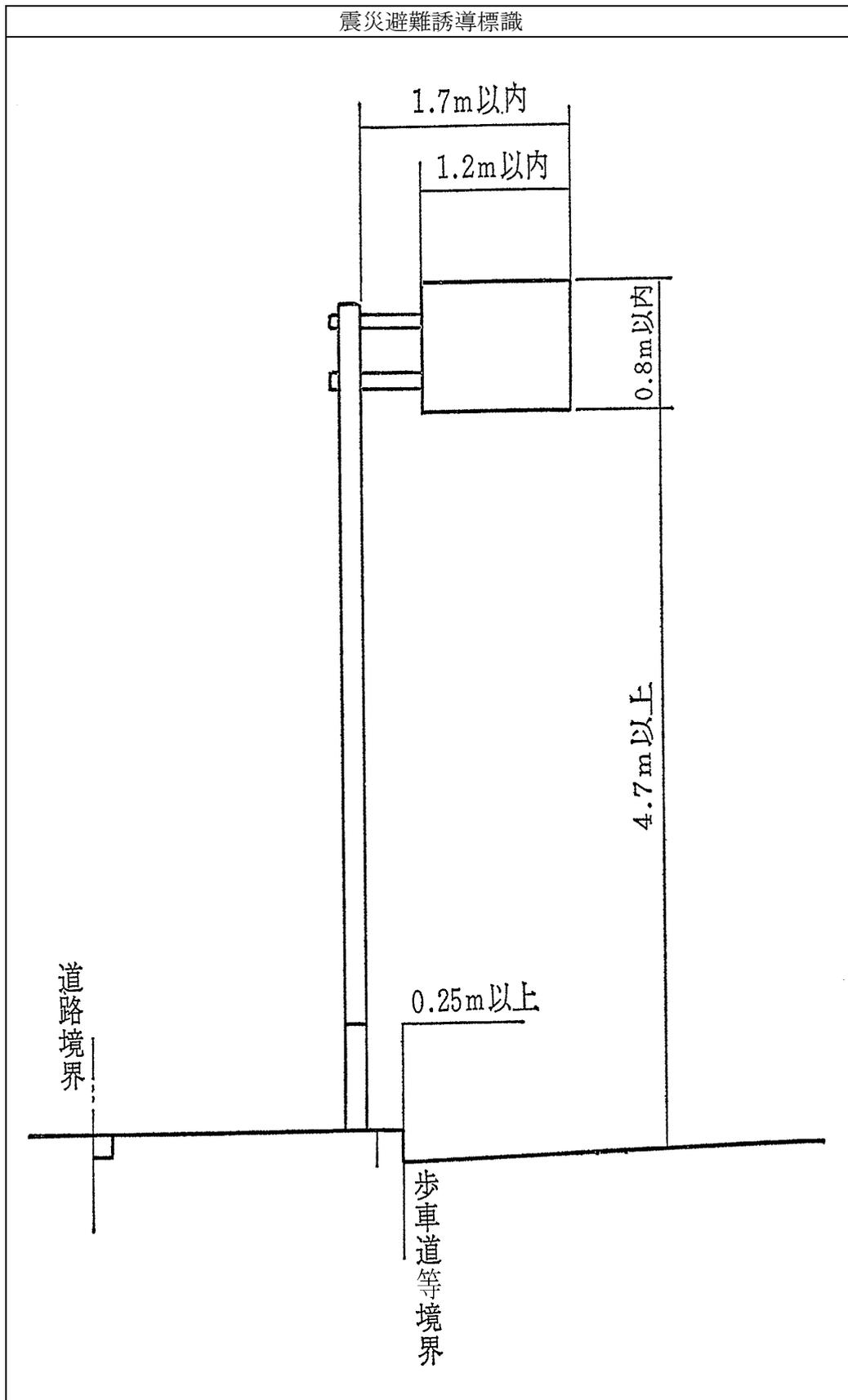
国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた場所で、歩行者等の通行に支障を及ぼさない場所とする。
 - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。
- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 板を出す出幅は、1.7メートル以下とする。
- 3 板の大きさは、縦0.8メートル、横1.2メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式又は内照式は認めない。
- 8 標識が寄贈された場合、寄贈した者の氏名等を明示してはならない。ただし、寄贈した者が一般財団法人日本宝くじ協会である場合はこの限りでない。



令第1号物件　　－標識類－
公共施設案内標識

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体、公共施設の管理者又は所有者が設置するもので、道路管理者の行う道路標識の設置計画、道路交通への影響を勘案してやむを得ない場合。
- 2 設置できる施設等は次のとおりとする。
 - (1) 国又は地方公共団体が設置する不特定多数の者が利用する施設（国又は地方公共団体が地域振興のため計画した地域案内を含む。）
 - (2) 医療施設については次のとおりとする。
 - ア 国又は地方公共団体が設置する医療施設
 - イ 地域医療支援病院及び特定機能病院
 - ウ 患者500人以上の収容施設を有し、その診療科目中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院
 - エ 法令により国又は地方公共団体が設置しなければならない病院に代わる施設として国又は地方公共団体から指定されている病院
 - オ 市町村が認める休日、夜間の救急診療を行う医療施設
 - (3) 国の指定を受けた文化財
 - (4) 駅、港
- 3 標識の設置は、当該施設の存置期間中のみとする。
- 4 設置計画について事前に調整を行い、道路管理者の道路標識設置計画との整合を図るものとする。

(位置)

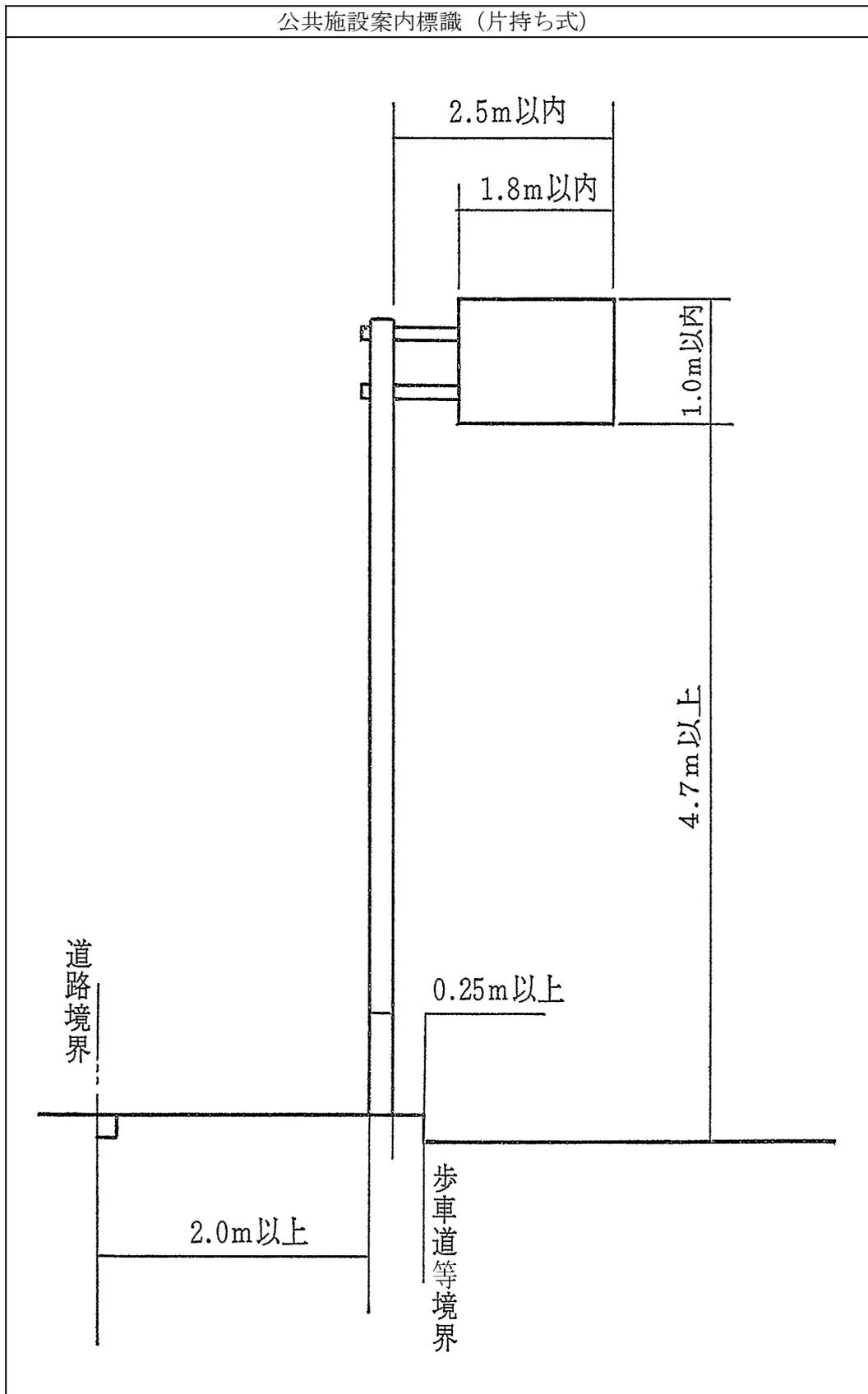
- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 当該施設の入口付近（ただし、当該施設の入口が県管理道路に面していない場合は、そこに至る道路の取付け部付近）に上下線各1基ずつ合計2基まで設置することができる。
- 3 前項にかかわらず、国又は地方公共団体が設置するもので、次の各号のすべてに該当する場合は、当該施設に至る主要経路上の分岐点に前項の標識の他に2基まで設置することができる。
 - (1) (方針)第2項第1号又は第3号に該当するもののうち、全県的に利用されるもの
 - (2) 交通渋滞の緩和、交通の利便等から考えて交通誘導の必要が認められるが、道路管理者が設置、管理等を行うまでにいたらないもの
- 4 前2項にかかわらず、歩行者等を案内する標識は、原則として最寄りの交通機関から当該施設の入口付近までの間に4基まで設置することができる。ただし、当該施設までの合理的な経路を勘案した上、必要であると認められる場合は、この限りではない。
- 5 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた場所で、歩道の有効幅員が2.0メートル以上、自転車歩行車道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる位置とする。
 - (2) 前号の場合における歩道等の幅員は道路構造条例の基準を下回らないこと。
 - (3) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。

- 6 信号機若しくは道路標識の効用を害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。
- 7 歩行者等を案内する標識は、原則として、歩行者等の通行方向と平行して設置するものとする。

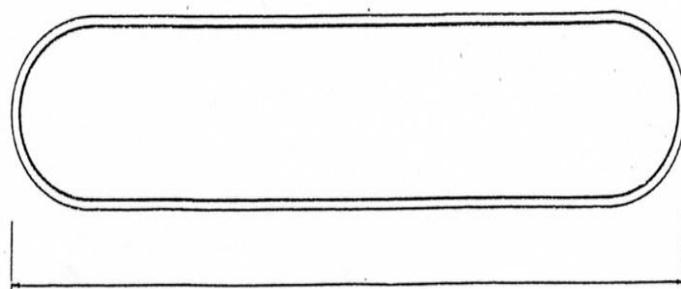
(構造)

- 1 片持ち式標識の規格は次のとおりとする。
 - (1) 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。
 - (2) 標識の大きさは、縦1.0メートル、横1.8メートル以下とし、板を出す出幅は2.5メートル以下とする。
- 2 路側式標識の規格は次のとおりとする。
 - (1) 標識の最下端は、2.5メートル以上とする。ただし、歩道又は自転車歩行者道に設置する場合で、歩行者の通行に支障がないと認められる場合は、1.0メートル以上とすることができる。
 - (2) 標識の大きさは、縦0.6メートル、横1.5メートル以下とする。
 - (3) 標識柱1基について、標識3枚まで設置することができる。
- 3 標柱式の標識の規格は次のとおりとする。
 - (1) 標柱の高さは、2.5メートル以下とする。
 - (2) 標柱の大きさは、周囲1.0メートル以内（四角柱にあつては一辺の長さが0.25メートル以内、三角柱にあつては一辺の長さが0.3メートル以内）とする。
- 4 標識の表示内容は、施設の名称、方向、距離及びシンボルマークに限る。
- 5 広告の添加、表示は認めない。
- 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 7 回転式等標識が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 色彩は、標識令別表第2のうち著名地点標識に準ずるものとする。
- 9 電光式、動光式、外照式又は内照式は認めない。

[一部改正：平成26年]

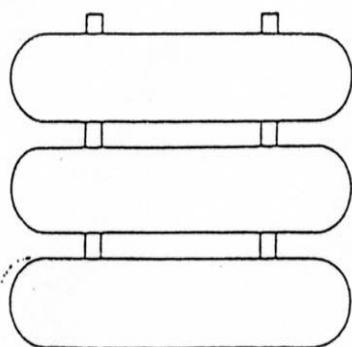


公共施設案内標識 (路側式)



1.5メートル以下

0.6メートル以下



2.5m以上

(ただし、歩道の有効幅員が2.0m以上あるときは、1.0m以上とすることができる。)

植樹帯

令第1号物件　　－標識類－
駐車場案内システム電光掲示板

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 駐車場案内システム計画を策定した地方公共団体
- 2 駐車場案内システム計画に位置づけられた駐車場の設置者

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた場所で、歩行者等に支障を及ぼさない場所とする。
 - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。
- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 掲示板の種類は次によるものとする。
 - (1) 予告案内板　案内システムがあることの予告情報を示すもの
 - (2) ブロック案内板　ブロックの位置を認識させ、現在の位置、ブロックの満空の情報を示すもの
 - (3) 個別案内板　駐車場の位置を認識させ、名称、満空の情報及び空き駐車場の方向を示すもの
 - (4) 補助・入口案内板　当該駐車場の名称及び隣接の駐車場名と方向を示すもの
- 2 掲示板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道上での掲示板の最下端は、2.5メートル以上とすることができる。
- 3 掲示板の大きさは、縦3.0メートル、横2.5メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 広告の添加、表示は認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 物件には、占有者名を表示するものとする。

令第1号物件 ー標識類ー

自転車放置禁止標識及び違法駐車等防止重点地域標識

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 自転車放置禁止標識については、自転車の放置防止に関する条例を制定している地方公共団体が設置するもの
- 2 違法駐車等防止重点地域標識については、違法駐車等の防止に関する条例を制定している地方公共団体が設置するもの

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた場所で、歩行者等に支障を及ぼさない場所とする。
 - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。
- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、2.5メートル以上とする。ただし、歩道の幅員が2.5メートル以上、自転車歩行車道においては3.5メートル以上確保できる場所で歩行者の通行に支障がないと認められるときは、1.8メートル以上とすることができる。
- 2 標識板の大きさは、縦横それぞれ0.9メートル以下とする。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 4 広告の添加、表示は認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 6 電光式、動光式、外照式又は内照式は認めない。

(その他)

- 1 放置禁止区域及び違法駐車等防止重点地域の地図、放置行為及び違法駐車等の禁止、放置及び違法駐車等した場合の措置、指定の根拠を掲示する標識板については、「公共掲示板、町内案内図板、地域案内図板」の基準による。

令第1号物件 ー標識類ー
道路愛称標識

(方針)

次の各項全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 市町村が愛称を付与する道路の起終点を明確に定めて標識を設置するものであること。
- 2 道路愛称標識の設置計画について事前に道路管理者と調整を行い、道路管理者の道路標識設置計画との整合を図るものとする。
- 3 標識に表示する道路の愛称は、原則として、愛称を表示する文字数を7文字以下とし、次のいずれかに適合すること。
 - (1) 市町村事業として愛称を公募する等地域住民等の意見を反映したものであること。
 - (2) 市販の道路マップで表示されている等、地域住民に長年にわたって親しまれ、従来から通称として使用されている名称であること。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 道路愛称標識は、原則として、歩行者等の通行方向と平行して表示面を歩道側に向けて設置するものとする。ただし、歩道の路端に設置する場合又は歩道がない場合はこの限りではない。
- 3 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道を有する道路の場合
 - ア 歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所又は歩道の路端で、歩道の有効幅員が2.0メートル以上、自転車歩行車道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる位置とする。
 - イ 歩道の幅員は道路構造条例の基準を下回らないこと。
 - (2) 歩道を有しない道路の場合

原則として認めない。ただし、歩行者等の交通に支障がないと認められる場合にのみ、法敷、道路余地又は路端に設置することを認めるものとする。
- 4 信号機若しくは道路標識の効用を害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 路側式標識の規格は次のとおりとする。
 - (1) 標識の最下端は、路面から2.5メートル以上とする。ただし、歩道又は自転車歩行者道に設置する場合で、歩行者の通行に支障がないと認められる場合は、路面から1.0メートル以上とすることができる。
 - (2) 標識の大きさは、縦0.6メートル、横1.5メートル以下とする。
 - (3) 標識柱1基について、標識3枚まで設置することができる。
- 2 柱状標識の規格は次のとおりとする。

標識柱の大きさは、縦0.15メートル、横0.15メートル、高さ2.0メートル以下とする。
- 3 添加標識については、電(話)柱又は消火栓標識の巻付看板、添加看板の基準による。
- 4 標識の表示内容は、愛称、市町村又は事業等のシンボルマーク、市町村名、市町村の事業名等、道路愛称と関連するものに限る。なお、歩道を有しない道路の場合は、県道番号を表示すること。

- 5 標識柱に占有者名を表示すること。
- 6 総則第 11 条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。
- 7 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 8 回転式等標識が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し効用を妨げるものは認めない。
- 9 色彩は、標識令別表第 2 のうち著名地点標識に準ずるものとする。
- 10 電光式、動光式、外照式又は内照式は認めない。

[一部改正：平成26年]

令第1号物件　　－旗ざお－
旗ざお

(方針)
認めない。

令第1号物件　　ーパーキング・メーターー
パーキング・メーター等

(方針)

次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 駐車場法第4条による「路上駐車場設置計画」に基づき設置する路上駐車場に伴って設置されるものであって、国、地方公共団体が設置し、管理するもの
- 2 「道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限、駐車区間規制の実施に際しての留意事項について」(昭和62. 1. 29建設省都市局長、道路局長通達)により、公安委員会が設置するもの

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 歩車道等境界線から0. 25メートル以上歩道等の側へ離れた位置とし、歩行者等の通行に支障のない位置とする。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。

○道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う
時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項について

昭和62年1月29日建設省都計発第9号、建設省道交発第5号
神奈川県知事あて建設省都市局長、建設省道路局長から

昭和61年5月23日、道路交通法の一部を改正する法律（昭和61年法律第63号）が公布され、昭和62年4月1日から施行されるが、その主たる内容は ①路上における短時間の駐車時間制限区域の拡大を中心とする違法駐車対策、②罰金及び反則金の限度額の引き上げ、③犯則通告制度の適用範囲の拡大の3点である。

上掲法律を承けて道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第329号）が昭和61年10月14日に、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和61年総理府令第50号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（昭和61年総理府・建設省令第2号）が昭和61年11月15日にそれぞれ公布され、昭和62年4月1日より施行される。

これら一連の改正法令中、路上駐車対策に関連する部分については、都市計画、駐車場行政及び道路管理との関係が深く、建設省としても所要の調整を図ったところである。

改正後の道路交通法第49条に基づき、公安委員会が時間制限駐車区間規制を実施しようとするときは、同法第110条の2により、道路管理者等の意見を聴かなければならないこととされているが、この規制の実施がより一層円滑に行われるようにするため、警察庁は、建設省と協議の上、別紙のとおり時間制限駐車区間規制の実施基準を作成し、交通局長及び交通規制課長から通知・連絡した。

この実施基準においては、時間制限駐車区間規制の対象としうる道路の条件、構造、路外駐車場との関係等について定めるとともに、都市計画担当部局、駐車場担当部局及び道路管理者並びに警察を構成員とする協議会を構成し、この場において、この規制の実施に当たって必要な調整を行うこととしており、貴職におかれても、この基準に十分留意して、駐車対策の実効を上げ、かつ、都市計画、駐車場行政及び道路管理に支障を生ずることのないよう対応に万全を期されたい。

なお、時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意すべき事項の詳細については、別途課長通達する。

おって、以上の旨を貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）に周知徹底方よろしく願います。

（別紙）

時間制限駐車区間規制の実施に際について

昭和62年1月5日付け・警察庁丙規発第2号
各管区警察局長、警視總監、各都道府県警察本部長、
各方面本部長あて警察庁交通局長から

この度の道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正により、新たに時間制限駐車区間に関する制度が設けられたことに伴い、次のとおり時間制限駐車区間規制の実施基準を定めたので、今後は、この基準により合理的な運用を図ることとされたい。

なお、本実施基準中の幹線道路の意義等について、別途通知することとしているので、念のため申し添える。

第1 目的

この基準は、改正後の道路交通法（以下「法」という。）第49条第1項に規定する時間制限駐車区間の規制を実施する場合に必要な一般的基準を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

1 パーキング・メーター

法第49条第1項のパーキング・メーターをいう。

2 パーキング・チケット発給設備

法第49条第2項のパーキング・チケット発給設備をいう。

3 パーキング・メーター等

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備をいう。

4 路上駐車場

駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場をいう。

5 路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。

6 駐車場整備地区

駐車場法第3条第1項に規定する駐車場整備地区をいう。

第3 規制実施の考え方

時間制限駐車区間規制は、交通の安全と円滑を確保することを目的として行うものであるが、駐車需要は路外駐車場で満たすという原則を踏まえ、地域の駐車需要と路外駐車場等とのバランス、当該地域の都市計画、対象道路の機能等に配慮して、必要やむを得ない短時間駐車需要に応ずるため、これを行うものとする。

第4 時間制限駐車区間規制を実施する地域、道路及び駐車することのできる道路の部分の指定等

1 地域

商業地域、近隣商業地域その他短時間駐車需要が大きい地域で、道路における違法駐車が問題となっている地域であり、当分の間当該地域の短時間駐車需要を路外駐車場で吸収することが困難であると認められる地域であること。

2 道路

(1) 原則として、幹線道路以外の道路であること。ただし、幹線道路であっても交通量に比して著しく車道幅員に余裕があり、かつ、パーキング・メーター等を設置しても当該道路の交通の安全と円滑に支障がない場合は、設置できるものとする。

(2) 歩車道の区別のある道路であること。ただし、歩道のない道路についても、原則として幅員2.0メートル以上の路側帯を確保できる場合は、設置できるものとする。

(3) 車道幅員については、相互通行の場合片側3.25メートル以上、一方通行の場合4.0メートル以上確保できること。ただし、交通規制等により大型車の通行がない場合は、相互通行の場合片側3.0メートル以上、一方通行の場合（道路の両側に歩道または路側帯がある場合に限る。）3.5メートル以上確保すれば足りるものとする。

(4) バス路線でないこと。ただし、バス路線についても、片側3.5メートル以上の車道幅員が確保でき、かつ、バスの通行に支障を生じない場合は差し支えない。

(5) 啓開道路または大震火災時における避難地、避難路の機能を確保する上で支障を生じないこと。

3 駐車することのできる道路の部分の指定

- (1) 原則として、法定駐（停）車禁止場所は、駐車する道路の部分として指定しないこと。
- (2) 縦断勾配が4パーセント以下であること。ただし、縦断勾配が6パーセント以下の道路で車道幅員が13メートル以上の場合はこの限りでない。
- (3) 陸橋の下、橋またはトンネルでないこと。
- (4) 沿道の利用に支障を来さないこと。
- (5) 駐車することのできる道路の部分の指定に伴い、その内側にさらに駐車がなされることにより、いわゆる二重駐車を生ずることのないよう配慮すること。
- (6) 停車需要、交通容量等を勘案し、問題がある場合には、同時に道路の両側を連続して指定しないこと。
- (7) 注射方法は、並行駐車を原則とすること。
- (8) はしご車による消防活動に支障を来さないこと。

4 路外駐車場との関係

路外駐車場の入口からおおむね100メートル以内の場所については、時間制限駐車区間の指定を避けること。ただし、当該駐車場のスペース及び利用の状況並びに近隣周辺の駐車需要を勘案し、駐車対策上、当該駐車常温有効な利用を損なうおそれがないと認められる場合はこの限りでない。

第5 時間制限

時間制限駐車区間で引き続き駐車することのできる時間は、30分から120分以内とし、原則としておおむね60分以内とする。

第6 パーキング・メーターとパーキング・チケット発給設備の設置区分

時間制限駐車区間規制において設置する施設は、パーキング・メーターを原則とするが、道路の構造その他道路又は交通の状況から判断して、パーキング・メーターによることが適当でないと認められる場合には、パーキング・チケット発給設備を設置するものとする。この場合に、経済的事情は判断の基準とならない。

第7 駐車情勢備蓄における路上駐車場との調整

駐車場整備地区内におけるパーキング・メーター等の設置については、現に路上駐車場が設置され、又は近く設置が予定されている場合には、原則として、その地区については、路上駐車場によるものとする。

第8 関係者との協議

時間制限駐車区間規制の実施に当たっては、時間制限駐車区間の設定、道路の部分の指定等とその地域の現在及び将来の駐車対策全体との調整を図るため、次の関係者で構成する協議会において協議するものとする。

- 1 警察
- 2 道路管理者
- 3 都道府県及び関係市町村の都市計画担当部局及び駐車場担当部局

第9 規制等の廃止

路外駐車場の整備状況等により、時間制限駐車区間規制が上記第4の基準に適合しなくなった場合は、公安委員会は、速やかに当該規制を廃止するものとする。

また、道路管理者が行うべきパーキング・メーター等の撤去又は移設が必要となった場合には、公安委員会は速やかにこれを撤去又は移設するものとする。

(別途)

時間制限駐車区間規制の実施基準にいう幹線道路の意義等について

昭和62年1月5日事務連絡

各管区警察局交通担当部長、警視庁交通部長、各都道府県警察
(方面) 本部長あて警察庁交通局交通規制課長から

時間制限駐車区間規制の実施基準(昭和62年1月5日付け警察庁丙規発第2号)にいう幹線道路の意義については、建設省との協議において、下記のとおり了解を得ているところである。

なお、同実施基準においては、時間制限駐車区間規制の実施に当たり、警察、道路管理者等の関係者で構成する協議会において協議するものとされているが、当庁と建設省との協議において、この「道路管理者」には、時間制限駐車区間規制が行われる道路の管理者のほか、当規制の影響が及ぶ道路管理者も含まれるものである旨了解されているところがあるので、併せて申し添える。

記

幹線道路の意義

実施基準にいう幹線道路とは、主として通過交通に利用される道路の区間を想定している。これは、「道路構造令の解説と運用」(日本道路協会)の中で述べられている主要幹線道路及び幹線道路に対応すると考えられる。

(1) 主要幹線道路

主として地方生活圏及び主要な都市圏域の骨格を構成するとともに地方生活圏相互を連絡する道路で、地方部にあつては、トリップ長が長く交通量も多い道路をいい、都市部にあつては交通量が多く、トリップ長が長・中である道路をいう。

したがって地方部では高速自動車国道、主要な一般国道及び一部の主要地方道が、また都市部では都市高速道路、一般国道及び主要地方道が主要幹線道路に対応する。

(2) 幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の二次生活圏の骨格を構成するとともに、主要幹線道路を補完して二次生活圏相互を連絡する道路で、トリップ長が比較的長く交通量も比較的多い道路をいう。都市部にあつては、その骨格及び近隣住区の外郭となる道路で、トリップ長が中・短で交通量も比較的多い道路をいう。

したがって地方部では、一般国道、主張地方道及び一部の一般都道府県道が、都市部では、一般国道、主要地方道、一般都道府県道及び一部の幹線市町村道が幹線道路に対応する。

<参考>

(社)日本道路協会編集・発行に係る「道路構造令の解説と運用」の中で述べられている道路の機能分類は次のとおりである。

(1) 主要幹線道路

主として地方生活圏及び主要な都市圏域の骨格を構成するとともに地方生活圏相互を連絡する道路で、地方部にあつては、トリップ長が長く交通量も多い道路をいい、都市部にあつては交通量が多く、トリップ長が長・中である道路をいう。

したがって地方部では高速自動車国道、主要な一般国道及び一部の主要地方道が、また都市部では都市高速道路、一般国道及び主要地方道が主要幹線道路に対応する。

(2) 幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の二次生活圏の骨格を構成するとともに、主要幹線道路を補完して二次生活圏相互を連絡する道路で、トリップ長が比較的長く交通量も比較的多い道路をいう。都市部にあつては、その骨格及び近隣住区の外郭となる道路で、トリップ長が中・短で交通量も比較的多い道路をいう。

したがって地方部では、一般国道、主張地方道及び一部の一般都道府県道が、都市部では、一般国道、主要地方道、一般都道府県道及び一部の幹線市町村道が幹線道路に対応する。

(3) 補助幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の一時生活圏の骨格を構成するとともに、幹線道路を補完して一次生活圏相互を連絡する道路をいう。都市部にあつては、近隣住区内の骨格を構成する道路をいう。

したがって、地方部では、一部の主要地方道、一般都道府県道、幹線市町村道の道路が、都市部では一部の主要地方道、一般都道府県道、幹線市町村道が補助幹線道路に対応する。

(4) その他の道路

補助幹線道路から各戸口までのアクセス機能を種とした道路でトリップ長、交通量とも小さい道路をいう。

したがって、地方部では一部の幹線市町村道と一般市町村道が、都市部では一部の幹線市町村道と一般市町村道が該当する。

時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項の詳細について

昭和62年1月29日建設省都計発第10号、建設省都再発第6号、建設省道政発第4号、建設省道交第6号、建設省道企第3号
神奈川県都市部長、神奈川県土木部長あて建設省都市計画局都市計画課長、建設省都市局都市再開発課長、建設省道路局路政課長、建設省道路局道路交通管理課長、建設省道路局企画課長から

昭和62年1月29日付け建設省都計発第9号、建設省道交発第5号都市局長、道路局長通達「道路法の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項について」で通知した規制の実施に際して留意すべき事項の詳細は下記のとおりであるので、本規制の適正かつ適切な実施が図られるよう措置されたい。

なお、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)に対して周知徹底方よろしく願います。

記

1 時間制限駐車区間規制の考え方

(1) 目的と対処の基本的方針

車両の駐車は、基本的には路外駐車場によるべきものであり、建設省としてもその整備を推進しているところであるが、これにもかかわらず、特に円滑な交通流を確保すべき幹線道路においても一部に違法駐車が横行し、都市交通機能を大きく阻害している。

こうした事態に対処するため、幹線道路に隣接する道路において駐車禁止規制区間の一部を時間制限駐車区間へと変更し、幹線道路の違法駐車を強力に取り締まるとともに、やむを得ない短時間駐車需要を時間制限駐車区間に誘導することにより、幹線道路の機能確保を図ることが、この規制の目的である。

時間制限駐車区間規制は、路外駐車場の整備が行われるまでの間に緊急避難的なものとして行われるものであり、また、道路の機能に多大な影響を及ぼすとともに、路外駐車場の整備等を阻害するおそれのあるもので、その実施については慎重に対処されたい。

(2) 地域の駐車需要と路外駐車場等との需給バランス

昭和62年1月5日付け警察庁交通局長通達「時間制限駐車区間規制の実施基準について」の記（以下、「実施基準」という。）の第3「規制実施の考え方」により、「地域の駐車需要と路外駐車場等との需給バランス」に配慮するに当たっては、現在の需給バランスのみならず将来の需給バランスを考慮して、路外駐車場の整備等に支障のない場合のみ時間制限駐車区間規制を認めることとされたい。

(3) 短時間駐車需要

実施基準第3「規制実施の考え方」の「必要やむを得ない短時間駐車需要」は、具体的には、商店街、問屋街等における荷物の配送・荷積み・荷降しのための駐車等を想定したものである。

2 対象道路

(1) 幹線道路

時間制限駐車区間の制度の目的から、幹線道路においては、原則として、時間制限駐車区間規制をなし得ない。

ここでいう幹線道路とは、昭和62年1月5日付け交通規制課長事務連絡にあるとおりであるが、時間制限駐車区間規制が主として都市部を想定していることから、一般国道、主要地方道、一般都道府県道及び一部の幹線市町村道が該当する。ここでいう幹線道路には、都市計画法施行規則第7条第1項第1号でいう幹線道路は当然に含まれる。

(2) 歩道のない道路で実施する場合

時間制限駐車区間規制は、原則として歩車道の区別のある道路において実施すべきものであるが、歩道がない場合であっても2.0メートル以上の路側帯が確保できる場合には実施することができるものとする。

例外的には、1.5メートル以上2.0メートル未満の路側帯の場合でも歩行者、自転車及び自動車の通行量が少なく交通の安全に支障がないときには規制を行うことができるものとする。

(3) 車道幅員

車道幅員が相互通行の場合、片側3.25メートル以上、一方通行の場合4.0メートル以上確保できることが必要である。

ただし、大型車の通行禁止規制がなされていれば、相互通行の道路では、片側3.0メートル以上あれば規制を行うことができるものとし、一方通行の道路では、道路の両側に歩道又は路側帯があり、かつ、車道幅員が3.5メートル以上あれば規制を行うことができるものとする。

(2)及び(3)の路側帯の幅、車道幅員は、交通の安全・円滑を図る上で必要最低限のものであるので、これを更に下回ることがなきよう徹底されたい。

(4) その他

時間制限駐車区間規制を駅前広場及びその近辺で実施することは、交通結節点における交通の円滑の確保という観点からは適当でないので、慎重に対処されたい。

また、時間制限駐車区間規制の実施に際しては、並行駐車を原則とされたい。

3 路外駐車との関係

実施基準第4の4「路外駐車場との関係」において「当該駐車場の有効な利用を損な

うおそれがないと認められる場合」とは、当該駐車場の駐車容量を超える駐車需要に対応する場合であって、かつ、当該駐車場の利用率を減少させることがないと想定される場合とする。

4 パーキング・メーターとパーキング・チケット発給設備の設置区分

(1) 原則

パーキング・メーターは、施設と駐車車両が1対1で対応し、駐車位置も厳格であるとともに、制限時間を経過した場合の赤ランプ表示等、駐車時間の制限規制遵守の担保機能を有している。

一方、パーキング・チケット発給設備はより簡易な施設で、施設と駐車車両が1対複数（おおむね7～10台程度）で対応し、駐車についても、全体的な駐車可能区間は示されるものの、必ずしも1台ごとに明確に位置を指示されるものではない。また、駐車時間の制限遵守の担保機能については、パーキング・メーターに劣るものであり、規制遵守は運転者の自律に負うところが大きい。

そこで、改正後の道路交通法は、より強い担保機能を有するパーキング・メーターを原則とし、パーキング・メーターを設置することが適当でないと認められるとき、パーキング・チケット発給設備によることができるとしたものである。

(2) パーキング・チケット発給設備によらざるを得ない場合

パーキング・メーターを設置することが適当でないと認められるとき、パーキング・チケット発給設備によることができるのは、次のような場合である。

- ① 道路構造上パーキング・メーターの設置が困難な場合（例：地下占用物件があり、パーキング・メーター本体及び地中線の埋設工事のできない場合）
- ② 近い将来、パーキング・メーターの移設が必要となるような道路工事が見込まれ、又は交通規制に変更が予想されるなど、パーキング・メーターを設置することが不合理な場合

なお、あくまでも原則は、パーキング・メーターであり、パーキング・チケット発給設備の方が安価で手軽であるといった経済的事由は、判断の対象とはならない。

5 協議会

- (1) 実施基準第8「関係者との協議」に基づき設けられる協議会の構成メンバーのうち、「道路管理者」には、時間制限駐車区間規制が行われる道路の道路管理者のほか、当該規制の影響が及ぶ道路の道路管理者も含まれる。

実際には、県又は市単位で関係する道路管理者を協議会の構成員とするよう警察庁から指導しており、貴職の管理に係る道路に時間制限駐車区間規制がなされる場合のみならず、他の道路に規制がなされる場合でも協議会に参加し、交通流の影響等を考慮し、地域全体の駐車対策の推進、安全かつ円滑な交通の確保の観点から積極的に意見を述べることとされたい。

- (2) 協議会においては、当該規制の道路交通に対する影響、土地利用、都市施設等の都市計画との整合及び地域全体の駐車政策との関係に留意し、長期的、総合的な都市交通政策の観点から積極的に関与されたい。

6 既設のパーキング・メーターによる時間制限駐車区間規制について

現行の道路交通法第49条に基づく駐車時間制限は、改正後の道路交通法第49条から第49条の4に基づく時間制限駐車区間規制に切り替えられることになるが、実施基準に適合しないものも数多くあると思われる。

既設のパーキング・メーターによる時間制限駐車区間規制で実施基準に適合しないものの全てを廃止することは困難と思われるので、幹線道路に設置されているもの又は路外駐車場に近接するもの等支障の大きいものを中心に廃止を求めることとされたい。

7 違法駐車取締まり

警察庁においては、時間制限駐車区間規制の実施と合わせて、特に幹線道路における違法駐車取締まりは万全を期するよう都道府県警察を指導することとしているので、貴職におかれても必要に応じ違法駐車排除について都道府県警察に要請することとされたい。

8 パーキング・メーター等の撤去又は移設

道路管理者が行う歩道等の設置、拡幅その他の工事に起因して、パーキング・メーター等の撤去又は移設が必要となった場合には、公安委員会は速やかにこれを撤去又は移設するが、この場合の費用は、当該公安委員会が負担するものである。

9 その他

時間制限駐車区間規制の実施に際し、本通達の内容等に関して不明な点が生じた場合は、建設省道路局道路交通管理課に照会・連絡することとされたい。また、当分の間、協議会における協議内容等に関しては、都市計画担当部局及び駐車場担当部局からは建設省都市局都市計画課都市交通調査室に、道路部局からは建設省道路企画課に逐次報告することとされたい。この場合、都道府県レベルの協議会にあっては都道府県の担当部局が、また、市町村レベルの協議会にあっては市町村の担当部局が都道府県を通じて報告することとされたい。

道路交通法等の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項について（昭和62年1月29日建設省都市局長、道路局長通達）及び時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項の詳細について（昭和62年1月29日建設省都市計画局都市計画課長、都市再開発課長、道路局路政課長、道路交通管理課長、企画課長通達）の送付について

本件通達は、非常に重要なものであるので、各都道府県（政令指定市を含む。以下同じ。）東京事務所担当者にあつては、至急かつ確実に道路管理担当部局に送付するようお願いいたします。

また、各都道府県道路担当部局にあつては、必ず本件通達の写しを都市計画担当部局及び駐車場担当部局に送付されるようお願いいたします。

さらに、課長通達記の9による本省との連絡、報告については、遺漏なきよう重ねてお願いいたします。

令第1号物件 一幕
幕

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項及び第4項を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国又は地方公共団体が広報等のために設置する場合。
- 2 交通規制及び交通誘導の周知のため、国又は地方公共団体及びこれらに準ずる団体で十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が、一時的に設置する場合。
- 3 台風等の強風（暴風警報程度）を伴う荒天が予想されるときには、一時撤去させることとする。
- 4 設置期間は、広報の対象となる催物、運動等の期間中とする。ただし、催物等の周知のために必要と認められるときは、催物の開催の概ね1ヶ月前から、催物の終了後、概ね1週間が経過した日まで設置を認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条の各号に適合すること。
- 2 道路を横断して設置することは認めない。ただし、真にやむを得ないと認められる場合に限り、橋梁などに添加して道路を横断させることができる。
- 3 信号機、道路標識等の効用を阻害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で、見通しを妨げるおそれのある場所には設置できない。
- 4 支柱の位置は民地とする。やむを得ない場合でも道路余地又は法敷とする。

(構造)

- 1 幕の大きさは、幅1.0メートル以下とする。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 3 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 4 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとし、幕の地色は原則として白色又は淡色に限るものとする。
- 5 前各項のほか、橋りょう等に設置する場合は次によるものとする。
 - (1) 設置場所は高欄部とし、高欄からはみ出してはならない。
 - (2) 取付部には、針金等構造物を傷つけるようなものを使用してはならない。
- 6 広告の表示は認めない。

(その他)

- 1 大規模イベント開催にかかる道路照明灯への幕の添架については、平成2年3月2日付け土木部長処理方針の基準（平成2年4月26日改正）を満たすもの限り認めることができる。

○大規模なイベント開催にかかる道路照明灯への幕の添架について（処理方針）

（平成2年3月2日・土木部長処理方針）

道路の本来の目的は、一般交通の用に供することであるが、公共・公益事業や一般の営利事業等の活動のための使用を認めざるを得ない場合があり、道路の本来の機能を阻害しない範囲内で限定列挙された物件についての道路の占有の許可基準に適合する場合に許可することができることになっている。この許可に際しては、道路の施設への物件添架は、基本的には認めておらず、また、道路上への広告物の設置については、基本的には抑制し、特定の場合にのみ認めている。

今回サーフ‘90のイベント開催にあたり（社）サーフ‘90協会からサーフ‘90の広報並びに交通誘導のため道路照明灯への三角幕の添架を許可してほしいとの要望が出され、あわせて三角幕に企業名を掲出したいとの要望があった。

道路照明灯への三角幕の添架については、本県では従来から道路占有許可基準上認めておらず、道路占有については許可していない。しかし、現行道路占有許可基準では社会経済情勢の変化や価値観の多様化に対応できるように許可基準の範囲を超える場合でも土木部長の協議を経て特例としての許可を認める余地がある。この特例として許可する場合には、限定的に対応するため一定の歯止めをかけることが必要である。

そこで、昨今県内でいろいろなタイプのイベントが開催されたり、計画されている中で大規模なイベント開催にかかる道路照明灯への幕の添架について検討したところ、次の基準を満たす場合には、基本的には道路占有を許可することはやむを得ないものと判断する。

○イベント開催にかかる道路照明灯への幕の添架を許可する場合の基準
(平成2年4月26日・改正)

1 設置主体

国、地方公共団体又は次の要件を満たす団体であること。

- (1) 官と官、官と民で構成する団体（国、地方公共団体、企業等が参画する団体）で、国、地方公共団体が会費を負担する等その団体の設置に公共性が認められる場合
- (2) 設置物件の維持管理について責任能力及び体制がある団体と認められる場合
- (3) 団体の解散後も設置物件の管理瑕疵に対し、各構成員が責任をもって対応することができるものと認められる場合

2 イベント

設置主体の主催するイベントが県の政策に照らし公共性の認められるもので、次の要件を満たすものであること。

- (1) イベントの開催区域が複数の市町村ないし地域にまたがる等広域性が認められる場合
- (2) イベントの開催期間が1ヶ月以上にわたる等相当程度の期間になる場合
- (3) イベント参加予想人員が相当多数であり、交通誘導の必要性が認められる場合

3 設置目的

イベントの開催にあたり、その期間中及び準備期間（直前の3ヶ月以内に限る。）中に掲出するもので、次の要件を満たすものであること。

- (1) イベント開催の広報、普及を目的とする場合
- (2) イベントへの参加者の交通誘導を目的とし、道路交通の安全、交通渋滞の緩和等道路管理上有益とみなすことができる場合
- (3) イベント主催者の構成員としての企業名称が掲出される場合は、7（4）の要件を満たし、上記（1）、（2）の目的のための表示と表示の一体性が確保でき、全体として公共性が損なわれない場合

4 設置効果

イベント開催にあたっての交通誘導計画等に照らし、道路交通管理上3（2）の交通誘導効果が明確に認められるものであること。

5 物件該当号

政令1号物件のうち一般社旗通念上「幕」に該当するものであること。

6 規格等

- (1) 大きさは、次の要件を満たすものであること。

ア 灯柱の地上高が8.0mのものに添架する場合は、幕の横が1.0m、縦が2.5m以下のもので、灯柱の強度等に耐えられるものであること。

イ 灯柱の地上高が10.0m以上のものに添加する場合は、幕の横が1.0m、縦が3.0m以下のもので、灯柱の強度等に耐えられるものであること。

ウ 歩道照明のための道路照明灯の灯柱に添架する場合は、アを準用するが、建築限界を確保できるものであること。

- (2) 材質は、テント地等相当強度の風雨等に耐える堅固なもので、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は通行に支障をおよぼすおそれのない取付の構造のものであること。

7 表示形態

デザイン、色彩及び表示内容は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 信号機又は道路標識に類似せず、これらの効用を妨げるおそれのないものであること。

と。

- (2) 地色は、原則として白又は淡色とし、その他の場合には道路交通管理上支障のないものであること。
- (3) 付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、車両運転者に心理的緊張を与えず、また、公衆に不快感を与えないものであること。
- (4) イベント主催者の構成員としての企業名称（ロゴを含む。）を掲出する場合は、全体のデザイン、色彩等から判断して表示の一体性が確保でき、全体としての公共性が損なわれないもので、その表示面積は、全体の10%以下とし、幕1件につきイベント主催者の名称と対にして掲出し、イベント主催者及び企業の名称をあわせた表示面積は、全体の20%を超えないものであること。

8 位置

追加することができる道路照明灯は、次の要件を満たすもので、現地を確認し、道路管理上添架の支障のないことが認められるものであること。

- (1) 幕の添架により灯柱及び基礎に過度の負担がかかるものではないかなど道路照明灯の構造上支障がないことが構造計算書等により確認できる場合
- (2) 原則として次の箇所から5.0m以上離れている場合
信号機、道路標識、橋梁、隧道、踏切

9 維持管理

設置物件の維持管理については、次の要件を満たすものであること。

- (1) 定期的および風雨等の気象状況に応じて、設置状況を点検する体制がある場合
- (2) 落下、はく離等のおそれがある場合は、ただちに物件の撤去ないし取替を行う体制がある場合
- (3) 物件の設置により灯柱の塗装がはがれた場合は、塗装の補修を行う体制がある場合

10 他法令との調整

物件の設置にあたって他法令に基づく許可が必要な場合には、当該許可を得られるものであること。

令第1号物件　　－幕－
　　バナーフラッグ（旗・垂れ幕）

（方針）

国、地方公共団体、自治会又は商店街（会）等の地域商業団体が、商店街（会）等の所有する街路灯又はアーケードへ掲出する場合であって、各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないものにより認めることができる。

（位置）

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条の各号に適合すること。
- 2 信号機、道路標識等の効用を阻害するおそれのある場所又は交差点、屈折部等で、見通しを妨げるおそれのある場所への設置は認めない。
- 3 1街路灯に掲出できるフラッグ広告は一対までとする。
- 4 アーケードに掲出する場合には、バナーフラッグ相互間の距離は、道路一侧につき20.0メートル以上とし、掲出位置、形状を統一する。

（構造）

- 1 車道部にあってはフラッグの下部が路面から4.7m以上、歩道部にあってはフラッグの下部が路面から2.5m以上の位置となるよう、十分な高さを確保するものとする。
- 2 縦幅は2.0m以内、横幅は0.6m以内とする。
- 3 材質は、テント地等相当強度の風雨等に耐える堅固なもので、落下、はく離、汚損等により、美観を損ない、又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 4 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。

（その他）

- 1 添架することができる街路灯は、バナーフラッグの添架により灯柱及び基礎に過度の負担がかかるものではないこと。
- 2 設置物件の維持管理については、次の要件を満たすものであること。
 - (1) 定期的および風雨等の気象状況に応じて、設置状況を点検する体制があること
 - (2) 落下、はく離等のおそれがある場合は、ただちに物件の撤去ないし取替を行う体制があること
- 3 物件の設置にあたって他法令に基づく許可が必要な場合には、当該許可を得られるものであること。
- 4 総則第11条に該当する場合を除き、広告の表示は認めない。

〔一部改正：平成26年〕

令第1号物件　　－アーチ－
アーチ（鳥居は除く。）

（方針）

原則として認めない。ただし、真にやむを得ず、次の各項のいずれかに該当する場合で道路部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 地方公共団体、商店会又はこれらに準ずる団体が公益又は地域振興の目的で設置する場合
- 2 当該道路が旧道的性格の強い道路（例えば近傍にバイパスがある場合等）で地域の生活道路となっている場合
- 3 商業地域又はこれに準ずる地域で自動車の交通量の少ない場合
- 4 設置しようとする箇所の道路の区域が緊急輸送道路に指定されていない場合

（位置）

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 信号機又は道路標識の効用を妨げない位置に設置すること。

（構造）

- 1 占用物件には個人商店名、商品名、会社名等は表示してはならない。
- 2 倒壊、落下、はく離、汚損、火災等により交通に支障を及ぼすことがない構造にする。
- 3 地面に接する部分は原則として民地とする。
- 4 道路を横断する場合は、車道幅員9メートル未満の道路とし、最下部と路面との距離は5.0メートル以上とする。ただし、歩道を横断する部分のこの距離は、3.5メートル以上とすることができる。
- 5 支柱が1本で片持ち式のもの（いわゆる「片アーチ」）の出幅は2.5メートル以内とする。また、歩道等がない場所での占用は認めない。
- 6 アーチ本体の外観は照明等を含めてできるだけ簡略なものにする。

令第1号物件　－その他－
選挙運動用のポスター等

(方針)

次の場合に限り認めるものとする。

- 1 公営掲示場は市町村の選挙管理委員会に限り認めることができる。
- 2 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターは、公営掲示場に掲げるものを除き、認めない。
この場合、公営掲示場を許可することにより、個別ポスターの許可は不要とする。
- 3 選挙事務所を表示するために、または、演説会場の立会演説会において演説会の開催中に、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板類については、道路管理上支障がない場合には許可ができるものとする。
- 4 公営掲示場の設置場所及び構造は、選挙管理委員会及び公安委員会と調整すること。

(位置)

- 1 公営掲示場は、原則として道路区域外に設置すること。ただし、やむを得ない場合は法敷または道路余地に設け、法敷または道路余地がない場合は、路端寄りに設けるものとする。
- 2 当該場所に設置する必要があると認められるが前号による適当な場所がない場合は、歩道幅員2.5メートル以上ある歩道（自転車歩行者道にあつては3.5メートル以上）において、歩車道等境界から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、歩行者等通行に支障を及ぼさない場所に設けることができる。
- 3 次の箇所から5メートル以内での設置は認めないものとする。
交差点、曲り角、横断歩道、橋、隧道、踏切、道路（交通）標識、火災報知器、消火栓、及びバス停留所
- 4 公営掲示場は、原則として道路の方向と平行に設けるものとする。

(構造)

- 1 落下、はく離しないように注意し、特に風圧による倒壊には十分留意し、堅固な構造にするものとする。

(関係通知)

- 1 「選挙運動用ポスター等の掲示について」（昭和47年11月17日付け建関道第341号）
- 2 「選挙運動用ポスター等の取扱いについて」（昭和58年2月18日付け土木部長通知）

○選挙運動用ポスター等の掲示について

昭和47年11月17日建関道第341号

第33回衆議院議員選挙に期日が定められ、11月20日から選挙運動が始められるものと思われるが、公職選挙法の規定に基づく選挙運動用ポスター等の取扱いについては下記によらねたい。

なお、昭和43年6月13日付け建関道政第206号選挙運動用ポスター等の掲示について(関係事務所長あて道路部長通知)を廃し、今後の他の選挙においても本通知により扱われたい。

記

- 1 公職選挙法第143条第1項第4号の2及び同条同項第5号のポスターの道路占用について
個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター(推せん演説会及び政談演説会告知用ポスターを含む。)の道路占用は、公営掲示場に掲げるものを除き許可しないものとする。
- 2 選挙事務所の表示及び演説会場において演説会の開催中掲示するポスター等について
選挙事務所の表示用及び演説会場において演説会の開催中掲示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、道路管理上支障がない場合には許可して差支えないものとする。
- 3 無許可で掲示されたポスターの扱いについて
無許可で掲示されたポスターの扱いについては、掲示責任者又は候補者に撤去するよう通知するものとするが、撤去されない場合は公職選挙法第145条第3項の規定により道路管理者において撤去することができるので、選挙管理委員会又は警察署の意見をきいた上で撤去するものとする。
この場合、撤去したポスターの引取りを所有者に通知するものとする。
- 4 実施上の留意事項
 - 1) 前記1. 2及び3の措置を講ずるときは、特定の候補者に有利又は不利になることのないよう図られたい。
 - 2) 前記3の措置を講ずるときは、あわせて他の一般の無許可ポスター、立看板等も同時に除却等の措置を講ずるよう図られたい。

○選挙運動用ポスター等の取扱いについて

昭和58年2月18日土木部長通知

衆議院議員、参議院議員(選挙区選出)及び県知事の選挙における選挙運動用ポスターは、公営の掲示場以外は掲示できないことになっているが、昨年12月の県条例の制定により、県議会議員の選挙についても同様の取扱いになる予定であることに伴い、その設置場所について選挙管理委員会より道路区域内の設置の申し入れが従来以上にあると思われるので、今後の公職選挙法に基づく選挙におけるポスター等の設置場所等については、選挙管理委員会及び公安委員会と調整のうえ、昭和47. 11. 17付け建関道政第341号「選挙運動用ポスター等の掲示について(通知)」とあわせて下記により扱われたい。

記

- 1 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの道路占用は、公営掲示場に掲げるものを除き許可しないものとし、公営掲示場に掲げる場合は、次の基準に基づき公営掲示板の道路占用の許可をすることにより、個別ポスターの許可は不要とする。
 - (1) 道路区域外に設置されることが望ましいが、やむを得ない場合は法敷または道路余地に設け、法敷または道路余地がない場合は、路端寄りに設けることができる。
 - (2) 当該場所に設置する必要があると認められるが前号による適当な場所がない場合は、歩道幅員が2.0メートル以上ある歩道において、歩車道境界から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等通行に支障を及ぼさない場所に設けることができる。この場合、落下、はく離しないように注意し、特に風圧による倒壊には充分留意し堅固な構造にするものとする。
 - (3) 掲示板は原則として道路の方向と平行に設けるものとする。
 - (4) 次の箇所から5メートル以内での設置は認めないものとする。
交差点及び曲がり角、横断歩道、橋、隧道、踏切、道路(交通)標識、火災報知器、消火栓、バス停留所
- 2 選挙事務所を表示するために、または、演説会場の立会演説会において演説会の開催中に、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、道路管理上支障がない場合には許可することができるものとする。

令第2号物件 一 太陽光発電設備、風力発電設備一
太陽光発電設備、風力発電設備

(方針)

太陽光発電設備及び風力発電設備（以下、「発電設備」という。）は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となって発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むもので、次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路部長と事前に協議が整っていること。
- 2 占用主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができると認められる者で、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。なお、地方公共団体の名義貸しによる主体は、占用主体になり得ないものとする。
 - (1) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検
 - (2) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
 - (3) 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理
 - (4) その他、当該道路の管理上必要と認められる事項

(位置)

- 1 総則第6条から第10条までを準用する。
- 2 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。また、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- 3 道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に発電設備を設ける場合には道路構造条例に規定する幅員が確保されなければならない。
- 4 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。
- 5 原則として、橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添加は行わないこと。
- 6 アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添加する場合には、当該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所であつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。
- 7 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。特に、自動車専用道路については、これら道路の本線上への車両の駐停車が規制され、かつ、最低制限速度が定められていることを踏まえ、発電設備の設置場所に本線以外からアクセスできる場所に限って占用を認めることとする。
- 8 発電設備の設置に当たっては、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことが占用希望者から疎明された場所に限って占用を認めることとする。

(構造)

- 1 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 2 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。
- 3 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。

- 4 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。太陽光パネルと架台との接合部分の強度等に特段の注意を払い、強風等により倒壊し、道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限り占用を認めるものとする。また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。
- 5 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあつては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備に限り占用を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあつては、道路管理者による点検を補うために占有主体による点検を実施させること。また、道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化措置を占有主体に採らせること。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せずに通行人面に流入する、あるいは積雪が通行人面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水枡等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占有主体に行わせること。

(その他)

- 1 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は、発電設備の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- 2 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- 3 発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- 4 特段の事情のない限り占有許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- 5 必要に応じ、当該占有区域内の清掃、除草、除雪その他の管理を行うこと。
- 6 さらに、占有主体が行う点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
 - (1) 占有者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
 - (2) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
 - ア 点検等の範囲に関する事項
 - イ 点検等の対象に関する事項
 - ウ 点検等の内容に関する事項
 - (ア) 点検項目
 - (イ) 点検時期
 - (ウ) 点検方法
 - (エ) 清掃、除草等の時期
 - (オ) 清掃、除草等の方法
 - エ 点検等の体制に関する事項
 - オ 点検等の記録に関する事項
 - カ 点検等の結果の報告に関する事項
 - キ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
 - (3) 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、そ

の指示に従うこと。

- (4) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- 7 発電設備を既設の占用物件に添加する場合には、道路法第41条の規定により取り扱うこと。
- 8 発電設備と構造上一体となる占用物件の許可に当たっては、発電設備とそれ以外の占用物件を各々の許可として取り扱うこと。
- 9 発電設備の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、原則として、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。
- 10 道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用希望があった場合には、関係する管理者と十分な調整を図ること。

(参考通知)

- 1 「道路法施行令の一部改正について」(平成25年3月1日付け国道利第10号)

[追加：平成26年]

令第3号物件 一津波避難施設一
津波避難施設

(方針)

津波避難施設は、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いもので、次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路部長と事前に協議が整っていること。
- 2 占用主体は、次の各号全てに該当する者であること。
 - (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波避難施設を適確に管理することができるものと認められる者であること。
 - (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。

(位置)

- 1 総則第6条から第10条までを準用する。
- 2 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。また、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- 3 道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波避難施設を設ける場合には道路構造条例に規定する幅員が確保されなければならない。
- 4 津波避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。
- 5 道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- 6 地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

(構造)

- 1 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- 3 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- 4 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- 5 必要に応じて雨どいの設備を備えるものであること。
- 6 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。

- 7 津波避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。
- 8 津波避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

(その他)

- 1 津波避難施設の占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。
- 2 道路に関する工事に伴う津波避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。
- 3 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- 4 占用主体は定期的に点検等を行い、津波避難施設の適切な維持管理に努めること。
- 5 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。
- 6 津波避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないようにすること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じること。

(参考通知)

- 1 「道路法施行令の一部改正について」(平成25年3月1日付け国道利第10号)

[追加：平成26年]

令第4号物件 ー工事用施設ー
工事用板囲、足場、落下防護用施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、歩行者及び通行車両の安全が確保される場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 工事用板囲、足場
 - (1) 地面に接して設ける場合
 - ア 歩道等に設置する場合の出幅は、歩道等の有効幅員の3分の1以内かつ路端から1メートル以内とする。ただし、やむを得ない場合は、路端から1メートル以内とし、歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。
 - イ 車道に設置する場合の出幅は、路端から1メートル以内、かつ道路有効幅員の10分の1以内とし、歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。
 - ウ 消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は認めないものとする。
 - (2) 地面に接しないで設ける場合
 - ア 出幅は、路端から1メートル以内、かつ道路幅員の10分の1以内とする。
 - (3) 支柱を建柱して設ける場合
 - ア 歩車道区分のある道路歩道上に限り設置できるものとする。
 - イ 支柱は、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道寄りに離れた位置に設けるものとするとともに、歩行者の通行に支障がないように十分配慮するものとする。
 - ウ 足場等の出幅は、路端から1メートル以内とする。
 - エ 支柱が、消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は、認めないものとする。
- 3 落下防護用施設
 - (1) 出幅は、歩行者等の安全が確保される範囲において必要最小限とする。
 - (2) 信号機又は道路標識の効用を妨げない位置に設置すること。

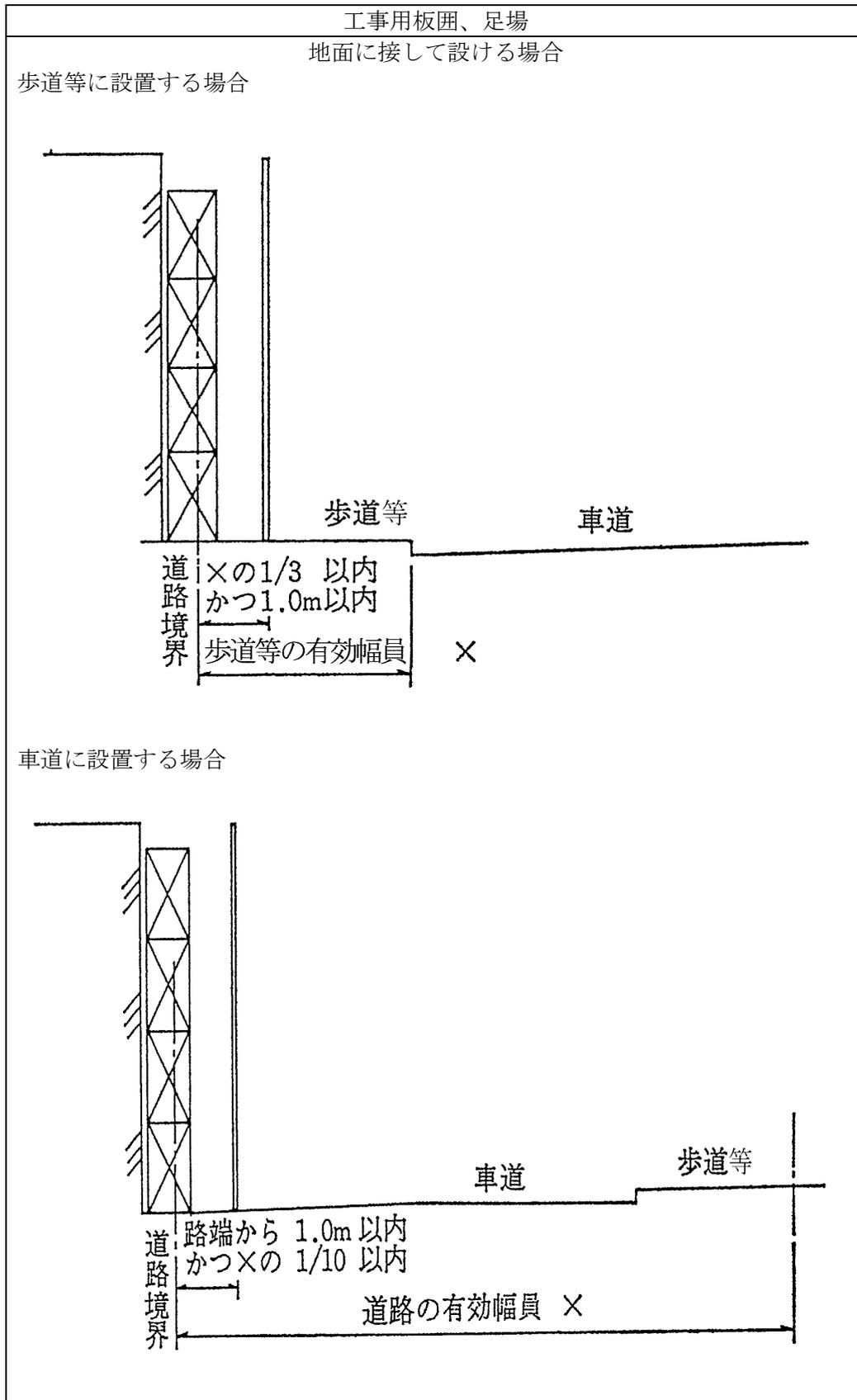
(構造)

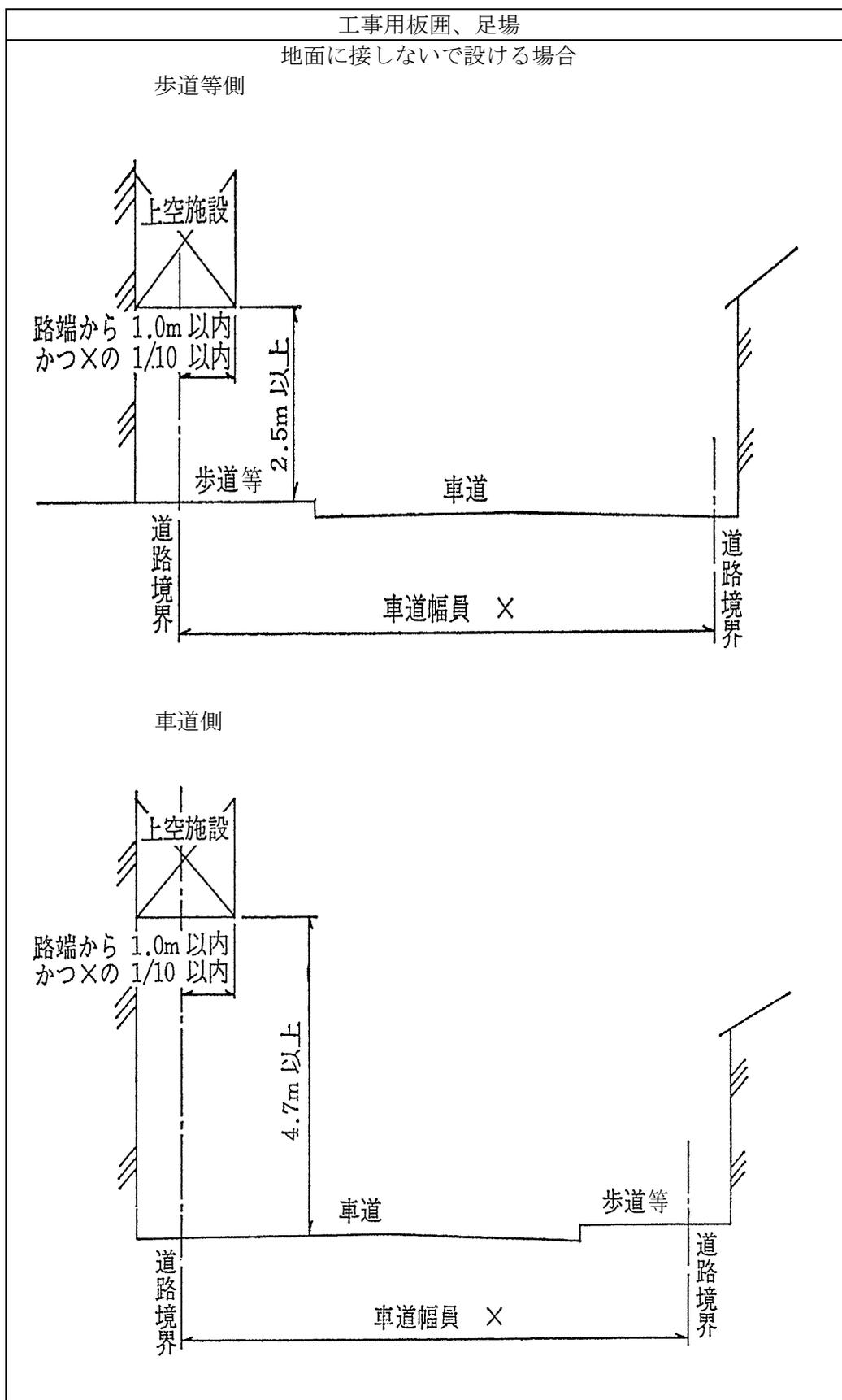
- 1 工事用板囲及び足場を地面に接しないで若しくは支柱を建柱して設ける場合又は落下防護用施設を設ける場合、施設の最下端と路面との距離は、歩道においては2.5メートル以上、車道においては4.7メートル以上とする。
- 2 道路の交差部に板囲を設ける場合には、隅切りをしなければならない。
- 3 足場の前面にはシート、金網等を張るものとする。
- 4 落下防護用施設は、工具、建設資材等の道路への落下を防止できるものとする。
- 5 必要に応じ適当な照明施設等を設け、安全対策に十分留意するものとする。
- 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものとする。

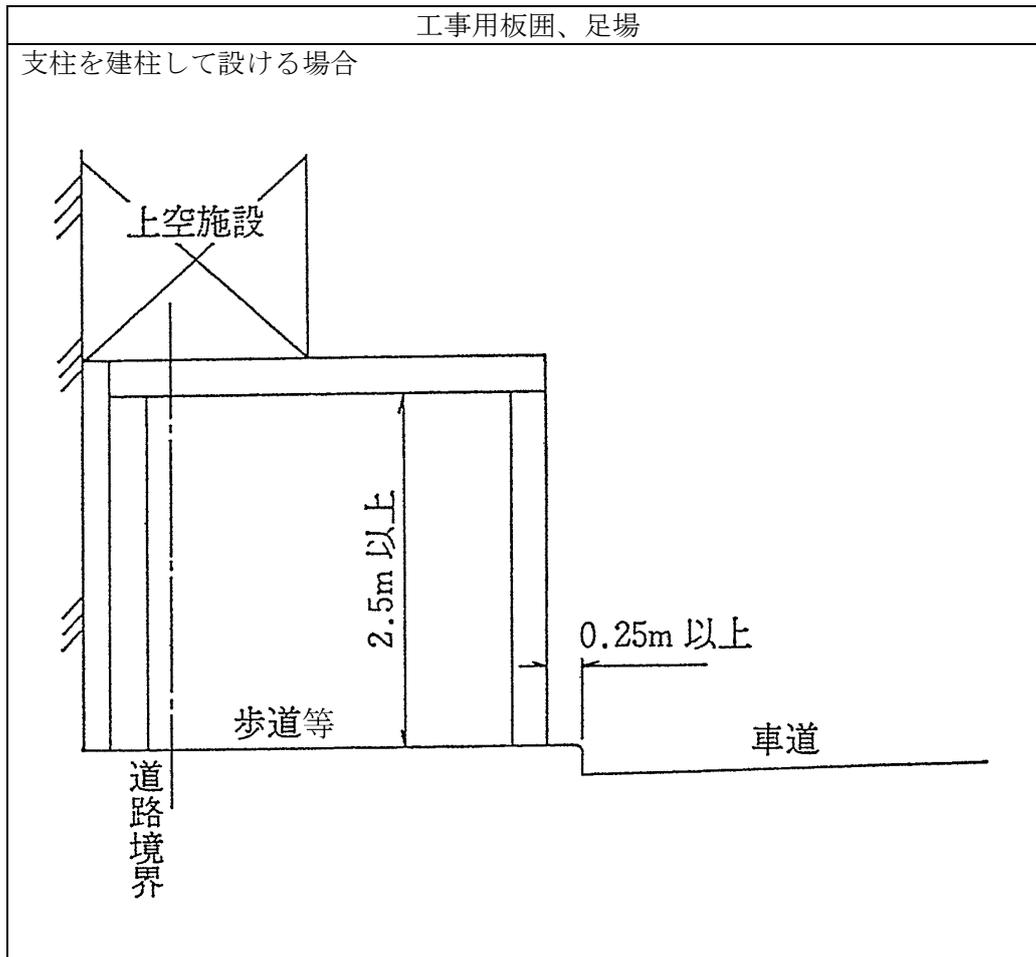
(その他)

- 1 橋りように吊り下げる形態の足場は、橋りよりの耐荷重とその構造等に支障を及ぼさない限り、設置することを認めることができる。

なお、その際「占用物件の橋りよう添架について(昭和52年6月25日 道補第149号 土木部長から各土木事務所長あて通知)」による協議は要しない。







令第4号物件 一工事用施設一
詰所

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

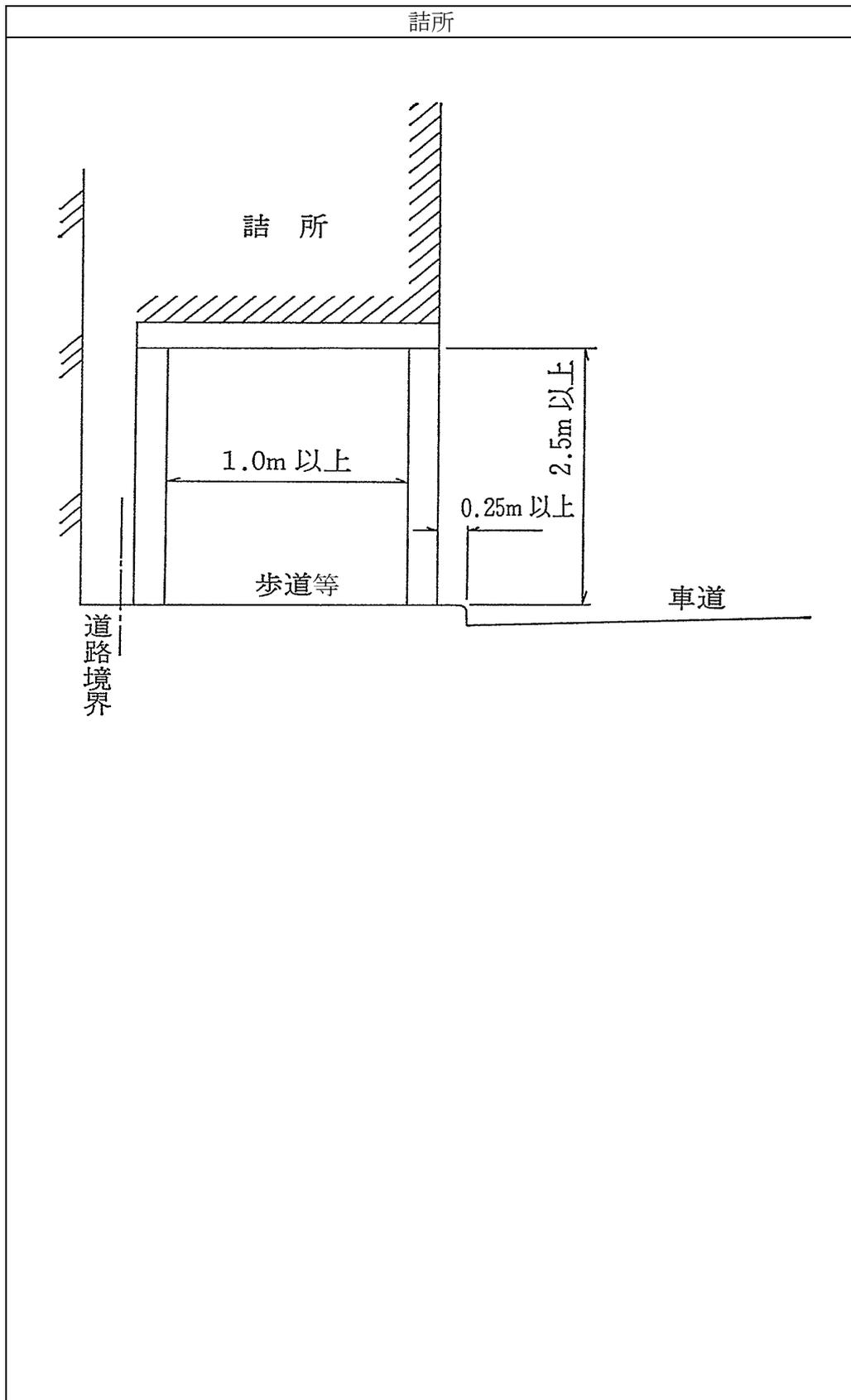
- 1 一時的なもので、必要最小限の大きさのものであること。
- 2 施設本体が地面に接して設置されるものでないこと。ただし、公共事業及び公益事業のための工事に伴って道路監督員、交通監視員等が待機する詰所についてはこの限りでない。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 施設本体を地面に接して設ける場合は、道路余地又は法敷に限る。
- 3 施設本体を地面に接しないで設ける場合は次のとおりとする。
 - (1) 車道上空は認めないものとする。
 - (2) 施設本体の最下部と路面との距離は、2.5メートル以上とし、施設及び支柱は歩車道等境界から0.25メートル歩道寄りへ離れた位置とする。
 - (3) 歩道等に支柱を設置する場合の歩道等の有効幅員は1.0メートル以上確保するものとする。
 - (4) 民地側に設置する支柱は原則として道路区域外に設置しなければならない。
- 4 消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は認めないものとする。

(構造)

- 1 施設本体を地面に接しないで設ける場合、施設の床は水漏れを生じない構造とし、施設から直接道路に落下しない措置をとらなければならない。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は、交通に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- 3 必要に応じて適当な照明施設を設けるものとする。



令第5号物件　－工事用材料－
工事用材料置場

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 一時的なもので、必ず撤去される見込のある場合。
- 2 占用面積が必要最小限である場合。

(位置)

- 1 総則第6条、第8条、第9条及び第10条に適合すること。
- 2 占用場所は道路余地又は法敷に限る。
- 3 消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は認めないものとする。
- 4 必要に応じ適当な照明施設を設けなければならない。

(その他)

- 1 材料置場の危険防止のため外枠等崩壊防止対策を講じ安全対策に充分留意するものとする。

令第6号物件 ー特定仮設店舗等(仮設建築物)ー
仮設建築物

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で、道路部長との協議が整ったものについては、この限りでない。

- 1 都市計画決定された防火地域内において、既存建築物を除去して建築物の耐火構造化を図るために、仮設店舗等を設置する必要がある場合並びに準防火地域内において防火地域内に定められた建築物を設置する場合に限り認めることができる。
- 2 必ず撤去される場合で、占用の期間は、耐火構造物の工事期間中とする。
- 3 仮設店舗等による道路の占用は、同一時期に、かつ集団的に行われること。
- 4 仮設店舗等の占用期間が長期間にわたるもの、広範な地域にわたるものその他占用の様相が相当規模にわたるものは、国土交通省と事前協議を必要とするので、道路管理課長と調整すること。

(位置)

- 1 道路の一侧に設ける場合には12.0メートル以上、道路の両側に設ける場合には24.0メートル以上の幅員がある道路でなければならない。
- 2 道路余地、法敷、側溝、歩道等の上に設けることができる。ただし、歩道等の上に設ける場合には、その一方の側を通行できる場所でなければならない。
- 3 当該道路の構造又は周辺の状況上やむを得ないと認められる場合で、交通に著しい支障を及ぼさないときに限り車道の歩道寄り及び交差点等に設けることができる。
- 4 同施設等を設けることによって、通行できなくなる路面部分の幅員は道路の一侧につき4.0メートル以下とする。
- 5 仮設店舗等の規模は、必要最小限度とするものとし、その幅(奥行き)は4.0メートル以内、長さ(間口)は既存建築物の間口の長さ以内とする。
- 6 出入口は歩道上に設けることとする。
- 7 仮設店舗等の構造は、連続建とし、散在して設けてはならない。
- 8 仮設店舗等の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することのないものとする。
- 9 総則第7条から第10条までを準用する。

(関係通知)

- 1 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和32年7月9日付け建設省道発第190号)

○道路法施行令の一部を改正する政令の施行について

昭和32年7月9日建設省道発第190号
各都道府県知事、五大市長、北海道開発局長、各地方
建設局長あて・建設省道路局長通達

道路法施行令の一部を改正する政令は、昭和32年5月15日政令第百号をもって公布、施行されたい。

この政令は、防火地域内における耐火建築物の建築を促進するため仮設店舗等による道路の占用を認め、その占用の場所及び構造について定めるとともに、占用物件を地上に設ける場合における占用の場所の基準について規定を整備したものであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意の上遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下道路管理者にも、周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

1 特定仮設店舗等の占用について

特定仮設店舗等の占用は、その特殊な占用形態から道路交通に支障を及ぼす虞が大であると考えられるので、占用の許可に当たっては、次の事項に留意の上、慎重を期されたい。

- (1) 建築基準法に規定する防火地域内において既存の建築物を除去してこれに代わる耐火建築物を建築する場合について認められる占用であること(令第7条第4号)

仮設店舗等を占用物件とした趣旨は、従来、耐火建築物を建築する場合に、その工事期間中従前の建築物を使用して行われていた営業活動等を休止せざるを得ないところから耐火建築物の建築が促進されなかった実情にかんがみ、その促進を図るために認めたものであるから、既存の建築物を除去することなくあらたに耐火建築物を建築する場合、除去される既存の建築物が耐火建築物の建築を開始する際営業活動等のように供されていない場合等仮設店舗等を設ける必要のない場合には適用されない。

- (2) 仮設店舗等による道路の占用は、同一時期に、かつ、集団的に行われるよう措置すること。

防火地域内において耐火建築物を建築する場合において、仮設店舗等による道路の占用を必要とするものがあるときは、当該道路の占用が時期を異にして散在して行われないう集団的にまとめて短期間に、かつ、時期的に一致して行われるよう措置されたい。

- (3) 占用期間は、耐火建築物の工事期間中であること。

仮設店舗等の占用期間は、施行令第9条の規定によることは勿論であるが、その占用の目的にかんがみ、当然に耐火建築物の工事期間中に限られるものであるから、耐火建築物の工事の全部又は一部が終了し、使用可能な状態となった場合には、占用を終止させ、すみやかに道路の原状回復を行われるよう措置されたい。

- (4) 一定幅員以上を有する道路上に設けること。(令第11条の2第1号)

政令で定められた幅員を有する道路であっても、なるべく歩車道の区別のある道路について占用させるものとするとともに、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の交通に著しい支障を及ぼす場所を避け、道路の周辺の状況等をも勘案して適当な場所を選定されたい。

- (5) 歩道上に設けることを原則とすること。(令第11条の2第2号)

歩車道が著しく狭く他に適当な場所がない場合等真にやむを得ない場合のほかは、

車道内にわたって設けないよう措置されたい。

- (6) 仮設店舗等の規模は、必要最小限のものとすること。(令第14条第1項第3号)
仮設店舗等の幅(奥行)は4メートル以内、長さ(間口)は既存建築物の間口の長さ以内として占有面積をできる限り小さくするとともに、仮設店舗等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするよう配慮されたい。
- (7) その他
 - イ 仮設店舗等の出入口は、なるべく歩道上に設けること。
 - ロ 仮設店舗等の構造は、なるべく連続建とし、散在して設けることは避けること。
 - ハ 仮設店舗等の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することがないよう措置すること。
- (8) 仮設店舗等の占有が長期間にわたるもの、広範な地域にわたるものその他占有の様相が相当規模にわたるものについては、事前に建設省に連絡のうえ措置されたい。

2 地上における占有の場所の基準について

第10条第1項第1号及び第2号に掲げる占有の場所の基準は、通行上一般的に必要なとされる空間を確保しようとする見地から定められたものであるから、各道路における交通物体の種類及び量あるいはその存する地形等を勘案して交通の支障を及ぼさないよう各道路の交通の実態に即した取扱をされたい。

なお、建築基準法の一部を改正する法律(昭和32年法律第101号)及び建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和32年政令第99号)の施行により、道路の上空に設ける渡り廊下等は、道路内に建築することができることとなったが、これらの取扱については、別途通達するところによられたい。

令第7号物件　－特定仮設店舗等（一時収容施設）－
一時収容施設

（方針）

原則として認めない。ただし、真にやむを得ず、次の各項のいずれかに該当する場合で道路部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 都市再開発法による市街地再開発事業施工区域内の建築物に居住する者で、同事業によって建築される建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設である場合。
- 2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業施工区域内の建築物に居住する者で、同事業施工後に同区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設である場合。

（位置）

令第6号物件の基準による。

令第8号物件 ー利便増進施設ー

高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設等

(方針)

原則として認めない。

ただし、総則第13条に基づいて道路部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

(参考通知)

- 1 「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年10月20日国道利第20号)
- 2 「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成23年10月20日付け国道利第22号)

[一部改正：平成30年]

令第8号物件　　－ 利便増進施設－
 特定連絡路附属地に設ける食事施設、購買施設等

(方針)

原則として認めない。ただし、次の各項の全てに該当する場合であって、道路部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。なお、総則第1条第1項第3号は適用しない。

- 1 特定連絡路附属地（高速自動車国道及び自動車専用道路の連絡路附属地）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（以下「食事施設等」という。）であること。
- 2 道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であり、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものであること。
- 3 占有者は、地方公共団体、地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等、若しくは、食事施設等の占有につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した副申を占有許可申請書に付している場合に限る）であること。
- 4 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。
- 5 近隣の住居・店舗等の居住者、所有者、経営者等から、設置に係る同意を書面で得ていること。

(位置)

- 1 周辺道路の見通しに支障を及ぼさない位置であること。
- 2 地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。
- 3 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
- 4 ひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保すること。
- 5 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上ではないこと。
- 6 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。

(構造)

- 1 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
- 3 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示し又は塗装しないこと（店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものを除く）。
- 4 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。
- 5 次に掲げる事項に該当する食事施設等の占有は、許可しないものとする。
 - ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するもの。
 - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
 - ウ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの　〔一部改正：平成26年〕

令第9号物件　　ートンネル上の施設ー
トンネルの上に設ける施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項のいずれかに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体及び公益的事業者が管理する場合。
- 2 トンネル上の土地の所有者等が設置する場合。

(位置)

- 1 総則第8条に適合すること。
- 2 トンネルの上の地下を占用する場合は総則第7条に適合すること。

令第9号物件 一高架道路路面下施設一
高架道路の路面下における施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 高架道路の路面下（以下「高架下」という。）の占用は、道路管理上及び土地利用上の観点から十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合でなければ、認めないものとする。ただし、（関係通知）第5項に該当する場合で、道路部長との協議が整ったものについては、この限りでない。
- 2 高架下の占用は、地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者に限り認めることができる。
 具体には、次に掲げる点検等を的確に行うことができる者であることとする。
 - (1) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
 - (2) 高架の道路からの落下物の有無の点検
 - (3) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
 - (4) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
 - (5) その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- 3 高架下の占用物件は次に掲げるものとする。
 - (1) 駐車場、自転車等駐車器具、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの
 - (2) 警察、消防、水防等のための公共的施設
 - (3) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置するもの
 - イ 風俗営業施設その他これらに類するもの
 - ウ 住宅（併用住宅を含む）
- 4 前項第1号に該当するものを地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者以外が占用するとき及び前項第3号に該当するものを占用するときは、道路部長と事前に協議すること。
- 5 次のいずれかに該当する高架下の占用は認めないものとする。
 - (1) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用
 - (2) 一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架道路の出入口付近の占用など、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずる占用

(位置)

- 1 総則第9条に適合すること。
- 2 高架下の地下を占用する場合は総則第7条に適合すること。
- 3 自転車等駐車器具を設置する場合は、令第12号物件の基準による。

(構造)

- 1 高架下の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側1.5メートル以上下がっているときは、当該1.5メートル下がった線）をこえてはならないこと。
- 2 占用物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員5.5メートル以上の道路に接する場合には、歩道（幅員1.5メートル以上とする。）を設けること。

- 3 構造は、原則として耐火構造とすること。
- 4 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせすること。
- 5 天井は、高架道路の桁下から1.5メートル以上空けること。
- 6 壁体は、原則として高架道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1.5メートル以上空けること。
- 7 緊急の場合に備え、市街地にあつては最低約30メートルごと、その他の地域にあつては約50メートルごとに横断場所を確保しておくこと。
- 8 高架道路の分離帯からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用者において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- 9 占用物件の意匠等は、都市美観を十分配慮して定めるものとする。
- 10 自転車等駐車器具を設置する場合は、令第12号物件の基準による。
- 11 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。

(その他)

- 1 占用区域内及びその近傍における橋脚等の道路構造物の点検等に責任をもってあたるよう、占用者に対して指導すること。

(関係通知)

- 1 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和33年11月28日付け建設省道発第497号)
- 2 「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和37年9月4日付け建設省道発第377号)
- 3 「高架道路の路面下の占用許可に係る事前協議および道路の占用の期間について」(昭和47年3月17日付け建設省道政発第17号)
- 4 「高架道路の路面下占用許可及び石油圧送施設の占用許可に係る事前協議について」(昭和58年2月5日付け建設省道政発第12号)
- 5 「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」(平成21年1月26日国道利第18号、最近改正平成27年3月27日国道利第19号)
- 6 「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」(平成21年1月26日国道利第19号及び第20号)

[一部改正：平成30年]

○道路法施行令の一部を改正する政令の施行について

昭和33年1月28日建設省道発第497号
各都道府県知事、各地方建設局長、北海道開発局長、
五大市長あて建設省道路局長通達
改正 平成17年9月29日国道利第17号

11月24日付けで、別添のとおり道路法施行令の一部を改正する政令で公布、施行されたが、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下道路管理者にも周知方お取り計らい願いたい。

記

1 占用物件の追加について

道路の占用を許可することのできる工作物、物件又は施設は、道路法（以下「法」という。）第32条第1項各号及び道路法施行令（以下「令」という。）第7条各号に掲げられているものに限られるのであるが、この度、駐車場法に基づく路上駐車場に必要なパーキング・メーター並びに高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場を追加したこと（令7条1号、6号）

(1) 令第7条第6号中「これらに類する施設」とは、病院、休憩所、車庫等の建築物をいうこと。

(2) 令第7条第6号に掲げる施設は、おおむね生活又は営業のように供せられるものであり、従来の占用物件と比べると特殊な性格を有しているので、許可に際しては、道路の構造又は交通に及ぼす支障について詳細な検討をすること。

2 地上に設ける占用物件の地面に接する部分の位置について

地上に設ける占用物件の地面に接する部分の位置は、法面、側こう上、路端寄り又は歩道内の車道寄りでなければならないとされていたが、特別な場合には、分離帯、ロータリーであっても差し支えないように改められたこと。（令10条1項イ号）

これは、例えば、駐車場法に基づく路上駐車場のパーキング・メーター又は路外駐車場の出入口若しくは換気装置のように占用物件の設置目的からみて通常的位置では意味をなさないもの、又はその規模が大きくて通常的位置ではかえって支障のあるもの等について、その設置目的を達せしめると同時に、道路の構造又は交通に及ぼす支障をできる限り少なくしようという趣旨である。

3 高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所について

高架の道路は、支柱によって支えられている特殊の構造の道路であり、損壊等の事故があると、通常の道路とは比較できないほどの交通の支障が考えられるので、その路面下に設ける占用物件の占用の場所については、十分配慮が望まれること。

なお、高架の道路の路面下に道路がある場合には、令第12条の4の適用があるとともに路面下の道路の占用関係について10条から第12条の2までの規定が適用される点に留意され、かつ、道路管理者が異なる場合には、相互に十分連絡をとったうえ処理されたい。

4 占用物件の構造について

(1) 地上に設ける占用物件の構造については、高架の道路の路面下に生活又は営業のように供される施設を設けることを許可することができることとされたことに関連して、火災又は荷重による支障を及ぼさないような構造としなければならないこととされた

が、これらの施設については従来取り扱われた経験もないことであり、不測の事態を招かないとも限らないので、これらの基準を厳守されたいこと。

- (2) 地下に設ける占用物件の構造については、種々検討の結果占用者が自衛上とる措置をもって一応防火上も危険はないものと考えられるので新たな義務づけはしないこととされたが、高架の道路の路面下の土地の地下に占用物件を設ける場合を含めて、個々の事案について従来以上に慎重に検討し、必要があれば許可条件を附して万全を期せられたいこと。

[略]

○ 道路法施行令の一部を改正する政令の施行について

昭和37年9月4日道発第377号

各地方建設局長、北海道開発局長、道路関係三公団の長、
各都道府県知事、各指定市長あて建設省道路局通達

8月24日付けで、別添のとおり、道路法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたが、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、貴管下道路管理者にも周知方お取り計らい願いたい。

記

1 占用物件の追加について

道路の占用を許可することができる工作物、物件又は施設は、道路法（以下「法」という。）第32条第1項各号及び道路法施行令（以下「令」という。）第7条各号に掲げられているものに限られているが、このたび（イ）高架の道路の路面下に設ける広場、公園、運動場その他これらに類する施設、（ロ）トンネルの上に設けられる事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場、その他これらに類する施設及び（ハ）建築基準法第59条第1項の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内の自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これに類する施設及び自動車駐車場を追加したこと。（令第7条第6号及び第7号）

- (1) 令第7条第6号中「これらに類する施設」とは、病院、休憩所、車庫等の建築物及び緑地等をいうこと。
- (2) 令第7条第6号中「広場、公園、運動場その他これらに類する施設」には、広場、公園等に通常設けられる植栽、花壇、ベンチ、ぶらんこ等の施設を含み、学校、工場等の施設の一部としてのものであっても、道路を占用することとなる当該部分が広場、公園、運動場その他これらに類する施設であるものをいうこと。
- (3) 令第7条第7号中「これらに類する施設」とは、(1)に掲げるもののうち建築物であるものをいうこと。
- (4) トンネルの上について占用の許可を行ないうる場合は、都市内のトンネルにおいてみられるごとく、道路管理者が所有権等の権原を取得して道路の区域としている部分についてであって、トンネルの構造物の部分及びその周辺の部分についてのみ権原を取得しているにすぎないトンネルの上については、従来どおり取扱うこと。

なお、トンネルの上に高架の道路以外の道路がある場合には、これらの施設は占用しえないものであるから念のため付け加える。

- (5) 令第7条第7号に掲げる施設は、道路の立体化に伴い、土地の合理的利用を図るといふ趣旨に基づくものであるが、従来の占用物件とくらべると極めて特殊な性格を有しているものであるから、許可に際しては、道路の構造又は交通に及ぼす支障について詳細な検討を行なうとともに、許可申請が提出された場合においては、当分の間事前に当局に協議されたいこと。

2 占用物件の占用の場所について

- (1) 高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所については、昭和33年11月28日道発第497号で通知された「道路法施行令の一部を改正する政令について」3により取り扱うこと。
- (2) トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所については、当該占用物件の荷重等によりトンネルを損壊することのないようその構造の保全について十分配慮するとともに、トンネルの喚気又は採光に支障を及ぼさない場所とすること。
- (3) 高度地区内の自動車専用道路の上空に設ける占用物件の占用の場所については、令第10条第1号イからハの規定の適用があるので、占用物件の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には占用物件を設けてはならないこと。また、車道の上空を占有することとなる占用物件の最下部と路面との距離は、4.5m以上としなければならないこと。

3 占用物件の構造について

高度地区内の自動車専用道路の上空に設ける占用物件の構造については、特にこれらの施設が生活又は営業の用に供されるものであるため、倒壊、落下、はく離、汚損等のおそれのない構造とするとともに、火災、荷重又は漏水により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないような構造とされるよう厳重に注意されたいこと。

なお、トンネルの上に設ける占用物件の構造についても令第12条の規定が適用されるものであるから念のため付け加える。

4 その他

今回追加された占用物件に係る占用料及び徴収方法については、法第39条第2項に規定するとおり条例を改正してあらたに定める必要があるが、従来占用許可の対象となっている物件のうち、特に高架の道路の路面下に設ける施設等については、占用料の額の定めのない条例が多く、また、その額も他の地方公共団体の定めるものと均衡を失するものも見受けられるので、あらたに追加された占用物件をも含めて、条例に定めのない占用物件に係る占用料の額を定めるとともに、この際あわせて、他の占用物件の占用料の額についても再検討を行ない、実情に即したものとされたいこと。

別添〔略〕

○高架の道路の路面下の占用許可に係る事前協議及び道路の占用の期間について

昭和47年3月17日道政発第17号

各地方建設局長、北海道開発局長、各都道府県知事、各指定市長、道路関係四公団の長あて建設省道路局長通達

改正 平成17年9月29日国道利第17号

標記のことについては、次のとおり取り扱うものとしたので、事務取扱い上遺憾のないようにされたい。

なお、各都道府県にあっては、管下の道路管理者（地方道路公社を含む。）にもこの旨連絡願いたい。

記

1 [削除]

2 道路の占用期間

道路法第32条第1項又は第3項の許可に係る占用の期間については、次のとおりとする。

なお、「地方建設局長が行う道路の占用の許可手続について」の運用について（昭和42年8月28日付け、建設省道政発第48号）中1の（3）を削除し、2（2）の「令」を「道路法施行令」に改めるものとする。

(1) 水道法、工業用水道事業法、下水道法、地方鉄道法、ガス事業法または電気事業法の規定に基づいて設ける水管（水道事業、水道用水供給事業または工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する地方鉄道、ガス管、電柱または電線については、10年以内とする。

(2) 次の占用物件については、3年以内とする。

ア 道路法第32条第1項第1号から第3号までに規定する占用物件で、（1）以外のもの

イ 道路法第32条第1項第4号または道路法施行令第7条第1号に規定する占用物件で、構造的に堅固で耐久力を有するもの

ウ 道路法第32条第1項第5号または道路法施行令第7条第6号から第8号までに規定する占用物件

(3) （1）または（2）以外の占用物件については、1年以内とする。

○高架道路の路面下占用許可及び石油圧送施設の占用許可に係る事前協議について

昭和58年2月5日建設省道政発第12号

道路局長から地建局長あて

改正 平成17年9月29日国道利第17号

標記については、昭和40年8月25日付け建設省道発第367号道路局長通達「高架道路の路面下の占用許可について」等及び昭和46年8月20日付け建設省道政発第89号道路局長通達「石油圧送施設の道路占用について」により、これらの物件の占用許可に当たってはあらかじめ当局と協議するよう通知したところであるが、占用許可事務に係る手続の簡素化を図るため、今後の取扱いは下記によることとしたので、その処理について遺憾のないようにされたい。

なお、都道府県にあっては管下市町村（指定市を除く。）にもこの旨周知願いたい。

記

1 [削除]

2 石油圧送施設の占有について

昭和46年8月20日付け建設省道政発第89号道路局長通達「石油圧送施設の道路占有について」に定める石油圧送施設の道路占有のうち、道路を横断して占有するもの又は道路を縦断して占有するもので占有延長が500メートル未満のものについては当局に事前協議を行う必要はない。

なお、同通達の本文中「これらの施設の道路占有の許可」を「これらの施設の道路占有の許可（道路を横断して占有するもの又は道路を縦断して占有するもので占有延長が500メートル未満のものを除く。）」に改める。

○高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について

平成21年1月26日国道利第18号
神奈川県知事あて国土交通省道路局長通達

標記の件については、別紙のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、貴職におかれてもこれを参考とした運用に努められるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの旨通知願います。

○「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進についての一部改正について

平成27年3月27日国道利第19号
神奈川県知事あて国土交通省道路局長参考送付

標記の件については、別紙のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、参考までに送付します。

なお、都道府県におかれては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの旨通知願います。

(別紙)

○高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について

平成21年1月26日国道利第17号
各地方整備局長、北海道開発局長、内閣府沖縄総合事務局長、
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長あて国
土交通省道路局長通達
最終改正：平成27年3月27日国道利第19号

高架の道路の路面下及び道路予定区域は、直接には通行の用に供していない道路空間であり、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その暫定利用を含め一層の有効活用を推進すべきところである。

このため、これらの道路空間については、下記に定めるところにより、計画的に有効活用が図られるよう配慮されたい。

記

1 基本方針

- (1) 次に掲げる道路区域内の土地（以下「高架下等」という。）であって、その有効活用が可能と認められる場所に係る道路占用については、道路法及び道路法施行令の関係規定のほか、本通知によるものとする。
- (ア) 高架の道路の路面下の道路のない区域の地上（以下「高架下」という。）
- (イ) 道路法第91条第2項に規定する道路予定区域（以下単に「道路予定区域」という。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、車両又は歩行者の通行の用に供していない道路区域内の土地
- (2) 高架下の占用は、道路法第32条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架下に設けられる工作物又は施設で、その合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものについては、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」に限ることとする道路占用許可基準を適用しないこととしており、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の専用を認めることができる。
- なお、「合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの」とは、まちづくりや賑わい創出の観点から、占用させることがふさわしいと認められるものを指す。
- また、道路法第32条第1項第1号から第4号までに掲げる工作物、物件若しくは施設、同項第7号に掲げる物件のための高架下の占用又は道路予定区域（1(1)(ウ)）を含む。以下「道路予定区域等」という。）の占用は、道路管理上及び土地利用計画上十分に検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合に限って認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、当該高架下の占用又は道路予定区域等の占用を認めて差し支えない。
- (3) 高架下等の占用の許可に当たっては、公共的ないし公益的な利用を優先すること。
- (4) 都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図る必要があると認められる高架下等について、道路管理者は、必要に応じ、高架下等に係る将来的な利用計画（以下「高架下等利用計画」という。）を策定すること。高架下等利用計画を策定した場合には、これに沿って、占用許可を取り扱うこと。
- (5) 高架下等利用計画の策定及び高架下等における占用許可に当たっては、道路構造や交通への支障のほか、まちづくり等の観点から、総合的に判断すること。

2 高架下等利用計画の策定

- (1) 道路管理者は、高架下等利用計画を策定するに当たっては、関係する他の道路管理者、地方公共団体、学識経験者等から構成される高架下等利用計画検討会を開催し、意見を聴取するものとする。
- (2) 高架下等利用計画においては、高架下等の利用用途のほか、必要に応じ、占用の場所、構造、期間、占用主体等に関する事項を定めること。
- (3) 高架下等利用計画は、占用の実態、道路交通の状況、周辺の土地利用状況等を踏まえ、必要に応じ、その変更又は見直しを行うものとする。

3 高架下の占用に関する留意事項

- (1) 高架の道路は橋脚によって支えられる特殊な構造の道路であり、損壊等の事故が発生した場合に被害が甚大となることから、高架下の占用については、高架の道路の保全に支障がない場合に認められるものであること。
- (2) 高架下の占用により、道路管理者が当該占用区域内及びその近傍において、橋脚等

の道路構造物の日常的な点検等を行いくくなるため、道路管理者に代わりこれを適確に行うことができる者を占用主体とし、高架下の管理に支障が生ずることのないよう配慮すること。

4 道路予定区域等の占用に関する留意事項

- (1) 道路予定区域等については、暫定的な利用として、駐車施設、広場、公園、仮設店舗、仮設展示場等の占用が対象となるものであること。
- (2) 占用物件については、将来の道路事業の施行に伴い除却の困難となる構造でないこと。また、占用期間については、占用申請時(更新時を含む。)に、占用物件の除却に係る方法、日数その他必要となる事項を明らかにする資料の提出を求め、将来の道路事業の施行時期等を考慮のうえ、道路事業に支障とならないように留意すること。
- (3) 土地の性質にかんがみ、道路管理上の必要から道路管理者が当該土地を使用する可能性、道路構造や交通への支障等について十分に留意すること。

5 その他

- (1) 電柱、電線、管路等道路上に広く占用が認められているもの又は応急仮設住宅等緊急に占用を認めることが必要となるものについては、本通知の取扱いによらず占用許可することが可能であること。
- (2) 本通知に基づく占用許可の取扱いに関しては、許可基準等を別途定めるので、これによること。
- (3) 本通知は、平成21年2月1日から施行する。
- (4) 施行の日前の許可に係る占用については、なお従前の例によることができる。
- (5) 施行の日前に「高架道路の路面下の占用許可について」(平成17年9月9日付け国道利第5号)記2の高架下利用計画を策定している場合における占用については、なお従前の例によることができる。
- (6) 「高架道路の路面下の占用許可について」(平成17年9月9日付け国道利第5号)、「高架下利用計画策定指針について」(平成17年9月29日付け国道利第9号)、「「高架の道路の路面下」等における占用に係る占用主体の取扱いについて」(平成17年10月3日付け国道利第11号)及び「高架道路の路面下の自動車駐車場の占用の取扱いについて」(平成18年6月22日付け国道利第15号及び16号)は、平成21年2月1日付けで廃止する。

○高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて

平成21年1月26日国道利第20号

神奈川県県土整備部長あて国土交通省道路局路政課長通達

標記の件については、別紙のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、貴職におかれてもこれを参考とした運用に努められるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、管内道路管理者(指定市を除く。)あてこの旨通知願います。

(別紙)

○高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて

平成21年1月26日国道利第19号

各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長あて
国土交通省道路局路政課長通達

今般、「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」（平成21年1月26日付け国道利第17号。以下「17号通達」という。）により、高架下等の道路空間については、その有効活用を一層推進することとされたが、その取扱いに当たっては、下記の高架下等利用計画等に係る事項に留意するとともに、占用許可基準等を別紙1及び2のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 高架下等利用計画の策定

高架下等利用計画の策定については、17号通達記2により定められているところであるが、策定に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 都市計画、周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ、まちづくり、賑わい創出等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図るため、道路占用が見込まれる高架下等の道路空間のうち次に掲げる場所については、高架下等利用計画を順次策定すること。
 - (ア) 有効活用できる土地の規模が長大であるなどにより、計画的に土地の利用を図ることが必要と認められる場所
 - (イ) 市街地が形成されている地域など、周辺の生活環境、景観等に対する影響が大きいと認められる場所
 - (ウ) その他適正かつ合理的な土地の利用を図ることが特に必要と認められる場所
- (2) 周辺の土地利用状況等との調和を損なうおそれが少ない場所、まちづくり、賑わい創出等の観点からの土地の有効活用が見込まれない場所等にあつては、高架下等利用計画を策定する必要はないこと。
- (3) 高架下等利用計画の策定に当たっては、まちづくり、賑わい創出等の観点のほか、公共性、公益性等の観点を十分考慮すること。
- (4) 高架下等利用計画は、関係機関の合意により、当該地域における道路占用に関する取扱いが定められているときは、これに適合するものであること。
- (5) 高架下等利用計画検討会については、公平性、中立性に配慮した構成とするとともに、弾力的な運用に努めること。例えば、違法駐車が課題とされる地域にあつては地方公共団体の駐車対策担当部署を、賑わいの創出が求められる地域にあつては地方公共団体のまちづくり担当部署を加えることなどが想定される。
- (6) 高架下等利用計画は、路線、地域、道路の管理区分等に応じて適切な単位で策定すること。長大な土地については、適切に区分して利用用途を検討すること。
- (7) 高架下等利用計画の変更又は見直しを行おうとする場合には、再度、高架下等利用計画検討会の意見を聴くこと。ただし、当該検討会において変更又は見直し時の取扱いを定めている場合には、この限りでない。

2 その他

- (1) 高架下とそれに接続する道路予定区域（17号通達記1（1）（ウ）を含む。以下同じ。）について、当該道路予定区域が狭隘であるなどの理由により一体的に許可することが合理的である場合においては、これらにまたがって占用する施設等を一の物件として許可することができるものとする。
- (2) 道路の占用は、元来用地補償とは別個の問題であるから、道路等の用地交渉段階において被買収者に占用を約束するような行為は、厳に慎むべきこと。
- (3) 主たる用途が駐車場である占用の許可に当たっては、周辺の駐車場との利用の公平

等の観点から、周辺の駐車場と均衡の取れた利用方法、利用料金等にすべきであるため、占用申請時（更新時を含む。）に当該駐車場及び周辺の駐車場の利用方法、利用料金等を明らかにする資料の提出を求めるものとする。また、占用を許可した後に占用主体が利用方法、利用料金等を変更しようとする場合も、同様とする。

- (4) 別紙2（記1（2）（ウ）及び（3）後段を除く。）は、17号通達記1（1）（ウ）に係る占用の取扱いの場合について準用する。
- (5) 本通知は、平成21年2月1日から施行する。

別紙1

高架下の占用許可基準等

1 占用許可基準

(1) 高架下等利用計画との適合

高架下等利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。

(2) 占用の場所、占用物件の構造等

占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

(ア) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であつて都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。

(イ) 緊急の場合に備え、原則として、市街地にあつては最低約30mごと、その他の地域にあつては約50mごとに横断場所を確保しておくこと。

(ウ) 高架下の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。
特に、一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に著しい支障が生ずることとならないよう留意すること。

(エ) 占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

(オ) 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。

(カ) 天井は、原則として高架の道路の桁下から1.5m以上空けること。

(キ) 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1.5m以上空けること。

(ク) 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。

(ケ) 高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。

(コ) 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

(サ) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

(シ) 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

- ① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

③ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

(3) 占用の期間

占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

(4) 占用主体

高架下の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占有物件を適確に管理することができるものと認められる者であること。また、高架下の占有により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

(ア) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検

(イ) 高架の道路からの落下物の有無の点検

(ウ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検

(エ) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理

(オ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項

2 占用許可の条件

(1) 占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

(ア) 道路に関する工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

(イ) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。

(ウ) 必要に応じ、当該占有区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

(エ) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占有される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

(2) さらに、占有主体が行う高架下の日常的な点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。

(ア) 占有者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。

(イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。

① 点検等の範囲に関する事項

② 点検等の対象に関する事項

③ 点検等の内容に関する事項

(一) 点検項目

(二) 点検時期

(三) 点検方法

(四) 清掃、除草等の時期

(五) 清掃、除草等の方法

④ 点検等の体制に関する事項

- ⑤ 点検等の記録に関する事項
 - ⑥ 点検等の結果の報告に関する事項
 - ⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
 - (ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
 - (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- 3 留意事項
- 占有許可の更新に当たっては、占有の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占有の期間、占有許可の条件等の見直しを行うこと。

別紙 2

道路予定区域の占有許可基準等

1 占有許可基準

(1) 高架下等利用計画との適合

高架下等利用計画を策定している場合には、占有の目的、占有の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。

(2) 占有の場所、占有物件の構造等

占有の場所、占有物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

- (ア) 道路予定区域の占有により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に交差点、横断歩道等の付近においては、占有物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。
- (イ) 柵又は縁石等の工作物等により占有範囲が明確にされていること。
- (ウ) 道路予定区域に設ける占有物件については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。
- (エ) 高架下と近接する占有物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- (オ) 道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- (カ) 占有物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- (キ) 次に掲げる物件の占有は、許可しないものとする。
 - ① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。
 - ② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
 - ③ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

(3) 占有の期間

占有の期間については、占有の目的、占有の形態等を考慮して適正に定めるものとする。なお、道路予定区域については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう、将来の道路事業の施行時期等を考慮して、必要に応じ、占有の期間を短期に設定することが必要となる場合があることに留意すること。

(4) 占用主体

道路予定区域の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理することができるものと認められる者であること。

2 占用許可の条件

占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- (2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。
- (4) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

3 留意事項

- (1) 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うこと。
- (2) 道路予定区域に占用する駐車施設、広場、公園等については、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」として取り扱うものとする。また、仮設店舗、仮設展示場等については同項第6号の「その他これらに類する施設」として取り扱うものとする。
- (3) 駐車施設、広場、公園等の占用の場合における占用料の額の算定に当たっては、柵又は縁石等で区画された範囲を占用面積とし、道路法施行令別表中「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項の「その他のもの」の項を適用する。

令第10号物件 一道路の上空に設ける施設一

道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場

(方針)

極力抑制すべきであるので、大規模修繕や施設撤去等を含めた維持管理能力を具備した者が占有する場合であって、次の各項のいずれかに該当し、真にやむを得ないと認められる場合に限り認めることができる。

- 1 都市計画法第8条第1項第3号に定める高度地区及び高度利用地区並びに同項第4号の2の都市再生特別地区内の自動車専用道路の上空に設ける場合
- 2 都市再生特別措置法第36条の3第1項に規定する特定都市道路の上空に設ける場合

(位置)

- 1 道路構造令第12条に定める建築限界に加え、当該道路の維持管理等のために必要となる空間が確保され、視通確保等、道路交通の安全が確保されるものであること。
- 2 日照、採光、通風、非常時の避難路、消防活動等の観点から、周辺地域の良好な市街地環境が確保されるものであること。
- 3 緊急輸送道路以外の道路であること。

(構造)

- 1 落下、倒壊、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵、使用するためのものでないこと。
- 3 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するものでないこと。
- 4 施設等の側面又は屋上から、人や物の落下がないよう、防護策の設置等の必要な措置を行うこと。

(その他)

- 1 特定都市道路の上空に設ける建築物にあつては、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、都市再生特別措置法施行令第7条で定める基準に適合するものであって、建築基準法第2条第1項第35号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものであること。
- 2 施設等の外壁のうち、道路に面した部分には広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。

令第 11 号物件　－応急仮設建築物－
応急仮設建築物

(方針)

占用主体は、国、地方公共団体又は日本赤十字社（以下「地方公共団体等」という。）であること。

(位置)

- 1 非常災害時における道路の通行機能、輸送機能等の妨げとならない場所で、かつ、災害復旧等の道路事業の妨げとならない場所であること。
- 2 建築基準法第85条第1項に規定する特定行政庁が指定する区域内に地方公共団体等が災害救助のために建築するものであること。
- 3 車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除いた部分であること。
- 4 道路予定区域内に占用する場合には、応急仮設建築物の占用期間内に道路事業に係る着手予定がない場所であること。

(その他)

- 1 被災地の状況に応じて迅速かつ柔軟に対応すること。
- 2 応急仮設建築物の占用に伴う電気、ガス、通信、上下水道等の占用についても迅速かつ柔軟に対応すること。
- 3 応急仮設建築物に居住する被災者の通行、車両の乗り入れ等が安全に行われるよう地方公共団体等と十分調整すること。

(関係通知)

- 1 「応急仮設住宅の道路占用について」（平成20年4月1日付け国道利第1号及び第2号）

○応急仮設住宅の道路占用の取扱いについて

平成20年4月1日国道利第2号

神奈川県県土整備部長あて国土交通省道路局路政課長通達

標記については、別添のとおり各地法整備局道路部長等あて通知したので、参考までに送付します。

なお、都道府県におかれては、管内道路管理者（指定市を除く。）に対しても、この旨周知願います。

別添

○応急仮設住宅の道路占用の取扱いについて

平成20年4月1日国道利第1号

各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長あて

国土交通省道路局路政課長通達

道路法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第5号）が、平成20年1月18日に公布され、平成20年4月1日から施行されることとされた。

本改正により、地方公共団体等が災害救助のために建築する応急仮設住宅の占有が可能となったので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1. 改正趣旨

非常災害の際には多数の被災者が生じ、被災者を収容するための仮設住宅を早急かつ大量に供給することが必要となる。

今後、大規模地震等の発生が想定され、応急仮設住宅の建築用地が不足する事態も十分考えられることから、道路区域の通行の用に供していない部分や道路予定区域において応急仮設住宅を占有することが可能となるよう措置されたものである。

2. 基本方針

- (1) 非常災害時における応急仮設住宅の占有許可に当たっては、被災地の状況に応じ迅速かつ柔軟に対応すること。応急仮設住宅の占有に伴う電気、ガス、通信、上下水道等の占有についても同様であること。
- (2) 発災前の平時において、地方公共団体等の防災担当部局から道路管理者に対し、応急仮設住宅の占有について地域防災計画等に基づく非常災害時の対応に係る協議等があった場合には、非常災害時に速やかな対応が可能となるよう調整を図ること。
- (3) 応急仮設住宅の占有に当たっては、非常災害時における道路の通行機能、輸送機能等の妨げとならないようにするとともに、災害復旧等の道路事業の妨げとならないよう調整を図ること。

3. 留意事項

応急仮設住宅の占有に関しては、次の事項に留意すること。

- (1) 応急仮設住宅の占用主体は、国、地方公共団体又は日本赤十字社（以下「地方公共団体等」という。）
- (2) 占用が認められる応急仮設住宅は、建築基準法第85条第1項に規定する特定行政庁が指定する区域内に地方公共団体等が災害救助のために建築するものであること。
- (3) 道路区域に占用する場合には、車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除いた部分であること。また、道路予定区域に占用する場合には、応急仮設住宅の占用期間内に道路事業に係る着手予定がないなど、将来の道路事業に支障のない場所であること。
- (4) 応急仮設住宅に居住する被災者の通行、車両の乗り入れ等が安全に行われるよう地方公共団体等と十分調整すること。

令第12号物件 ー自転車等駐車器具ー

自転車、原動機付自転車及び二輪自動車の車輪止め装置その他の器具

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体又は鉄道事業者等、十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合。
- 2 地元市町村の違法駐輪対策等の各種施策と整合していること。
- 3 高架の道路の路面下へ設置する場合には、この基準による他、令第9号物件の基準によること。

(位置)

- 1 車道以外の道路の部分に設けること。(原動機付自転車等の車輪止め装置を含む場合には、車道に近接する部分に設けること。)
- 2 交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所に設けること。
- 3 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
- 4 横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合などを除き、交差点等に設けないこと。
- 5 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
- 6 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。
- 7 平成18年11月15日付け国道公安第28号「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」及び「同解説」に準拠すること。

(構造)

- 1 自転車等駐車器具は固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること。
- 2 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること。
- 3 車輪止め装置は、安全や視距を確保する視点から、平面式とすること。
- 4 歩行空間と自転車等の駐車空間を柵などを用いて明確に区分すること。
- 5 必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講ずること。
- 6 自転車等が歩行者や自動車等と接触することがないように、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと。
- 7 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定められた道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
- 8 原動機付自転車等の駐車器具を設ける場合においては、柵等を設けることなどにより、原則として原動機付自転車等が車道側から進入する構造にすること。
- 9 総則第11条に該当する場合を除き、広告の添加、塗布は認めない。
- 10 平成18年11月15日付け国道公安第28号「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」及び「同解説」に準拠すること。

(その他)

- 1 物件の設置に際し、建築基準法第6条、消防法第7条又は道路交通法第77条の許可等が必要な場合には、これらの関係機関と事前に協議等を行うこと。
- 2 許可に際しては、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。
 - ア 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。
 - イ 駐車器具の管理を適切に行うこと。
 - ウ 不特定多数の者の利用に供すること。
 - エ 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。
 - オ 駐車料金を徴収する場合には、付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- 3 車輪止め装置の許可に際しては、その他の器具を一括して許可することができる。
- 4 特定の利用者による自転車等の保管場所として、利用されることにならぬようにすること。
- 5 定期に巡回する管理員を配置し、自転車等駐車器具付近に放置されている自転車の処理を行う等、占有者が責任をもち管理を行うこと。
- 6 自転車等駐車器具付近には、占有者及び名称を表示すること。また、歩道橋階段下に設置する場合、占有者は、道路管理者による歩道橋の維持、修繕工事の際には閉鎖する旨利用者に周知すること。

| 用語 | 令第12号物件 ー自転車等駐車器具ー 中での定義 |
|----------|---|
| 自転車等 | 自転車、原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定するもの。）又は二輪自動車（同法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車で二輪のもの。）。ただし、側車付きのものを除く。 |
| 原動機付自転車等 | 原動機付自転車及び二輪自動車 |
| 駐車器具 | 車輪止め装置及びその他の器具 |
| その他の器具 | 柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等 |

(関係通知)

- 1 「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第32号）
- 2 「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号）
- 3 「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」（平成18年11月15日付け国道交安第28号）

[一部改正：平成26年]

○道路法施行令の一部改正について

平成18年1月15日国道利第32号
神奈川県知事あて国土交通省道路局長通達

標記については、別添のとおり各地方整備局長あて通知したので、参考までに送付します。

なお、都道府県におかれては、管内道路管理者（指定市を除く。）に対しても、この旨周知願います。

別 紙

自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め措置その他の器具の占用許可基準

1 趣 旨

道路上における自転車、原動機付自転車又は自動二輪車（以下「自転車等」という。）の放置問題の解消に資するため、道路法第32条第1項第7号に基づく道路法施行令（以下「令」という。）第7条に定める工作物、物件又は施設に、第8号として自転車等を駐車させるため必要な車輪止め措置その他の器具（以下「自転車等駐車器具」という。）を追加することとしたところ、その構造や占用の場所によっては、歩行者又は自転車（以下「歩行者等」という。）の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることなどにかんがみ、占用許可基準を策定したので、占用の許可に当たっては、道路法及び令に規定する占用の許可基準に加え、この基準により事務を取り扱い、道路管理の適正を期するものとする。

なお、自転車等駐車器具の占用に当たっては、本基準に加え、別途通知される路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針（平成18年1月15日付け国交安第28号）を参考にすること。

2 方 針

(1) 自転車等駐車器具の占用を認めることとしたのは、道路上における放置自転車等の問題の早期解決など、歩行者等の安全で円滑な進行を確保することが喫緊の課題となっていることを踏まえてのものであることにかんがみ、次のいずれにも該当するものであることとする。

ア 放置自転車等が問題となっている地域等において、これらが整序されることにより、歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与すること。

イ 自転車等駐車器具は、逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから、一般公共の用に供するものであること。

(2) 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整除する能力を有すると認められる者とする。

(3) 自転車等駐車器具の占用に当たっては、放置自転車等の整理や撤去、当該地域における街づくり等に関する各種施設等との整合性を確保するため、占用主体、占用の場所、駐車料金の額や徴収方法などの運営形態等について、関係地方公共団体等と十分に調整し、その意見、要望等を反映したものとすること。

3 占用の場所

自転車等駐車器具の占用の場所については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 自転車駐車器具の占用の場所

ア 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。以下に同じ。）に設けること（令第11条の7第1項第1号）。

交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること（令第11条の7第1項第2号）。

歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがないように設置するため、自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる自転車道、自転車歩行者道又は歩道（以下、「歩道等」という。）の部分の一方の側の幅員を以下のとおり確保すること。

ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合など、当該駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が従前を下回らない場合で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りではない。

① 自転車道については、道路構造令（昭和45年政令第320号）第10条第3項本文に規定する幅員であること。

② 自転車歩行者道については、道路構造令第10条の2第2項に規定する幅員であること。

③ 歩道については、道路構造令第11条第3項に規定する幅員であること。

ウ 原則として交差点等の地上に設けないこと（令第11条の7第2項）。

横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。

エ 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること（令第11条の7第2項）。

オ 特定連結路附属地に設ける場合にあつては、一般工作物等の占用の場所の基準を準用すること（令第11条の7第2項）。

カ 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、該当ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。

(2) 原動機付自転車等駐車器具の占用の場所

ア 車道以外の道路の部分（分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分を除く。）内の車道に近接する部分であること（令第11条の8第1項第1号）。

駐車するために原動機付自転車又は二輪自動車（以下「原動機付自転車等」という。）に乗車したまま歩道等内を通行して、歩行者等との交通事故を惹起させることのないよう車道に近接する部分に設けること。

この場合においては、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場合を避けるなど、当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所であること。

イ 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること（令第11条の8第1項第2号）。

歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えないように設置するため、原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車等の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる歩道部等の部分の幅員を3(1)イ①から③までのとおり確保すること。

ただし、横断歩道橋の下の歩道上や植樹帯間に設ける場合など、当該駐車器具を原動機付自転車等の駐車の用に供したときに、歩行者等が通行することができる部分の幅員が従前を下回らない場合で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においては、この限りではない。

ウ 3(1)ウからカまでは、原動機付自転車等駐車器具に適用する(令第11条の8第2項)。

4 構造

自転車等駐車器具の構造等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 自転車等駐車器具は固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること。
- (2) 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること。
- (3) 車輪止め装置(通称ラック)は、安全や視距を確保する観点から、平面式とすること。
- (4) 歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分すること。この場合においては、自転車等が駐車されることとなる道路の部分の外周のうち、歩行者等の進行方向と交差する部分がある場合には、柵等を設けること。なお、当該部分以外の外周においても接触事故等がないよう、柵等を設けることが望ましい。
- (5) 必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講じること。
- (6) 自転車等の駐車等に際し、歩行者や自転車等と接触することがないように、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分に行うこと。
- (7) 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定められた道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
- (8) 原動機付自転車等駐車器具を設ける場合においては、柵等を設けることなどにより、原動機付自転車等が原則として車道側から進入するものとすること。
- (9) 上屋を設ける場合においては、当該上屋の構造とうについて、「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号)Ⅱ3に揚げる基準を準用するものとする。

5 その他

- (1) 自転車等駐車器具の道路占用の許可に際し、建築基準法第6条、消防法第7条又は道路交通法第77条の許可が必要な場合には、これらの関係機関とも事前に協議等を行うなど十分な連絡調整を図ること。
- (2) 占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。
 - ア 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。
 - イ 自転車等駐車器具の管理を適切に行うこと。

- ウ 不特定多数の者の利用に供すること。
 - エ 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。
 - オ その利用について時間単位、月単位等により駐車料金を徴収する場合には、付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
 - カ その他道路管理者が必要と認める事項。
- (3) 令第7条第8号物件である車輪止め措置、柵、上屋、照明器具、案内板、自動精算機等を自転車等駐車器具として一括して許可をすることができること。
 - (4) 特定の利用者による自転車等の通常の保管場所として、利用されることにならないようにすること。
 - (5) 関係地方公共団体、沿道住民、沿道店舗、道路利用者等の理解を十分に得るなど、地域の合意形成の確保に努めること。

○道路法施行令の一部改正について

平成18年11月15日国道利31号

各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長あて国土交通省道路局長通達

道路法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第357号）が、平成18年11月15日に公布され、平成19年1月4日から施行されることとされたところである。

については、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、本改正により、歩道等における自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下「自転車等駐車器具」という。）の占用が認められることとなったところ、自転車等駐車器具の構造や占用の場所によっては、歩行者又は自転車（以下「歩行者等」という。）の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることなどにかんがみ、別紙のとおり、自転車等駐車器具の占用許可基準を策定したので、占用に当たっては、本基準に従い取り扱うものとする。

なお、本政令の施行に伴い、下記第2のとおり関係通達を一部改正することで、運用上誤りのないようになされたい。

本通達の内容については、警察庁交通局と調整済みであることを申し添える。

記

第1 道路法施行令の一部を改正する政令関係

1 道路の交差し、接続し、又は屈曲する場所（以下「交差点等」という。）に設けられる道路法第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）について（改正後の道路法施行令（以下「令」という。）第10条第1号ハ等関係）

(1) 改正趣旨

改正前の道路法施行令第10条第2項においては、交差点等の地上には、電線及び電柱を除き工作物等を設けてはならないこととされていた。これは、一般的に交差点等は、交通がふくそうする場所であり、工作物等を設けることにより自転車運転者等の信号機や道路標識等の視認を遅らせるおそれがあることなどによるものがある。

しかしながら、工作物等の種類又は道路の構造によっては、交差点等に設けることが必ずしも道路の構造又は交通に著しい支障を与えない場合もあること、その設置により

道路利用者の利便に資する場合があることなどから、道路の構造又は交通に及ぼす影響が大きい水管、ガス管、地下道管及び石油管を除き、工作物等を設けることを交差点等の地上に認めることとしたものである。

なお、平成16年度構造改革特区の第5次提案において、交差点等の地上における歩行者用の案内標識の占用を可能とする旨の要望がなされたところである。また、平成18年度構造改革特区の第9次提案においては、交差点等の地上におけるアーケードの占用を可能とする旨の要望がなされ、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合においてその設置が可能となるよう設置することが「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針」（平成18年9月15日）において決定されたものである。

(2) 基本方針

本改正は、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場合に限り、交差点等の地上における占用を認めることとしたものであり、その占用を一律に認める趣旨ではない。

したがって、その占用の許可に当たっては、工作物等を設けることにより歩行者等の安全で円滑な通行の妨げとなることや信号機や道路標識等の効用を妨げることがないよう慎重に取り扱うとともに、道路利用者の利便性の向上等を総合的に判断する必要がある。

2 自転車等駐車器具の工作物等への追加及びその占用の場所に関する基準について（令第7条第8号、第11条の7及び第11条の8関係）

(1) 改正趣旨

道路上における放置自転車が歩行者や車いす利用者等の安全で円滑な通行の妨げとなっているなど、放置自転車対策は喫緊の課題となっているところである。

このような状況の下、道路法施行令の改正により、平成17年4月1日から、道路に接する自転車駐車場に加えて、道路上の自転車駐車場についても道路附属物として位置付けられ、道路管理者が当該自転車駐車場を整備することが可能となったが、今般、放置自転車問題の早期解決に資するため、自転車を駐車されるため必要な車輪止め措置その他の器具の占用が認められることとなった。

また、原動機付自転車及び二輪自動車についても、近年普及が進む一方、その駐車場の不足などによる違法駐車が問題となっており、歩行者等の安全で円滑な通行の妨げとなっている。よって、違法駐車対策を推進するため、原動機付自転車又は二輪自動車の車止め装置その他の器具の占用が認められることとなった。

さらに、自転車等駐車器具の構造や占用の場合によっては、歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることなどにかんがみ、その占用の場所の基準が規程されたものである。

なお、構造改革特区の第6次提案から第8次提案において、歩道上への自転車駐車場の占用を可能とする旨の要望がなされ、放置自転車の減少により歩行者等の通行を円滑にする効果も期待できることから、当該措置を講ずる旨が「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」（平成18年3月31日閣議決定）において決定されたものである。

(2) 基本方針

自転車等駐車器具の占用の許可に当たっては、令で規定された基準及び別紙の「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車されるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」に従い、厳正に取り扱われたい。

(3) 占用料

占用料の額の算定に当たっては、占用面積1平方メートル1年につき、近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額とされた。

この場合の占用面積は、自転車等駐車器具の設置によって歩行者等が通行することができなくなり、占有者が継続して使用していると認められる道路の部分の面積とねることに留意されたい。

第2 その他

- 1 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和42年11月13日付け建設省政発第90号)を次のように改める。
記3(2)(ホ)(b)(三)中「駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)」を「駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具に」改める。
- 2 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令並びに道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料徴収規則の施行について」(昭和42年11月13日付け建設省政発第90号の2)を次のよう改める。
記II1(2)(ホ)(b)(三)中「駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)」を「駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車されるため必要な車輪止め装置その他の器具」に改める。
- 3 「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和42年11月13日付け建設省政発第90号の3)を次のように改める。
記2(2)(ホ)(b)(三)中「駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)」を「駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具」に改める。
- 4 「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和44年8月20日付け建設省政発第52号)を次のように改める。
別紙第4(3)の次に次のように加える。
(4)上記(3)にかかわらず、公共施設や著名な観光地等を案内し、不特定多数の道路利用者の利便に資する歩行者用の案内標識については、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合において、道路の交差し、接続し、又は屈曲する場所に設けることができる。

○路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について

平成18年11月15日国道交安第28号
神奈川県県土整備部長あて国土交通省
道路局地方・環境課長通達

今般、別添のとおり、路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針を作成したので、今後、道路付属物として路上自転車・自動二輪車等駐車場を整備するに当たっては、これによられたく通知する。

都道府県におかれては、貴管下市町村（地方道路公社を含む。）に対しても周知徹底されたく願います。

なお、自転車、原動機付自転車又は自動二輪車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用については、本指針を参考とする旨、国土交通省道路局長から通知（平成18年11月15日、国道利 第31号）されているので申し添える。

（別添）

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針 目次

第1章 総 則

- 1-1 目的
- 1-2 適用の範囲
- 1-3 用語の定義
- 1-4 駐車対象車両

第2章 設 計

- 2-1 駐車ます
- 2-2 収容方法
- 2-3 設置位置
- 2-4 配置
- 2-5 出入口
- 2-6 置場
- 2-7 柵等
- 2-8 上屋
- 2-9 歩道等の有効幅員
- 2-10 照明施設
- 2-11 排水施設
- 2-12 利用案内板
- 2-13 修景

第3章 管 理

- 3-1 駐車場および周辺の管理
- 3-2 盗難防止

第1章 総 則

1-1 目的

本指針は、道路上の自転車及び自動二輪車等（原動機付自転車を含む）の駐車場の整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な設計に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本指針は、道路上に設置される駐車場のうち、平面駐車場を整備する場合に適用する。また、その整備にあたっては、本指針によるほか、建築基準法その他の関係法令の規定に十分配慮するものとする。

1-3 用語の定義

本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 自転車：道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 2) 原動機付自転車：道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 3) 自動二輪車：道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 4) 自動二輪車等：自動二輪車、原動機付自転車をいう。
- 5) 歩道：専ら歩行者の通行の用に供するために、緑石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 6) 自転車道：専ら自転車の通行の用に供するために、緑石線又はその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 7) 自転車歩行者道：専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、緑石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- 8) 自転車・自動二輪車等駐車場：自転車・自動二輪車等の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。
- 9) 路上自転車・自動二輪車等駐車場：道路上に区画線あるいは緑石、柵等により区画して設けられた駐車場をいう。

1-4 駐車対象車両

路上自転車・自動二輪車等駐車場（以下、「駐車場」という。）の設計の対象となる車種は、自動二輪車、原動機付自転車、自転車とする。

第2章 設 計

2-1 駐車ます

駐車ますの大きさは、下表に示す値以上とすることを原則とする。

表 駐車ますの大きさ（単位：m）

| | 長さ | 幅員 |
|---------|-----|-----|
| 自転車 | 1.9 | 0.6 |
| 原動機付自転車 | 1.9 | 0.8 |
| 自動二輪車 | 2.3 | 1.0 |

2-2 収容方法

駐車場内における自転車・自動二輪車等の駐車区画への収容方法、また自転車・自動二輪車等の配列方法は、計画駐車台数、敷地の形状面積、出入口の制約、利用対象者等を勘案して、利用しやすい方法を選定する。

2-3 設置位置

駐車場の設置にあたっては、植樹帯間や横断歩道橋下等の車両や歩行者等の通行の支障とならない位置であることとする。また、設置者が、事前に設置しようとする位置を管轄する都道府県公安委員会（以下、「公安委員会」という。）の意見を聴取（道路使用を伴う場合においては、当該位置を管轄する警察署長と事前に協議）した上で、交通の安全と円滑に支障のない位置に設けるものとする。

2-4 配置

駐車場の配置は、原則として次のとおりとする。

- ・ 自転車を対象とした駐車場を歩道等に設置する場合は、「歩道等側から出入り」
- ・ 自転車が設置されている道路の区間に自転車を対象とした駐車場を設置する場合は、「自転車道側から出入り」
- ・ 自動二輪車等を対象とした駐車場は、「車道側から出入り」

設計に際しては、これらの配置分類を選定して、駐車場の設計等を行う。なお、配置分類の選定に際しては、設置者において、事前に設置しようとする位置を管轄する公安委員会の意見を聴取（道路使用を伴う場合にあっては、当該位置を管轄する警察署長と事前に協議）した上で決定する。

2-5 出入口

駐車場の出入口は、設置位置、自動車・自転車・歩行者等の交通量や自転車・自動二輪車等の動線を勘案して設ける。また、車道側の出入口には、誤って自動車が進入しないように、四輪者進入防止用の柵等を設けるものとする。

2-6 置場

置場には、駐車可能な範囲、駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号、以下、「標識令」という。）で定められた道路標識、道路標示、区画線を設置することとする。置場には、必要に応じてラック等の設備を設置する。

2-7 柵等

駐車場区画を明示するなどのため、車両の出入りする側を除き、駐車場の外周に緑石や柵等を設置するものとする。緑石や柵等は、自転車、歩行者等の通行の支障にならない位置に設置し、見通しのできる構造とする。

2-8 上屋

上屋は、必要に応じて設置するものとする。

2-9 歩道等の有効幅員

駐車場を設置した箇所における歩道等の有効幅員は、道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、歩道においては3.5m（歩行者交通量の多い道路）又は2m（そ

の他の道路) 以上、自転車歩行者道においては4 m (歩行者交通量の多い道路) 又は3 m (その他の道路) 以上確保することとする。

2-10 照明施設

駐車場には、自転車及び自動二輪車等の出し入れ、夜間における駐車車両の管理等の作業を考慮して、必要に応じて照明を設置するものとする。

2-11 排水施設

駐車場内の排水のために必要がある場合には、適当な排水施設を設けるものとする。

2-12 案内板

駐車場の利用案内や連絡先等を記した案内板を設置することとする。

2-13 修景

駐車場の修景にあたっては、駐車場が満車で利用されている状況を含め、周辺環境と調和するよう配慮するものとする。

上屋や柵等の色彩は、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とする。

第3章 管 理

3-1 駐車場および周辺の管理

駐車場の設置後は、駐車場内および駐車場周辺を良好な状態に保つよう、適切な管理を行うものとする。

3-2 盗難防止

駐車車両の盗難が発生しないように、盗難防止に配慮する。

令第 13 号物件　－自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所－
自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

(方針)

認めない。